独立行政法人　国際協力機構の
令和４年度における業務実績評価

令和５年８月

外務省

財務省

農林水産省

様式１－１－１　中期目標管理法人　年度評価　評価の概要様式

１．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国際協力機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和４年度（第５期中期目標期間）
	中期目標期間	令和４～８年度

２．評価の実施者に関する事項			
主務大臣	外務大臣		
法人所管部局	外務省国際協力局	担当課、責任者	政策課　菅原　清行　課長
評価点検部局	外務省大臣官房	担当課、責任者	考査・政策評価室　木村　泰次郎　室長
主務大臣	財務大臣（外務大臣及び財務大臣の共管項目：No.14「内部統制」、No.16「短期借入金の限度額」のうち、有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項。）		
法人所管部局	財務省国際局	担当課、責任者	開発政策課　陣田　直也　課長
評価点検部局	財務省大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室　阪井　聡至　室長
主務大臣	農林水産大臣（外務大臣及び農林水産大臣の共管項目：農林業の開発に係る開発投融資の債権の回収等に関する事項。）		
法人所管部局	農林水産省輸出・国際局	担当課、責任者	新興地域グループ　浅野　大介　参事官（グループ長）
評価点検部局	農林水産省大臣官房	担当課、責任者	広報評価課　神田　宜宏　課長

３．評価の実施に関する事項
評価のために以下の手続等を実施した。 （１）監事ヒアリング：令和５年７月７日 （２）理事長ヒアリング：令和５年７月24日 （３）有識者からの意見聴取：令和５年７月24日

４．その他評価に関する重要事項
特になし。

様式１－１－２　中期目標管理法人　年度評価　総合評定様式

<table>
<tr><td colspan="7">１．全体の評定</td></tr>
<tr><td rowspan="3">評定
（S、A、B、C、D）</td><td rowspan="3">A：中期計画における所期の目標を上回って達成していると認められる。</td><td colspan="5">（参考）本中期目標期間における過年度の総合評定の状況</td></tr>
<tr><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td><td>令和８年度</td></tr>
<tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>評定に至った理由</td><td colspan="6">法人に対する各項目別評定を踏まえて、総合的に法人の活動結果を判断し、A評定とした。特に考慮した内容は以下のとおり。
・大項目「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関する項目の評定について、評価対象９項目のうち、S評定５項目、A評定４項目と、全ての項目で所期の目標を上回る成果を上げた。
・大項目「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「安全対策に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」に属する項目の評定について、評価対象６項目のうち、A評定３項目、B評定３項目と、全ての項目で所期の目標を達成する成果を上げた。
・法人全体の信用を失墜させる事象、中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき実績等、全体評定に影響を与える事象はなかった。</td></tr>
<tr><td colspan="7">２．法人全体に対する評価</td></tr>
<tr><td>法人全体の評価</td><td colspan="6">機構は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として開発協力事業を行っている。2022 年度は第５期中期目標期間（2022～2026 年度）の１年目であった。重要度の高い項目について、法人全体に対する主な評価は以下のとおり。

【開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保】（No.1）
　迅速なウクライナ支援の継続は、外交上の大きな貢献であった。また、日本の強みを活用しつつ FOIP の陸海空の連結性強化に資するインフラ整備（パラオ国際空港ターミナル全面開業等）や質高インフラ（南スーダン「フリーダム・ブリッジ」完成等）の取組を進めるなど、我が国の主要な外交政策である FOIP の実現に向けた重要な推進力になるとともに、本邦企業・技術の海外展開も推進し、インフラ輸出戦略といった我が国の重要政策に貢献した。加えて、アフリカのスタートアップ支援である Project NINJA など、スタートアップ支援の展開等により質の高い成長の実現に貢献した。また、ラオスの海外投融資第１号案件である風力発電事業は、同国の再生可能エネルギー促進による気候変動の緩和に貢献するとともに、ベトナムへの売電事業でもありメコン地域の連結性強化にも資するものである。ウクライナの越冬支援やバングラデシュにおけるロヒンギャ避難民ホストコミュニティの雇用創出に貢献するなど、困難度が高い業務を着実に実施した。

【普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現】（No.3）
　カンボジア地雷対策センターと連携し、ウクライナの地雷対策支援を迅速に実現した。こうした日本の対ウクライナ地雷対策支援が国内外で広く報道されるなど、外交上の大きな貢献であった。また、長年におけるブラジル・インドネシア警察への支援、モンゴルの競争法執行能力強化など、多くの国において平和構築、治安対策や法の支配に係る協力の成果を上げた。その他、ジェンダー平等と女性のエンパワメントとして、カンボジア・スリランカ・アフリカ地域において女性の経済的エンパワメントの促進や、ヨルダンにおける AI 技術の活用・普及推進の取組による DFFT の推進など、普遍的価値の共有や平和で安全な社会の実現に係る政府の取組にも貢献した。また、我が国が長年関与するフィリピン・ミンダナオの支援では、平和構築に係る我が国の協力を称える決議が採択されたことは、切れ目のない地道な協力の継続に対する高い評価であり、重要な成果と言える。また、ボツワナでは、DFFT の推進に資する、世界初となる地デジ日本方式への完全移行を通じ、デジタル技術・データを課題解決に活かすことで開発効果を高めるなど、困難度が高い業務を着実に実施した。

【地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靭な国際社会の構築】（No.4）
　過去最大規模の気候変動対策案件実施により CO2 削減へ大きく貢献した。水資源・水供給の分野においては、ウクライナの破壊廃棄物処理に向けた東日本大震災の経験の共有、治安悪化による数度の中断を乗り越えた南スーダン首都における浄水施設の完工など、困難度の高い業務を着実に実施した。また、カンボジアにおいて長年作成に協力してきた水道法の公布などが先方政府から評価され、外交上においても顕著な成果が見られた。加えて、環境管理において、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」の具体的な施策をまとめた「フォローアップ」に途上国支援の推進が言及され、政策の実現に貢献した。

【地域の重点取組】（No.5）
　ウクライナにおける復旧・復興支援や周辺国に対する本格的な支援は、外交上においても大きな貢献である。トルコ南東部で発生した地震に対する緊急支援等にも迅速に取り組んだ。さらに、各国の喫緊のニーズに応える形で日本政府の政策実現に貢献したことで、有償資金協力は過去最大の実績を達成したほか、無償資金協力の締結額（承諾額）や支払実行額（1,086 億円）も過去最大となるなど、</td></tr>
</table>

	顕著な成果を得た。 【民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献】（No.7） 再生可能エネルギー・脆弱層支援・複合危機対応に資する案件など、過去最大の海外投融資の承諾をはじめとして民間企業との連携を着実に進めたことは、開発協力大綱や SDGs でも重視されている民間資金の活用や、インフラシステム海外展開戦略等、本邦企業による質の高いインフラ投資を推進するものであり、政府公約・政策の実現に大きく貢献した。加えて、ウズベキスタンやパレスチナなどにおいて、初の海外投融資案件の承諾等、気候変動分野においてもその活動を拡大している。更に、アフリカのスタートアップ支援だけでなく、教育や女性の雇用創出への貢献に寄与している。加えて、機構の自主的な取組による創意工夫により、ビジネス支援事業の試行的制度改編や、企業共創プラットフォームの本格稼働など、ビジネス化の促進支援の取組のほか、新たな農業協力を進める JICA 筑波における農業共創ハブの取組などを推進した。 【多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人受入・多文化共生への貢献】（No.8） ポストコロナにおける本格的な事業再開として、JICA 海外協力隊への応募者はコロナ前の水準に回復し、66 か国 613 名の新規隊員派遣を実現し、ルワンダの隊員が DX を活用した活動を実施するなど、JICA is Back をアピールした。また、NGO/CSO との連携強化として、イラン初の草の根技術協力事業である障害者の尊厳回復の効果が見込まれる取組を実施した。その他、地方自治体との連携強化として、外国人材受入・多文化共生の取組を進めるとともに、地方自治体の戦略策定にインプットするなど、地方の国際化に貢献している。加えて、日系社会との連携や、地方還元の取組で協力隊のグローカル・プログラムなどの取組は評価できる。 【その他】 2017 年度に発生した予算執行管理問題を過去のものとせず、引き続き予算執行に関する不断の見直し・改善に取り組むことを期待している。 FOIP の実現や SDGs の達成と言った政府の重要政策に加え、2023 年 6 月に閣議決定された新開発協力大綱を踏まえ、大綱で掲げるオファー型協力の強化など、より効果的且つ戦略的な開発協力の推進の一翼を担うことを期待している。 開発協力に対する国民の理解や信頼の向上が益々重要になる中、若年層など各ターゲット層への効果的なアプローチの検討など、戦略的で積極的な広報活動を期待している。 開発途上国の課題は多様であり、海外投融資の実施体制を強化し、地方の中小企業を含む日本の民間資金や技術を活用した事業を展開し、課題解決に貢献するビジネスの実現促進への取組を従前以上に強化することを期待する。 全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項 特になし。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特になし。

３．項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	各項目別評定に記載のとおり。
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

４．その他事項	
監事等からの意見	1 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第5期中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。なお、複合的危機の中で法人の果たすべき役割は大きく、国内外の期待に応える上でも、迅速で効果的かつ効率的な業務実施に引き続き努めることが求められる。 2 法人の内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

	3 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。 4 財務諸表等に係る会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。 5 事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。 6 その他（主な留意すべき事項） ・内部統制の整備・運用状況（役員等間の意見交換のさらなる活性化、法務体制の強化、財務状況のモニタリングと財務報告等の信頼性の確保） ・組織体制・基盤の強化、DX の推進を通じた業務改善や効率化の対応状況（DX の推進を含む事務効率化の取組の継続、人材の発掘・育成・活用のあり方、在外拠点の機能強化にかかる取組の継続） ・組織横断的な課題とその改善への取組状況（JICA のサステナビリティ推進の加速化、協力成果の数値化及びコンサルタント等実績評価の改善、派遣人員の健康・安全管理、対外的なコミュニケーション及び発信力のさらなる強化） ・ウクライナ情勢等による政治経済状況の急変や新型コロナウイルス感染症の影響下での対応状況（緊急対応のレビューと「教訓」の引継）
その他特記事項	有識者からの意見聴取は以下のとおり。 ・自己評定につき、項目別のＳ評定７項目、A 評定５項目、B 評定３項目となっており、総合自己評定 A に関し、納得感は高い。定量的指標に加え、重要度・困難度の観点からも質的にも顕著な成果を上げているものと了解した。 ・コロナ禍、ロシアによるウクライナ侵略・地政学リスクの顕在化、地球規模での気候変動・自然災害等、そしてそれらに起因するインフレ圧力、為替の変動等と困難な外部環境の中、事業運営の難易度は高まっている。比較的安定していた「ポスト冷戦」時代の終焉を迎えた２０２２年度は、正に歴史的転換点ともいえ、このような状況で複合的危機に直面する中で、定量指標の目標値に対する実績はすべて達成度 100%を上回っている。また、定性面においても、多岐に亘る領域で海外ネットワークを活用して、国際開発機関、民間投資家・企業、政府、現地のコミュニティーに至るまで幅広いステークホルダーと現地現物でのきめ細かい連携・対応により成果を出している。「全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる」総合自己評定 A に違和感なし。ハイレベルな形で自由で開かれた地域経済連携の強化に貢献したといえる。 ・定量指標のアウトプット情報は、説明に工夫が必要であり、効果の観点からのアウトカムについて、サービス実施後のフォローアップの「視える化」がなされれば、JICA のさらなる認知度向上、より頼りにされる組織になると考えられる。機構がやっている業務は単年度のみで成果・効果が出るものではなく、それぞれの時代で機構の運営当事者が、過去から未来に向けて綿々としたバトンの引継ぎを行い、実績を積み上げてきているため、「視える化」の難易度は高いが、職員それぞれの頑張りをより納得感ある形で示すことができるのではないかと思われる。 ・機構は、2017 年にミッション・ビジョン・アクションを改訂しており、全職員への浸透が相当レベルで徹底され浸透している結果、今回の高評価につながっているのではないかと考える。さらなるミッション・ビジョン・アクションの浸透と深化により、信頼の輪を広げ、多様なパートナーとの連携を一層図り、今年度以降の業務推進を期待したい。 ・「業務実績等報告書」について、当該文章の準備に投入する職員の時間・工数を考慮すれば、もう少し簡素化できる部分もあるのではないか。今後の改善を期待したい。 ・一方で、「業務実績等報告書」の中で、マネジメント項目である「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「安全対策・工事安全に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」に関する記述が、事業運営パートの「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に比し、取組への記述が相対的に少ないのではないか。マネジメント系項目は「できて当たり前」という点もあろうが、機構が外に打って出るためのプラットフォームとしての重要性、難易度も高く、職員が他の職員と一緒になり自己成長を続け、世界に必要とされるサービスを絶えず提供し続けることができる全職員がイキイキと働ける職場にしていくためにも、実績として他（他の独法含む）の範となるような点については、是非主張・強調いただければと思う。 ・令和４年度（2022 年度）の自己評価 A は支持する。 ・昨年度の報告書と比較し、かなり事業説明に工夫した点（短縮されている。国際益―SDG s と国益との関連等）が確認できた。毎年の業務評価の故、業績顕著な部分もあれば、継続中の Part も多々あり、報告書の冒頭の説明には昨年との相違を明記してほしい。 ・JICA 事業で大きな行動変様として認識される点は、“普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現”、所謂、SDGs Goal 16 に関連する事業。この点は、非常に重要で、SDG s 16 の実践（国際益―国益のマッチング）に直結する故、国際機関や関連機関と協力して、Good ガバナンスを推進している現状をもっと発信・アピールすべき。 令和４年度の報告書のフォーカスは「持続可能な開発目標 SDG s 達成に向けた地球規模課題への対応」「ウクライナ危機の影響を受け、複合的な要因によって脆弱性が高まる新興国・途上国への支援」と理解する。その関連で政府が掲げる「自由で開かれたインド太平洋 FOIP」の実現にも少なからず貢献している。 更に、令和４年度の業績評価の特質している点は、持続可能な開発目標 SDG s 16（平和で包括的な社会促進して、すべての人に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築）を重要視し、報告書が作成されている。地政学的にも、この点は改正された「開発協力大綱」の内容を実践する上で、経済の安全保障とも相まって、ガバナンス支援（各国のサイバーセキュリティ対策も含む）強化に舵を切っている印象を受ける。 ・ODA 実施形態において、令和５年（2023 年）６月９日政府は、政府開発援助（ODA）の新たな指針を定めた「開発協力大綱」を閣議決定した。ODA を「外交の最も重要なツールの一つ」として位置づけ、ODA を拡充する方針を初めて明記した。オファー型協力の推進など、今後 ODA 実施における管理運営の複雑性が増す（スタッフトレーニング、カウンターパートトレーニング）ことは言うまでもない。これに関連して、JICA 内部の Capacity 強化の説明は必要。 ・「人間の安全保障」を具現化・実施する JICA としては、後発途上国（LDC s）を真摯にサポートするグローバルリーダーと認識されることを国是とし、能力開発、インフラ開発、人間開発、農業開発、

気候変動と環境問題、経済構造改革、平和構築と紛争からの復興、に注力することで、国際益―ＳＤＧｓと国益の融和が図られ、国際的な信用の高揚につながる。
・援助協調(マルチ・バイ)に関して、UNDP, UNICEF, ILO 等の国際機関とどのような交渉や協力をしているか、所謂、マルチ・バイの協力の別途説明・データベース化が必要。援助機関との連携は今後さらに促進・強化されることが予測される。特に、危険地域（ウクライナも含む）においてガバナンス関連では、国連機関との協力はさらに重要になる。
・JICA の国内展開は国際協力に連動する重要なイニチアチブ（スタートアップ支援（Project NINJA、海外投融資による展開等）は、経済成長、持続可能な開発の推進における新興企業と若者のファシリテーションにおいて、重要な役割を果たしている。日本のスタートアップ企業との連携を奨励・推進すべき。
又、画期的な、“ピースビルディングボンドの発行：国内発行体として初めて、平和構築に向けた事業に調達資金 を充当する「ピースビルディングボンド」を発行。機構債に関して、ソーシャルボンドを計 800 億円発行するとともに政府保証外債は過去最高の 9 億ドルを発行し、国内外の民間資金を開発途上地域支援に動員した。このうち、50 億円はリテール債で発行し、機構の取組に共感する個人投資家からの資金動員も実現した。 また、政府保証外債で調達した資金は、実際の出融資まで効率的に運用を行った。”この点は、将来性を見込んで S の評価をする。
・更に、開発大学院連携プログラム、JICA チェアの拡大、多数の自治体との連携・JP-MIRAI による外国人材受入・多文化共生支援、開発教育の進展、は ODA の認知度を高める重要なプログラムである。ODA 環境を取り巻く環境が一層厳しくなる中、ODA 増額への国民の理解がより求められている意味で情宣活動もさらに強化する必要がある。
・ICT や DX 事業を推進されることは賛同するが、パンデミックによって世界中の経済活動が急速減速しており、途上国は特に脆弱な状態に置かれている。貧困層の“Disadvantaged People”と呼ばれているー女性、子供、障害者も含めて、弱者に対する支援・協力をもう少し丁寧に説明してほしい。“JICA is back”のスローガンの下、“弱者に優しい JICA”のイメージは、底辺で苦しんでいる人々の信頼を得る重要なポイントである。誰一人取り残さないために貢献している「人間の安全保障」の evidence になる。
・JICA は事業の改善と説明責任を果たすべく、近年、業務評価の質の向上に努力している。この評価形式は PDCA サイクルを有効活用している。しかしその取り組みは、依然として断片的なまま、気候変動や生物多様性損失、紛争、移住、難民、パンデミック、データ保護といった問題を個別に取り扱っている印象を受ける。横断的な、経済、社会、環境、ガバナンスの観点から、JICA 活動の整合性とインパクト評価を組み合わせ、SDGs の達成に注力してほしい。現在の業務は定量的には、インプット型で所謂、活動(activities)の記述が中心で、効果・Impact の説明が弱い、受益者の調査を実施し効果の状況を把握する努力・改善が必要。
・実施形態とプロジェクトの Accountability において、無償援助、有償援助、緊急援助に区別し、それぞれの受益者とドナーとの関係で、オーナーシップの所在を明確にしてほしい。途上国では、国連機関が調整役を担っていることが通常。複雑多岐にわたる援助調整の説明が必要。
・評価の基準:達成度に関して、120%以上が S ランクの評価と記しているが、その根拠等、明確に説明してほしい。一般的な評価基準は 100%以上でも過大評価とみなされる傾向がある。予算と事業期間関連がクリアーでないため、今後さらに洗練された達成度の内容説明が必要。この類の、達成度が形骸的に毎年発表されているとするならば、評価システムの構造的な問題かもしれない。PDCA 手法は、現、JICA の業務実績を評価する上では好都合であるが、OECD（DAC）の定める ODA 評価、DAC 6 原則を基準にし、精査・改善してほしい。特定の成果に対する JICA の直接的な貢献を判断することは複雑で、JICA の活動の影響を他の要因から分離して、JICA の介入がなければ何が起こったのかを確立することは多くの場合困難。

・いつも感じるところであるが、単年度毎に業績評価することの難しさがある。開発協力は、複数年にまたがって行われ、長期にわたっても援助の効果を測る必要がある。また簡潔にまとめられた報告書を基に、膨大な事業を現場での調査・ヒアリングなしに、時間をかけて精査することなく、全体のパフォーマンスを考慮しつつ、主要な事業を評価することは容易ではない。
・そのことを前提として、全体としては、ウクライナ及び周辺国への様々な支援、トルコ南東部への災害支援等、突発的な支援事業を行いつつ、当初の計画は実行に移し、全般的に前年よりも目標を上回る成果が得られたことは、一定の評価はできるものと思われる。また、2019 年度以降の予算執行管理強化についても、DX を導入しながら着実に取り組みを重ね、管理能力が向上していると思われる。
・ロシアのウクライナ侵攻、中国の台頭をはじめとする、国際政治の現実の中で、日本は、2023 年の G7 開催国として、国際的な政治・社会課題をリードする立場にあった。その中でウクライナ支援、感染症対策や国際保健をはじめとする様々な観点の日本外交や政策の実現に向けて JICA が貢献したことは、評価できるものと思われる。
・ただ全体的な評価方法については、まだ量的評価が中心である。目標の設定次第で達成率が変動することや、量の変動による質的な評価との関係がわかりにくく、量的達成率を中心に評価することには限界があると感じられる。外務省、JICA だけで評価方法を変更することの難しさもあるが、「国際協力」という事業の性格上、よりインパクト、アウトカム志向、そして複数年での評価も求められており、事業計画の作成方法や目標設定、業務実績報告書のフォーマットも抜本的に変更を検討すべきあろう。そのことによって、国際協力のあり方も、より成果が可視化された中で議論され、国民の支持も高まる可能性がある。
・2023 年 6 月 9 日に閣議決定された新大綱の中では、前大綱と比較し、JICA の役割に言及する箇所が飛躍的に増え、存在感を増してきている。その新大綱の中では、「人間の安全保障」が、これからの日本の開発協力が目指すべきコンセプトとして位置づけられている。JICA としても、それぞれの事業が「人間の安全保障」とどう関係しているのか、今後は事業計画、評価の尺度としても、位置づける必要があるであろう。
包摂的で公正な社会、すべての人の人権が守られ、市民が自由に活動できることは、開発の前提となる健全な社会である。EU 諸国はより人権ベース、社会公正に資する援助を進めようとしており、現地主導の支援などの国際的な援助の潮流を踏まえ、民主主義の基盤であるレジリアントな社会基盤を作っていく必要がある。そのために、日本の JICA は、どのような役割を果たすべきかが問われている。
・全体として、日本は、国内外の市民社会組織（CSO ｓ）への直接的な支援、あるいは CSO を通じた国際協力の推進が他国と比べて、極めて弱いと思われる。長期的な視点に立てば、CSO 等の特色を生かした支援を増やしていくことは、援助効果を高め、持続可能な開発等に貢献することになるものと思われる。CSO を通じた援助予算増、CSO の基盤整備、能力強化に向けた取組も強化すべきである。
・日本政府も、「ビジネスと人権に関する行動計画（2020 年)」でも、人権デューディリジェンス（人権 DD）の実施を企業に推奨している。人権 DD、すなわち、人権に取り組む方針の明確化、事前の人権

	リスクの特定と対応、人権侵害に関する救済措置、影響を受けるステークホルダーとの対話等の継続的な取り組みが求められており、JICA のプログラムの実施においても、同様の取組が求められている。 ・ロシアのウクライナ侵略、中国の台頭等の国際情勢の変化により、国家防衛戦略、日本の安全保障強化の観点から、防衛予算増と共に ODA の戦略的活用がうたわれている。外務省は、新たな OSA（政府安全保障能力強化支援）を新設し、ODA の枠外での新たな軍事支援を開始しようとしている。拙速に軍事支援に踏み切り、日本の平和憲法の下で長年築いてきた、我が国 ODA の中立性、真に被援助国と人びとの開発に資する ODA の実績と信頼関係を壊すべきではない。こういう時期だからこそ、安全保障の重要性を認識しつつも、改めて社会の様々な脅威を無くし、持続可能で公正な社会に向け、開発協力を強化すべく新たな国際協力に時代に入ったと言える。

様式１－１－３　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書№.	備考
	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
日本の開発協力の重点課題	S					（No.1-No.5）	
開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保	S○					No.1	
開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進	A○					No.2	
普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	S○					No.3	
地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築	S○					No.4	
地域の重点取組	A○					No.5	
JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成	A○					No.6	
民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	S○					No.7	
多様な担い手と開発途上地域との結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献	A○					No.8	
事業実施基盤の強化	S					No.9	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書№.	備考
	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
組織体制・基盤の強化、DX の推進を通じた業務改善・効率化	A○					No.10	
業務運営の効率化、適正化	B					No.11	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善に関する事項	B					No.12	
Ⅳ．その他の事項							
安全対策・工事安全に関する事項	A○					No.13	
内部統制	B					No.14	
組織力強化に向けた人事	A					No.15	
短期借入金の限度額	－					No.16	
不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	－					No.17	
前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	－					No.18	
剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	－					No.19	
施設及び設備に関する計画	－					No.20	
積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項	－					No.21	

※１　重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※２　困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※３　重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※４　「項目別調書 No.」欄には、●年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
No.- （一定の事業等のまとまり）	日本の開発協力の重点課題		
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、日本再興戦略、インフラシステム海外展開戦略 2025、国家安全保障戦略、グローバル・フードバリューチェーン戦略、TICAD7 横浜宣言 2019、TICAD8 チュニジア宣言、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI : Asia Energy Transition Initiative）、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC：Asia Zero Emission Community）構想、アフリカ・グリーン成長 イニシアティブ、質の高いインフラパートナーシップ、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ、質の高いインフラ投資に関する G20 原則、未来投資戦略 2018、成長戦略実行計画、国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方針、国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針、グローバルヘルス戦略、アジア健康構想、アフリカ健康構想、日本の教育協力政策、持続可能な開発のための教育、平和と成長のための学びの戦略、女性・平和・安全保障に関する行動計画、法制度整備支援に関する基本方針、「ビジネスと人権」に関する行動計画、サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針、国際女性会議 WAW! 2022 東京宣言、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）、パリ協定、仙台防災協力イニシアティブ、美しい星への行動 2.0（ACE2.0）、環境インフラ海外展開基本戦略、マリーン（MARINE）・イニシアティブ、対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ、PALM8 及び PALM9 の公約、対中南米外交・三つの指導理念（juntos）、日・中南米連結性強化構想	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 5 年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

* 重要度の設定理由は項目 No.1 から No.5 で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

２．　主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報：項目 No.1～項目 No.5 の項目別の記載を参照

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）*

	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
予算額（千円）	153,850				
決算額（千円）	211,517				
経常費用（千円）	105,509				
経常利益（千円）	△43,696				
行政コスト（千円）	105,509				

*中期目標脚注 2 の記載に基づき、目標単位を項目 No.1 から No.5 に細分していることから、「一定の事業等のまとまり」全体としてのインプット情報を本表で記載する。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	3.（1）「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 3.（5）「地域の重点取組」。	2.（1）①「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 2.（1）⑤「地域の重点取組」。	1.（1）「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 1.（5）「地域の重点取組」。	3.（1）「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 3.（5）「地域の重点項目」に対応する指標。	**（1）開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保** 質の高い成長の実現に向け、自由で開かれたインド太平洋（FOIP：Free and Open Indo-Pacific）、インフラシステム海外展開戦略 2025、質の高いインフラ等の政府の重要政策の実現に積極的に貢献した。特に、バングラデシュ初の都市高速鉄道「ダッカメトロ 6 号線」の部分開業、日本の民間企業も参画するバングラデシュ経済特区の開業、日本の空港運営ノウハウを活用するパラオ国際空港ターミナルの全面開業、度重なる中断を乗り越えた南スーダンのフリーダム・ブリッジの完工、東南アジアで最大規模かつラオス初の IPP（民間による独立系電力事業）による風力発電事業の実施等により、日本が推進してきたインフラ輸出の促進や FOIP の実現にソフト・ハードの両面で貢献した。 また、ラオスの風力発電事業のほか、バングラデシュ、ソロモン、ラオス、カンボジア、インドネシア等におけるエネルギー・トランジションに向けた政策・計画の策定支援、太陽光発電の普及を目的とした国際機関（International Solar Alliance：ISA）との間で協力を推進する覚書の締結等により、地球規模の気候変動対策に貢献した。 さらに、現地発のスタートアップ企業を支援する Project NINJA をガーナ、エチオピア、ナイジェリア等で展開したほか、アフリカの新興企業のイノベーションを支援する海外投融資を開始するなど、アフリカにおける産業振興に貢献した。 加えて、ロシアによるウクライナへの侵略や気候変動等を背景とした世界的な複合危機により発生している食料・肥料価格の高騰に対し、JICA アフリカ食料安全保障イニシアティブの立ち上げ、市場志向型農業を推進する SHEP（Smallholder Horticulture Empowerment Project）アプローチの世界展開、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）を通じたコメ生産体制の取組強化等の支援を実施した。これに関連して、長年コメの生産支援に貢献してきた機構の専門家の活動が高く評価され、ウガンダ政府から最高位の勲章を受章した。 **（2）開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進** 保健医療分野では、ロシアによる侵略を受けたウクライナ及び周辺国（モルドバ）において医療体制の整備支援を実施した。また、新型コロナウイルスの世界的な流行を教訓とし、新たな感染症に備え、様々な開発パートナーとの連携・協力体制を構築した。さらに、多数の新型コロナ危機対応緊急支援円借款を実施・形成した。 教育分野では、第 8 回アフリカ開発会議（TICAD8：the 8th Tokyo International Conference on African Development）を通じ、「日・アフリカ拠点大学ネットワーク構想」の拡大に貢献した。また、カンボジアにおいて、これまで支援してきた教員養成校の卒業生の指導力が評価され、それらの養成校が初めて高等教育機関として認証された。さらに、外部研究機関から 2 つの技術協力プロジェクトが「スケールアップに成功した代表プログラム」に選定されるなど、機構の協力が外部からの高い評価を得た。加えて、インドネシアにおける日本の経験を基にした社会保険制度の導入支援やモンゴルにおける社会的弱者の自立支援を開始するなど、社会保障に係る協力も展開した。 体育・スポーツ分野では、JICA 海外協力隊が指導したチーム・選手が様々な大会で活躍し、マダガスカルで柔道を指導した隊員は大統領からスポーツ功労賞が贈られた。また、ウガンダにおける女子サッカー大会やタンザニアにおける女子陸上競技会等により、スポーツを通じた女性のエンパワメントにも貢献した。さらに、バングラデシュにおけるオリンピックメダリストや日本のプロ野球のコーチによる指導、J リーグのクラブチームによる開発途上国での社会貢献活動支援等、著名人や日本の団体との連携による取組も多く実施した。 **（3）普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現** ウクライナに対し、長年機構が協力を実施してきたカンボジア地雷対策センター（CMAC：Cambodian Mine Action Centre）と連携した地雷除去支援、ロシア軍によって施設・機材が破壊された公共放送局に対する機材・整備支援等を迅速に実施した。これらの取組は、日本・ウクライナ、国際社会で広く報じられた。 フィリピンでは、ミンダナオ地域への機構による長年の平和構築支援が評価され、バンサモロ暫定自治政府議会に	＜評定と根拠＞ 評定：S 根拠：一定の事業等のまとまりを細分化した評価単位 5 項目（No.1～No.5）では、S 評定 4 項目、A 項目 1 項目と、全ての項目において所期の目標を上回り、かつ 4 項目においては中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果を得られていると認められるため。 ＜課題と対応＞ No.1 から No.5 の各項目を参照。	評定 S ＜評定に至った理由＞ 一定の事業等のまとまりを細分化した評価単位 5 項目（No.1～No.5）では、S 評定 3 項目、A 評定 2 項目と、多くの項目において所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 各項目参照。 ＜その他事項＞ 各項目参照。

					おいて、機構に対する感謝及び賞賛の決議が採択された。 　また、ボツワナにおける世界初となる地デジ日本方式完全移行への貢献、「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」の活動支援等を通じた日本政府の「『ビジネスと人権』に関する行動計画」への貢献、ASEAN及びインド太平洋地域を対象としたサイバーセキュリティ協力の拡大による「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針」への貢献等、日本政府の政策に貢献した。 　さらに、2018年6月のG7サミットの機会にJICAを含む各国の開発金融機関が採択したイニシアティブ「2Xチャレンジ（女性のためのファイナス）」への海外投融資による貢献、アフリカにおけるワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP：One Stop Border Post）導入支援や税関支援を通じた自由貿易の推進等による公正で包摂的な社会の実現への貢献、世界的複合危機に対応した債務状況の改善支援、国際機関との連携による人道と開発と平和の連携（HDPネクサス）の推進等により、平和で安全な社会の実現にも貢献した。 　加えて、警察に関する協力では、長年の協力の成果が認められ、ホンジュラス国家警察長官から機構に対して勲章が授与されたほか、インドネシアのカウンターパートに対して、日本政府から外務大臣感謝状が贈られた。 **（4）地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築** 　気候変動対策に関しては、円借款や海外投融資、無償資金協力等により、2022年（暦年）において、約308万CO2換算トンの温室効果ガスの削減に貢献した。また、緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）や中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI：Central African Forest Initiative）等外部資金も活用した気候変動対策支援や、機構とJAXAの連携事業である熱帯林早期警戒システム（JJ-FAST：JICA-JAXA Forest Early Warning System in the Tropics）を活用した支援を推進した。 　また、飲料水の安定的な供給に資する支援を実施した。南スーダンにおいては、治安悪化により度重なる中断が発生したジュバ市の浄水施設が完工し、完成以前の10倍以上となる推定約40万人の市民への安全な水の供給に貢献した。カンボジアでは、首都プノンペンにおける水需要のひっ迫に対応し、日本企業が参画して浄水場建設・運営維持管理を行う事業・運営権対応型無償資金協力を開始したほか、日本が作成を支援し、安全・安定・廉価な給水サービスやそのための水道行政を行う上での基本的枠組みが定められた水道法が公布された。ロシアによる侵略を受けたウクライナにおいても、上水道システムが被害を受けたことに対応し、移動可能な浄水装置を迅速に調達・供与したほか、早期の復旧・復興を進めるための無償資金協力・技術協力プロジェクトを開始した。 　さらに、パキスタンで発生した洪水に対しては、迅速にニーズ調査を実施の上、新たなスキームである災害対応技術協力の第1号案件として技術協力プロジェクトを開始したほか、トンガにおける復旧・復興の方向性を示すBBB（Build Back Better）ビジョンの作成支援、インドネシアにおけるBBB実現のための円借款の承諾等、防災及び復旧・復興に係る支援も推進した。 **（5）地域の重点取組** 　FOIPや他の日本政府の戦略・方針を踏まえ、各国・地域の情勢や特性に応じて協力方針の重点化を図るとともに、第8回太平洋・島サミット（PALM8：the 8th Pacific Islands Leaders Meeting）及び第9回太平洋・島サミット（PALM9：the 9th Pacific Islands Leaders Meeting）、第7回アフリカ開発会議（TICAD7：the 7th Tokyo International Conference on African Development）及びTICAD8等各地域での日本政府の政策、国際公約、国別開発協力方針等に沿った事業を展開し、開発途上地域の開発を効果的かつ戦略的に支援した。また、2022年度計画時点では不透明ないしは予見されなかった事態に対しても大規模かつ迅速に対応を行った。特に、ロシアによる侵略を受けたウクライナにおける復旧・復興支援や周辺国に対する本格的な支援を実施すべく、組織体制を工夫しながら総力を挙げて取り組み、日本政府による国際公約の実現に貢献したほか、トルコ南東部で発生した地震に対する緊急支援等に迅速に取り組んだ。さらに、2021年度に引き続き「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」の供与等を通じ各国ごとの喫緊のニーズに応える形で日本政府の政策実現に貢献した。ほか、開発途上地域におけるトップクラスの大学等と連携して「日本研		

					究講座設立支援事業（JICA チェア）」を展開し、親日派・知日派リーダーの育成に全世界で取り組んだ。これら取組の結果、有償資金協力（円借款 L/A 承諾額、海外投融資承諾件数・承諾額）について過去最大の実績を達成した。また、無償資金協力の G/A 締結額（承諾額）[1]は 1,192 億円となったほか、外務省から無償資金協力事業の実施監理業務が機構に移管された 2008 年以降で最大の支払実行額（1,086 億円）となった。 地域別に見ると、東南アジア・大洋州地域では、フィリピンにおける地下鉄及び鉄道建設、インドネシアにおける鉄道・道路・港湾建設、カンボジアにおける港湾建設、東ティモールにおける道路建設等、円借款によるインフラの建設支援を通じ FOIP の実現に貢献したほか、これらの円借款による事業やパラオ国際空港ターミナルの建設等の海外投融資を通じ、インフラシステムの海外展開にも貢献した。また、2021 年度に引き続き「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」の供与等を実施した。 東・中央アジア及びコーカサス地域では、日本の自治体との連携や各国の「日本センター」を通じた取組により日本における外国人材受入に貢献したほか、ウズベキスタン初の民間事業者による大規模風力発電に係る融資契約の締結により気候変動対策に貢献した。 南アジア地域では、インドやバングラデシュ等において円借款による鉄道事業支援を通じ、FOIP 及びインフラシステムの海外展開へ貢献したほか、パキスタンにおける洪水被害への対応、アフガニスタンやパキスタンにおける人道支援・難民支援、スリランカの経済危機への対応等を実施した。また、ブータンに対する 11 年ぶりの円借款による新型コロナウイルスによる危機対応支援、ネパールに対する 6 年ぶりの円借款による送配電網整備支援及び海外投融資による投資環境整備支援等、様々な形で支援を実施した。 中南米地域では、JICA チェアに係る連続講義を 11 か国 13 校、有識者の現地派遣を 11 か国に実施したほか、機構初の試みとして、JICA チェア実施大学の教員（6 か国 8 名）の本邦招へいを実施した。また、米州開発銀行（IDB：Inter-American Development Bank）との連携により国内スタートアップ企業との共創推進事業「TSUBASA」を実施したほか、IDB との協調融資案件も形成・実施した。さらに、中米統合機構（SICA：Sistema de la Integracion Centroamericana）、カリブ共同体（CARICOM：Caribbean Community）と連携した協力を推進した。 アフリカ地域では、ロシアによるウクライナ侵略や新型コロナウイルスの感染拡大の影響による複合危機に対応した食料増産支援や新たな感染症を見据えた感染症対策支援等を実施した。また、チュニジアで開催された TICAD8 において発表された日本の官民を挙げたアフリカ支援策「TICAD8 日本の取組」において、機構が実施する取組が半数以上を占めるなど、日本の政策立案に貢献した。さらに、アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA：the African Continental Free Trade Area）やアフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD：African Union Development Agency）等との連携による貿易環境の改善・貿易円滑化等の支援を実施した。 中東・欧州地域では、上記ウクライナ及び周辺国に対する支援、トルコ南東部で発生した地震に対する緊急援助等に加え、太陽光発電を通じた気候変動対策支援、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：universal health coverage）を推進する円借款の承諾、世界的複合危機を背景とした社会保障支援に係る円借款の承諾等を実施した。		

[1] G/Aが締結された案件の供与限度額。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
No.1	開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）		
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、インフラシステム輸出戦略、成長戦略実行計画、グローバル・フードバリューチェーン戦略、TICAD7 横浜宣言 2019、TICAD8 チュニジア宣言、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI）、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）構想、アフリカ・グリーン成長 イニシアティブ、質の高いインフラパートナーシップ、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ、質の高いインフラ投資のための G7 伊勢志摩原則、質の高いインフラ投資に関する G20 原則、未来投資戦略 2018	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	【重要度：高】開発課題の解決に直接寄与する成果を生み出すための目標項目であり、開発協力大綱等の政策目標への貢献の観点からも機構の業務の最も枢要な部分であるため。（No.1 から No.5 共通）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】開発課題の解決に直接寄与する成果を生み出すための目標項目であり、開発協力大綱等の政策目標への貢献の観点からも機構の業務の最も枢要な部分であるため。（No.1 から No.5 共通） 【困難度：高】新型コロナウイルス感染症の拡大や気候変動等の地球規模課題の深刻化は、格差の拡大、経済活動環境の悪化、飢餓人口の増加、農業被害の拡大等、開発途上地域の経済成長の基礎となる本項目のセクター全般に大きな影響及び変化をもたらしている。かかる状況及びパンデミック後の世界の復興を見据え、本項目の目標達成に向けて、機構の既往の取組に加え、開発プロセスにおける民間部門の巻き込み等多様なアプローチや新しい課題に対応したイノベーションの促進、気候変動対策への貢献を含む途上国のぜい弱性への対応をこれまで以上に模索し、包摂性を重視した「質の高い成長」を追求する必要があるところ、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 5 年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

* 重要度の設定理由は項目 No.1 から No.5 で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

３．　主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（目標値）	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
【指標 1-2】運輸総合及び各運輸サブセクターに関連する長期計画の策定数及び公共交通改善の施策数　（SDGs Goa l　3、8、9、11、13 関連）	20 件	4 件	7 件	件	件	件	件
【指標 1-3】能力強化された海上保安機関等の職員数（SDGs Goa l 14、16 関連）	300 人	60 人	85 人				
【指標 1-5】資源分野人材の育成数　（SDGs Goa l　7 関連）	100 人	20 人	28 人	人	人	人	人

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）*

	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
予算額（千円）**	21,253				

	【指標 1-6】産業人材（民間セクター人材）の育成数　（SDGs Goa l 8 関連）	92,500 人	18,500 人	30,555 人	人	人	人	人						
	【指標 1-7】競争力強化のための支援サービスを享受した企業数（SDGs Goa l 8 関連）	3,500 社	700 社	994 社	人	人	人	人						
	【指標 1-8】SHEP アプローチの恩恵を享受した小規模農家数　（SDGs Goal 1、2、6、8、12、14 関連）	15 万戸	30,000 戸	25,473 戸										
	【指標 1-9】アフリカにおける稲作協力の裨益を受けた人材数（研究者、技術者・普及員、農家等）（SDGs Goal 1、2、6、8、12、14 関連）	25 万人	50,000 人	69,148 人										

*項目 No.1～No.4 への支出額と項目 No.5 への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点課題」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目 No.5 まで同様。

**項目 No.1～No.4 に区分されない一部の支出額が項目 No.5 に含まれることから、No.1～4 の支出額合計と No.5 の支出額合計は合致しない。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
3.(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅） 持続的な経済成長の基礎と	2.（1）① 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅） ア 都市・地域開発	1.（1） ア 都市・地域開発 ・都市づくりへの多様な主体の参画やリソースの活用を図るため、都市マスタープランの策定、開発管理制度整備、民間都市開発を	＜主な定量的指標＞ （定量的指標及び実績は上記２．①参照） ＜その他の指標＞ 【指標 1-1】都市化の進行が著しい国における、都市マネジメント能力向上に係る取組の促進状況（SDGs Goal 11 関連）	＜主要な業務実績＞ **No.1-1 都市・地域開発** 急速に都市化が進む現状に対して、持続可能な都市・地域開発に貢献するため、都市における土地利用やインフラ整備を記した開発計画の策定、都市開発管理やまちづくりを含む都市マネジメントの能力強化に取り組んだ。ジャカルタ、ダッカ等の大都市では、公共交通中心の都市開発（TOD：Transit Oriented Development）の協力を展開した。先進国中心に広がるスマートシティ化の潮流を汲み取り、開発途上国向けのスマートシティアプローチの実装に向けた協力を開始したほか、地理空間情報の整備・活用に係る協力を展開した。戦火が広がるウクライナに対しては、幅広い分野のインフラを対象に被害状況やニーズ分析に係る調査を迅速に立ち上げ、この中で越冬支援を進めながら、復旧・復興支援に向けて情報収集を行っている。 **(1) 業務実績** **◎ ウクライナにおいて、被害状況マッピングや復興計画に資するデジタル地形図を迅**	＜評定と根拠＞ 評定：S 根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下 4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評価の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、外交政策上の観点等から設定された重要又は困難度が高	評定　S ＜評定に至った理由＞ （定量的実績） 【指標 1-2】運輸総合及び各運輸サブセクターに関連する長期計画の策定数及び公共交通改善の施策数、【指標 1-3】能力強化された海上保安機関等の職員数、【指標 1-5】資源分野人材の育成数、【指標 1-6】産業人材（民間セクター人材）の育成数、【指標 1-7】競争力強化のための支援サービスを享受した企業数、【指標 1-8】SHEP アプローチの恩恵を享受した小規模農家数、【指標 1-9】

	原動力の確保を支援するため、気候変動や災害への耐性強化等を通じた強じん性、低炭素社会の実現等を通じた持続可能性、格差是正、地方開発、ジェンダー平等等を通じた包摂性に留意し、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、デジタル・トランスフォーメーション（DX）やイノベーションの促進を行うこと及び各取組の相乗効果を高めることを重視する。 ア　都市・地域開発	持続可能な都市・地域開発に貢献するため、都市・地域開発のマネジメント主体である行政機関の能力強化及び地理空間情報の整備・活用等を支援する。協力に当たっては、開発政策・計画の策定、法制度等政策ツールの整備、効果的な開発手法の導入、事業実施体制の構築、及びこれらを担う組織・人材の育成等を支援するとともに、官・民による開発・活動の調和や連携を促進する。 イ　運輸	促進する開発手法の導入、住民・コミュニティ主体のまちづくり活動の促進等の事業を実施する。また、これに関するJICA留学生受入や研修を通じて人材育成に努めるとともに、産学官での人材ネットワークを形成する。 ・誰もがいつでもどこでも正確な地理空間情報を使うことができる社会を目指し、各国の整備段階を踏まえ、位置の基準の統一、衛星測位利用環境の整備、基本図の整備、地理空間情報の利活用促進に取り組む。 イ　運輸交通 ・日本政府の「自由で開	【指標1-4】低廉かつ低炭素な電力を安定供給するための環境整備状況（SDGs Goal 7関連） ＜評価の視点＞	**速に作成【①③】**：被災した重要都市オデーサ、ミコライウ、ヘルソンにおいて、戦災前の衛星画像を基に、縮尺1万分の1（都市計画スケール）のデジタル地形図をわずか2か月間で作成・提供した。デジタル地形図はウクライナ政府基準に準拠し、様々な政府機関が利用可能なものであるため、被害情報マッピング等に利用可能なほか、都市の復興計画を作成する際の基本図となる。 ◎ **日本の経験を活用し、高速鉄道駅周辺の開発を支援【①③】**：「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道駅周辺開発支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の討議議事録（R/D：Record of Discussions）に署名した（2022年10月）。本案件については、2015年12月の日印両国首脳による共同声明で、ムンバイ・アーメダバード区間について「日本の高速鉄道の技術及び経験を利用して整備されること、これに関して資金援助及び技術援助が日本から提供されるための詳細検討を進めること」に合意したことを背景として、2020年8月にインド政府からの要請を受けて案件形成に取り組んできた。マハラシュトラ州の最大都市ムンバイとグジャラート州のアーメダバードを繋ぐ「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業」（円借款）と連携し、同事業により建設される高速鉄道駅周辺において、モデル駅と位置付けられる駅の駅周辺開発の計画策定を支援することで、インド側の駅周辺開発計画の策定能力の向上を図り、高速鉄道駅周辺の連結性強化及び乗客の利便性の向上と広範な経済発展を目指しており、日印間の合意の実現に大きく貢献するものである。2023年以降、日本の駅周辺開発の事例やノウハウの紹介を含む本格的な協力がスタートする予定。 ◎ **ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想を支援【①③④】**：機構は、2014年9月の日・バングラデシュ首脳会談にて発表されたベンガル湾産業成長地帯（The Bay of Bengal Industrial Growth Belt: BIG-B）構想に基づき、外国直接投資を呼び込むことで同国の経済成長をけん引する開発を進めるべく、モヘシュカリ・マタバリ地域の物流、電力エネルギー、産業集積を目指した同国の「モヘシュカリ・マタバリ統合的インフラ開発イニシアティブ」を支援している。2023年3月に、その中核となる円借款「マタバリ港開発事業（第二期）」及び円借款「チョットグラム-コックスバザール幹線道路整備事業（第一期）」のL/Aを調印した。これらの案件により、バングデシュ唯一の大水深港開発のポテンシャルを持つマタバリ港の開発及び同港を起点としたアクセスの向上を図り、物流の改善・促進及び経済発展に寄与することが期待される。また、ロヒンギャ避難民が多く暮らす同地域の南部においては、円借款「南部チョットグラム地域開発事業」（2022年6月にL/A調印）を通じて、ホストコミュニティの基礎インフラ整備への協力を開始した。ロヒンギャ避難民の受入が長期化する中、地域の雇用創出にも寄与する同事業に対し、同国政府から高い評価を得ている。 ◎ **衛星測位データ利活用の能力向上支援がタイ王立測量局から高く評価【③④】**：タイにおける「電子基準点に係る国家データセンター能力強化及び利活用促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の専門家チームがカウンターパート機関であるタイ王立測量局（RTSD：Royal Thai Survey Department）より、Honorary Aerial Photo Navigator Badge（名誉航空写真ナビゲーターバッジ）を授与された。これは、年に1度、RTSDの事業に貢献した人に授与されるもので、同バッジが外国人に授与されるのはイン	い目標の達成等）を満たしており、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。 ＜課題と対応＞ （1）　前年度評価時指摘事項 上記評価を踏まえ、予定されていた取組を着実に実施し外交上の貢献を認めるものの、引き続き自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた貢献も念頭に質の高いインフラ投資に資する取組等の政府の政策実現に向け更なる取組推進を期待する。 また、本邦技術の活用や本邦企業の海外展開にも留意し、ポスト・コロナにおける ICT・DX の取組を期待する。 （2）　対応 FOIPの実現に向け、価値観を共有する国々、地政学的に重要な国々に対し、各国に対する二国間協力とともに、課題別研修や港湾アルムナイ等を通じた人的ネットワークを構築・維持発展させていくことにより、政策実現に貢献していく。本邦技術の活用や海外展開にあたっては、機構事業による本邦技術の動員だけでなく、機構事業を触媒として各企業がそれぞれ海外展開を図っていくことを通じた政策実現に貢献していくほか、ASEAN各国を対象にフードバリューチェーン構築・改善に向けた技術協力を立ち上げ、日本企業の海外進出にも間接的に資することを目指している。 都市・地域開発の観点では、ICT・DXに係る取組として、地理空間情報の整備・活用イニシアティブと	アフリカにおける稲作協力の裨益を受けた人材数の７項目全てにおいて、達成度が目標値の 120%以上となっており、着実に目標を達成している。 （定性的実績） １．都市・地域開発 【指標 1-1】都市化の進行が著しい国における、都市マネジメント能力向上に係る取組の促進状況 急速に都市化が進む現状に対して、持続可能な都市・地域開発に貢献するため、都市における土地利用やインフラ整備を記した開発計画の策定、都市開発管理やまちづくりを含む都市マネジメントの能力強化に取り組み、年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・ウクライナの被災した重要都市オデーサ、ミコライウ、ヘルソンにおいて、被害状況マッピングや復興計画に資するデジタル地形図を迅速に作成・提供し、都市の復興計画を作成する際の基本図になった。 ・2022 年 10 月に討議議事録署名に至ったインドに対する「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道駅周辺開発支援プロジェクト」は、円借款と連携し、駅周辺開発に関し、日本の経験を活用した開発計画策定の支援により能力向上を図り、高速鉄道駅周辺の連結性強化及び乗客の利便性の向上と広範な経済発展を目指し、日印間の合意の実現に大きく貢献した。 ・ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想に基づき、外国直接投資を呼び込むことでバングラ

	持続可能な都市・地域開発を目指し、土地利用やまちづくり、インフラ整備に係る支援を行う。その際、官民連携を通じて多様なリソースの力を引き出し、都市計画等で定められたビジョンに沿った開発を実現するため、その基礎となる都市行政に係る制度、計画、人材等の能力開発や、地理空間情報の整備を重視する。 イ　運輸交通 人やモノの円滑・安全な移動を実現すべく連結	交通 人やモノの円滑・安全な移動を実現すべく、連結性を高めるよう運輸交通網の計画・整備・維持運営を支援する。また、低炭素社会の実現に貢献する公共交通を含む質の高いインフラ整備とその利用促進に取り組む。協力に当たっては、世界各国の首都並びに人口300万人以上の都市圏が円滑に結ばれる社会を目指す「グローバルネットワークの構築」、海上保安能力強化、道路アセット	かれたインド太平洋」（FOIP: Free and Open Indo-Pacific、以下「FOIP」という。）や「インフラシステム海外展開戦略2025」等に貢献するため、開発途上地域の発展段階に合わせた運輸交通インフラ整備に向けた事業を実施する。 ・効率的かつ質の高い道路アセットマネジメントシステムの導入及び活用の支援を重点的に実施する。 ・道路交通安全に関し、SDGsの目標である2030年までに世界の交通事故死傷者数半減に貢献するべく、交通取り締まり強化、安全教育、交差点改良、交通管		ド人研究者に続いて2例目で、日本人としては初の栄誉である。2020年11月から始まったタイの高精度測位データの利活用促進と産業振興を図る本プロジェクトにおいて、RTSDの国家電子基準点データセンター職員の技術力向上に大きく貢献したことが高く評価された。2022年度は、本邦企業とタイ企業を対象としたパイロット事業8件を通じて、キャッサバ農場におけるスマート農機の導入やICT建機を用いた道路工事に係る実証事業を実施し、衛星測位データを活用した新たな位置情報ビジネスの創出を推進した。 ○　JICA 開発大学院連携プログラム「持続可能な都市開発コース」で地域理解プログラム「復興からその先へ パートナーシップによるまちづくり in 東北」を開催した。東日本大震災からの復興経験を持ち、インドネシアのアチェ地震災害の被災地への復興支援を機会に協力関係を維持している釜石市と連携し、長期研修員と地元関係者や高校生との意見交換や復興まちづくり、地方創生まちづくりの現場視察を実施した。震災から復興した現場の理解に留まらず、復興後の人口減少や地域おこしの課題に取り組む行政やNPO、市民団体との交流機会を設け、日本の地方の実情を知る機会を提供した。開発途上国の中央政府で勤務する研修員が市民参加型の行政の在り方を深く理解する機会となった。また、コロナ禍で受入が減っていた中、地方のまちづくりの取組に関する海外関係者の受入・発信の様子は、NHKや地方メディアにより報道された。釜石高校では、研修員による授業参観を通じて地元高校生の開発途上国への関心を高めることにもつながった。 ○　日・ASEANスマートシティ・ネットワーク会合（2022年12月）にて、カンボジア「シェムリアップにおける都市課題解決のためのスマートシティアプローチ実装プロジェクト」（技術協力プロジェクト）のブース出展を行い、機構によるスマートシティ推進に向けた取組の紹介を通じ、日・ASEANスマートシティ・ネットワークへの協力を推進した。同プロジェクトでは、2022年度の活動として国内の先進事例である高松市と連携し、現地で経験共有を行った。また、タイのバンスー地区の開発やスマートシティ推進に向けた協力の一環として、タイ運輸省関係者ら14名の本邦招へいを実施した。これに合わせて副首相や運輸大臣も来日し、国土交通省・独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）等と連携して日本の駅周辺開発事例を紹介、駅前再開発の事例である大阪うめきた地区の開発の様子などを視察し、関係者の具体的イメージの形成に役立てた。また、訪日プログラム中に、国土交通省及びUR都市機構とタイ運輸省、タイ国鉄資産運営公社の協力覚書（MOC:Memorandum of Cooperation）がそれぞれ締結（更新）され、日本とタイの二国間関係の強化に貢献するとともに、UR都市機構とタイ国鉄との間での有償アドバイザリー契約締結に向けた意思表明が運輸大臣からなされるなど、更なる二国間協力の足掛かりとなった。 ○　横浜市主催の「第11回アジア・スマートシティ会議」（2022年11月）のイベントにおいて、メタバース空間を使った学生グループによる都市課題への対応案に係るプレゼンテーションに機構職員がコメンテーターとして参加し、後日、横浜市長から機構に礼状を頂いた。横浜市立大学、タマサート大学（タイ）、マレーシア科学大学、ベトナム国家大学、ハサヌディン大学（インドネシア）からなる学生グループとのディ	して、測位情報の利活用を本邦企業の参画のもとに取組を進めている。タイでは、電子基準点利活用促進のためのパイロット事業を実施。本邦企業・タイ企業から提案のあった8件を採択、そのうちICT施工及び農業機械の自動運転に係るパイロット事業では現地見学会を開催し、本邦企業と共に実施した積極的な広報を通じ、技術や機材を幅広く知らしめる機会となった。カンボジアでも電子基準点５点の設置・導入を新たに実施。併せて本邦及び現地企業を対象としたパイロット事業4件を採択し、当該国の高精度な測位情報を活用した新たな社会サービスの提供に取り組んでいる。 　また、中東・欧州地域では、ヨルダン「ペトラにおける観光開発マスタープラン策定プロジェクト」で、パイロット事業としてVRやAR技術を活用したビジター向けのコンテンツ開発及び現地人材のデジタルマーケティング能力強化に着手した。また、パレスチナ「観光マーケティング・プロモーション」専門家がVRコンテンツ開発を通じて現地観光サイトの認知度向上に取り組んだほか、QRコードを使った観光プロモーションサイトへの誘導によりユーザーデータを取得し、観光遺跡庁のマーケティング担当者に対してサイトユーザーのデータ解析に係る能力強化に取り組んだ。 　加えて、農林水産業・農村開発においては、各事業においてオンライン会議・研修の導入のほか、治安の問題や遠隔地のため訪問できない地域での活動をICTツールを用いて現地関係者を遠隔指導しな	デシュの経済成長をけん引する開発を進めるべく、統合的インフラ開発イニシアティブの支援に加え、港湾及び道路の円借款案件を具体化したことで、同国の物流の改善・促進及び経済発展への寄与が期待される。また、ロヒンギャ避難民が多く暮らす同国南部においては、ホストコミュニティの基礎インフラ整備への協力を開始し、地域の雇用創出にも寄与することで、同国政府から高い評価を得た。 ２．運輸交通 　年度計画の取組を着実に実施したことに加え、地政学的に重要となる日本及び同盟国のシーレーンにおける航行安全の確保、密輸・密漁対策等に資するため海上保安分野支援にも積極的に取り組み、年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・バングラデシュ初の都市高速鉄道「ダッカメトロ6号線」が部分開業、誰もが利用しやすい交通を具現化した。また、一番列車の運転席には同国初となる女性運転手が乗り、ジェンダー主流化にも寄与した。開業式典におけるハシナ首相のスピーチでは、同国で初めて取り入れた最先端の技術によるメトロ開業への期待が述べられた。 ・日本企業が参画し日本の空港運営ノウハウを活かしたパラオ国際空港ターミナルが全面開業し、パラオの観光産業発展に寄与した。

	性を高めるための支援を行う。その際、低炭素社会の実現及び人々の利便性向上に貢献する質の高いインフラ整備とその適切な運営の確保、利用促進、及び海上保安能力強化を重視する。 ウ 資源・エネルギー 全ての人々が十分かつ安定的な電力を持続的に手頃な価格で利用できる社会を構築するための支援を行う。また、鉱物資源賦存国による自国資源の持続的	マネジメント、道路交通安全、都市公共交通の推進やインフラの適切な運営の確保を重視する。なお、新型コロナウイルスを含む感染症等への対応を念頭に、国境通関や港湾手続き、空港出入国手続きのDX化、公共交通における非接触システム導入や適切な換気等の感染対策の促進等により利用者、関係者の接触機会回避、感染症の予防に向けた施策の導入を図る。 ウ 資源・エネルギ	制システム導入等の施設整備を組み合わせた支援を実施する。 ・都市化と自家用自動車数の増加による交通渋滞や大気汚染の悪化、交通事故の増大等が生じていることから、より環境負荷低減に資する都市鉄道やバス等の公共交通システムの導入に向けた支援（組織体制構築、人材育成、公共交通利用促進策の策定・実施等を含む）を行う。 ・FOIP 等地域の連結性強化のため、港湾・空港・国際回廊整備等のハードの整備を行う。あわせて、運営維持管理、海上保安能力強化等ソフト面		スカッションを通じて、日本及び開発途上国の大学生の当該課題に係る理解の深化に貢献した。 **(2) SDGs達成に向けた貢献** SDGsゴール11（包摂的で安全かつ強じん（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する）の達成に向けて、ブラジルでは防災と高齢化を主題とした日本との相互の学び合いに関する取組を開始した。ラオスでは望ましい都市開発を誘導するため、土地利用のルール化やGISプラットフォームづくりに取り組んだ。カンボジアでは電子基準点整備を進め、日本の測位衛星みちびきを利用したセンチメートル級の高精度測位を可能とし、測量の高度化を通じた土地管理やインフラ整備の促進に寄与している。 アフリカ地域では、アフリカ大陸自由貿易協定の効果発現に重要となる国際回廊開発において、デジタル・トランスフォーメーション（DX：Digital Transformation）を視野に入れた新たな統合開発アプローチを取りまとめ、AUDA-NEPAD、ドイツ国際協力公社（GIZ：Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit）等と第8回アフリカ開発会議（TICAD8：the 8th Tokyo International Conference on African Development）サイドイベントで発表した。 **(3) 事業上の課題及び対応方針** スマートシティやTOD等の新たな都市開発課題に対し、デジタル技術の活用、電子化した制度やプロダクトの提供等も念頭に、多様なパートナーとの連携を通じて、既存の援助手法にこだわらない柔軟かつ迅速な事業実施を積極的に提案していく。 デジタル技術の活用では、実証的に進めているものの成果と教訓を踏まえて、他国にも横展開することを検討していく。スマートシティ分野においては、上述の取組を通じて両国の関係強化や都市間連携強化に貢献するなど成果が上がっており、引き続き、地方自治体、民間企業との連携強化を図っていく。 **No.1-2 運輸交通** 運輸交通課題については、大都市における交通課題に対応するため、都市公共交通機関の整備、利用促進に精力的に取り組んできた。また、開発途上国における道路、橋梁等インフラストックの老朽化が顕在化しているなか、予防保全の考えに基づく道路アセットマネジメントの導入・定着を図った。インフラ整備に伴う負の側面となる道路交通安全対策にも注力し、道路利用者の誰もが安全・安心して利用できる取組を行った。また、地政学的に重要となる日本及び同盟国のシーレーンにおける航行安全の確保、密輸・密漁対策等に資するため海上保安分野支援にも積極的に取り組んだ。 **(1) 業務実績** ◎ **バングラデシュ初の都市高速鉄道「ダッカメトロ6号線」が部分開業、誰もが利用しやすい交通を具現化【①③④】**：ダッカ都市公共交通整備にあたり、JICAはダッカ都市交通マスタープラン策定に始まり、建設、組織体制支援、安全対策、使いやすいICカード導入、駅周辺開発等、日本が得意としてきた都市鉄道整備から運行管理、周辺開発に至るノウハウを総合的・包括的に支援してきた。これの成果として、バングラデシュ初となる都市高速鉄道「ダッカメトロ6号線」が部分開業した	がら展開するといった取組を行っている。 また、ブラジルで日本・ブラジルの官民連携を通じて精密・デジタル農業を推進するといった DX に特化した事業も行っている。	・南スーダンの平和と自由への希望を込めた「フリーダム・ブリッジ」が完成し、開通式には同国の大統領、副大統領が出席し、機構の理事長に対して、同橋が南スーダンと日本の真の友情を示す永続的な証拠である旨が述べられ、深い謝意が示された。 ・フィリピン、マレーシア、インドネシアなどにおける海上保安能力の強化により FOIP の実現に貢献した。 ３．資源・エネルギー 【指標 1-4】低廉かつ低炭素な電力を安定供給するための環境整備状況 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第 21 回締約国会議（COP21）において採択されたパリ協定に基づく脱炭素への取組を促進するため、カーボン・ニュートラルに向けたエネルギー・トランジションへ協力するなど、年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・大規模な停電が続いていたウクライナに対して、発電機約 296 台及び大型発電機 25 台を緊急供与するなど迅速な越冬支援を実施した。 ・ソロモンにて、機構が支援した再生可能エネルギーの導入に係るロードマップが、同国政府により正式に採用される旨発表された。また、バングラデシュにおいても、現実的なエネルギー・トランジションの案を含んだネットゼロシナリオを提示したマスタープラン案が、同国政府による承認を見込んで

	な管理・利用を促進するための支援を行う。その際、電力供給を可能とする電気事業体制の構築、エネルギー利用の低・脱炭素化、鉱物資源管理を担う人材の育成を重視する。 エ　民間セクター開発 開発途上国の自立的発展に不可欠な民間部門の成長を実現し、質の高い成長を促進するための支援を行う。その際、開発途上国企業の競争力強化、産業の多角化やイノベーション促進、ポス	一 全ての人々が十分かつ安定的な電力を持続的に手頃な価格で利用できる社会の構築に貢献するため、電力供給を可能とする電気事業体制の構築とともに、エネルギー利用の低・脱炭素化を支援する。また、鉱物資源賦存国による自国資源の持続的な管理・利用を促進するため、鉱物資源管理を担う人材の育成を支援する。協力に当たっては、送配電ネットワーク強化、水素・アンモニ	の協力を行うことにより、ハード・ソフト一体となった協力を展開する。 ウ　資源・エネルギー ・電力アクセス向上の観点から電力供給力と安定性の強化に取り組む。特に、再生エネルギーの大量導入に対応するための系統の安定的な運用能力の強化や、そのために必要となる設備強化、電力公社の経営持続性強化等に取り組む。また、未電化人口が多いサブサハラ・アフリカでは、民間事業者による再生エネルギー導入促進のための投資環境改善に取り組む。 ・エネルギー		（2022年12月）。開業式典には、同国のハシナ首相をはじめとする両国関係者及び数万人の一般参加者が参加し、ハシナ首相のスピーチでは、同国で初めて取り入れた最先端の技術によるメトロが開業することへの期待が述べられた。この開業を記念して、同国ではダッカメトロが載った50タカ紙幣が発行されるに至っている。本路線の開業によって自動車交通から公共交通への移行が加速された。今後、ダッカの交通渋滞の緩和及び大気汚染の改善等が期待される。 一番列車の運転席には同国初となる女性運転手が座った。これは日本の運輸交通支援がジェンダー主流化にも寄与することを象徴する具体的な成果の一つである。また、安全かつ快適な、人々にやさしい公共交通機関の整備により、女性の就業機会の拡大への貢献が期待されることに加え、SDGsのターゲット11.2で掲げる老若男女、健常者、障害者問わず誰もが利用しやすい交通の実現を具体化したものである。 また、このダッカメトロを含む、機構によるこれまでの都市鉄道の運営・維持管理に係る支援のノウハウが詰まった実務者向けのハンドブック（和文・英文）を機構ウェブサイト上で公開し、先方実施機関やコンサルタントを含む事業関係者の育成に役立てている。 ◎ **パラオ国際空港ターミナルが全面開業、日本企業が参画し日本の空港運営ノウハウを活かしてパラオの観光産業発展に貢献【①③】**:「パラオ国際空港ターミナル拡張・運営事業」（海外投融資）により建設された新ターミナルが全面開業し、パラオ大統領、林外務大臣等が臨席し、開港式典が開催された（2022 年 5 月）。日本企業が事業に参画し、出発ターミナル棟の建設などに加え、日本の有する優れた空港運営・維持管理技術を導入するものであり、観光業を基幹産業とする島嶼国パラオの玄関口として、同国の経済成長に重要な役割を果たすことが期待されている。また、同国において日本が支援するインフラ整備事業としては過去最大規模、かつ太平洋島嶼国で初となる官民連携（PPP：Public-Private Partnership）事業である。 ◎ **南スーダンの平和と自由への希望を込めた「フリーダム・ブリッジ」の完成【①③④】**：内陸国南スーダンにとって、首都ジュバ市からウガンダのカンパラ、ケニアのナイロビを経由してモンバサ港を結ぶ北部回廊は、同国の復興及び経済成長を支えるための物資を運ぶ生命線であるが、首都ジュバ市からナイル川を越えるには約 50 年前に造られた仮設の橋しかなく交通のボトルネックとなっていた。その課題を解決するため、南スーダン初のナイル川への恒久的な橋梁を建設する無償資金協力「ナイル架橋建設計画」が完工した（2022 年 5 月）。2013 年の着工以来、度重なる紛争やコロナ禍による 3 度もの中断を乗り越えて完成した同橋は、同国の平和と自由、そして明るい未来への期待を込めて、現地の人々によって「フリーダム・ブリッジ」と命名された。開通式には同国の大統領、副大統領が出席し、機構の理事長に対して、同橋が南スーダンと日本の真の友情を示す永続的な証拠である旨が述べられ、深い謝意が示された。 ◎ **海上保安能力の強化によりFOIPの実現に貢献【①③】:** フィリピン沿岸警備隊（PCG）向け97m級多目的船2隻のうち2番船が正式に就役し、フィリピン独立記念日の2022		いる。これらの取組を通じ、エネルギー・トランジションのための計画策定・人材育成を推進した。 ・ラオスの海外投融資一号案件モンスーン風力発電事業は、東南アジアで最大規模、かつラオス初の IPP 風力発電事業であり、本事業を契機に民間事業者が同国の風力発電事業向け投資を活発化させることが期待される。未開発資源による新規電源開発は、同国の電源多様化、再生可能エネルギー促進による気候変動の緩和に貢献する。さらに、ベトナムへのクロスボーダーの売電事業であることから、メコン地域の連結性強化にも資するものである。 ４．民間セクター開発 開発途上国の民間人材育成、民間企業の競争力強化、開発課題の解決に貢献するイノベーションの促進に向けた支援、国内外からの投資促進、産業振興支援に取り組みなど、年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・バングラデシュ経済特区（BSEZ）における包括的な開業支援によって同国の投資促進に貢献した。開業式典ではハシナ首相から、日バングラデシュ間友好の象徴的案件としての経済特区開発への謝辞と雇用創出への期待を述べた。また、BSEZ への入居を検討している本邦企業より、本支援が投資を前向きに検討する判断材料になっているなど評価と期待の声が寄せられた。

	トコロナ時代の新しい産業構造・産業形態への適応、投資促進を重視する。 オ　農林水産業・農村開発 農村部の貧困削減の実現とともに、食料の安定的な生産・供給を通じた食料安全保障の確保のための支援を行う。その際、持続的かつ包摂的な農業・農村開発（水産業・畜産業及び漁村を含む。また、地域の実情に応じた適切な水管理を含む。）及び加工・流通業等関連産業の振興による生産	ア等を含む新・再生可能エネルギー導入促進、省エネルギーの促進とともに、資源の絆プログラムによる人材育成・人的ネットワーク強化に取り組む。 エ　民間セクター開発 開発途上国の自立的発展に不可欠な民間部門の成長を実現し、開発途上国の包摂的で、持続可能かつ強じん性を兼ね備えた「質の高い成長」に貢献するため、開発途上国の民間企業の育成・成長を促す。協力に当	利用の低・脱炭素化促進のため、アジアを中心とする地域でエネルギー・トランジションのための計画策定支援や人材育成を行う。また、日本の技術・経験をいかして、地熱ポテンシャル地域における地熱開発の促進、島しょ国における再生エネルギー導入促進等に取り組む。 エネルギーの需要側において産業分野を中心に省エネルギー技術の導入を促進する。 ・資源分野においては、資源国の持続的な資源管理・利用を促進するため、資源の絆プログラムを通じた人材育成及び帰国研修員と		年6月12日、ドゥテルテ大統領主導で就役式が開催された。10月には、日本の海上保安庁モバイルコーポレーションチームが派遣され、多目的船を用いた「えい航訓練」や「制圧訓練」が実施され、フィリピン沿岸警備隊の大型巡視船による沖合での海上保安業務遂行能力の向上に協力した。訓練には米国沿岸警備隊も参加し、「立入検査」や「ダメージコントロール」等の訓練も実施され、日米比3国の連携による、法の支配に基づく自由で開かれたインド・太平洋（FOIP：Free and Open Indo-Pacific）の実現に大きく貢献した。海上保安分野の協力は他のASEAN諸国でも実施し、うちマレーシア、インドネシアでの活動についてFOIPの取組みとしてNHKでも報道された。 ◎　**地方が有する課題解決の知見を活用した道路アセットマネジメントの取組【④⑤】**： 開発途上国における道路インフラの予防保全を主体としたアセットマネジメント能力向上の枠組みを構築するため、独立行政法人国立高等専門学校機構舞鶴工業高等専門学校（舞鶴高専）と覚書を締結した（2022年9月）。舞鶴高専は、2014年に設立した社会基盤メンテナンス教育センター（iMec）を通じ、日本の地域のインフラの維持管理を担う技術者の育成を推進してきた。今回の覚書の締結により、iMecが有する教材を外国語に翻訳・整備し、機構の道路アセットマネジメントプラットフォーム（RAMP：Road Asset Management Platform）の活動における教育教材として活用することを予定している。これにより、iMecのノウハウがRAMPを通じて活用され、開発途上国のアセットマネジメントに係る能力向上及び人材育成に貢献することが期待される。今後は、翻訳した教材を活用した舞鶴高専での研修実施も計画している。地方が有する課題解決に向けた知見が海外展開支援にも繋がった好事例としてメディアによる取材も多数あり、特に地方紙面で好意的に紹介された。また、RAMPの案件の一つであるタジキスタン「橋梁維持管理能力向上プロジェクト」の本邦研修において、タジキスタンのカウンターパートが熊本県玉名市を訪問し、同市が市職員の直営で実施しているDIY（Do It Yourself）の維持管理手法を実践的に学んだ。人、予算が限られる地方自治体の創意工夫を凝らした維持管理手法は、RAMPを展開する開発途上国においても適用できる可能性を秘めたものであり、参加したカウンターパートからは非常に貴重で有益なものであったと高い評価を受けた。タジキスタン運輸副大臣から玉名市長宛てに感謝状が贈呈され、2023年3月24日に機構職員を通じて玉名市長に感謝状が引き渡された様子は、地元のテレビや新聞で報道された。 ○　SDGs Week EXPOの「社会インフラテック」に出展した（2022年12月）。道路、橋梁、河川、交通、エネルギー、公共施設などの社会インフラの老朽化対策・維持管理技術、ソリューション工法技術などインフラ分野での様々な技術・製品・情報を持つ国内のインフラメンテナンス関係者に対し、RAMPの取組を紹介。来訪者からは高い関心が寄せられ、RAMPを通じた自社製品の海外展開への参画を検討したいなどのコメントがあった。機構の事業の紹介に加え本邦技術の活用や民間連携の可能性について意見交換する機会ともなった。 ○　デジタル技術を活用した交通安全の取組として、交通渋滞が深刻な問題となっているタイのバンコクにおいて、プローブ情報などのビッグデータを活用した次世代型交通管理に係る日タイ有識者による調査研究を立ち上げた。交通工学、交通管制に見		・日・ケニア政府が進めるモンバサの経済特区開発事業は、ケニアの国家開発計画の優先案件に加え、東アフリカとの連結性を高める重要案件に位置付けられ、FOIP の実現に貢献している。 ・Project NINJA の成果として、ルワンダで医療従事者向けオンライン研修プラットフォームを提供している HealthEdu Ltd 社や、ウガンダで妊産婦向け携帯型超音波診断サービスを提供している M-SCAN 社などの数社がビジネス拡大に必要な資金調達に成功するなど、現地企業の能力強化の成果が発現した。 ・2023 年 3 月に出資契約が調印された海外投融資「アフリカ新興企業イノベーション支援事業」により、アフリカの新興企業の育成に寄与し、上記 Project NINJA とも連携することで、社会課題解決と開発効果の一層の発現を目指すことが期待される。 ５．農林水産業・農村開発 年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・ウクライナの農業セクターの復旧・復興に向けた調査や無償資金協力を行うとともに、生産の回復を迅速に支援するため、被害の大きい地域に対し主な輸出農産品であるヒマワリやトウモロコシの種子を配布する無償資金協力を行うなど、戦略的に迅速な支援に取り組んだ。

	者の所得向上を重視する。	たっては、開発途上国の企業の競争力強化、産業の多角化、イノベーション促進、ポストコロナ時代の新しい産業構造・産業形態への適応、国内投資及び海外直接投資の促進に取り組む。 オ　農林水産業・農村開発 農村部の貧困削減の実現とともに、食料の安定的な生産・供給に貢献するため、包摂的なフードバリューチェーンの構築、稲作振興、水産資源の管理・活用、畜産振	のネットワーク拡充を重点とした人的ネットワークの強化に取り組む。 エ　民間セクター開発 ・JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）（以下「JICA グローバル・アジェンダ」という。）（民間セクター開発）に基づき取組を進める。アジア地域では、「産業人材育成協力イニシアティブ 2.0」等を踏まえ、ウィズコロナ、ポストコロナの新しい産業育成を推進すべく、日本人材開発センターや過去の協力拠点を活用したビジネス人材育成、本邦企業を含む外資系企業と現地		識のある日タイ有識者によるキックオフ会合を2022年12月にオンラインで開催、2023年3月にはバンコクにおいて現地視察及び協議を実施した。 **(2) SDGs達成に向けた貢献** SDGsターゲット3.6（2030年までの交通事故死傷者数半減）の達成に向け、タイ、カンボジア、バングラデシュにて本課題に取り組むとともに、新たにケニア、ウズベキスタンにおいてそれぞれの国・地域が置かれている状況を踏まえた課題解決に取り組むこととなった。また、道路・橋梁整備や交通管制整備などにおいても交通安全の視点を十分に踏まえた計画・設計を行うことにより、道路利用者、なかでも歩行者が安心して歩ける空間づくりにも貢献している。 SDGsゴール5（ジェンダー平等）の達成に向け、鉄道やバスなどの交通機関における女性の活躍促進、女性の行動特性にも配慮した計画、設計段階での対応、工事施工中のジェンダー平等事項の実施等に取り組んできた。 海上保安分野の協力は、安全で円滑な海上交通の確保に加え、海上における法の支配を強化するという意味でSDGsゴール16（平和と公正の実現）にも貢献している。 **(3) 事業上の課題及び対応方針** 道路・橋梁の維持管理にあたり人材、財源、技術の不足は開発途上国共通の課題であり、支援ニーズは高い。他方、この課題は日本の地方自治体でも共通に抱えているものである。前述の熊本県玉名市の取組であるDIYによる維持管理は、課題解決のための具体的対応であり、このノウハウは開発途上国でも適用可能と考えられる。 海上保安分野の支援ニーズについて、長年ニーズに対しリソース制約が大きく全ての要望に応えられない状況であった。海上保安庁により2017年に設立された海外人材育成を専門とするモバイルコーポレーションチームが効果的・機能的に活動するようになると同時に、船舶運用、海図作製や油防除をはじめとする分野での民間コンサルタントの活用が進み、リソース制約に対する対応がなされつつある。 **No.1-3 資源・エネルギー** 国連気候変動枠組条約（UNFCCC：United Nations Framework Convention on Climate Change）第21回締約国会議（COP21）において採択されたパリ協定に基づく脱炭素への取組を促進するため、カーボン・ニュートラルに向けたエネルギー・トランジションへの協力に注力した。具体的には、次世代脱炭素技術の開発や開発途上国への紹介のほか、クリーンエネルギーの開発、開発されたエネルギーを域内に供給するための系統整備、トランジションに必要となる鉱物資源分野への協力を実施した。 **(1) 業務実績** ◎ **迅速なウクライナ向け越冬支援【①③】**：2022 年 10 月以降のロシアの攻撃により多くのエネルギー・インフラ施設が破壊され、大規模な停電が続いていたウクライナに対する越冬支援として、発電機 262 台（計 5,050kVA）を緊急に供与した。10 月中旬にウクライナからの要請を受け、迅速なデリバリーに向けて、ウクライナエネルギー省、送電公社及び本邦企業と調整を行い、2022 年内に 25 台の大型発電機供与を実現した。加えて 237 台の発電機を 2023 年 2 月初旬までに供与し、同国のエ		・JICA アフリカ食料安全保障イニシアティブの立ち上げにより、アフリカの食料・農業セクターの強靭性を強化し、人間の安全保障の実現に取り組んだ。また、緊急支援として、コートジボワールを対象とした円借款案件を形成するなど、農業投入財（種子、肥料等）へのアクセス強化を通じて危機に直面する小農の食糧作物生産を支援した。 ・SHEPアプローチの世界展開として、アジア、中東、中南米地域への普及・拡大に向けた取組を強化し、特に、中南米地域を対象にした研修コースやインドにおける円借款を通じて協力した灌漑開発事業関係者に対する研修を実施する等、支援スキーム横断的に取り組んだ。 （結論） 以上により、定量指標７つ全てが120%を越える結果を得ていること、年度計画において予定されていた取組を着実に実施しているほか特筆すべき定性的な成果が多数見られること、それら成果には質的に顕著な成果が多く認められ、また、困難度が「高」とされているとおり、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認め、「S」評価とする。 具体的には、迅速なウクライナ支援の継続は、外交上の大きな貢献であったと評価できる。また、日本の強みを活用しつつ FOIP の陸海空の連結性強化に資するインフラ整備（パラオ国際空港ターミナル全面開業等）や質高インフラ（南スーダ

		興と家畜衛生の強化を支援する。協力にあたっては、社会的・経済的・環境的に持続的かつ包摂的な農業・農村開発を実現するために、小規模農家による市場志向型農業実践の推進、コメ生産量の増加、水産資源の適切な管理と沿岸コミュニティの経済活性化の両立、獣医サービス能力の向上、地域の実情に応じた適切な水管理の推進等に取り組む。	企業とのネットワーク強化や政策策定支援に取り組む。さらに社会的インパクトの発現に貢献する起業家育成支援の案件形成に取り組む。 ・アフリカ地域を中心とする他地域では、ウィズコロナ、ポストコロナの新しい産業育成と第7回アフリカ開発会議（TICAD:Tokyo International Conference on African Development、以下「TICAD」という。）の柱であるイノベーション促進の観点から、社会課題解決に向けた起業家育成支援（Project NINJA: Next Innovation		ネルギー事業の継続等のために活用されている。 ◎ **太陽光等普及促進を目的とした国際機関（International Solar Alliance：ISA）との業務協力覚書署名【①②】**：インド政府が活動を強く後押ししている ISA （本部：ニューデリー）について、日本政府を中心に、関係 3 機関（機構、国際協力銀行（JBIC：Japan Bank for International Cooperation〕、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO:New Energy and Industrial Technology Development Organization〕）で、ISA との協力を進める MOC を締結した（2022 年 8 月）。今後、日印二国間関係の更なる進展に大きく寄与することが期待される。また、インドは 気候変動対策について、ISA と共に国際場裡で活発に活動しており、本協力の推進は、日本の気候変動外交への貢献も期待される。 ◎ **エネルギー・トランジションのための計画策定・人材育成の推進【①②】**： • ソロモン「再生可能エネルギーロードマップ策定プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）で策定を支援した再生可能エネルギーの導入に係るロードマップが、2022 年 7 月、同国政府により正式に採用される旨が対外発表された。 • 日本政府による「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI : Asia Energy Transition Initiative）」と連携し、ラオスやカンボジア、インドネシア等における、エネルギー・トランジションに向けた長期計画策定支援の案件形成を実施し、うちラオスでは事業を開始した。 • G20 の一環として 2022 年 11 月にバリ島で開催された「Energy Transition Day」において、インドネシアの脱炭素に向けた電力分野でのエネルギー・トランジションに係る包括的な協力の強化のために、機構と同国国営電力公社との間で業務連携協力に関する覚書を締結した。 • バングラデシュ「統合エネルギー・電力マスタープラン策定プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）において、現実的なエネルギー・トランジションの案を示しつつネットゼロシナリオも提示、カーボン・ニュートラルに向けた議論を促し、マスタープラン案を提示した。2023 年度には同国政府による承認を見込んでおり、マスタープランで提示したトランジションに必要な人材の育成支援に向けた同政府との具体的協議に着手した。 ◎ **ラオス初の海外投融資事業による再生エネルギー支援【①】**：ラオスの海外投融資一号案件として「モンスーン風力発電事業」の融資契約に調印した（2023 年 2 月）。東南アジアで最大規模、かつラオス初の IPP 風力発電事業（民間事業者が独立電力事業として風力発電設備の建設・運営を実施するもの）であり、本事業を契機に民間事業者が同国の風力発電事業向け投資を活発化させることが期待される。風力資源の季節性は、豊富な水資源を背景とした水力発電を支える雨季とは逆の周期であり、未開発資源による新規電源開発は、同国の電源多様化、再生可能エネルギー促進による気候変動の緩和に貢献する。さらに、ベトナムへのクロスボーダーの売電事業であることから、メコン地域の連結性強化にも資すると考えられる。		ン「フリーダム・ブリッジ」完成等）の取組を進めるなど、我が国の主要な外交政策である FOIP の実現に向けた重要な推進力になるとともに、本邦企業・技術の海外展開も推進し、インフラ輸出戦略といった我が国の重要政策に貢献したことは高く評価できる。加えて、アフリカのスタートアップ支援である Project NINJA など、スタートアップ支援の展開等により質の高い成長の実現に貢献した。また、ラオスの海外投融資第 1 号案件である風力発電事業は同国初の IPP 事業（民間事業者が独立電力事業として建設・運営するもの）であり、未開発資源による新規電源開発は、同国の電源多様化だけでなく、再生可能エネルギー促進による気候変動の緩和に貢献するとともに、メコン地域の連結性強化にも資するベトナムへの売電事業を企図するなど、機構の自主的な取組による工夫も認められる。ウクライナの越冬支援やバングラデシュにおけるロヒンギャ避難民受入地域の雇用創出に貢献するなど、困難度が高い業務を着実に実施した取組は評価できる。 これらの成果は、ウクライナ支援や南スーダンの取組など外交上の大きな貢献だけでなく、開発協力大綱に掲げる「質の高い成長」とそれを通じた貧困削減、FOIP の実現等にも顕著に貢献するものであり、政府の取組に大きく貢献する等、中期計画における所期の目標を大きく上回る顕著な成果が得られた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 2023 年 3 月に公表された新たなプランを踏まえ、引き続き自由で開

			with Japan）や「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」を推進し、現地企業の能力強化を支援する。 ・「TICAD7における日本の取組」に貢献すべく、「ABE イニシアティブ（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ）3.0」の実施等を通じ、日本とアフリカの間のビジネス推進に資する産業人材育成を実施する。 ・持続可能な観光開発を推進し、環境等への負の影響を制限しつつ、経済・雇用等幅広いSDGsへの正のインパクトの実現を図る。コロナ危機からの早期の復興、再建に		◎ **ウランバートル及び東京でモンゴル鉱業分野の国際フォーラムの実施【③④】:**「鉱物資源と経済発展：課題分析と提言/Economic Dependence of Mongolia on Minerals: Challenges and Recommendations」を機構主催で開催した（2022 年 12 月）。モンゴルにおいて鉱業分野は、国家財政に大きな影響を与える極めて重要な産業であるが、政権交代が頻繁に行われるため、一貫した国家財政管理や鉱業収入をいかした適切な経済・財政政策が行われ難い環境にある。機構が 2021 年度まで行った同分野への人材育成と政府向けシンクタンクの機能強化、知的支援の技術協力はモンゴル政府高官（鉱山省副大臣等）から非常に高い評価を受けており、本フォーラムで成果をモンゴル政府等とともに発表した。 ○ 送配電網の整備支援による広範囲・安定的な電力供給への貢献：ネパールのポカラ市及びカトマンズ首都圏に送配電網を整備する「都市送配電網整備事業」（円借款）の L/A を調印した（2022 年 9 月）。本事業は、同地域の電力供給の安定化・効率化を図り、もって同国の経済発展及び住民の生活環境向上に寄与することが期待されている。同国の電源開発については、電力開発計画の策定、関係機関の調整機能の構築を目的とした「統合的電力システム開発計画プロジェクト」（技術協力プロジェクト）をエネルギー・水資源灌漑省やネパール電力庁（NEA：Nepal Electricity Authority）等をカウンターパートに実施していることに加え、「水力発電計画アドバイザー」（専門家）を NEA に派遣中であり、両協力との有機的な連携を通じて、電力開発計画に基づく電源開発や送電線開発、送配電設備との接続により安定的な電力供給が期待される。 ○ ケニアの地熱協力の更なる促進のため、「地熱発電事業における蒸気供給管理能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）で、日本が有する地熱蒸気の性状に応じたトータルエンジニアリング技術の強みをいかして政策・制度支援や地表調査、試掘・資源量評価、プラント建設及び運営・維持管理といった地熱開発の各段階におけるケニアでの様々な協力アセットを他アフリカ各国で活用するべく、タンザニア向け第三国研修を実施した（2023 年 2 月）。 ○ TICAD8 のサイドイベント「グリーン成長に向けたエネルギー・トランジション」において、グリーン成長に向けたエネルギー・トランジションについて発信、約 150 名が参加した。機構のほか、ナイジェリア電力省大臣やアメリカ合衆国国際開発庁（USAID：United States Agency for International Development）、南部アフリカパワープール（SAPP：Southern African Power Pool）、アフリカ開発銀行（AfDB：African Development Bank）、国際再生可能エネルギー機関（IRENA：International Renewable Energy Agency）が登壇した。本イベントでは、脱炭素に向けたエネルギー・トランジションをアフリカの成長に繋げなければならないこと、そのためには、安価なクリーンエネルギー（水力や地熱など）の開発と、それを域内で共有する国際送電網の整備が重要であることが強調された。 ○ 産業分野を中心とした省エネルギー技術導入促進については、エジプト電力・再生可能エネルギー省、貿易産業省等に対する「エネルギー利用効率改善能力開発プロジェ		かれたインド太平洋の実現に向けた貢献も念頭に質の高いインフラ投資に資する取組を推進することを期待する。 デジタル技術の活用では、実証的に進めているものの成果と教訓を踏まえて、他国にも横展開することを検討に加え、電子化した制度やプロダクトの提供等も念頭に、多様なパートナーとの連携を通じて、既存の援助手法にこだわらない柔軟かつ迅速な事業実施を積極的に提案していくことを期待する。 「アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC：Asia Zero Emission Community）」構想やアフリカパワープールの取組の下で、相互依存を深めながら構想を実現するため、開発途上国、大学・研究機関、民間企業、公的機関、援助機関、財団、教育機関等と密接に連携しながら、カーボン・ニュートラルと安価なエネルギーの安定供給の両立に取り組む協力を実施することを期待する。 また、開発途上国の民間セクターの成長に向け、開発途上国の社会課題解決に貢献するソーシャルスタートアップが、開発途上国において継続的に創出されるために必要なエコシステム構築支援策について、技術協力及び資金協力を組み合わせた事業展開など具体的な検討を期待する。 ＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等） ・これも全体に関わるところであるが、日本の ODA70 年の歴史の中で、ODA 予算の削減、日本の科学力・技術力・企業競争力の相対的な低下など、日本の開発協力の総合的競争力の衰退は否めない。その意味にお

			向け、観光産業全体のレジリエンス向上を目指した取組を実施する。 オ　農林水産業・農村開発 ・JICA グローバル・アジェンダ（農業・農村開発）に基づき取組を進める。主な取組として、小規模農家向け市場志向型農業の振興（SHEP：Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion、以下「SHEP」という。）アプローチを通じ、アフリカ、アジア、中南米及び中東地域の小規模農家を支援する。その際、人材育成・ネットワーク化や開発パートナーとの連携による事		クト」（技術協力プロジェクト）において、省エネ潜在性の高い高効率エアコンの実証試験・製品評価を実施し、有用性が共有・認識されたほか、工場での省エネ診断の能力強化を行うなど、産業部門における包括的な省エネ活動の促進に寄与した。プロジェクトの成果は、エジプト政府が主催する UNFCCC COP27 のサイドイベントで広く共有された。 ○　持続的な鉱物資源管理の実現に貢献するために開発途上国の鉱物資源分野の核となる人材育成行う「資源の絆」の構想から 10 年のタイミングで、長期レビューを実施し、今後の方向性を明確化した。当初の構想通りに事業が進展していることが確認された一方で、共同研究活動の更なる促進のための海外フィールド調査制度の改善、帰国後研修員との連携強化などが提言されており、今後、同提言を実施に移す予定である。 ○　ザンビアで実施した地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）事業の成果（鉱山由来の鉛汚染による人体や自然環境への影響を科学的に解明）を発信するべく、ルサカで国際フォーラムを開催した（2022 年 8 月）。同フォーラムには同国の主要大臣が参加したほか、他国からのオンライン参加もあった。鉛汚染の影響経路が明確になったことで、鉛汚染対策の方策が明らかになり、本事業の成果を受けて世界銀行が鉛汚染対策の事業を形成している。 **（2）SDGs達成に向けた貢献** SDGsゴール7（エネルギーをみんなに、そしてクリーンに）及びSDGsゴール13（気候変動に具体的な対策を）の達成に向けて、エネルギー利用の低・脱炭素化に取り組んだ。具体的には上述のエネルギー・トランジションのための計画策定やケニアにおける地熱開発協力の促進のほか、SATREPS事業で再生可能エネルギー水素を用いた新しいアンモニア合成システムの研究開発に着手するとともに、研修事業で次世代脱炭素技術である水素利用の紹介を行った。 **（3）事業上の課題及び対応方針** 多くの先進国が2050年までのカーボン・ニュートラルを宣言し、開発途上国では2060年あるいは2070年までの実現を目指す国が増えつつある。カーボン・ニュートラル社会を太陽光や風力、電気自動車などの今ある技術だけで実現することは困難であり、次世代脱炭素化技術の開発と導入は大きな鍵となる可能性がある。自国の経済成長を阻害するエネルギー・トランジションを受け入れることは開発途上国にとって困難であり、さらに、ロシアのウクライナ侵略後の資源価格高騰等の影響で、エネルギー安全保障の重要性が改めて浮き彫りになっている。これらを考えれば、未来のエネルギーはクリーンであるだけでなく、安価で安定供給されるものでなければならない。こうした取組を推進していくためには、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC：Asia Zero Emission Community）構想やアフリカパワープールのような全体を対象とする取組の下で、相互依存を深めながら構想を実現することは有力な手段であると考えられる。これらは機構のみで促進することはできず、開発途上国、大学・研究機関、民間企業、公的機関、援助機関、財団、教育		いて、JICA の優位性は、これまでの日本の経験を踏まえ、多角化した担い手の間の新しい連携を踏まえた総合力がカギではないか。その意味において、企業、NGO、大学等の連携が益々重要であり、そのことによって、現地の開発のさらなる原動力になるものと思われる。 ・インフラ支援が経済成長の基礎になろうが、ハードのインフラに加えて、それを動かすソフト、人材育成に、バランスよく力を入れるべきである。

			業拡充を図る。 ・コメ生産の安定的拡大、バリューチェーンの構築・強化を通じた稲作開発を推進する。特に、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development、以下「CARD」という。）対象国の案件形成・実施とともにCARD事務局を通じ、国家／地域の稲作開発戦略の策定・改訂等に参画する。 ・農家の生計向上や食料の安定供給に資するフードバリューチェーン（以下「FVC」という。）について、東南アジアを中心に、		機関等と密接に連携しながら、カーボン・ニュートラルと安価なエネルギーの安定供給の両立に取り組む。 **No.1-4 民間セクター開発** 民間セクター開発は、雇用創出と国民の所得向上の源泉であり、自立的な経済成長を実現する手段の一つである。開発途上国において不足している、政府による産業振興や投資促進に係る政策や円滑なビジネス環境の整備、必要な技術やノウハウ習得等の人材育成に対応する取組を進めた。特に、日本企業を含む民間企業間の協働・連携関係の強化を意識しつつ、開発途上国の民間人材育成、民間企業の競争力強化、開発課題の解決に貢献するイノベーションの促進に向けた支援、国内外からの投資促進、産業振興支援に取り組んだ。 **（1）業務実績** ◎ **経済特区の包括的な開業支援によって海外からの投資促進に貢献【①②③④】：**JICAグローバル・アジェンダにおけるクラスター[2]「アジア投資促進・産業振興」の中核的案件の一つで、バングラデシュ経済特区庁（BEZA）の経済特区開発・運営・投資促進能力の強化やワンストップサービス（OSS）の地方展開を図る「経済特区管理・投資促進能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を2022年5月に開始した。円借款でのインフラ整備や海外投融資による運営会社への出資も行っているバングラデシュ経済特区（Bangladesh SEZ：通称BSEZ。2022年12月開業式典開催、開発総面積約190ha）に地方第一号となるOSSセンターを設置し、2023年2月末から部分稼働を開始した。同経済特区では数社との販売契約締結の実績が出始めているが、入居を検討中の企業も約40社（うち約7割は日本企業）に上っており、OSSセンターにてこれら企業向けのコンサルテーション等を実施している。加えて、円滑な通関手続きが同SEZ内で完結することを目指し、BEZAと税関当局との交渉、BSEZを交えた協議等を側面支援している。また、BEZAによる広報資料の作成を支援し、BSEZのプロモーションを側面支援するとともに、実施中の「外国直接投資促進事業」（円借款）では日本企業向けのツーステップローンを供与し、本邦企業のバングラデシュ及びBSEZ進出を後押ししている。BSEZの開発については、2014年の安倍総理（当時）・ハシナ首相間の首脳会談においても協力方針が協議されており、2022年12月の開業式典にオンライン参加したハシナ首相からは、これまでの数々の日本の協力事業とともに、日バ友好の象徴的案件としてのBSEZ開発への謝辞と雇用創出への期待が述べられた。また、BSEZの開発事業会社の最大株主である企業関係者からは、同SEZへの入居を検討中の企業より、OSSや通関手続きなどソフト面のサービスが充実していることが投資を前向きに検討する判断材料になっているとの声が多いとして、評価と期待が寄せられている。 ◎ **モンバサ経済特区の開発を通じFOIPの実現に貢献【①③】：**2022年6月にケニア向け無償資金協力「ドンゴクンドゥ地域モンバサ経済特区におけるインフラ整備計画」に係る贈与契約（G/A：Grant Agreement）を締結した。モンバサ経済特区の開発は日本・		

[2] JICAグローバル・アジェンダの枠組みの中で、効果的・効率的な目標達成及び外部資源動員による開発インパクトの拡大を目指す「事業のまとまり」。

			生産から加工・流通・消費に至る各段階の付加価値を高め、包摂的かつ持続的なFVCの構築を支援する。 主に島しょ国において、水産資源の持続的な利用を含む水産ブルーエコノミー振興に取り組む。また、小規模畜産農家の所得向上と人獣共通感染症を含む家畜疾病の対策強化に向け、家畜衛生強化を通じたワンヘルスの推進に取り組む。 ・気候変動にぜい弱な後発途上国の状況等を踏まえ、灌漑・水管理、耐候性品種の開発・普及等、気候変動に適応した農業生産に資する事業を		ケニア両国首脳会談における合意に基づき、両国関係者が密接に連携しながら開発を進めている。同案件は、FOIPの中で、東アフリカとの連結性を高める重要案件に位置付けられ、ケニアにおいては国家開発計画「Vision 2030」の優先案件として同計画の実現に貢献する事業に位置付けられている。経済特区開発の進捗により建設される自由貿易区や工業団地への入居について民間企業の関心が高まっており、同国内で関心表明企業の公募が実施された。本邦企業にとってもアフリカでの事業拡大を図るための事業用地として関心が高まっている。円借款により支援している港湾建設と道路建設も進捗しているほか、経済特区庁へ派遣中の専門家による経済特区庁の能力向上支援及び東アフリカ共同体（EAC：East African Community）のSEZ法制度整備支援を継続的に実施しており、モンバサ経済特区の開業に向けて総合的に支援を行っている。 ◎ **日本センターを活用したアジア地域の産業育成推進に資する人材育成、現地企業と日本の自治体・企業とのネットワーク強化【①③⑤】：**日本センター事業における外国人材受入支援の一環として、外国人材受入に取り組む自治体や特定技能試験を実施する3業種の業界団体の協力も得て、日本での就労を検討・予定している方向けの教材（9本）を作成し、YouTubeで公開した。これまでに10か国語に翻訳し、総計8,853回の視聴回数を得た。モンゴルにおいては、同教材がテレビ放映（2023年3月）された。また、キルギス、モンゴル、カザフスタンの日本センターが共同で、日本の経済産業省及び４自治体等の登壇を得て「内陸アジア遊牧文化圏日本センター合同事業日本留学後の高度人材就職セミナー」（参加者：281名）を開催した。加えて、モンゴル日本センター・茨城県・JICA筑波の連携で、日本からの帰国留学生と茨城県企業との意見交換会を開催した。県内企業にはモンゴル人材を知る機会、モンゴル人材にはキャリア形成の一環として日本の中小企業で働く魅力などを知る機会として、相互にメリットある会合となった。また、カンボジア日本センター主催の就職フェアに横浜市及び日本貿易振興機構（JETRO：Japan External Trade Organization）が参画し横浜で働く魅力を伝える「Working and Living in Yokohama City, Japan」を開催するなど、日本センターと本邦関係機関（含：地方自治体）間の連携に基づく取組が拡大中である。 ◎ **Project NINJAによる現地企業の能力強化の成果を確認【①③】：**Project NINJA（Next Innovation with Japan）によるスタートアップ・エコシステム構築支援の一環として、公開イベント・ビジネスコンテスト、アクセラレーションプログラム等をガーナ、エチオピア、ナイジェリアにおいて実施した。2022年度に募集を開始したプログラムは3回、スタートアップの応募総数は10,803社（選定・支援実施中は47社、日系企業と現地スタートアップが連携・投資交渉中1件）となった。ナイジェリアでは、日系企業と連携したオープン・イノベーションとして、小規模農家の情報を豊富に有するスタートアップ企業のZowasel社のコンセプト実証（Proof of Concept：PoC）において、ナイジェリア三菱商事と協働した。また、2020年度にアフリカ地域19か国において実施した、ビジネスプランコンテスト「NINJA Business Plan Competition in response to COVID 19」における優秀スタートアップ68社（3万ドルを上限に実証事業を委託）に対して、現状調査を実施したところ、顧客やクライアントの増加、売上拡大などの効		

			形成・実施する。 ・「JICA食と農の協働プラットフォーム（JiPFA：JICA Platform for Food and Agriculture）」の運営を通じた知見の共有・発信及び産学官連携強化、食料安全保障のための農学ネットワーク（Agri-Net）」による農林水産分野の知日派人材の育成を強化する。		果が発現していることを確認した。また、他国企業・団体とのパートナーシップ締結などを通じてネットワークも拡大しており、優秀スタートアップ68社のうちルワンダで医療従事者向けオンライン研修プラットフォームを提供しているHealthEdu Ltdや、ウガンダで妊産婦向け携帯型超音波診断サービスを提供しているMobile Scan Solutions（M-SCAN）社などの数社がビジネス拡大に必要な資金調達に成功していたことを確認した。また、Project NINJAによるスタートアップ支援として積極的な広報活動を実施。広報部制作のラジオドラマやマンガ広報、機構の広報誌等を通じてProject NINJAに係る対外広報を実施。また、専門家執筆記事がNews Picksや新潮社などにも計5回掲載された。他機関が主催するサイドイベント（Mobility 54[3]及びHealth 54[4]、AfricArena[5]、チュニジア政府主催など）にも登壇し、Project NINJAのプログラムの認知向上に努めた。 ◎ **アフリカ・カイゼン・イニシアティブが現地企業の品質・生産性の向上に貢献（カメルーン）【①②③】：**カメルーンで実施中の技術協力プロジェクト「品質・生産性向上（カイゼン）推進を通じた総合的中小企業振興プロジェクト」を通じて、5Sなどの基礎カイゼン研修、より高度な上級カイゼン研修、財務やマーケティングなどの経営管理研修が実施され、100人以上のカイゼンを指導するコンサルタントを育成した。基礎カイゼン研修を通じて、5Sや在庫管理の支援を提供した企業・組織の経営者のうち、約9割がその支援内容に満足と回答している。企業支援サービスを提供した現地の紙製品を生産する企業（MAKO社）において、5Sなどのカイゼン活動が導入され、機械の故障率の低下（38%）、不稼働時間の減少（56%）、売り上げの向上（70%）などの効果が確認されている。同社はカイゼンへの取組が評価され、AUDA-NEPADと共催する以下のアフリカカイゼン年次会合において第4回アフリカカイゼンアワード（2022年度）の中小企業部門最優秀賞を受賞した。また、TICAD8オンラインサイドイベント「『カイゼン』を通じたディーセント・ワークの推進、イノベーションの創発」を実施した（2022年8月、視聴者200名以上）。また、第7回アフリカ・カイゼン・イニシアティブ年次会合をカメルーンにて実施した（2022年10月、オンラインを含めて20か国より約250名が参加）。同年次会合では、カイゼンを普及するための中核となる組織やグループ（Center of Excellence）向けの能力強化活動の実施について合意した。カメルーン主要メディアの一つである「カメルーントリビューン」やその他新聞や雑誌など約10媒体に本会合の関連記事が掲載された。具体的には、「カメルーントリビューン」紙が、日本政府が支援するカイゼンが、雇用の重要な源泉である中小企業の発展を促し、ひいてはアフリカの産業化の原動力となっている点に言及した。また、「ルジュール」紙は、中小企業がカイゼンによって得た利益（売上の増加、チームスピリットの向上、生産性の向上、従業員の労働条件の改善など）について言及、企業が継続的にカイゼンによって利益を得ている点を評価した。 ◎ **海外投融資によりアフリカの新興企業の育成に寄与【③】：**「アフリカ新興企業イノベーション支援事業」（海外投融資）の出資契約を2023年3月に調印した。本事業は、		

[3] アフリカで活動するモビリティ関連スタートアップ企業への出資・融資に特化した投資会社。豊田通商株式会社が同グループ会社であるCFAOと共同で2019年に設立。
[4] アフリカで急成長するヘルスケア分野のスタートアップ投資に特化した投資会社。豊田通商株式会社のグループ会社であるCFAOが2022年に設立。
[5] アフリカのテック業界に関わる投資家が参加する招待制のイベント。

					社会的課題の解決に取り組むアフリカ地域の新興企業に対し資金供給を行うことにより同地域の産業振興と社会課題の解決を図り、同地域の持続的な経済成長に寄与することを目指している。アフリカにおいては、Project NINJAによるスタートアップ・エコシステム構築支援事業等により、主にシード・ステージ（会社設立段階）のスタートアップ支援を行ってきた。本ファンドにより、事業拡大段階までのスタートアップに向けた金融支援へと支援の幅を広げることが可能となる。同プロジェクトとも連携することで、社会課題解決と開発効果の一層の発現を目指す予定である。 ◎ **持続可能な観光開発の推進【②③④】：**2017年1月に締結したMoCに基づき、国連世界観光機関（UNWTO：World Tourism Organization of the United Nations）との連携を推進した。観光開発プロジェクトのSDGs達成の貢献度を測定する指標ツールキットの策定に向けて国内外の有識者によるピアレビューを実施し、UNWTOと機構で国連ハイレベル政治フォーラム公式サイドイベント『観光とSDGs：アジェンダ2030の加速』を共催（2022年7月、155人参加）した。また、東京ビッグサイトで開催された「ツーリズムEXPOジャパン2022」（2022年9月、来場者124,074人）において、ウズベキスタン観光促進アドバイザーの活動の一環として、シルクロード等の観光資源を共有する中央アジア5か国の観光振興機関と機構がブースを共同出展した。「日・中央アジア5カ国外交樹立30周年記念事業」としての認定も受け、各国からも高い評価を得たほか、テレビ朝日の取材に対応しYahooニュースを含む計6本のメディア掲載が実現。具体的には、テレビ朝日のニュースサイトにおいて、機構専門家のJICA海外協力隊経験やウズベキスタン副首相の日本留学経験を踏まえつつ、過去のソフト面への投資が今回のムーブメントを促したと評価された。また、共同出展ブースのオープニングセレモニーにおいて、ウズベキスタン副首相、キルギス共和国及びトルクメニスタン観光局副大臣を含め、各国要人から機構の支援に対する謝辞や今後の5か国連携に向けた期待が述べられた。 ○ アフリカへの投資促進とビジネス支援に向け、JETRO・UNDP・国連工業開発機関（UNIDO：United Nations Industrial Development Organization）と業務協力覚書を締結：イノベーション・スタートアップ支援を通じたアフリカの経済・社会発展への貢献のため、UNDP 駐日事務所と両機関のスタートアップ支援に関する協力概要について意見交換を実施し、今後の連携について協議を継続することを合意した。また、UNIDO 本部とアフリカ地域におけるカイゼン普及のため、両機関の専門性をいかした連携策について複数回協議し、外務省の国際機関連携無償の形成を支援したほか、在カメルーン日本大使館へ UNIDO による同無償スキームを活用した案件を提案した。 **（2）SDGs達成に向けた貢献** SDGsゴール8、ゴール9及びゴール17の達成に貢献するものとして、新型コロナをはじめとする複合的危機下において、開発途上国の中小企業への負の影響が継続する中、引き続きアジア投資促進・産業振興やProject NINJA、アフリカ・カイゼン・イニシアティブを通じた現地スタートアップ及び現地企業の能力強化支援を実施した（アジア投資促進・産業振興はターゲット8-2、8-3、9-2、9-3、17-11、17-17、カイゼン/企業支援はターゲット8-		

					2、8-3及び9-3、スタートアップ支援はターゲット8-3、9-bと関連）。 **（3）事業上の課題及び対応方針** 開発途上国の民間セクターの成長に必要な国内・外の民間資金の動員を促進する仕組みが求められる中、ODAによる開発協力の役割を整理・検討し、具体的な協力の枠組み・事業を形成できるかが課題となっている。そのため、開発途上国の社会課題解決に貢献するソーシャルスタートアップが、開発途上国において継続的に創出されるために必要なエコシステム構築支援策について、技術協力及び資金協力を組み合わせた事業展開を具体的に検討する。 **No.1-5 農林水産業・農村開発** ウクライナ紛争に関し、同国への農業生産回復に向けた調査、資金協力等の直接の支援に加え、紛争による国際物流の停滞の影響を受けたアフリカの支援強化のため、JICA アフリカ食料安全保障イニシアティブを立ち上げた。アフリカに対しては、小農への農業投入財に関する緊急支援やアフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）での域内連携を推進した。 また、市場志向型農業を推進する SHEP（Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion）の更なる普及のため各国際機関との連携を進めている。インドでは、円借款事業（灌漑）の成果を高める手段として SHEP との連携を開始した。さらに、水産分野では、持続可能な漁業を通じた経済発展についての発信や食料自給率向上に向けた西アフリカでの養殖振興事業の開始、畜産分野では、グローバル化の中での安全な畜産振興のための事業形成や新規案件開始に取り組んだ。 産学官連携、知日人材育成のため、JICA 食と農の協働プラットフォーム（JiPFA：JICA Platform for Food and Agriculture）や食料安全保障のための農学ネットワーク（Agri-Net：Agriculture Studies Network for Food Security）でセミナー等を開催、情報発信を行った。 **（1）業務実績** ◎ **世界的な穀倉地帯・ウクライナ農業セクターへの迅速な支援【①③】**：ウクライナの農業は基幹産業であり、世界有数の農産物輸出国であるが、ロシアのウクライナ侵略により深刻な被害を受けている。同国農業セクターの復旧・復興に向けて、2 件の基礎情報収集確認調査、1 件の無償資金協力を通じて、戦略的な支援に取り組んだ。特に、農業生産の回復を迅速に支援するため、上記調査によるパイロット事業として、同国の主な輸出農産品であるヒマワリ、トウモロコシの種子の調達をウクライナ国内で行い、被害の大きい地域に配布することとした。また、農業セクターの復旧・復興を後押しするために農業政策・食料省の本邦招へいを準備した。さらに、ロシアのウクライナ侵略や気候変動などの複合的危機により、国際的に食料・肥料価格が高騰しアフリカや中東諸国を中心に食料・肥料へのアクセスが困難となるなど、国際的に食料危機に対する懸念が高まる中、ウクライナ及び世界の食料・農業の動向についてのタイムリーな把握と発信のため、国際機関等の報告書やメディアの記事等を幅広く収集し、JiPFA の枠組みを通じて、毎月、機構外へ情報提供した。 ◎ **JICAアフリカ食料安全保障イニシアティブの立ち上げ【①②③】**：アフリカでは、		

					ロシアによるウクライナへの侵略や気候変動等による食料・肥料価格高騰の影響や栄養不足人口の拡大などの複合的危機に直面し、食料安全保障リスクの高さが改めて浮彫りになった。TICAD8チュニス宣言で、日本によるアフリカの食料安全保障、栄養改善、持続的農業、食料システム等の支援を確認したことを踏まえ、アフリカの食料・農業セクターの強じん性強化を通じた人間の安全保障の実現のため、新たに「JICAアフリカ食料安全保障イニシアティブ」を立ち上げた。本イニシアティブは、食料安全保障の4つの視点を踏まえ、CARDフェーズ2によるコメ増産支援を中心とした「食糧生産体制強化（Availability）」、SHEPと民間連携を通じた「農家育成・民間農業開発（Access）」、食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA：Initiative for Food and Nutrition Security in Africa）を通じた「栄養の改善（Utilization）」及び「農業関連の気候変動対策（Stability）」を通じて戦略的な協力に取り組むものである。緊急支援として、コートジボワールを対象としたAfDBとの協調融資を実施し、ナイジェリア及びタンザニア向けの協調融資を形成するなど、農業投入財（種子、肥料等）へのアクセス強化を通じて危機に直面する小農の食糧作物生産を支援した。2022年12月にL/Aを調印したコートジボワール向けの協調融資に関しては、コートジボワールの経済財務大臣及び農業・農村開発大臣から、同案件により農業システムが改善し、農村地域とぜい弱な人々の生活改善に資する点について感謝が述べられた。また、中長期的な支援に向けて積極的な案件形成を図るとともに、本イニシアティブを開発パートナーに提示し、協働に向けて対話を行った。 ◎ **SHEPアプローチの世界展開【③】**： • アジア、中東、中南米地域へのSHEPアプローチの普及・拡大に向けた取組を強化した（2022年度時点で、約60か国でSHEPアプローチを展開中）。中南米地域を対象にした研修コースの新設をはじめとして課題別研修を拡充したことに加え、フォローアップ協力を実施した。また、インドに対しては円借款を通じて協力した灌漑開発事業関係者に、オンラインでのSHEP研修を実施する等、支援スキーム横断的にSHEPアプローチの普及・拡大に取り組んでいる。 • SHEPアプローチの普及・拡大に向けて、かねてより連携している国際農業開発基金（IFAD：International Fund for Agricultural Development）の各地域担当者（英語圏アフリカ、フランス語圏アフリカ、中南米）に対してセミナーを開催、好評を得ている。その他、UNIDOや国連世界食糧計画（WFP：World Food Programme）からもその活用について関心表明があり、各担当部署への説明会等を通じ、SHEPアプローチについて発信を行っている。 • TICAD8において「革新的な農業普及とは～SHEPアプローチを通じて～」というサイドイベントを実施し、SHEPアプローチ形成の背景、アフリカにおける取組の進展や成功事例、世界全体への展開状況について共有するとともに、すべての発表を踏まえて、実績と今後の取組に関する総括を行った。 ◎ **CARDを通じたコメ生産体制の強化の取組の定着と専門家への叙勲【②③④】**： • 長年コメ分野の協力に貢献してきた機構専門家がウガンダで最高位の勲章（Golden Jubilee章）を受章し、同国大統領出席のもと叙勲式が開催された（2022年5月）。同専門家は7月にウガンダを訪問し、マケレレ大学での第2回JICAチェアにおいて記念		

					講演を行った。 • TICAD8で機構とアフリカ緑の革命のための同盟（AGRA：Alliance for a Green Revolution in Africa）の共催により「CARDフェーズ2を通じた緑の革命のための稲作振興」のサイドイベントを実施した。マダガスカル大統領、AfDB総裁が登壇するとともに、コメ生産倍増に向けた戦略についてパネルディスカッションを実施した。参加者は400名以上に及び、TICAD8のサイドイベントの中でも特に多くの聴衆を集めた。 • タンザニアにおいて、計13機関が参加の上でCARD運営委員会が開催され（2022年9月）、機構からは役員が出席した。各国での稲作開発戦略の策定状況の共有とともに、各運営委員会メンバーから稲作開発の取組報告を行った。アフリカ連合（AU：African Union）参加の地域経済共同体を通じた域内連携も推進しており、EAC及び西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS：Economic Community of West African States）からは地域レベルの稲作開発の動きが共有され、国及び地域レベルで相互に連携して戦略的に稲作開発に取り組んでいく必要性を確認した。 ○ 近年顕在化が著しい気候変動による農業セクターへの影響に対応していくため、2022年度より「農業農村開発における気候変動対策」「参加型灌漑管理の推進方策」の2つの有識者委員会を立ち上げ、取組指針やハンドブックの策定に向けて検討を進めた。特に、前者の委員会では、機構の事業における気候リスク評価の実施に向けて、平均気温が上昇した未来の気候状態を示すデータベースの活用について、複数国を取り上げて導入可能性の検討を行った。 ○ フードバリューチェーン（Food Value Chain：FVC）構築のための技術協力1件を開始した。また、フードバリューチェーンに係る今後の戦略的な協力実施に向けて情報収集を実施した。 ○ 大洋州、カリブ海、東南アジア、インド洋の島しょ国で、水産ブルーエコノミー振興に資する事業を継続して実施した。また、パラオで開催された国際会議「第7回アワオーシャン会議」において、米NGOとサイドイベントを共催し、生態系に配慮した持続可能な漁業を通した、包摂的でレジリエントな経済発展について議論した。また、内水面養殖の普及に向けて、水産物自給率が低く、養殖適地が豊富なコートジボワール、カメルーンにおいて、養殖生産者の増加に貢献する事業を新たに開始した。また、中西部ギニア湾漁業委員会と協力して地域の養殖振興を進めるための案件を形成した。 ○ 家畜衛生強化を通じたワンヘルスの推進に関し、ボリビアやパラグアイにおいて食肉製品輸出に係る検査及び認証体制強化のための事業の実施や新規案件の形成を行った。また、資金協力と技術協力によるザンビア大学臨床獣医学講座の強化のための案件を実施したほか、パレスチナにおいて家畜疾病コントロール体制の強化のための事業を開始した。アジア獣医師会連合会大会では、これまでの本分野の協力の分析と戦略の報告を行った。		

					○　産学官連携、知日派人材育成強化 • JiPFAでは、各分科会において現場の住民の生計向上や生活改善を念頭に置いた分野横断的な知見の共有・発信、意見交換を行った（例：アフリカ農業分科会において日本・アフリカ農業イノベーションセンターによる日本の民間企業との連携や企業の展開支援構想を紹介するとともにアフリカにおける日本の稲作協力の歴史や人材育成の重要性を発表）。また、産学官連携強化を図るため、会員向けアンケートを実施し、連携ニーズ等について結果を分析した。2023年度にアンケート結果を受けたフォローを行う。2022年度の参加者は642人であり、メールマガジンを７本発信したほか、機構内及びJiPFA会員が主催するセミナーの案内を発信するなど、情報プラットフォームとしての役割を果たした。 • Agri-Netでは、研修員及び関係者間のネットワーク（LinkedInのAgri-network、帰国研修員を含め221名が登録）を活用し、月次セミナーを9回開催した。2022年10月には日本の研究開発、地域振興を講義・視察するスタディツアーを実施し、農業分野の先端技術に関する研究等の社会実装の進め方や地方振興に貢献する民間企業等の役割について理解を深めた。自分たちの研究や、母国での農業・農村振興に導入・応用等を考える貴重な機会にもなった。 • 農学系大学のネットワークであるJISNAS（Japan Intellectual Support Network in Agricultural Sciences）の運営に幹事組織として参加し、シンポジウムの開催や勉強会を通じて学術界に機構の役割、成果を発信し、農業分野の人材育成のためのネットワーク強化に努めた。 **（2）SDGs達成に向けた貢献** • SDGs ゴール 1、2 に貢献する案件として、ウクライナ農業セクター支援や、CARD フェーズ 2 の促進、家畜衛生強化を通じたワンヘルスの推進に取り組んでいる。ウクライナ農業セクター支援は、同国の農業生産への深刻な損害への対応のみならず、同国からの輸出が大幅に滞ったことでアフリカの食料安全保障が脅かされている状況にも対応するものである。世界の最貧国が集中して存在するアフリカ域内でコメ生産を向上させる CARD フェーズ 2 の取組は、輸入に依存する小麦の不足による食料価格の高騰で脅かされる庶民の生活改善に貢献している。また、家畜衛生強化を通じたワンヘルスの推進では、家畜疾病コントロール対策の強化は、食の安全や安定供給、家畜疾病による畜産業（遊牧民の生計を含む）への大打撃の防止、人畜共通感染症の流行防止に不可欠な取組である。 • SDGs ゴール 1、2 に加え、8、17 に貢献するものとして、SHEP アプローチの世界展開や JICA アフリカ食料安全保障イニシアティブの立ち上げに取り組んでいる。SHEP は農業生産の向上に加え、農家の生計向上や農産物販売促進、フードバリューチェーンの各段階の課題への対応（例：取引の透明性等、情報の非対称性への対応による生産者等のディーセントワークの促進）等にも貢献している。また、展開にあたり、国際機関や民間セクターとの連携により世界的に普及を進めている。JICA アフリカ食料安全保障イニシアティブでは、主食となるコメの増産に取り組む CARD フェーズ 2、農業技術の普及や農産物売買における情報の非対称性解消による生産、生計向上を促進する SHEP アプローチ、栄養摂取改善に取り組む IFNA、気候変動への適応策導入・推進に対する食料生産の確保等、複数のプログラムを対象に AfDB 等と連携し		

					た取組を開始した。本イニシアティブは、SDGs のゴール 13 にも貢献するものである。 • SDGs ゴール 6、13 に貢献する取組として、気候変動による農業セクターへの影響に対応するため、有識者委員会において「農業農村開発における気候変動対策」「参加型灌漑管理の推進方策」をテーマに、気候変動リスクへの農業生産のレジリエンス強化、限られた水資源の有効・公平な利用による農業生産等、適応策の強化について検討した。 • SDGs ゴール 1、2 に加え、14 に貢献する案件として、島しょ国を中心に水産資源の管理と水産業の振興を両立させるための協力を継続的に実施し、また魚食による栄養摂取状況の改善にも取り組んだ。 • SDGs ゴール 4（農林水産業分野におけるターゲット 4.7）への貢献については、多様な課題に対応するために、知識、経験、資金調達等、解決のための多様な手段を得られるよう、JiPFA を通じて参考となる情報を継続的に発信している。また、Agri-Net では、研修員が母国の課題解決を展開する重要なパートナーになり得るなど、開発途上国、日本双方の成長に資する重要な取組である。 **(3) 事業上の課題及び対応方針** 農林水産業・農村開発分野に特徴的な課題は、他産業と共通する政情不安やパンデミック等によるサプライチェーンの寸断による活動への負の影響に加え、人為的なコントロールが困難な異常気象による負の影響を受けやすいことである（例：栽培や養殖によって食料になるまでには数か月から数年を要し、一般に工業製品の生産期間と比較して長い分、その間に受ける負の外的要因の影響が大きい）。もう一つの大きな課題として、地域が異なれば自然条件や社会条件も大きく異なり、本分野はこれら条件に左右される度合いが高いため、事業ごとの対応が必要な幅が広いことがある。そのため、これらの課題による影響を軽減し、成果を高めることが事業上の課題である。 対応方針として、①国際的なサプライチェーンの寸断の影響や地域によって必要な取組が異なる複雑さの軽減のために、自然・社会条件が比較的似ている地域単位での資源循環や自立分散型の取組を行うことが挙げられる。また、②収量の増加や農家の収入向上といった成果が出るまでの長い期間にリスクが顕在化することを未然に防止するための技術の強化、例として灌漑設備の整備による水の省資源化、SHEP アプローチや FVC 構築等といったアプローチ横断的な取組の実践、デジタル技術の活用によるリスク予見の精度向上による効果的な対策の実現が挙げられる。		

４．その他参考情報
特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
No.2	開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）		
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、TICAD7 横浜宣言 2019、TICAD8 チュニジア宣言、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、未来投資戦略 2018、成長戦略実行計画、グローバルヘルス戦略、アジア健康構想、アフリカ健康構想、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）、国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方針、国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針、平和と成長のための学びの戦略、持続可能な開発のための教育	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、困難度*	【重要度：高】 【困難度：高】新型コロナウイルス感染症への直接的な対応を含む、保健医療分野をはじめとする人間中心の開発の支援を、外交的動きも念頭に置きつつ迅速かつ的確な実施が求められるため。さらに、先進国を含む全世界の国々が新型コロナウイルス感染症への対応を模索する中、世界各国と連帯・協働して取り組む必要があることから、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 5 年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定）

* 重要度の設定理由は項目 No.1 から No.5 で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

２．主要な経年データ

② 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（目標値）	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
【指標 2-1】支払い可能な保健医療サービスの確保の恩恵を享受した人数（SDGs Goa l 3（特に 3.8）関連）	600 万人	120 万人	142 万人	万人	万人	万人	万人
【指標 2-3】開発途上国の栄養改善を推進する栄養コア人材（政策立案・決定者、普及員等）の育成数 （SDGs Goa l 2（2.1、2.2）、3（3.1、3.2）関連）	4,000 人	650 人[6]	1,142 人	人	人	人	人
【指標 2-5】学びの改善のための支援が裨益した子どもの人数（SDGs Goa l 4（特に 4.1、4.5）関連）	1,000 万人	80,000 人[7]	84,200 人	人	人	人	人

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）＊

	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
支出額（千円）＊＊	20,987				

*項目 No.1～No.4 への支出額と項目 No.5 への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点課題」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目 No.5 まで同様。

**項目 No.1～No.4 に区分されない一部の支出額が項目 No.5 に含まれることから、No.1～4 の支出額合計と No.5 の支出額合計は合致しない。

[6] 各年度の目標値は、第5期中期計画期間中に漸増させ、中期目標期間全体の目標値650万人を達成する予定。

[7] 中期目標期間全体の目標値1,000万人に対し、2022年度の目標値を8万人と設定しているが、指標の設定当初から年度ごとに目標値が増減する想定に基づき目標値を設定しており、2023年度から2026年度に設定する目標値により中期目標期間全体の目標値1,000万人を達成する予定。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
3.（2）開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅） 人間の安全保障の理念の下、包摂性に留意しつつ、貧困層、子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民等ぜい弱な立場に置かれた人々を含む全ての人々に対して、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発のために、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、各取	2.（1）②開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅） ア　保健医療 新型コロナウイルスを含む感染症の脅威に備えるため、「JICA世界保健医療イニシアティブ」を通じ、開発途上国における感染症の予防・警戒・治療強化及び保健医療体制整備の拡充に取り組み、将来の健康危機に際しても安定的に必要なサービスを提供できる強じんで包括	1.(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅） ア　保健医療 ・「JICA世界保健医療イニシアティブ」に基づき、感染症の治療・予防・警戒強化に取り組み、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：Universal Health Coverage、以下「UHC」という。）の達成を目指しつつ、将来の公衆衛生上の危機にも対応できる強じんな保健システム構築を支援する。協力に	＜主な定量的指標＞ （定量的指標及び実績は上記２．.①参照） ＜その他の指標＞ 【指標2-2】新型コロナウイルス感染症等、公衆衛生上の危機発生に対応し得る保健医療体制の整備状況　（SDGs Goal 3関連） 【指標2-4】栄養改善に資する分野横断的又は複数の機関との連携による取組の促進状況（SDGs Goal 2（2.1、2.2）、3（3.1、3.2）関連） 【指標2-6】開発途上地域において障害者の社会参加の促進状況（SDGs Goal 1（1.3、1.4、1.5）、8（8.5、8.8）、10（10.4）関連） 【指標 2-7】人々が関心に沿って属性に関わらずスポーツを楽しむことができる	＜主要な業務実績＞ **No.2-1 保健医療** 「JICA世界保健医療イニシアティブ」及びJICAグローバル・アジェンダ（保健医療）に基づき、中核病院での診断・治療強化のためハード・ソフト面での取組を行い、感染症対策・検査拠点強化のためネットワーク化を図った。また、質の高い母子継続ケアの強化に向けて、母子手帳等の活用も促進しつつ、妊産婦・子どもに質の高い保健サービスを継続して提供する体制を強化した。医療保障制度の整備をはじめとするユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：universal health coverage）の達成を目指した保健システムの強化に向けて、保健サービスへのアクセス改善に資する保健財政面の強化とともに、財政面へ影響を与える非感染性疾患や高齢化対策等にも取り組んだ。さらに、ウクライナ及び周辺国の医療体制の整備を迅速かつ切れ目なく行った。 **（1）業務実績** ◎ **ウクライナ及び周辺国の医療体制を整備【①③】：**ウクライナ避難民への診断・治療体制を強化すべく、モルドバへ医療機材の維持管理体制の整備に向けた専門家派遣を開始し、機構ウェブサイトでも広報した。また、モルドバ政府と無償資金協力「医療体制強化計画」の贈与契約（G/A：Grant Agreement）を2022年11月に締結し、医療サービスの水準向上への寄与を目指す。加えて、モルドバの災害医療管理体制の構築に向けて、2023年2月にモルドバ保健省次官をはじめ関係者を本邦へ招へいし、日本の災害医療管理体制への理解を深めることにより、モルドバにおける現実的かつ効果的な災害医療管理体制構築を促進した。ウクライナに対しても、緊急的に必要な医療サービスの回復・改善を目指して医療機材供与等の協力を形成し、2023年3月にG/Aが締結された無償資金協力「緊急普及計画」のサブプロジェクトとして医療機材の整備を含めた。また、今後の協力可能性を検討するため「ウクライナ国における病院復旧に係る情報収集・確認調査」を開始した。 ◎ **遠隔 ICU プロジェクトによる保健医療人材の効果的な育成と潜在的な国際協力の担い手への副次的な効果発現【②③④】：**JICA 世界保健医療イニシアティブの 3 つの柱のうち、治療では、遠隔 ICU プロジェクトを 12 か国で実施（2021 年度開始時の 10 か国から拡大）。日本と開発途上国の医師・看護師をオンライン・システムで繋ぎ、723 人が遠隔での研修を修了した。スケジュールドケア（医師・看護師が日時を決めて定期的に行う助言、指導等診療支援）に医師延べ 2,026 人、看護師延べ 3,681 人が参加するなど、資機材供与といったハード面での協力に加えて、2022 年度は中核病院で ICU に従事する保健医療人材の能力強化といったソフト面での取組を強化した。日本の第一線の専門医が症例検討会などで感染症対策のために惜しみなく知識提供を行い、その結果、開発途上国の医師・看護師から非常に高い評価を得た。さらにこれまで国際協力に関心があってもその実現が難しかった日本の専門医にとって、リモートで専門的見地から助言等を行い、現地研修参加者から多くの感謝の声を直接聴くことができ、モチベーションの向上にもつながったといった副次的効果も発現した。	＜評定と根拠＞ 評定：A 根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、困難度が高いと設定されている中、以下 4. 業務実績のとおり、質的な成果、成果の最大化に向けた取組において、目標水準を上回ると判断されることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。 ＜課題と対応＞ （1）前年度評価時指摘事項 上記評価を踏まえ、引き続き新型コロナ対策に係る支援を各分野で迅速かつ適切に展開するとともに、栄養サミット等の国際会議における政府方針も踏まえつつ、各分野において「人間の安全保障」やUHCの実現、SDGsの達成に貢献する協力を推進することを期待する。また、新型コロナの収束に向け、保健・医療分野での取組が一層強化すべく取り組まれたい。その際、国際機関等の他機関との連携にも引き続き留意するとともに、日本政府による分担金・拠出金との相乗効果も念頭においたバイ・マルチ連携に向けた協力を期待する。 また、各年度における目標値の設定について、有識者からの意見の通り、目標設定が恣意的でないこと（期間中に達成すべき成果（アウトカム）から目標値	評定　A ＜評定に至った理由＞ （定量的実績） 【指標 2-3】途上国の栄養改善を推進する栄養コア人材（政策立案・決定者、普及員等）の育成数において目標値を 120%以上、【指標 2-1】支払い可能な保健医療サービスの確保の恩恵を享受した人数、及び【指標 2-5】学びの改善のための支援が裨益した子どもの人数の２項目において、達成度が目標値の 100%以上となっており、着実に目標を達成している。 （定性的実績） １．保健医療 【指標 2-2】新型コロナウイルス感染症等、公衆衛生上の危機発生に対応し得る保健医療体制の整備状況 中核病院での診断・治療強化のためハード・ソフト面での取組を行い、感染症対策・検査拠点強化のためネットワーク化を図ったことに加え、ウクライナ及び周辺国の医療体制の整備を迅速かつ切れ目なく行ったことなど、年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・ウクライナ及び周辺国の医療体制整備として、モルドバへ医療機材の維持管理体制の整備に向けた専門家派遣を開始し、また、無償資金協力を通じて、医療サービスの水準向上に貢献した。ウクライナに対しても、無償資金協力のサブプロジ

	組の相乗効果を高めることを重視する。 ア　保健医療 平常時のみならず健康危機に際しても安定的に必要な保健医療サービスを提供できる保健システムの構築の支援を行う。その際、新型コロナウイルス感染症の感染症対策も念頭に、保健医療施設への物理的・経済的アクセス改善も含めたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成に向けた保健医療体制強化を優先しつつ、母子保健・高齢化対策、予防・警戒・治療の各段階で	的な保健システム構築をより積極的に展開する。協力に当たっては、水・衛生、都市計画、教育、栄養など他の開発課題における感染症対策を含む保健医療の主流化にも留意する。また、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成を目指した保健医療体制強化のため、母子保健、非感染症疾患、高齢化対策、感染症対策等の分野のサービス提供における支援に取り組む。同時に、UHC の達成に不可欠な医療保障制度の強化にも取り組む。	あたっては、特に、JICAグローバル・アジェンダ（保健医療）に基づき、以下を中心として取り組む。 ・感染症対策の強化に向けて、中核病院での診断・治療強化のためハード・ソフト面での取組を行い、感染症対策・検査拠点強化のためネットワーク化を図る。 ・質の高い母子継続ケアの強化に向けて、母子手帳等の活用も促進しつつ、妊産婦・子どもに質の高い保健サービスを継続して提供する体制の強化を目指す。 ・医療保障制度の整備をはじめとするUHCの達成を目指した保健シ	環境の整備状況（SDGs Goal3、4、5、10、16、17関連） ＜評価の視点＞	◎　**産官学連携による新型コロナウイルス対策に資する臨床研究を実施【②】：**地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）「ブラジルと日本の薬剤耐性を含む真菌感染症診断に関する研究とリファレンス協力体制強化プロジェクト」の協力枠組みを活用し、千葉大学、カンピーナス州立大学（UNICAMP）、機構、栄研化学株式会社による産官学連携により、栄研化学が開発した新型コロナウイルス検出試薬の性能評価試験をブラジルで実施した。この取組にあたり、機構、千葉大学、UNICAMP、栄研化学は四者覚書「ブラジルにおける新型コロナウイルス感染症検査拡大のためのパートナーシップ（PACT Brazil：Partnership for Accelerating COVID-19 Testing in Brazil）」を締結した。日本側としても、新型コロナウイルス感染者の多いブラジルにおいて、多数の検体を用いた臨床研究ができたことなどから、本試薬のスクリーニングにおける有用性と既存のリアルタイムPCR法に対する特異性を確認することができ有意義であった。準備中の共同論文が受理された後、臨床使用の承認を得て、臨床使用の拡大に向けた更なる協力を検討している。本案件は、「JICA世界保健医療イニシアティブ」においても、ブラジルと日本の警戒体制強化として重要な位置づけにある。 ◎　**国際機関との連携による母子手帳の普及【②③】：**母子保健については、WHO/UNICEF との連携により、母子手帳を含む家庭用保健記録の実施ガイドを 2023 年 2 月に完成、ウェブサイト、ソーシャルメディア等により周知した。これに先立ち 2022 年 11 月に保健システム分野の代表的な国際会議である保健システム研究国際学会にて、WHO、UNICEF、機構及びインドネシア・ガーナ代表者により母子手帳の活用に関するシンポジウムを実施した。また、ガボン、ブータンにおいて母子手帳の電子化を試行した。 ◎　**日本政府の表明した新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款の着実な実施【①③】：**新型コロナの影響を受けた開発途上国の経済を下支えし、医療保健分野を含む財政ニーズに対処するために日本政府が創設した「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款」について、2022年度は9か国に対し、2,253億円を承諾した。これまでの承諾実績を含めると、21か国・6,048億円となり、日本政府の政策に貢献した。 ◎　**新型コロナウイルス感染症対策に関する一連の協力を中間総括【①③④】：**機構は新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が起こる中、人々の命と健康を守るため、2020 年 7 月に「JICA 世界保健医療イニシアティブ」を始動させ、治療・警戒・予防を 3 つの柱としつつ各国の保健医療システムの強化に取り組んできた。2020 年 1 月に WHO によって「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC：Public Health Emergency of International Concern）」が宣言されてから 2 年が経過する中、機構は新型コロナウイルス感染症による健康危機に際しての協力として、上記の緊急支援円借款のほか、57 か国に対する 42.1 億円の技術協力、8 か国に対する約 45 億円の無償資金協力等を実施してきており、これらの実績や取組内容等を 2022 年 8 月に「JICA 世界保健医療イニシアティブ中間レビュー報告書」（和文・英文）として取りまとめ、機構内外へ広く配布した。 ◎　**新たな感染症に備えた国内外の様々な機関との協力体制強化【②】：**第8回アフリカ開発	を設定すること）、特段の事情による目標値の設定・変更に係る十分な説明を付すこと、これら等に留意し、適切な定量及び定性的な評価を実施すること。 （2）対応 「JICA世界保健医療イニシアティブ」に沿った新型コロナウイルス感染症対策協力として、病院の新増設及び拡充、遠隔ICU支援、感染症拠点の新増設及び拡充、ワクチン普及促進（ラスト・ワンマイル支援）、健康と命のための手洗い運動、新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款等に迅速に取り組んだ。また、各分野において「人間の安全保障」、UHC、SDGsの達成に向けた協力を複数実施した。特に病院の新増設及び拡充支援数は214病院（2020年度末108病院）に倍増したほか、健康と命のための手洗い運動では、56か国256件の活動、延べ3億人へのアウトリーチ等、複数の取組で大きな成果が得られた。 指摘を踏まえ、目標値設定の考え方について、必要な箇所に説明を付すよう対応する。なお、年度ごとの定量指標の目標値は、通期の目標水準に加え、開発途上国を含めた社会経済の変化やその予見、予定されている外交イベントや国際会議といった要素を勘案した上で設定している。定量指標によっては各年度の目標値が均等にならない場合もあるが、通期の目標水準自体は維持しており、有識者が懸念されるように恣意的に目標水準の引き下げを行っているもので	ェクトとして医療機材の整備を含めることで、緊急的に必要な医療サービスの回復・改善に貢献した。 ・ブラジルにおいて、SATREPS事業（薬剤耐性を含む真菌感染症診断に関する研究」の協力枠組みを活用し、千葉大学、カンピーナス州立大学、機構、栄研化学株式会社による産官学連携により、栄研化学が開発した新型コロナウイルス検出試薬の性能評価試験を実施した。産官学連携による新型コロナウイルス対策に資する臨床研究として評価できる。 ・新型コロナの影響を受けた開発途上国の経済を下支えし、医療保健分野を含む財政ニーズに対処する「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款」について、2022 年度は 9 か国に対し、2,253 億円を承諾した。これまでの承諾実績を含めると、21 か国・6,048 億円となり、日本政府の政策に貢献した。 ・日本発の新たなワクチン・医薬品の開発・実用化の促進に貢献するため、医薬品医療機器総合機構、国立国際医療研究センター、日本製薬工業協会等と連携しつつ、ワクチン等医薬品研究開発・生産基盤整備促進のための調査を開始した。2021 年の G7 英国サミットで提唱された「100 日ミッション」への貢献を念頭に、国内外の様々な開発パートナーとの連携・協力体制も強化した。 ２．栄養

	の感染症対策や感染症に強い環境整備の取組を重視する。 イ　栄養 低栄養、過栄養等の不適切な栄養状態の改善及び発育不良や生活習慣病等栄養不良に起因する健康課題の改善に向けた支援を行う。その際、保健、農業、食料を中心としつつ、栄養の改善につながる分野横断的な取組を重視する。 ウ　教育 質の高い教育の拡充に向けた支援を行う。その際、子どもの学びの改善のための質の高い教育環境の提供及び女子、障害者等の教育	イ　栄養 栄養状態の改善に貢献するため、慢性的な低栄養とともに、過栄養に対する取組を支援する。協力に当たっては、「東京栄養宣言」を踏まえ、「JICA 栄養宣言」の具現化に向けて、母子栄養改善、アフリカでの栄養改善を目指す「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA: Initiative for Food and Nutrition Security in Africa）」の推進、発育不良や生活習慣病対策等の健康課題の改善とともに、保健、農業・食料、水・衛生、教育	ステムの強化に向けて、保健サービスへのアクセス改善に資する保健財政面の強化とともに、財政面へ影響を与える非感染性疾患や高齢化対策等にも取り組む。 イ　栄養 ・2021 年 12 月に開催された東京栄養サミット 2021 の成果文書である「東京栄養宣言」及び機構が同サミットに際し発表した「JICA 栄養宣言」の推進に向けて、栄養改善に係る組織・分野横断的な取組を展開する。 ・特に、「栄養改善事業推進プラットフォーム」等を通じた民間企業をはじめとす		会議（TICAD8：the 8th Tokyo International Conference on African Development）においてアフリカ疾病予防管理センター（CDC：Center for Disease Control and Prevention）、グローバルヘルス技術振興基金（Global Health Innovative Technology Fund ：GHIT Fund）、医薬品医療機器総合機構（PMDA：Pharmaceuticals and Medical Devices Agency）等とワクチン製造関係のサイドイベントを実施した。さらに、日本発の新たなワクチン・医薬品の開発・実用化の促進に貢献するため、PMDA、国立国際医療研究センター（NCGM：National Center for Global Health and Medicine）、日本製薬工業協会等と連携しつつ、ワクチン等医薬品研究開発・生産基盤整備促進のための情報収集・確認調査を開始した（2022年9月）。2021年のG7英国サミットで提唱された「100日ミッション」（新たな感染症に対しWHOがPHEICを宣言してから100日以内に診断薬や治療薬、ワクチンを実用化しようとする国際目標）への貢献を念頭に、国内外の様々な開発パートナーとの連携・協力体制も強化した。 ○　ベトナム「感染症の予防・対応能力向上のための実験室の機能及び連携強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）で2021年度に導入したホーチミンパスツール研究所のバイオセーフティレベル3（BSL-3）ラボに関し、稼働・運用のための指導を行った。同じくベトナムでは、無償資金協力・技術協力により長年の協力実績があるバックマイ病院に対し、新型コロナ対策支援として検査・治療・診断機材の供与を実施した。また、フィジーにおいて新型コロナ感染症により停滞した医薬品配布の改善を図るため、第2の都市であるランバサへの医薬品倉庫建設の支援を開始した。 ○　UHC達成を目指した医療保障制度及び保健医療サービス提供の強化に向けた政策実行を後押しするのに必要な資金需要に応えるべく、世界銀行等の他ドナーと連携して技術協力の効果を高める形で、開発政策借款をセネガル（2022年6月L/A調印）、コートジボワール（2022年5月L/A調印）、エジプト（2023年3月L/A調印）で形成・実施した。また、医療保障制度の運用改善を図る新たな技術協力プロジェクトをセネガル、南アフリカ共和国で開始した。全国民をカバーする医療保障制度の実現への道のりは多様であるため、技術協力実施中の複数国間（エジプト、スーダン、タイ）で学び合いを実施した。また、TICAD8で、アフリカ開発銀行（AfDB：African Development Bank）、UNICEF、世界銀行、WHOとの共催によりサイドイベント「アフリカにおける持続可能で強じんなユニバーサル・ヘルス・カバレッジの再考」をオンラインで開催し、コロナ禍を踏まえた機構のUHCに向けた取組を発信した。 ○　日本政府及び機構の外国人受入・多文化共生に資する方針を踏まえ、「外国人介護人材受入基礎情報収集・確認調査」を実施し、日本国内において外国人労働者の受入数が年々増加する介護分野に関し、アジア地域の5か国を重点として、現状と課題を整理の上、今後の機構の貢献可能性につき検討を行った。対象国の1つであるインドネシアにおいては、パイロット事業としてインドネシアと日本の官民の関係者を繋ぐオンラインセミナーを実施し、約190名の参加を得て、送出側と受入側の相互の情報発信・共有が有益であることが確認された。 **（2）SDGs達成に向けた貢献** SDGsゴール3のうち、特にUHC達成をうたったSDGsターゲット3.8に資する案件を、上述の	はない。	【指標 2-4】栄養改善に資する分野横断的又は複数の機関との連携による取組の促進状況 「東京栄養宣言」や「JICA 栄養宣言」の推進のため、アフリカや中米等において技術協力や資金協力を展開するとともに、「栄養改善事業推進プラットフォーム」等を通じた民間企業をはじめとする多様な国内関係者との連携や、IFNA 等を通じた国際パートナーとの連携を強化した。また、エチオピア等において、栄養政策・戦略の強化、栄養関連組織・人材の能力強化、現場レベルの栄養改善事業の実施に取り組み、年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・新型コロナウイルスによる社会経済的影響が深刻なエクアドルにおいて、財政支援として緊急支援借款を開始し、子どもの低栄養改善に向けた取組を強化した。早期幼児教育や託児プログラム拡充等の実施を通じた低栄養改善を目指し、同国政策の実現に貢献した。 ３．教育 「みんなの学校」の取組や、初等教育段階の就学率が依然として著しく低い女子や障害者等への教育機会の拡大や、ウィズコロナ、ポストコロナの教育に対応する観点から算数アプリ開発等に取り組み、以下に特筆すべき取組が認められる。 ・外国につながる児童生徒の母語の多様化が日本の教育現場において課題になる中、多くの開発途上国で機構が開発を支援してきた教材がこれら児童生徒の学習支援に活用される

	機会の拡大を重視する。高等教育分野では、拠点大学の強化を通じた国の発展をリードする高度人材の輩出を重視する。 エ　社会保障・障害と開発 子ども、障害者等の脆弱者が包摂される社会の実現のため、人々の生活や社会の安定の基礎となる社会保障制度構築の支援を行う。その際、人材育成支援、障害者の開発プロセスへの参加促進、バリアフリー化や情報保障の推進等開発事業への障害の視点の組込を重視する。	等分野横断的な活動を通じた栄養改善の主流化に取り組む。 ウ　教育 質の高い教育の拡充に向け、子どもの学びの改善のための質の高い教育環境の提供及び女子・障害者等の教育機会の拡大を支援する。また、開発途上地域の拠点大学の強化を支援し、国の発展をリードする高度人材の輩出を促進する。協力に当たっては、良質な学習教材の開発・普及、コミュニティとの協働を通じた教育改善(「みんなの学校」等)、女子教育に焦点を当てた	る多様な国内関係者との連携や、「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ」（IFNA：Initiative for Food and Nutrition Security in Africa、以下「IFNA」という。）等を通じた国際パートナーとの連携を強化する。TICAD8では、IFNAの推進を目的としたサイドイベントを開催する。 ・全アフリカの2億人の子どもの栄養改善を目指すIFNAの推進において、東京栄養サミット2021で発信された IFNA's Commitments (Nutrition Improvement in Africa) に基づき、アドボカシー推		とおり技術協力と円借款の組合せ及び他ドナーとの連携等により実施したほか、「JICA世界保健医療イニシアティブ」の下で治療、警戒及び予防に資する各種事業を推進するとともに、協力実績等を中間レビュー報告書として取りまとめた。また、非感染性疾患への対応をうたったSDGsターゲット3.4に資する案件を、アジア、中東・欧州、中南米等で実施した。 SDGsゴール3のうち、特に感染症への対策をうたったSDGsターゲット3.3、健康危機対応能力強化をうたった3.dに資する案件を上述のとおり各国で実施した。特に、新型コロナの猛威が継続する中、各国の検査体制、ワクチン体制の強化に寄与するとともに、域内ネットワークの連携強化への貢献を一層推進しつつ、国内外の様々な開発パートナーとの連携・協力体制も強化した。 SDGsゴール3のうち、特に妊産婦の死亡率削減と新生児及び5歳未満児の死亡率削減をうたったSDGsターゲット3.1、3.2に資する案件を引き続き各国で実施した。特に、機構のこれまでの知見も活用し、母子手帳を含む家庭用保健記録の実施ガイドを作成したことで、母子手帳活用も含めた機構の協力成果のグローバルな展開が可能となる素地ができたといえる。また、母子手帳の電子化をはじめとする母子保健のデジタル・トランスフォーメーション（DX：Digital Transformation）の実証にも着手するなど、母子保健の向上に更なる付加価値を提供できる取組が開始されている。 **(3) 事業上の課題及び対応方針** 新型コロナウイルスの影響で、保健医療システムのぜい弱化や保健医療サービス受療の低下が引き続きの課題であったが、新型コロナウイルスは重症化しにくいとされるオミクロン株が主流となり、世界的には収束に近づいているという見方も形成されつつある中、専門家による現地での活動も再開し、協力が再活性化している。引き続き、将来の健康危機への対応を念頭にUHCの達成を目指した保健システムの強化及び保健医療サービスの維持に資する取組を推進する。また、2022年に日本政府が策定したグローバルヘルス戦略や2023年の広島サミットで打ち出される施策に関して二国間協力での貢献を目指す。 **No.2-2 栄養** 2021年12月に開催された東京栄養サミット2021の成果文書である「東京栄養宣言」及び機構が同サミットに際し発表した「JICA栄養宣言」の推進のため、アフリカや中米等において技術協力や資金協力を展開するとともに、「栄養改善事業推進プラットフォーム」等を通じた民間企業をはじめとする多様な国内関係者との連携や、「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ」（IFNA：Initiative for Food and Nutrition Security in Africa）等を通じ国際パートナーとの連携を強化した。また、東京栄養サミット2021で発信したIFNA's Commitments（Nutrition Improvement in Africa）に基づき、エチオピア等において、栄養政策・戦略の強化、栄養関連組織・人材の能力強化、現場レベルの栄養改善事業の実施に取り組んだ。 **(1) 業務実績** ◎ **円借款を通じ子どもの低栄養改善に向けた取組を強化【③】**：新型コロナウイルスの感染拡大による社会経済的影響が深刻なエクアドルにおいて、財政支援を通じ、社会保障分野、雇用回復及び子どもの低栄養改善を含む保健分野に関する政策制度改善を図る「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」（円借款）を開始した（**2022年**10月L/A調		ことが期待されており、日本の多文化共生への貢献としては評価されている。 ・ビル＆メリンダ・ゲイツ財団支援の米国の非営利研究機関RTIにより、エルサルバドルの技術協力プロジェクト「初中等算数・数学指導力向上プロジェクト」、マダガスカルの技術協力プロジェクト「みんなの学校」が、高い評価を獲得した。 ・カンボジアでは、良質な教材を活用する能力のある教員の育成を目的とした「教員育成大学設立のための基盤構築プロジェクト」を通じ、同国の4年制教員養成大学が初めて高等教育機関として認証された。 ・コミュニティとの協働により教育改善を図る「みんなの学校アプローチ」により、ニジェール、マダガスカルでは、四則演算のテスト結果が平均で 24%増加、読み書きのテストでも長文・短文を解することができる子どもが 30%以上増加するなど顕著な成果が確認された。 ４．社会保障・障害と開発 【指標 2-6】開発途上地域において障害者の社会参加の促進状況 日本の経験を踏まえつつ、各国の実情に適した政策の立案やサービスの導入、活動を支える行政官や関係機関の人材育成を図り、様々な分野の事業に障害者を包摂し、障害者の社会参加の拡大に取り組み、年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・モンゴルでは、コロナ禍を経て増加した生活困窮者・世帯を対

	オ　スポーツと開発 全ての人がスポーツを楽しむ権利があるとの国内外の共通の理念のもと、開発途上地域におけるスポーツへのアクセスの向上を通じて精神的な豊かさをもたらすための支援を行う。その際、スポーツを通して、心身ともに健全な人材育成、障害者や女性等の社会包摂、平和構築、人間の安全保障の推進を図ることを重視する。	教育機会の拡大及び教育施設の拡充、日本の教育の特長をいかした子ども同士が対等な立場で協調性を育む活動（学級会、清掃等）、音楽、体育等の普及にも取り組む。 高等教育分野では、本邦大学や他国の拠点大学との間のネットワークを構築しつつ、拠点大学の教育・研究能力の強化を行い、高度人材の輩出と研究を通じた知識共創に取り組む。 エ　社会保障・障害と開発 社会保障制度の構築や強化に向け、制度を支える人材育成を支援	進を通じた栄養政策・戦略の強化、栄養関連組織・人材の能力強化、現場レベルの栄養改善事業の実施に取り組む。 ウ　教育 ・JICAグローバル・アジェンダ（教育）に基づき、質の高い教育の拡充を目指した事業を行う。基礎教育分野において、具体的には、学習において最重要なツールである教科書・教材開発を行うとともに、学習支援者としての教師の職能開発を行うことを基本とした「教科書・教材開発を通じた学びの改善」、教育の価値を保護者、地域社会が理解し、学校と		印）。本案件では、支援する柱の一つとして、子どもの低栄養改善に向けた取組の強化を位置付けており、本案件を通じて30万人以上の母子の栄養改善が期待される。同国では5歳以下の子どもの 4 人に 1 人が低栄養状態にあり（UNICEF、2021）、中南米地域の中でも2 番目に状況が悪く子どもの低栄養問題が喫緊の課題である。特に、先住民が多く居住する貧困率の高い県で慢性的低栄養の増加が懸念されている。現政権も、出産前の女性の健康を含む低栄養改善を「国家開発計画 2021-2025」で主要政策に掲げており、受益者の特定及び支援の提供を目的とする「未来ある子ども」プロジェクトの実施、早期幼児教育や託児プログラム拡充等の実施を通じた低栄養改善を目指しており、本案件は同国政策の実現に貢献するものである。 ○ **IFNAの推進を目的としたTICAD8サイドイベントの開催** • TICAD8オンラインサイドイベントの開催：機構はアフリカにおいて飢餓と栄養不良を克服するための国際的な取組を加速するため、アフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD : African Union Development Agency）等のパートナーと共同でIFNAを立ち上げている。2022年はアフリカ連合（AU）のアフリカ栄養年でもあるため、TICAD8のサイドイベントとして「IFNAの取り組みと地産地消型学校給食」をAUDA-NEPADと共催した。地産地消型学校給食の課題と可能性について、開発途上国政府やWFPと議論し、約170人の参加者に対し、IFNAのアプローチ方法を紹介するとともに、栄養改善のためのパートナーシップの必要性を世界に向けて発信した。同イベントを契機に、ボツワナでの地産地消型学校給食ガイドライン策定に向けたIFNAによる支援が開始されたほか、ナイジェリアにおいては、豆類を活用した地産地消型学校給食の導入に関するワークショップがIFNAによって企画され、また同ワークショップはWFPとも連携する方向で協議が開始されることとなった。 • TICAD8の栄養サイドイベントを契機に、ブルキナファソ、ナイジェリアにおけるWFPの案件と機構及びIFNA事務局との連携による効果の拡大に向けた協議を開始した。また、2022年9月にタイでWFP、国連食糧農業機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）が共催した「地産地消型学校給食に関する南南協力フォーラム」において日本の学校給食の歴史の紹介を行ったことを契機に、2022年11月には同ローマ3機関と、アフリカの栄養改善に対する資源動員の拡大を目指し、南南協力の進め方について協議を開始するなど、TICADのイベント等を契機に国際機関との連携を進めた。 ○ **他ドナーやAUDA-NEPAD、大学、民間企業等と連携・協働により「JICA栄養宣言」を推進** • ローマのIFAD本部にて、共同議長である機構、AUDA-NEPADを含め計9機関が参加して第9回IFNA運営委員会を開催した（2022年5月）。活動計画の承認のほか、AU 栄養年（2022年）の活動紹介、東京栄養サミットの成果やTICAD8 のサイドイベント案、各運営委員会機関の連携を促進するための方策を議論した。他に、FAO、WFP、IFAD幹部と連携のためのバイ面談を実施した。 • UNICEFと協力覚書（MOC：Memorandum of Cooperation）の更新を行った。双方の強みを活かし、更に人間の安全保障を推進するため、栄養をはじめ他分野での連携強化に合意した。		象に、社会的弱者の経済的自立に積極的に取り組んだ。これらの取組はモンゴル政府が唱える「福祉から就労へ」政策に貢献するものとして、同国政府から高い期待を受けた。 ・パラグアイにおいて、障害者の社会参加を促進するための事業を実施し、2022 年 6 月の国連障害者権利条約締約国会議開催時に、機構として初めてサイドイベントを主催し、国連関係者に加え、中南米各国の政府機関、教育機関、障害者団体、民間企業等約 300 名の参加を得た。 ５．スポーツと開発 【指標 2-7】人々が関心に沿って属性に関わらずスポーツを楽しむことができる環境の整備状況 2022 年度は体育・スポーツ分野の JICA 海外協力隊員を 83 名派遣し、開発途上国におけるスポーツへのアクセス向上等に貢献した。また、タンザニアや南スーダン等での取組を通じてスポーツを通じた社会包摂と平和の促進を図ったことは評価できる。その他、以下に特筆すべき取組が認められる。 ・JICA 海外協力隊員が指導するラグビー女子マダガスカル代表チームが南アフリカで 2022 年 9 月に開催された W 杯セブンズに出場し、W 杯で初勝利を収めるなど、同代表の活躍に貢献した。 ・マダガスカルに派遣された JICA 海外協力隊員が指導する選手 2 名が、柔道アフリカ選手権ジュニア大会にて好成績を収め（女子 70 キロ級の選手が

		する。協力に当たっては、国連障害者権利条約を踏まえ、バリアフリー化、障害者団体の強化、就労及び情報保障の改善等の障害に特化した取組とともに、教育、防災、観光、インフラ整備等の事業から障害者が取り残されないよう「障害の主流化」に取り組む。 オ　スポーツと開発 幸福で精神的に豊かな生活を営める社会の実現に貢献するため、開発途上地域の人々のスポーツへのアクセス向上とスポーツを通じた一人ひとりのエンパワメントを支	の間で信頼関係を構築することで、学校だけではなく地域社会全体で子どもの学習・成長を支えていく「みんなの学校」の取組を通じた教育改善及び初等教育段階の就学率が依然として著しく低い女子や障害者等への教育機会の拡大に取り組む。 ・さらに、ウィズコロナ、ポストコロナの教育に対応する観点からも、算数アプリ開発等デジタル技術の活用等を検討する。 ・高等教育分野では、各地域における拠点大学の教育、研究、大学運営能力強化支援を行うことを通じ高度人材育成		• 国際栄養学会議シンポジウムにおける国際協力専門員の登壇及びブース出展を通じた産・学・国外栄養関係者とのネットワーク構築、東京理科大におけるプラネタリーヘルスに関する講義を実施したほか、民間企業が主導する「栄養改善事業推進プラットフォーム」の共同議長を務め、民間企業の推進する栄養改善事業への助言、情報提供を行うなど、大学や民間企業との連携・協働も推進した。 ○　**「JICA 栄養宣言」の推進に向けた栄養改善に係る組織・分野横断的な取組** • 課題別研修「南アジア地域・マルチセクターで取り組む栄養改善」にネパール、パキスタンで世界銀行が実施する農業案件のカウンターパート4名が参加した。実施中農業プロジェクトへの「農業セクターにおける栄養素アプローチ（Nutrient Focused Approach : NFA）」を使った作物選定と衛生に関する行動変容の取組の追加等、農業セクターの介入の質を上げながら、農業セクター案件として実施可能なマルチセクターの取組を追加したアクションプランを策定した。 • モザンビークでは、「母子栄養改善プロジェクト」で母子手帳を活用した栄養指導を強化、「ニアッサ州持続的給水システム衛生促進プロジェクト」で衛生啓発を促進（いずれも技術協力プロジェクト）及び「ニアッサ州における地方給水施設建設計画」（無償資金協力）において、保健施設付近に井戸を掘削して安全な水を供給することで下痢などの疾患を予防し、栄養の改善を図っている。 ○　**IFNA's Commitmentsに基づく栄養政策・戦略の強化、栄養関連組織・人材の能力強化、現場レベルの栄養改善事業の実施** • エチオピアにおいて、農業省で栄養課題を担当する食料栄養調整局をカウンターパートとする「栄養センシティブ農業（NSA）モデル村構築プロジェクト」を2022年8月に開始した。本事業はIFNAクラスターの主軸となる事業の一つであり、多様なNSA介入を地域の条件に応じて効果的に組み合わせたNSAモデル村を構築し、その後の面的展開につなげていくことを目指しており、2022年に局に昇格した食料栄養調整局の柱となる取組である。 • 対象国・地域の栄養ギャップに応じた農業のアプローチを検討するNFAに関し、エチオピアUNICEFとの連携でスマートフォンアプリの開発を続けてきた結果、2022年度はアプリのコミュニティレベルでの適用を検証し、現場での本格的な運用に向けた重要なステップを終えた。 **（2）SDGs達成に向けた貢献** IFNAは、2025年までに食と農業の視点から全アフリカで栄養改善の推進を目指すイニシアティブであり、SDGsゴール2のうち、特に、一年中安全かつ栄養のある食料を十分に得られるようにすることをうたうSDGsターゲット2.1、及び栄養不良の解消と若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処をうたうSDGsターゲット2.2の方向性と合致している。また、これらSDGsゴールに資する案件を IFNA対象のアフリカ地域やその他の地域で実施した。 **（3）事業上の課題及び対応方針** 2022年度から2025年度までの3年間は「IFNAビルドアップ（最終）フェーズ」に入り、アフリカ各国における活動も活発化している。「東京栄養サミット2021」の成果文書としての東京栄養宣言及び日本政府の栄養改善へのコミットメント、そしてこれらに貢献するために発表		金メダル、男子 73 キロ級の選手が銅メダル）、同国大統領からスポーツ功労賞が同隊員に贈呈された。 ・インドに派遣された JICA 海外協力隊員が指導する選手 3 名が、視覚障害者柔道の国際大会に出場し、そのうち男子全盲 60 キロ級の選手が優勝、女子弱視 48 キロ級の選手が準優勝し、インドとして初の快挙を成し遂げた。 ・多様なルーツを持つ人々が交わる機会を創出し、多文化共生を推進した。具体的には、静岡県における外国籍や障害者など様々な人や、佐賀県のサガン鳥栖のホームスタジアムでウクライナ避難民を含む 24 か国約 100 人（12 チーム）が参加したサッカーイベントなどの取組が挙げられる。 ・タンザニア女子陸上競技会「Ladies First」を開催し、女性のエンパワメントを促進した。日本企業 10 社からの協賛に加え、有識者（大阪大学大学院教授）、テレビ愛知、山形県長井市も参加し、現地テレビニュースや新聞などで報道され、先方大臣をはじめ多数からの評価を得た。 （結論） 以上により、定量指標３項目のうち、１項目は 120%以上、残り２項目は 100%を越える結果を得ていること、また、困難度が「高」とされていることから、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。 具体的には、新型コロナ感染拡大

		援する。また、障害者・女性等の社会的包摂と平和構築、人間の安全保障の推進を図ることに貢献するため、全ての人がスポーツを楽しめる環境の整備を通じた相互理解の促進と多様性を尊重する社会の実現を支援する。協力に当たっては、スポーツが持つ、人と人をつなぐ特性を活用し、平和構築等におけるスポーツを通じた相互理解、コミュニティの融和の促進に取り組む。	を進めるとともに、これら拠点大学と本邦大学並びに拠点大学間の地域を超えたネットワークを強化し、共同教育プログラムや共同研究等の連携を促進する。また、コロナ禍に対応した研究開発やオンライン教育を含めた質を担保した教育・研究活動の強化に取り組む。 エ　社会保障・障害と開発 ・社会保障分野では、日本の社会保障制度に学びたいという開発途上国からのニーズに応え、日本の経験を踏まえながら、社会保障政策の立案や実施を支える行政		した「JICA栄養宣言」について、引き続き実施を促進する。さらに、IFNA横浜宣言2019に基づくIFNAの全アフリカ展開が求められていることから、栄養改善に資するパイロット国等における分野横断的な取組を更に強化するとともに、アフリカ地域機関とも連携の上、各国IFNA実施促進のための地域研修を実施する。また、IFNA貢献を可視化し広報・発信も一層強化する。また、コロナ禍・ウクライナの影響により、特にアフリカにおける栄養不良の深刻化が懸念されることから、食料確保を下支えする農業支援や母子栄養サービスの継続を維持するための支援を引き続き行っていく。 **No.2-3 教育** JICA グローバル・アジェンダ（教育）に基づき、質の高い教育を拡充するため、基礎教育分野において、最重要の学習ツールである教科書・教材開発や学習支援者としての教師の職能開発に取り組んだ。また、教育の価値を保護者、地域社会が理解し、学校との信頼関係を構築することで、地域社会全体で子どもの学習・成長を支えていく「みんなの学校」の取組を推進した。さらに、初等教育段階の就学率が依然として著しく低い女子や障害者等への教育機会の拡大や、ウィズコロナ、ポストコロナの教育に対応する観点から算数アプリ開発等に取り組んだ。 高等教育においては、対象国・地域の拠点（トップ）大学を対象とした「拠点大学強化クラスター」の推進の観点から、本邦大学や各国・域内の拠点大学とのネットワークを構築しながら、対象大学の教育・研究能力の強化を図った。また、高度人材の輩出と研究を通じた知識共創のために、留学支援等を通じて国づくりの中核を担う教員の育成に取り組んだ。TICAD8では「日本・アフリカサイエンスイノベーションウィーク日本アフリカ大学交流会議」に係るサイドイベントを共催し、日本とアフリカの科学技術・イノベーションへの貢献のために大学間交流を活発化することを外部に発信した。また、AUN/SEED-Net（ASEAN University Network/Southeast Asia Engineering Education Development Network）（技術協力プロジェクト）は、20年間の協力終了を見据えてAUNへのSEED-Net事務局機能の移管を実施することに合意し、2022年度末に実現した。 **（1）業務実績** **①　基礎教育** ◎　**開発途上国に対する協力を通じて開発した教材が日本の多文化共生にも貢献【①③⑤】**：「教科書・教材開発を通じた学びの改善」クラスターでの協力を通じて開発した教科書・教材を「国際公共財」と位置づけ、機構のウェブサイト上に新設された教材ページ上で公開している。これまで6か国語（英語、フランス語、スペイン語、アラビア語、日本語、ポルトガル語）の教材を公開した。開発途上国での活用のほか、日本国内の外国につながりのある子どもたちに発信するために、文部科学省の協力を得て、同省が運営する外国につながる子どもの学習支援情報サイト「かすたねっと」に教材のページへのリンクを掲載した。「かすたねっと」は外国につながる子ども向けの情報検索サイトとしては国内最大であり、全国の教員及び日本語指導者が利用している。同サイト掲載により、これら教員・指導者の教材へのアクセスが容易になった。今後も、ウルドゥー語、ネパール語、ラオ語といったアジア圏の教材を中心に各国実施機関から使用許諾を取り付け次第掲載を予定している。近年、外国につながる児童生徒の母語の多様化が日本の教育現場において課題になっており、多くの開発途上国で機構が開発を支援してきた教材が、これら児童生徒の		などによる人々の基礎的生活への影響が脆弱国等に残る中、「JICA 世界保健医療イニシアティブ」を推進し、検査・治療・研究の保健・医療体制の強化を継続し、将来発生し得る感染症への備えにも取り組んだ。我が国の開発協力の基本方針である「人間の安全保障の推進」や UHC をはじめ、重要な外交政策の実現に貢献したものとして高く評価される。また、ウクライナ及び周辺国の医療体制の整備を迅速かつ切れ目なく行った。教育分野において、米国の非営利研究機関 RTI により、エルサルバドルやマダガスカルの技術協力プロジェクトが、高い評価を獲得するなど、政府公約・政策実現に大きく貢献し、所期の目標を上回る成果が得られた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 上記評価を踏まえ、新型コロナウイルスの影響で、保健医療システムのぜい弱化や保健医療サービス受療の低下が引き続きの課題であり、将来の健康危機への対応を念頭に UHC の達成を目指した保健システムの強化及び保健医療サービスの維持に資する取組の推進を期待する。また、2022 年に日本政府が策定したグローバルヘルス戦略や 2023 年の広島サミットで打ち出された施策に関して二国間協力での貢献も期待する。 栄養分野では、東京栄養宣言及び日本政府の栄養改善へのコミットメントに貢献するため、「JICA 栄養宣言」の下、引き続き支援の推進を期待する。さらに、特にアフリカにおける栄養不良の深刻化が懸念されることから、食料確保を下支えす

			官や関係機関の人材育成を重点とし、日本での研修や開発途上国におけるパイロット事業の実施等を通じた実践的な人材育成を推進する。 ・コロナ禍により各国で社会的弱者への支援ニーズが拡大している状況を踏まえ、特に、モンゴル等で生活困窮者の自立生活支援や子どもの保護分野での支援に新たに取り組む。また、これらの支援を担う福祉人材育成に係る新規事業の形成に取り組む。 ・障害と開発分野では、「開発全体の取組において障害の視点を踏まえ障害者を		学習支援に活用されることが期待される。 ◎ **外部研究機関から機構のプロジェクトが高い評価を獲得【③④】：**ビル＆メリンダ・ゲイツ財団支援の米国の非営利研究機関Research Triangle Institute International（以下、「RTI」という。）により、低中所得国の算数分野を対象としたプログラムのうち、エビデンスに基づき効果が確認され、かつスケールアップに成功した 6つの代表プログラムとして、エルサルバドルの技術協力プロジェクト「初中等算数・数学指導力向上プロジェクト（ESMATE）」、マダガスカルの技術協力プロジェクト「みんなの学校：住民参加による教育開発プロジェト（TAFITA）」の2件が選定された。RTIは2021年から2022年にかけて調査を実施し、全29のプログラムから、厳格なエビデンスに基づいて子どもたちの学力の向上に効果があったと確認されていることなどを条件に6つの事業を絞り込んでおり、これら事業を対象に今後さらに詳細な調査が行われる予定である。RTIの調査結果を受け、Financial Timesでも、 TAFITA に関する記事が掲載され、記事の中で、TAFITAが低所得国における子どもの算数スキ ルの向上に効果がある数少ないプロジェクトの一つとして紹介された。 ◎ **機構が支援した教員養成校が高等教育機関として初めて認証【②④】：**カンボジアでは、これまでの教科書開発等を踏まえ、良質な教材を活用する能力のある教員の育成を目的とした「教員育成大学設立のための基盤構築プロジェクト」を実施した。本案件を通じて、従来の教員養成校（2年制）卒業生に比して、教員養成大学（4年制）を卒業した教員の指導力の高さを先方政府が認め、プノンペン並びにバッタンバンの両教員養成大学が、同国の4年制教員養成大学として、初めて高等教育機関として認証されるに至った。案件開始当初は、両大学設立はパイロットという位置づけであったが、協力期間を通じて継続的に行われてきた大学経営者や教官等の関係者の意識改革によって、質の高い教員が育成・輩出されていることが教育実習や教育研究、論文提出等からも確認された。 2022年9月に卒業した第一期生が学校現場で教鞭をとり始める中、視察した他ドナーを通じても子ども中心の授業が展開されていることが確認され、高い評価を得た。こうした両大学の取組結果は、より多くの質の高い教員人材の育成・確保を目指した教員養成大学の他地域への拡大・展開に係る同国での検討にも大きな貢献を果たした。 ◎ **「みんなの学校」によって四則演算と読み書きのテスト結果が大幅に改善【②③】：**コミュニティとの協働により教育改善を図る「みんなの学校アプローチ」は、2022年度から新たにジブチ及びエチオピアにおいても展開を本格的に開始し、これまで支援した学校は9か国7万校に及んでいる。マリでは、政情不安によるプロジェクト活動の中断、さらにはコロナ禍による休校等の困難に見舞われたが、「みんなの学校アプローチ」により学校運営委員会の機能化を図り、算数ドリルの配布による算数の基礎的学力改善や補習授業の実施支援を行って子どもの学びの改善に貢献し、6万人の子どもに対し質の高い教育を提供した。マリのほかにもニジェール、ブルキナファソといったサヘル地域で展開しており、政情不安や行政能力に制約等がある国においても学校運営委員会の機能化や学びの改善に取り組んでいる。セネガルやガーナでも「みんなの学校アプローチ」によって算数の基礎的学力改善に取り組むほか、前出のマダガスカルでは、学校運営委員会が、習熟度別の速習法を用いた補習を支援・実施することで読み書き計算能力の向上に貢献すると		る農業支援や母子栄養サービスの継続を維持するための支援を期待する。 その他、障害の主流化を一層促進や、国際協力におけるスポーツの活用推進などを期待する。 ＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等） 特になし。

			裨益対象として取り込む障害の主流化」と「障害者団体の強化等の障害に特化した取組」からなるツイントラック・アプローチを通じ、機構が実施する様々な分野の事業に障害者を包摂し、障害者の社会参加を促進する。 ・特に、「障害の主流化」は、インクルーシブ防災研修を通じた防災計画の策定支援やユニバーサルツーリズムの促進等、多様化するニーズに対応した事業を実施する。 ・「障害に特化した取組」は、障害者の社会参加を促進するために障害者就労促進（モンゴル、スリ		ともに、学校給食の提供も行っている。さらに、ニジェール、マダガスカルでは事業による介入効果を測る調査を行い、「みんなの学校」の取組により、四則演算のテスト結果が平均で24%増加、読み書きのテストでも長文・短文を解することができる子どもが30%以上増加するなど顕著な成果が確認されている。2022年8月に行われたTICAD8ではマダガスカルを会場に全世界をオンラインでつなぎ、世界銀行、UNICEF、Pratham/TaRLAfrica（基礎学力向上に取り組む国際NGO）、アフリカ教育開発連合（ADEA：Association for the Development of Education in Africa）と国際シンポジウムを共催し、コミュニティ協働による教育改善の取組と「みんなの学校」の成果を共有・発信した。 ◎ **「教育協力ウィーク」で「教育協力プラットフォーム」を結成【②】**：教育協力ウィークを、教育セクターの実務者（大学関係者を含む）間の情報共有・意見交換・ネットワーク形成を目的として開催した（2022年9月）。開発コンサルタント、専門家、大学、NGO/NPO、民間企業、省庁・政府機関、国際機関等（サイドイベントのオープンセッションには大学生・大学院生等も含む）から、3日間でのべ3,500名以上の参加登録があった。本イベントにおいて、教育協力のインパクト最大化に向けた方策の検討や、将来の連携に向けた基盤づくりの場となることを目指し、実務者を中心に「教育協力プラットフォーム」を結成した。分科会では、より良い開発途上国への教育支援に向けて、所属組織・事業を超えた自由闊達な情報交換・意見交換がなされた。サイドイベントでは、学生や民間企業からも多くの参加があり、教育協力の裾野拡大に貢献した。 ○ ウィズコロナ、ポストコロナの教育への対応：ウィズコロナ、ポストコロナ遠隔教育・補助学習用ソフト「算数アプリ」をラオス、ネパール、エジプトの技術協力プロジェクトで試行した。また、JICAボランティア事業で派遣された隊員による「算数学び隊」が中南米、アジア、アフリカで各地域分会を結成し、学校や教室での算数補習学習活動を展開している。活動には、セイコーエプソン株式会社との連携により貸与されたプロジェクターを活用している。また、ハードの遠隔教育機材パッケージはウクライナ含め11か国で基礎調査を実施した。 ○ 女子や不就学児、マイノリティへの教育機会の拡大及び教育施設の拡充：パキスタン「オルタナティブ教育推進プロジェクトフェーズ2（AQAL2）」（技術協力プロジェクト）では、文化的・経済的背景から学校に通えなかった男女、セクシャルマイノリティ、アフガニスタンからの避難民を含めた幅広い層を対象にノンフォーマル教育を展開した。2022年度に新たに900校以上のノンフォーマル教育センターが開校し、約2万3000人が学習を開始（うち約6割が女性）。技術協力プロジェクトによる協力を開始した2015年以降、延べ20万人以上（うち13万人以上が女性）に速習型学習プログラムを提供した。また、2022年の大雨・洪水の被害を受けた地域では、子どもたちの学習継続のため、緊急支援として設置された学習センターに速習型学習プログラムの教材を提供した。またパンジャブ州では教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE：Global Partnership for Education。2002年に世界銀行が主導して設立された教育セクターに特化した国際基金）との連携において、現地教育支援グループの調整役であるCoordinating Agencyを機構が務めている。シンド州では女子中学校の新設による女子の中学校へのアクセス向上を目指し、無償資金協力「シンド州農村部女子前期中等教育強化計画」のG/Aを締結（2023年2月）した。		

			ランカ）、デジタル技術を活用した障害者の情報アクセシビリティの改善（エジプト、エクアドル）等を実施する。 オ　スポーツと開発 ・JICAグローバル・アジェンダ（スポーツと開発）に基づき、日本の官民連携によるスポーツ国際貢献事業「ポストスポーツ・フォー・トゥモロー推進事業」の取組を踏まえながら、開発途上国におけるスポーツ行政の能力強化や競技の普及・強化等によるスポーツへのアクセス向上、体育教員の育成や指導書作成等によるスポーツを通じた健全		○　障害者の教育拡大：モンゴルでは、インクルーシブ教育の実現に向けて、障害児のための発達支援・教育サービスの全土への普及を目的として「障害児のための教育改善プロジェクトフェーズ2（START2）」（技術協力プロジェクト）を実施している。2022年5月に開催したセミナーでは、プロジェクト成果の共有とともに、これらの成果の活用や障害児が教育を受ける権利の保障の在り方について協議した。2022年9月以降は、プロジェクト対象地域をウランバートル市から中核県と位置付ける5県に拡大し、ベースライン調査やモニタリングを実施した。これらの結果を踏まえ、中核県からさらに周辺県においてもインクルーシブ教育が推進されるよう、県知事や県教育関係者等と協議を行った。 **②　高等教育** ◎　**日・アフリカ拠点大学ネットワーク構想の拡大【①②③】：**TICAD8における日本の取組として「日・アフリカ間の大学ネットワークを通じた人材育成、留学生の受入れによる5,000人の高度人材育成を実施」が位置づけられた。また、TICAD8サイドイベント「日・アフリカ大学交流会議」を科学技術振興機構（JST：Japan Science and Technology Agency）と共催した。このイベントにおいて、域内拠点大学であるジョモケニアッタ農工大学（JKUAT：Jomo Kenyatta University of Agriculture and Technology）に設置された汎アフリカ大学科学技術イノベーション学院（PAUSTI：Pan African University Institute of Basic Sciences, Technology and Innovation）とエジプト日本科学技術大学（E-JUST：Egypt-Japan University of Science and Technology）を活用した域内留学などの人材育成・開発課題の貢献を目指すアフリカ・日本拠点大学ネットワークの構想をエジプト・ケニア両国関係者や本邦大学に周知し、本邦大学関係者に対し、両拠点大学の重要性の理解を促進した。 ◎　**日印間の共同研究を推進【②③】：**2021年度に開始した「インド工科大学日印産学研究ネットワーク構築支援（FRIENDSHIP）プロジェクトフェーズ2」は、2022年度は6名のJICA留学生を日本各地の大学で受け入れたほか、約20の日印間の共同研究プロジェクトを支援した。2023年1月にはインド工科大学ハイデラバード校（IITH）ムルティ学長が来日し、計14校の本邦大学関係者30名、計8社から本邦企業関係者19名が集まるイベントを機構が主催し、日印間の共同研究の促進に貢献した。 ◎　**SEED-Netが自律的に継続される体制を整備【①②③】：**「アセアン工学系高等教育ネットワークプロジェクトフェーズ4」（AUN/SEED-Net: ASEAN University Network/Southeast Asia Engineering Education Development Network）（技術協力プロジェクト）において、プロジェクトで構築したネットワークを活用しつつ、ASEAN域内に留まらず南アジア・中東・アフリカの大学とも連携して、オンラインでのセミナー、共同研究の実施、研究者受け入れ、地域会議への招待等を行った。同プロジェクトは、20年間の協力を終了することを見据え、AUNへのSEED-Net事務局機能の移管を実施することに合意し、2022年度末に実現した。本邦大学は、従来、機構を介してプロジェクトを支援する国内支援大学という位置付けだったが、この移管によって、SEED-Net事務局を直接支援するSEED-Net連携大学（Japanese Partner University）という位置づけに変更した。2022年度末時点で、本邦18大学が参画しており、今後、ASEANの中核大学と本邦大学が直接的な連携関係を継続できることを目指す。		

			な人材育成、障害者スポーツの普及やスポーツ大会開催等によるスポーツを通じた社会包摂や平和の促進に資する事業を推進する。なお、これらの推進に際して、外部の関係機関等との連携をさらに強化する。 ・事業の更なる推進のために、開発途上国のスポーツの現状やニーズ、スポーツに期待される社会的効果について調査に着手する。		○　拠点大学強化クラスターのプラットフォーム形成：長期研修「科学技術イノベーション」に参加しているインドのIITH、ケニアJKUAT、ウズベキスタンの日本青年技術革新センター（UJICY。国立タシケント工科大学に付属）からの機構留学生に対してイベントを実施。機構の長期研修員に期待することや今後のネットワークの作り方について説明し、元機構研修員（SEED-Net 研修員として北大博士課程を卒業したタイチュラロンコン大学の教員）による経験談を共有し、少人数によるグループディスカッションを通じて機構の教育関係者及び留学生間の学び合いとネットワーク強化を行った。 **（2）SDGs達成に向けた貢献** SDGsゴール4「すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進 する」に貢献するため、JICAグローバル・アジェンダ（教育）に基づき、SDGsターゲット4.1（質の高い初等教育修了）、ターゲット4.5（ジェンダー格差・ぜい弱層への支援）、ターゲット4.6（基本的な読み書き・算数能力向上）、ターゲット4.c（質の高い教員の増加）に貢献する事業を実施した。 具体的には、学習において最重要なツールである教科書・教材開発を行うとともに、学習支援者としての教師の職能開発を行うことを基本とした「教科書・教材開発を通じた学びの改善」に係る事業をエルサルバドル、ラオス、カンボジア、ネパール等12か国において実施。教育の価値を保護者、地域社会が理解し、学校との間で信頼関係を構築することで、学校だけではなく地域社会全体で子どもの学習・成長を支えていく「みんなの学校」の取組を通じた教育改善に係る事業をマリ、マダガスカル、ニジェール等8か国で実施。初等教育段階の就学率が依然として著しく低い女子や障害者等への教育機会の拡大に係る事業をスリランカ、モンゴル、ウズベキスタン、パキスタン等7か国で実施した。 高等教育分野においては、SDGsターゲット4.3（質の高い技術職業教育及び大学を含む高等教育への全ての人々の平等なアクセス）が掲げられており、SDGsゴール8「働きがいも経済成長も」、SDGsゴール9「産業と技術革新の基盤をつくろう」に貢献するためにも、各分野の高度人材の育成や研究能力の強化に取り組んだ。また、JICAグローバル・アジェンダ（教育）に基づき、対象国・地域の拠点（トップ）大学を対象とした「拠点大学強化クラスター」を設定し、本邦大学や他国・各域内の拠点大学との間のネットワークを構築しながら、対象大学の教育・研究能力の強化に資する活動を実施した。 **（3）事業上の課題及び対応方針** コロナ禍の影響で教育・学習機会が失われたことによる不就学児童の増加、学習貧困の深刻化などにより、将来的な就業機会への影響など中長期的に大きな影響を及ぼすことが危惧されている。開発途上地域の教育政策・対応方針を踏まえつつ、JICAグローバル・アジェンダ（教育）で掲げる重点取組に基づき、子どもの学習機会が途切れることのないよう、教育行政、コミュニティ、開発パートナーと連携しながら取り組む。また、ポストコロナの教育に対応する観点からも、算数アプリ開発及び遠隔教育機材の整備等デジタル技術の活用を進める。 **No.2-4 社会保障・障害と開発** 日本の社会保障政策や障害者政策の拡大と改善の経験を踏まえつつ、各国の実情に適した		

					政策の立案やサービスの導入、活動を支える行政官や関係機関の人材育成を図った。特に、障害と開発分野では、「開発全体の取組において障害の視点を踏まえ障害者を裨益対象として取り込む障害の主流化」と「障害者団体の強化等の障害に特化した取組」からなるツイントラック・アプローチを引き続き適用し、機構が実施する様々な分野の事業に障害者を包摂し、障害者の社会参加の拡大に取り組んだ。 **（1）業務実績** ◎ **日本の事例を基にインドネシアにおける社会保険制度設計に寄与【②】：**インドネシアにおいて、社会保険制度の啓発と加入者の拡大を図るため、日本の社会保険労務士制度に類似の社会保障の専門職の創設を目的とした案件を実施した。全国社会保険労務士連合会の協力のもと、同政府関係者の来日研修を実現し、関係省庁やハローワーク等の公的機関や民間企業等を訪れ、社会保険や労働法制のきめ細かな適用を通じ、国民皆保険・皆年金の維持・発展や労働者保護・円滑な労使関係の維持に社労士が果たした役割を伝え、同国における制度設計に寄与した。また、同じくインドネシアにおいて、過去の機構の協力等も踏まえ、2022年に始まった雇用保険制度の安定的運用に向け、雇用保険の支給と職業紹介、職業訓練の一体的運用への助言等を目的とした労働政策アドバイザーの派遣を開始した。 ◎ **社会的弱者の経済的自立を支援【③】：**モンゴルでは、コロナ禍を経て増加した、社会福祉手当に生活を依存せざるを得ない生活困窮者・世帯を対象に、雇用を中心とした生活再建のための制度設計を支援する案件を開始した。また、障害者の就労支援に携わる人材の育成や企業等とのネットワークの強化等を目的とした、障害者の就労支援事業の立案・拡大に特化した事業を並行して実施し、コロナ禍で経済的・社会的な影響を最も受けている社会的弱者の経済的自立に積極的に取り組んだ。これらの取組はモンゴル政府が唱える「福祉から就労へ」政策に貢献するとともに、変化に対し即応が難しい社会的弱者に対するセーフティネットとしての役割を担う制度として、モンゴル政府から高い期待を受けている。 ◎ **日本のインクルーシブ防災の経験を活用したモデル作りを支援【①】：**エクアドルにおいて、障害のある人や高齢者を含む社会的弱者に配慮した包摂的な防災対策を図るための案件を実施した。同案件では、障害者福祉に関連する部局と防災に関連する部局が連携し、地域で暮らす障害者を交えて災害時の避難計画や避難所の運営計画を策定している大分県別府市の取組を紹介し、インクルーシブ防災のモデルの検討を進めるためのアクションプランを作成した。これらの取組は、世界防災フォーラムでも紹介され、日本のインクルーシブ防災の取組が他国でどのように適用され得るのかを示す貴重な例となっている。 ◎ **国連障害者権利条約締約国会議で初めてサイドイベントを主催【①②】：**パラグアイにおいて、障害者の社会参加を促進するための事業を実施した。また、同国に派遣した専門家を中心として、中南米各国の障害者の自立生活運動に機構及び機構事業に参加した中南米各国の障害者が果たした役割について、広く情報発信に努めた。その一環で、2022年6月の国連障害者権利条約締約国会議開催時に、機構として初めてサイドイベントを主催		

し、国連関係者に加え、中南米各国の政府機関、教育機関、障害者団体、民間企業等約300名が参加した。

○　スリランカでは、障害者の雇用を促進するための事業計画の立案及び障害当事者や当事者の働く職場に対して的確な助言を行う支援者等の人材の育成を図る事業を実施した。

○　パレスチナでは、機構として初の試みとなるユニバーサルツーリズム（高齢や障害等の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行を目指す考え方）の普及を図る事業を実施した。同国観光遺跡庁の関係者の本邦研修を実現し、日本の歴史的建造物・歴史的景観地域（伊勢、京都等）において、歴史的価値の高い建造物をいかしたバリアフリー化の実例等を学んだ結果、同国の観光地（ヒシャム宮殿等）を対象としたユニバーサルツーリズムの計画策定が進んだ。

○　エクアドルにおいて、「盲人、視覚障害者その他の印刷物 の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」に基づく障害者のための著作物に関する情報保障の拡大を図る案件を開始した。関連著作物が比較的流通している英語以外の言語（日本語）での情報保障の拡大の経験をいかし、デジタル技術を活用しながら、印刷物障害がある人々が利用しやすい形式の著作物の普及を図るとともに、成果の中南米地域への波及に取り組んでいる。

○　バングラデシュのダッカメトロ6号線において、エレベーターや車いすが通過できる幅広の自動改札機、点字ブロック、車両内の優先席や車いす専用スペースを設置するなど、機構として「開発全体の取組において障害の視点を踏まえ障害者を裨益対象として取り込む障害の主流化」を推進した。

○　社会保障分野での新たな取組として、課題別研修「子どもの保護」を開始した。同研修では、研修員が日本の児童福祉政策を学ぶとともに、福井県を実例に、乳幼児期から学齢期に至るまで、地方自治体及び民間の関係団体がいかに連携し、要保護児童等の成長を支えているかについて、児童福祉の現場訪問等を通じて体感した。また、研修終了時には、研修に参加した6か国8名の行政官が、各国での児童福祉行政の改善に係るアクションプランを作成した。

○　社会保障及び障害と開発分野に係る機構内外関係者とのプラットフォーム構築と意見交換を目的に、当該分野に関心のある専門家、団体、NGO/NPO、コンサルタント等とステークホルダー勉強会を開催した。同勉強会の開催にあたっては、テーマ検討から各関係者と協働し、2022年に行われた障害者権利委員会の日本政府との建設的対話を議題として取り上げることとし、同委員会による総括所見の国際協力への適用の在り方等、時宜にかなった議論を行った。

（2）SDGs達成に向けた貢献

社会保障に関連するゴール1（社会的保護（1.3）、ぜい弱者支援（1.4、1.5））、ゴール8（完全雇用とディーセントワーク（8.5、8.8））、ゴール10（社会保障政策を通じた格差是正（10.4））等、また、障害と開発に関連するゴール8（障害者就労（8.5））、ゴール10（障害インクルーシ

					ブな開発（10.2））、ゴール11（障害者の物理アクセス（11.2、11.7））の達成に向け、2022年度は、上述の障害者、子ども、高齢者、生活困窮者等の社会的ぜい弱層の支援を展開した。また、就労や情報アクセシビリティの改善を通じた障害者の社会参加の促進を図る事業や、防災や観光分野での障害インクルーシブな事業を実施した。 **（3）事業上の課題及び対応方針** 特に資金協力事業において、障害の主流化を一層促進するため、他の国際協力機関の障害主流化に係る方針や実績、障害主流化が図られた機構の事業の経緯や関係者の役割の分析等を進め、制度化を検討する。 社会保障及び障害と開発分野は、適時適切な国際協力人材の確保が容易ではない傾向にある。日本で社会保障の実務を担う地方自治体、社会福祉法人やNGO/NPO等の人材の国際協力への参画を得るため、国際協力における本分野の課題や意義等を、国内の関心のある層と共に学ぶ勉強会を企画・運営するとともに、有識者に実務経験者を加えた国内協力体制の構築に取り組む。また、より実践的な人材育成を図る場として能力強化研修「障害と開発」等を引き続き実施する。 **No.2-5 スポーツと開発** 新型コロナウイルスの影響が未だ残る中、2022年度は体育・スポーツ分野のJICA海外協力隊員を83名派遣し、開発途上国におけるスポーツへのアクセス向上等に貢献した。また、課題別研修「学校体育」等を通じてスポーツを通じた健全な人材育成を、タンザニア女子陸上競技会「Ladies First」や南スーダン向け「スポーツを通じた平和促進プロジェクト」等を通じてスポーツを通じた社会包摂と平和の促進を図った。 **（1）業務実績** ◎ **JICA海外協力隊員が指導する女子ラグビー代表がW杯で初勝利【③④】：**2022年4月にマダガスカルに派遣したJICA海外協力隊員が指導するラグビー女子マダガスカル代表チームが南アフリカで2022年9月に開催されたW杯セブンズに出場した。世界大会に初出場となった女子代表チームは苦戦を強いられたものの、最終戦のラストプレーでの決勝トライで劇的な初勝利を手にした。同隊員も帯同して同代表の活躍に貢献した。 ◎ **JICA海外協力隊員がスポーツ功労賞を受賞【③④】：**2021年12月にマダガスカルに派遣したJICA海外協力隊員が指導する選手2名が、2022年7月に開催された柔道アフリカ選手権ジュニア大会に参加し、好成績を収めた（女子70キロ級の選手が金メダル、男子73キロ級の選手が銅メダル）。わずか8か月の指導での快挙に対し、同国大統領からスポーツ功労賞が同隊員に贈られた。また、同隊員は2022年12月にはグランドスラム東京2022出場選手のコーチとして選手に帯同して来日した。 ◎ **JICA海外協力隊員が指導する選手が視覚障害者柔道で活躍【③】：**2022年3月にインドに派遣したJICA海外協力隊員が指導する選手3名が、2022年12月に開催された視覚障害者柔道の国際大会「東京オープントーナメント」に参加し、男子全盲60キロ級の選手が優勝、女子弱視48キロ級の選手が準優勝し、インドとして初の快挙を成し遂げた。		

					◎ **障害者スポーツ普及に尽力した草の根事業実施団体が政府から表彰【④】：**2009年から草の根技術協力でラオスの障害者スポーツ普及に協力してきた取組が評価され、実施団体である特定非営利活動法人アジアの障害者活動を支援する会（ADDP）がラオス政府（教育・スポーツ省）から表彰を受けた。同団体は、長年にわたる協力の中で、ラオス全18県に障害者・健常者対象のユニバーサルスポーツ指導者を配置し、また、パラスポーツ指導者及び選手も多数育成し、同選手がパラリンピックに出場するなど、ラオスの障害者スポーツの振興に大きく貢献してきた。 ◎ **多様なルーツを持つ人々によるスポーツイベントにより多文化共生を推進【①③⑤】：**日本国内においてスポーツをツールとして多様なルーツを持つ人々が交わる機会を創造し、多文化共生社会を促進するイベントを多く実施した。東京都でJICA東京が主催した「ユニバーサルスポーツフェスティバル」では、ADDPと協力し、在日外国人や障害がある方、子どもから高齢者まで様々なバックグラウンドを持った52名が共にスポーツを楽しみ、初対面にもかかわらず最後は活発にコミュケーションを取った。また、多くの在日外国人が居住する静岡県において、外国籍や障害者など様々な人がサッカーを通じて交流する「多文化SHIZUカップ」を浜松市及び磐田市でそれぞれ開催し、合計で約600名の参加を得た。地方自治体や地元の有志団体等で実行委員会を形成し自立して持続的にイベント開催ができる体制構築に貢献した。さらに、佐賀県ではサガン鳥栖のホームスタジアムでウクライナ避難民を含む24か国約100人（12チーム）が参加したサッカー大会「Sagan World Cup 2022」をJICA九州が佐賀県国際交流協会と主催し、県内の多文化共生推進に貢献した。そして、JICA四国と高知ファイティングドッグスが連携して実施する日系社会研修「野球指導者の人材育成」を通じて、パラグアイから高知に来日し研修に参加する研修員と、研修員からの指導を経てプロ野球選手を目指し高知ファイティングドックスの練習生となったパラグアイの日系二世の選手、そして元プロ野球選手の藤川球児氏、という「野球」という共通言語で繋がった3名が、国境を超えるスポーツの力、挑戦することの大切さについて語る座談会を実施し、その内容を記事及び動画にて公開することで日系社会を含む国際理解の推進を図り、高いアクセス数を記録した。 ◎ **女子陸上競技会により女性のエンパワメントを促進【③④】：**タンザニア女子陸上競技会「Ladies First」第4回大会を2023年1月に開催した。2020年以降新型コロナウイルス感染症の流行により開催を見送ってきたが、今回3年ぶりの開催となった。今大会には、全国31州のうち30州180名の女子選手が参加し、地域・人数規模共に過去最大となり、また、選手選出の手続きや滞在中の環境等の改善が顕著にみられ、タンザニア側の大会運営能力向上が確認できた。さらに、日本側からは日本企業10社からの協賛に加え、有識者（大阪大学大学院教授）、マスコミ（テレビ愛知）、東京2020オリンピック・パラリンピック大会ホストタウンでありその後もタンザニアとの交流を継続している山形県長井市（副市長等）も参加した。現地テレビニュース4番組及び新聞11紙18記事で報道され、先方大臣をはじめ多数から評価の声が寄せられる大会となった。 ◎ **女子サッカー大会を通じて女性や難民への理解を促進【②④】：**ウガンダ社会における女性や難民の現状への理解促進を図るとともに、TICAD8や機構の取組の認知度を高めることを目的とした、難民とホストコミュニティの混成チームも含む女子サッカー大会		

					「TICAD CUP2022」を2022年8月にウガンダで開催し、170名以上が参加した。女性の活躍推進を目指す日本女子プロサッカーリーグ「WEリーグ」や民間企業との連携でユニフォームやシューズ等の寄贈も行い、大会の様子が現地テレビニュースに取り上げられるなど大きな盛り上がりをみせた。また、2022年10月のWEリーグカップ決勝戦（入場者数3,546人）で連携企画（ブース出展及び場内での動画上映）を実施するなど、日本国内でも広報を展開し、WEリーグのクラブチームやそのスポンサー企業からも素晴らしい取組であったと賞賛されるとともに、今後も継続して協力したいという意向が多く表明された。実際に、大会後も引き続きWEリーグ等と連携をしながらオンライン交流や物品寄贈を継続している。 ◎ **バングラデシュで日本のスポーツ選手が若者への指導やストリートチルドレンとの交流等を実施【①③】：**日本とバングラデシュとの外交関係樹立50周年記念イベントとして、著名選手らによる野球、陸上競技の現地指導を実施した。野球については、連携協定を締結している読売巨人軍のコーチが、2022年1月のオンライン指導に引き続く形で2022年12月に現地でナショナルチームの指導に加え、ストリートチルドレンとの交流も行った。陸上競技については、リオ五輪400mリレー銀メダリストの飯塚翔太選手が、2022年11月に現地で青少年の指導やストリートチルドレンとの交流を実施した。双方とも日本国内及び現地で多数報道され、スポーツを通じた友好関係の促進が評価された。また、現地の青少年たちに夢を与えるだけでなく、参加した日本側関係者のモチベーション向上や国際課題への関心強化につながった点も意義深かった。さらに、同国におけるJICAボランティア事業の再開を準備しており、その柱の一つとなり得るスポーツ分野における人的ネットワーク構築や指導体制の確認にもつながった 。 ◎ **Jリーグクラブチームが開発途上国で社会貢献活動を実施【②⑤】：**Jリーグクラブチームは日本国内で地域貢献活動を実践し、高く評価を受けてきた。この地域貢献活動について、開発途上国現地でJリーグクラブチームが展開するサッカースクールを拠点に試行的に実践し、その展開可能性を実証するための調査を、連携協定を締結しているJリーグと連携して開始した。川崎フロンターレがベトナムで運営するサッカースクールにおいては、地元の小学生を対象に体を動かしながら学ぶ実践算数教室をトップチームの選手も参加して実施し、子どもたちからは楽しく学ぶことができたという声が多く聞かれた。また、高齢者向け健康増進プログラムも実施し、参加者からは安全な環境で気軽に運動を楽しむことができてよかった、また参加したいという声が聞かれた。 ○ 各国の学校体育の現状・課題が整理され、研修員が学校体育の質の向上につながる指導案の作成方法を習得することを目的に、2022年9月から2023年2月に課題別研修「学校体育」をオンラインで実施し、5か国から7名が参加した。実技だけではなく生徒との話し合いの場をより多く設けることで生徒の主体性を引き出し、運動が苦手な子どもも含めて楽しめる体育授業を目指すという日本の強みをいかした授業の改善に取り組んだ。研修効果を上げるために、筑波大学が開発した体育授業の分析ツールを使って各研修員の授業を動画で分析し、改善を図るというPDCAサイクルによる工夫を行った。これにより、体育授業を通じて子どもたちの運動能力の向上のみならず、自発性や協調性等の非認知能力の向上にもつながる授業を研修員が実施できるようになることが期待される。		

					○　南スーダン「スポーツを通じた平和促進プロジェクト」で2022年10月に「スポーツ行政／スポーツ振興」をテーマに本邦研修を実施し、計14名が参加した。日本のスポーツ行政や地域におけるスポーツ振興について学ぶとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック大会ホストタウンでありその後も交流を継続している群馬県前橋市を訪問し、友好を深めた。また、東京オリンピックに参加した同国のグエム・アブラハム選手が日本で練習を続け、世界陸上への出場、南スーダン記録の更新など活躍を続けている。 ○　国内外で活躍するスポーツ選手や著名人とスポーツの力や価値、社会課題解決の可能性を共有し、スポーツを入口に国際協力への関心を喚起させる啓発セミナーを実施した。2022年10月に開催されたグローバルフェスタJAPAN2022において、機構主催のトークセッション「スポーツで世界を変える」では、元ラグビー日本代表主将の廣瀬俊朗氏などが登壇し、オンライン含め参加した163名に対して自身の経験を踏まえながらスポーツを通じた国際協力の可能性について発信した。また、JICA中国と広島平和文化センターが共催した「国際フェスタ2022」での元サッカー日本代表巻誠一郎氏のトークショーには約90名が参加し、自身の被災経験等を踏まえてサッカーを通じた社会貢献の可能性について発信した。 ○　スポーツと開発の案件形成に向けた調査やナレッジマネジメント、有識者等の招へい・派遣についての検討を行うとともに、機構内にスポーツ推進のための部門横断的な体制を整備した。 **（2）SDGs達成に向けた貢献** • 体育・スポーツ職種のJICA海外協力隊員の派遣等を通じて学校体育を中心にスポーツの機会の拡充を図っており、適度な運動機会の確保を通じてSDGsゴール3「健康的な生活の確保」、質の高い体育授業の整備を通じてSDGsゴール4「包摂的かつ公正な質の高い教育の提供」に貢献している。 • 南スーダンでの「スポーツを通じた平和促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）等スポーツ を活用した信頼醸成及び平和の促進に加え、タンザニア女子陸上競技大会「Ladies First」などスポーツを通じた障害者や女性等のエンパワメント及び社会包摂推進を通じて、SDGsゴール5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」、SDGsゴール10「各国内及び各国間の不平等を是正する」、SDGsゴール16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進」に貢献している。 • スポーツを活用して、日本オリンピック委員会（JOC）、JFA、Jリーグ、日本ラグビーフットボー ル協会（JRFU）等の国内のスポーツ競技団体や、大学、自治体、民間企業、プロスポーツクラブ、トップアスリート等との連携を促進しており、SDGsゴール17「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシッ プを活性化する」に貢献している。 **（3）事業上の課題及び対応方針** スポーツが国際協力における一つの有効なアプローチであるという認識がまだ十分に浸透しておらず、スポーツを活用した取組も未だに少ない現状であるため、2022 年度に立ち上げた調査を通じてその有用性を明らかにし、広く説明していくことを通じて、国内スポーツ分野における国際協力の流れの後押しや国際協力におけるスポーツの活用推進を図っていく。		

４．その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
No.3	普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現		
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、女性・平和・安全保障に関する行動計画、法制度整備支援に関する基本方針、「ビジネスと人権」に関する行動計画、サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針、質の高いインフラ投資に関する G20 原則、国際女性会議 WAW! 2022 東京宣言、TICAD8 チュニス宣言	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】* 【困難度：高】権威主義的な体制が台頭する一方で民主主義への信頼が低下する傾向が見られ、紛争・暴動の増加によって女性等のぜい弱な立場にある人々へのより大きな負の影響が懸念される中、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配など普遍的価値の共有を目指す本項目の重要性はさらに高まっている。本項目は、こうした世界の構造的変化を踏まえ、複雑化する課題に対して、社会経済活動全般のデジタル化が進むことにも留意しつつ、治安や紛争影響下での特殊な要因下で事業運営しつつ効果増大に取り組むものであり、困難度を高とするのが妥当と考える。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 5 年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

* 重要度の設定理由は項目 No.1 から No.5 で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（目標値）	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
【指標 3-3】留学生事業を通じたガバナンスに関連するテーマでの学位取得者数（司法・行政分野における政策立案・決定者等） （SDGs Goal 16（特に 16.3、16.6、16.7、16.10）関連）	500 人	90 人[8]	112 人	人	人	人	人
【指標 3-5】プロジェクト（技術協力、有償資金協力、無償資金協力）におけるジェンダー案件比率（SDGs Goal 5 関連）	40%	20%[9]	39.6%	%	%	%	%
【指標 3-6】研修・留学生事業における女性の割合（人数）（SDGs Goal 5 関連）	40%	36%[10]	37.9%	%	%	%	%
【指標 3-7】デジタル化の進展を支える各国のコア人材（政策立	1,000 人	200 人	471 人	人	人	人	人

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）*

	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
支出額（千円）**	4,230				

[8] 各年度の目標値は、コロナ禍の影響を踏まえ設定しており、中期目標期間全体で目標値500人を達成する予定。
[9] 目標値は、2022年度に20%、その後各年度5%ずつ増加させる見込み。
[10] 目標値は、中期目標終了時点で40%達成を目指し、2020年度の36%（研修）、35%（留学）から漸増させる見込み。

*項目 No.1～No.4 への支出額と項目 No.5 への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点課題」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目 No.5 まで同様。
**項目 No.1～No.4 に区分されない一部の支出額が項目 No.5 に含まれることから、No.1～4 の支出額合計と No.5 の支出額合計は合致しない

	案・決定者、実施に関わる民間事業者等）の育成数　（全 SDGs Goal）															

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
3.（3）普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有し、安定・安全が確保された平和で公正な社会の実現のため、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、格差是正やジェンダー平等等を通じ人間の安全保障を実現することとともに、デジタル技術・データを課題解決に活かすことで開発効	2.（1）③普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 ア　平和と安定 暴力的紛争を発生・再発させない強じんな国・社会づくりに貢献するため、紛争により影響を受けた国や紛争リスクを抱える国において、社会・人的資本の復旧・復興・強化、包摂的な行政サービスの提供とこれに資する地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化を支援する。また、コミュニティの	1.（3）普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 ア　平和と安定 ・JICAグローバル・アジェンダ（平和構築）に基づき、紛争の予防のため、社会・人的資本の復旧・復興・強化、包摂的な行政サービスの提供と、これに資する地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化を支援する。また、コミュニティの共存と社会関係資本の強化のために、融和の促進と生計	＜主な定量的指標＞ （定量的指標及び実績は上記２．①参照） ＜その他の指標＞ 【指標3-1】暴力的紛争を発生・再発させない国・社会づくりの促進状況（SDGs Goal 16関連） 【指標3-2】国民の権利保障の促進に資する立法上、行政上、司法制度上の取組の進展状況（SDGs Goal 16（特に16.3、16.6、16.7、16.10）関連） 【指標3-4】歳入・歳出の両面における国家財政基盤強化、適切なマクロ経済運営及び金融システム強化、貿易円滑化のために必要な制度整備・能力強化に関する取組の進展状況（SDGs Goal 5（5.a）、8（8.3、	＜主要な業務実績＞ **No.3-1 平和と安定** 紛争の予防や紛争の結果発生した課題への対応のため、包摂的な行政サービスの提供能力強化、コミュニティの社会的結束の強化、難民・避難民や地雷・不発弾等、様々な社会課題の解決に向けた取組を支援した。特に、ウクライナ及び周辺国については、地雷・不発弾対策をはじめとして、緊急支援及び復旧・復興に向けた各分野の支援に取り組んだ。フィリピン・ミンダナオでは暫定自治政府の能力強化を目指すプロジェクトを推進、また元戦闘員の社会・経済面での正常化に資する個別専門家を派遣し、2023年1月にはバンサモロ暫定自治政府議会にて機構による長年の支援をたたえる決議が採択された。人道と開発と平和（HDP）のネクサスに関しては、国際機関とも連携しつつウガンダ、ザンビア等での難民・避難民受入コミュニティに対する地方行政能力の向上支援を推進、現場の成果や経験を第8回アフリカ開発会議（TICAD8：the 8th Tokyo International Conference on African Development）やDAC紛争とぜい弱に関する国際ネットワーク（INCAF: Interantional Network on Conflict and Fragility）等の国際的な議論の場で発信・共有した。 **（1）業務実績** ◎ **機構が長年協力を重ねてきたカンボジア地雷対策センターと連携し、ウクライナの地雷対策支援を迅速に実現【①②③】**：ウクライナの地雷・不発弾対策を迅速に支援すべく、ウクライナ国家非常事態庁（SESU：Ukraine State Emergency Services）との緊密な連絡や他ドナーとの情報交換を進めるとともに、喫緊に必要とされる機材の供与及び無償資金協力等による具体的な案件形成を目的として「地雷・不発弾分野支援に向けた基礎情報収集・確認調査」及び「人道的地雷・不発弾対策能力向上プロジェクト」を迅速に立ち上げ、日本製地雷探知機「ALIS」及びクレーン付きトラックの供与を実施した。それに加え、包括的な無償資金協力「緊急復旧計画」のサブプロジェクトとして「地雷・不発弾対策機材整備計画」を形成し、その内容についてウクライナ側と合意を形成した。さらには、日本が長期にわたって支援してきたカンボジア地雷対策センター（CMAC：Cambodian Mine Action Centre）との連携の下、SESU実務者に対するALISの操作研修をカンボジアで実施（2023年1月）するとともに、日本にも招へいし、日本製の地雷除去機の紹介等を実施し、SESU実務者の日本の技術や日本製機材の有効性及びカンボジアとの協力の意義についての理解を深めた。これらの実施にあたっては、本邦メディアを中心に関連情報を提供した結果、国内外で広く報道され、日本の対ウクライナ地雷対策支援を国際的に知らしめるとともに、日本国民に対し、ウクライナ地雷・不発弾支援の重要性への理解を促進した。	＜評定と根拠＞ 評定：S 根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下４．業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評価の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、外交政策上の観点等から設定された重要又は困難度が高い目標の達成等）を満たしており、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。 ＜課題と対応＞ （1）前年度評価時指摘事項 法の支配、基本的人権の尊重等の普遍的価値を共有すべく、相手国の自立的発展に資する法制度整備やガバナンス支援に引き続き取り組むとともに、平和で安全な社会の構築に向け、脆弱な人々への包摂性に配慮した、基礎的社会サービスの改善等の支援の推進に引き続き期待する。各国における平和と安定の確保の推進とともに、児童労働撤廃に係る取組に見られたように、柔軟性の確保や他機関との連携強化に工夫しつつ、支援	評定　S	＜評定に至った理由＞ （定量的実績） 【指標 3-3】留学生事業を通じたガバナンスに関連するテーマでの学位取得者数（司法・行政分野における政策立案・決定者等）、【指標 3-5】プロジェクト（技術協力、有償資金協力、無償資金協力）におけるジェンダー案件比率、及び【指標 3-7】デジタル化の進展を支える各国のコア人材（政策立案・決定者、実施に関わる民間事業者等）の育成数　の３項目については、達成度が目標値の 120%以上、【指標 3-6】研修・留学生事業における女性の割合（人数）の残り１項目については、目標値 100%以上となっており、着実に目標を達成している。 （定性的実績） １．平和と安定 【指標3-1】暴力的紛争を発生・再発させない国・社会づくりの促進状況 コミュニティの社会的結束の強化、難民・避難民や地雷・不発弾等、様々な社会課題の解決に向けた取組を支援したことは評価できる。特に、ウクライナ及び周辺国については、地雷・不発弾対策をはじめとして、緊急支援及び復旧・復興に向けた各分野の支援に取り組むなど、年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認め

	果を高めることを重視する。 ア　平和と安定 暴力的紛争を発生・再発させない強じんな国・社会づくりに貢献するため、住民から信頼される政府と強じんな社会の形成の促進に資する支援を行う。その際、紛争予防及び紛争リスクの低減、社会・人的資本の復旧・復興・強化、包摂的な行政サービスの提供、住民の生計向上に資する取組、社会の融和促進、難民・国内避難民と受入社会の共生等の視点の人道支援と開発協力の連携を重視する。	共存と社会関係資本の強化のために、融和の促進と生計向上の支援を行うとともに、紛争の結果発生した難民・避難民や地雷・不発弾など様々な社会課題の解決に向けた取組を支援する。また、紛争予防及び社会の安定に向けた取組を支援する。 協力に当たっては包摂性や透明性、公平性等に配慮するとともに、特に難民・避難民に関係する取組においては、受入社会との共生の視点を含め、人道支援と開発協力の連携に留意する。 イ　法の支	向上の支援を行うとともに、紛争の結果発生した難民・避難民や地雷・不発弾等、様々な社会課題の解決に向けた取組を支援する。 ・特に、ウクライナ及び周辺国については、緊急支援をはじめ情勢を踏まえた適時の支援に取り組む。また、国際秩序の維持に資する協力を追求する。 ・また、フィリピン・ミンダナオでの平和と開発に係る支援、パキスタンのアフガニスタン国境周辺地域における地方行政能力の向上支援、TICAD8を見据えたサヘル地域及びアフリ	8.10)、17 (17.1) 関連) 【指標 3-8】開発効果の増大を目指したデジタル技術・データ活用の推進状況　(全 SDGs Goal) ＜評価の視点＞	◎ **バンサモロ暫定自治政府議会での機構による長年の支援を称える決議が採択【①③④】:** 2023年1月、フィリピン・ミンダナオ島のバンサモロ暫定自治政府（BTA：Bangsamoro Transition Authority）の議会にて、機構によるミンダナオ地域への平和構築に係る20年以上にわたる協力を称える決議が採択された。特に、幅広い人たちと関わりながら、切れ目のない地道な協力を継続してきたことが議会から高く評価された。また、BTA議会において初めて外国人として機構理事長が演説を行った。2022年度には、フィリピン政府とムスリム・ミンダナオ解放戦線の和平プロセスの重要な鍵となる正常化を後押しする「バンサモロ正常化支援」（個別専門家）の派遣を開始し、元戦闘員やその家族の社会復帰に向けたフィリピン政府の経済社会支援事業を支援した。 ◎ **機構のこれまでの取組が評価され、機構職員がINCAFの副議長に就任【③④】:** OECD-DACの下部組織である紛争とぜい弱に関する国際ネットワーク（INCAF：International Network on Conflict and Fragility）は、DAC参加各国が、特に紛争影響国・ぜい弱国支援に関して議論及び知見の共有と発信を行う場であるが、紛争影響国・ぜい弱国支援に係る機構の発信やHDPネクサスに関する知的貢献が評価され、2023年に機構の平和構築室長がDAC・INCAF副議長に就任することとなった。これにより、機構及び日本が、DAC参加各国の間で紛争影響国・ぜい弱国支援に係る支援を議論する際に主導的な役割を果たすことが期待されている。 ◎ **人道と開発と平和の連携（HDPネクサス）の議論を主導【①②】:** TICAD8において、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR：United Nations High Commissioner for Refugees）と共催し、サイドイベント「アフリカにおける難民を包摂する取り組みへの投資：マルチステークホルダーアプローチを通じた成長と持続的な開発の実現」を実施した。人道と開発と平和の連携（HDPネクサス）に基づき、難民の自立とホストコミュニティ双方のニーズに対応するための方策や、難民とホストコミュニティのニーズを包含する支援について議論、発信した。これを通じて、アフリカ各国の官民の参加者に対し、本課題への理解を促進し、 HDPネクサスの具体的な取組に係る国際的な議論形成に貢献した。また、INCAF参加各国と国連諸機関による、HDPネクサスに関するDACと国連の対話（DAC-UN Dialogue）に参加した。特に、HDPネクサスの意味する事柄を明確化する作業部会において、UNDPと共に議論を主導し、各国ドナーや国連をはじめとした援助関係者対象の研修モジュール「Nexus Academy」を形成した。 ○ カンボジア地雷対策センター（CMAC：Cambodian Mine Action Centre）の研修施設と平和博物館の整備を実施する「カンボジア地雷対策センター研修複合施設及び広報施設建設計画」（無償資金協力）を迅速に形成、2022年11月のASEAN首脳会議において贈与契約（G/A：Grant Agreement）を締結した。また、CMACが他の地雷・不発弾汚染国に対する研修を行う南南協力の取組に引き続き力を入れ、コロンビアやラオスとの協力を継続したほか、ウクライナに対する研修を実施した。また、外務省の協力により、2022年6月にジュネーブで開催された対人地雷禁止条約の会期間会合において機構とCMACによるパネリストとしての登壇が実現するなど、国際的な地雷・不発弾対策の推進に貢献した。	効果の最大化に努められたい。 また、第５期中期目標においては、本項目において「留学生事業を通じたガバナンスに関連するテーマでの学位取得者数（500人）」、「プロジェクトにおけるジェンダー案件比率（40%）」、「研修・留学生事業における女性の割合（40%）」、「デジタル化の進展を支える各国のコア人材の育成数（1,000人）」といった定量指標を設定したところ、これら指標の達成を通じて本項目に関する取組の更なる質の向上を期待する。 （2）対応 平和で安全な社会の実現に向け、紛争影響国や難民受入国等のニーズや課題に柔軟に対応しつつ地方行政能力の向上、包摂的・応答的で透明性を確保した基礎的社会サービスの改善に資する事業を行った。開発効果の最大化を企図し、UNDP、UNHCRに加え、世界銀行や世界食糧計画（WFP）との協議を通じた協力関係の強化や現場での協力案件の形成に取り組んだ。 法の支配、基本的人権の尊重等の普遍的価値を共有すべく、カンボジアでの司法人材育成事業の開始などアジア諸国の法制度整備やガバナンス支援に取り組んだ。また児童労働撤廃に向けた日本の企業・NGOとの連携や、アフリカの女性の司法アクセス改善に向けたTICADサイドイベント共催など国際機関との連携を行った。ガバナンス分野の学位取得者数の中期目標の指標の目標値（500人）の達成に向けて取り組むとともに、開発大学院連携講座での留学生向け講	られた。 ・機構が長年協力を重ねてきたカンボジア地雷対策センターと連携し、ウクライナの地雷対策支援を迅速に実現した。本邦メディアを中心に、国内外で広く報道され、日本の支援を国際的に知らしめるとともに、日本国民に対し、支援の重要性への理解を促進した。 ・フィリピン・ミンダナオ島のバンサモロ暫定自治政府（BTA）の議会にて、機構による 20 年以上にわたる協力を称える決議が採択された。特に、切れ目のない地道な平和構築に係る協力を継続してきたことが議会から高く評価された。 ・紛争影響国・ぜい弱国支援に係る機構の発信や HDP ネクサスに関する知的貢献が評価され、機構の平和構築室長が DAC・INCAF 副議長に就任した。これにより、機構が、DAC 参加各国の間での議論の際に主導的な役割を果たすことが期待される。 ・TICAD8 において、UNHCR と共催したサイドイベント「アフリカにおける難民を包摂する取り組みへの投資」において、HDP ネクサスの議論を主導した。これを通じて、アフリカ各国の官民の参加者に対し、HDP ネクサスへの理解を促進、具体的な取組に係る国際的な議論形成に貢献した。 ２．法の支配・ガバナンス 【指標3-2】国民の権利保障の促進に資する立法上、行政上、司法制度上の取組の進展状況

	イ　法の支配・ガバナンス 人身や言論の自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値が共有され、開発途上地域の国民一人ひとりが人間として尊重される社会の実現に向け、その基盤となる民主的かつ包摂的なガバナンス強化のための支援を行う。その際、立法、行政及び司法並びにメディアにおける制度構築・改善、これらを担う人材等の育成を重視する。また、安定・安全への脅威は、経済社会発展の阻害要因となることに	配・ガバナンス 人身や言論の自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値が共有され、開発途上地域の国民一人ひとりが人間として尊重される社会の実現に向けた取組を支援する。具体的には、民主的かつ包摂的なガバナンスの強化を図るため、法令の整備・運用能力、治安機関や海上保安機関等の法執行能力及び国際公共財としての海洋、サイバー空間等に関わる能力強化、司法アクセスの改善、選挙管理の改善・向上、公共放送・	カの角地域支援、国際機関とも連携しつつウガンダ、ザンビア等での難民・避難民受入コミュニティに対する地方行政能力の向上支援に取り組む。また、地雷・不発弾処理機関等の機能強化を支援する。 イ　法の支配・ガバナンス ・JICAグローバル・アジェンダ（ガバナンス）に基づき、民主的かつ包摂的なガバナンスの強化を図るため、FOIP等を踏まえつつ、法令の整備・運用能力、治安機関等の法執行能力及び国際公共財としての海		○　紛争影響国の行政官に向けた日本の経験共有リソースを開拓、充実させ、各地で研修を実施した。特に、東北の震災後の復興経験や地方自治体が取り組んだ住民との協働の工夫は、ナイジェリア北東部、南スーダン、ソマリアなど紛争影響国から各研修に参加した行政官に大きなモチベーションを与えるきっかけとなった。また、研修の受入を通じて、受け入れる日本の行政官、自治体側からも、自分自身の経験が紛争影響地域の平和や復興に役に立つ実感を得ることができ、今も続く長い復興行政に携わる上でのモチベーションに繋がるとの声も聞かれた。 ○　ボコ・ハラムの影響を受けたナイジェリア北東部地域の復興・開発に向けて、UNDPと連携し同地域の州知事や北東部復興開発委員会の長官を本邦に招へいし、広島の戦後復興や住民との信頼醸成に資する行政の取組等を学ぶ機会を提供した。また、国境を超える暴力的過激主義の影響を受け不安定化するサヘル諸国において、課題別研修の立ち上げやニジェールにおける経験共有セミナーを実施し、各国間で課題解決に向けた知見を共有できるプラットフォームの基盤を形成した。 ○　紛争影響国・地域における事業評価の在り方を見直し、事業評価外部有識者委員会等での議論も経て、機構内の評価手引きを大幅に改定した。同手引きは、今後の試行導入を経て正式に事後評価での参照資料として活用される予定であり、流動的な政治・治安情勢からの影響や平和構築への貢献を適切に評価する仕組みを導入することにより、事業マネジメント全体の改善にも寄与するものとなる。 ○　パキスタン北西部のアフガニスタン国境地域を対象にした技術協力プロジェクト「ハイバル・パフトゥンハー州新併合地域の地方行政官能力強化プロジェクト」の協力を開始した（2023年1月）。本案件は新併合地域の首長・議員・行政官の能力強化により、当該地域の住民に対して安定した行政サービスの提供を企図し、住民と行政の信頼醸成にも貢献することが期待されている。 **(2) SDGs達成に向けた貢献** 紛争影響国における政府関係機関（特に地方行政機関）の能力強化等を通じ、SDGsターゲット16.6（あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる）に貢献した。また、それらの政府関係機関への能力強化において、透明性、包摂性、参加型に留意した協力を行うことによりSDGsターゲット16.7（あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する）に貢献した。 **(3) 事業上の課題及び対応方針** ウクライナ戦争の影響により難民・国内避難民の数は急増し、さらに長期化の可能性も踏まえ、国際社会での人道・開発・平和の連携（HDPネクサス）の必要性への関心は更に高まっている。機構では、現場レベルでの人道支援機関との情報交換・協力・連携を図ってきたが、国際人道法を基準に活動する人道支援機関は開発協力と支援枠組みや原則が異なることもあり、一層の相互理解の促進及び外交・安全保障等の平和アクターとの情報交換の強化が必要である。このような中、機構はウガンダ・ザンビア等で難民・受入地域支援や元難民の現地統合支援等人道と開発をつなぐ具体的取組を実施し実績を積み重ねており、前述のとお	義や留学生の機構へのインターン受入等を通じて質の向上にも取り組んでいる。 ジェンダー案件比率の指標達成に向けては、上述のとおり各種研修の実施、分野別手引き等資料整備、制度整備等を通じて着実に機構関係者の意識啓発と知識向上を図った。研修・留学生事業における女性の割合については、同事業に携わる国内・国外の機構関係者に対し、女性の参加を促進するための具体的な好事例・取組手法の共有を行った。 ジェンダー案件比率の指標達成に向けては、上述のとおり各種研修の実施、分野別手引き等資料整備、制度整備等を通じて着実に機構関係者の意識啓発と知識向上を図った。研修・留学生事業における女性の割合については、同事業に携わる国内・国外の機構関係者に対し、女性の参加を促進するための具体的な好事例・取り組み手法の共有を行った。 デジタル化の推進に関しては、デジタルインフラ基盤を支える人材育成として、フィリピンでの通信政策、アンゴラ、ボツワナでの地上デジタル放送関係者の育成に加え、クラスター事業戦略「サイバーセキュリティ」に基づき、インドネシア、モンゴルを中心にサイバーセキュリティの対応を支える人材及び講師の育成を実施した。2023 年度からは ASEAN 地域向けのサイバーセキュリティ人材育成事業を複数開始する予定であり、対応を更に推進していく。	年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の顕著な実績が認められた。 ・ウクライナ公共放送局の要請に迅速に対応し、緊急報道に関するNHKの経験を共有する遠隔セミナーを実施し、公共放送局の機能維持に貢献した。 ・日本政府の「『ビジネスと人権』に関する行動計画」（2020-2025）への貢献として、カカオ産業に関わる日本企業の人権デュー・ディリジェンス実施を促進し、第5回児童労働撤廃世界会議において、ガーナの取組を紹介するサイドイベントを実施した。 ・日本の公正取引委員会の協力を得て、現地に進出した日本企業にとっても重要である公正で透明性のあるビジネス環境の整備に向けて、モンゴルの競争法執行能力強化を支援した。 ・2002 年以降、日本の警察の技術、経験を活用して長年実施してきたインドネシアへの支援により、地域に密着し、住民と協力しながら治安を守る「市民警察活動モデル」が構築され、全国に展開された。その結果、事業終了時に実施した世論調査においては、住民の 75.3%が警察に対して良いイメージを持っていると回答し、協力成果が発現した。 ・ブラジルとの三角協力により、ホンジュラスに対し、交番・駐在所を中心とした日本の地域警察活動を参考にした地域警察システムの導入・定着を長年継続的に支援した。協力の成果が認められ、国家警察長官から

	鑑み、法執行・治安維持や国際公共財（海洋、サイバー空間等）に関わる能力強化等を重視する。 ウ　公共財政・金融 国民の生活が安定、向上する社会を目指し、資源の効率的な配分が行われるよう公共財政・金融システム構築のための支援を行う。また、国家の自立的・持続的成長の観点から、債務の持続可能性を担保するための支援を行う。その際、債務持続性の確保等を含む財政・金融当局の機能・能力強化と税関行政の改善を通じた貿易	メディアの機能強化及び行政の機能の強化と人材育成を支援する。協力に当たっては、相手国の文化的・社会的背景の尊重、日本の経験及び取組の成果の共有を図るとともに、住民との協働にも留意する。 ウ　公共財政・金融 公共財政・金融システムを強化するため、税務、税関等への協力を通じた歳入基盤の強化及び公共投資計画・管理等を通じた歳出管理、債務管理の強化、金融市場の整備等を支援する。また、税関への協力を通じ	洋、サイバー空間等に関わる能力強化、司法アクセスの改善、選挙管理の改善・向上、公共放送・メディアの機能強化、中央及び地方行政の機能の強化と人材育成を支援する。 ・特に、TICAD8を踏まえたアフリカ地域に対する新たな取組を検討するとともに、日本政府の「ビジネスと人権行動計画（2020-2025）」への貢献も念頭に、「ビジネスと人権」の促進に資する取組を重視する。また、インドネシアを中心とし		りTICAD8等の国際会議の場でも成果を発信した。今後もDACやグローバル難民フォーラム等の国際場裡でこれら取組や成果の発信を通じた人道機関等との相互理解の促進を図る。 **No.3-2 法の支配・ガバナンス** 法令の整備・運用改善のため、東南アジアで民商事法の下位法令整備や司法分野の人材育成、モンゴルで競争法の人材育成、南アジアで訴訟遅延対策に取り組んだ。アフリカではTICAD8を踏まえて刑事司法研修を実施するとともに、ビジネス法の研修を形成した。また、ビジネスと人権の促進のため、日本企業やNGOと連携し児童労働撤廃に向けたセクター別アクションを策定した。治安機関の法執行能力向上のためにインドネシアや中米・フランス語圏アフリカで地域警察分野の協力を行ったほか、選挙管理能力向上のためにカンボジアや南スーダンでの人材育成、公共放送の機能強化のためにウクライナでの放送機材の供与やコソボでの支局開設を支援した。さらに行政分野では、バングラデシュでの汚職対策、バングラデシュ・ホンジュラス等での地方行政官の計-画策定能力向上を支援した。加えて、海洋法を含む国際公法、ベトナム警察向けサイバーセキュリティ、司法アクセス改善といった各分野での研修を行った。 **(1) 業務実績** ◎ **ウクライナ公共放送局の緊急支援要請に迅速に対応し、正確・公平・公正な報道の維持に寄与【①③】**：ロシアによる侵略を受けたウクライナの公共放送局より緊急支援が要請され、2022年3月に終了したウクライナ「公共放送組織体制強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）に関するフォローアップ協力を実施するとともに、後続プロジェクトを迅速に立ち上げた（2022年11月に討議議事録（R/D : Record of Discussions）署名）。フォローアップ協力では、ロシア軍による放送施設・機材の破壊によって不足が生じたモバイル中継装置や現場取材用撮影機材、空襲警報等で出勤できない職員が自宅や避難先で業務を継続できるようにするための番組制作・事務作業用のモバイル機材を提供したほか、緊急報道に関する日本放送協会（NHK）の経験を共有する遠隔セミナーを実施し、ロシアによる偽情報・プロパガンダと闘いつつ、国民に信頼できる情報を届けようとする公共放送局の機能維持に貢献した。 ◎ **民族間の信頼醸成に向けてコソボ公共放送局による初の支局開設を支援【①③】**：コソボ「コソボ公共放送局能力向上プロジェクトフェーズ２」（技術協力プロジェクト）により、コソボ公共放送局による初の支局開設を支援した。機構が開設を支援した第1号及び第2号の支局は、コソボ独立後に少数派となった民族が多く居住する地域に位置している。同国において、ウクライナ情勢を背景にした民族間の分断や多数派民族のナショナリズムの高まりが見られる中で、これらの支局の開設は、民族間の信頼醸成に向けてマイノリティも包摂する公共放送を実現する体制構築の面からも意義が高い。 ◎ **日本政府の「『ビジネスと人権』に関する行動計画」（2020-2025）への貢献【①②】**：日本政府による「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の策定・公表（2022年9月）に合わせて、「ビジネスと人権」に係る共創型プラットフォームである「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」の活動として、「児童労働の撤廃に向けたセクター別アクション」を策定・公表し、カカ		機構に対して、「英雄ディオニシオ・デ・エレーラ勲章」が授与された。 ・バングラデシュにおける郡自治体対象の国家健全性戦略に係る協力実績が同国内閣官房長官から高く評価され、実施対象郡（8郡から80郡に拡大）を10倍とすることが決定された。 ３．公共財政・金融 【指標3-4】歳入・歳出の両面における国家財政基盤強化、適切なマクロ経済運営及び金融システム強化、貿易円滑化のために必要な制度整備・能力強化に関する取組の進展状況 年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の顕著な実績が認められた。 ・アフリカ4か国（ボツワナ、南アフリカ、ザンビア、ジンバブエ）で進めているOSBP設置支援は、対象国・地域の経済発展に資することが期待されている。アフリカ連合開発庁や南部アフリカ開発共同体などの地域機関からも域内統合に資する案件として高い期待が寄せられている。 ・南スーダンにおいて、技術協力プロジェクトを通じて、デジタル技術を活用した税関実務の実施体制強化の取組が進められ、遠隔での人材育成について南スーダン政府から謝意が示された。 ・フィリピン「企業信用リスクデータベース構築プロジェクト」（技術協力プロジェクト）により、同国政府の金融包摂国家戦略を支援しており、金融基盤強

	円滑化・連結性の向上を重視する。 エ　ジェンダー平等の推進 　一人ひとりが性別にとらわれず、人間としての尊厳をもって、それぞれの能力を発揮できる社会の実現に貢献するため、事業にジェンダーの視点を盛り込み、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの支援を行う。また、女性が知識・技術を習得する機会を得ることで、女性の自立や自己実現を後押しするため、研修や留学生事業を通じて女性の能力強化の支援を行う。そ	て、貿易円滑化、連結性及び国境管理能力の向上も支援する。協力に当たっては、日本の戦後の経済成長及び公共財政管理の経験を活用する。 エ　ジェンダー平等の推進 　事業にジェンダーの視点を盛り込み、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを促進するため、政策・制度の整備･改善、女性の能力強化、社会の意識・行動変容を支援する。また、研修・留学生事業を通じて、女性が知識・技術を習得する機会を得ることで、女性の自立や自	た地域警察制度に関する協力を行うとともに、海洋に関しては国際公法に係る人材育成や海上保安機関等の機能強化、サイバー空間においてはASEAN及び周辺地域を中心とした面的な支援範囲をそれぞれ拡充する。 ウ　公共財政・金融 ・JICAグローバル・アジェンダ（公共財政・金融システム）に基づき、FOIPを踏まえつつ、経済成長の基礎及び原動力を確保するための基盤として、国家財政の		オ産業に関わる日本企業の人権デュー・ディリジェンス実施を促進した。同アクションに対して、日本の4大チョコレート・メーカーを含む18団体が賛同を表明している。プラットフォーム会員数は増加を続け、2023年3月末時点で53団体、102個人に拡大し（2021年度比1.2倍）、協働の基盤が広がっている。また、南アフリカのダーバンで開催された第5回児童労働撤廃世界会議において、ガーナにおける児童労働フリーゾーン導入支援の取組を紹介するサイドイベントを実施した。会議で採択された「Durban Call to Action」には、同サイドイベントで提言した統合的地域アプローチ（地方自治体、地域社会などの関係者が協力した取組）の重要性が盛り込まれた。さらに、日本政府の要請を受けて、4か国（インド、インドネシア、フィリピン、マレーシア）において、現地で活動する日本企業を対象に「全世界新型コロナ危機を受けたぜい弱な労働者の保護に係る情報収集・確認調査」の結果を報告したほか、教育界のニーズに応えて「ビジネスと人権」に関する講義を4大学で実施するなど、「ビジネスと人権」に関する取組を国内外へ発信した。 ◎　**日本の公正取引委員会の協力を得てモンゴルの競争法執行能力強化を支援【②④】**：モンゴル「公正競争環境改善プロジェクトフェーズ２」（技術協力プロジェクト）により、モンゴルの持続的な経済発展、現地に進出した日本企業の円滑な経済活動の双方にとって重要である公正で透明性のあるビジネス環境の整備に向けて、モンゴル公正競争・消費者保護庁の競争法執行能力の強化を支援した。2022年度には、日本の公正取引委員会の協力を得て、モンゴル人法学研究者執筆による初のモンゴル競争法教科書が完成し、同庁の職員研修等に活用されている。 ◎　**インドネシア警察への20年の協力成果が結実【①③④】**：2002年以降、警察庁・都道府県警察の協力の下、日本の警察の技術、経験を活用して20年間にわたって実施してきたインドネシアの地域警察、鑑識に関する支援が終了した。同支援の成果として、地域警察に関する警察規則が整備され、地域警察活動の実施を担う人材育成体制が全国で構築されたほか、鑑識検定に関する規定が制定された。日本の交番・駐在所を中心とした地域警察活動を参考に、地域に密着し、住民と協力しながら治安を守る「市民警察活動モデル」が構築され、全国に展開された結果、警察と市民の間で信頼醸成が促進され、プロジェクト終了時に実施した世論調査においては、過去1年間に警察と接する機会のあった住民の75.3%が警察に対して良いイメージを持っていると回答した。また、20年の間、協力の発展に尽力し、もって日本とインドネシアとの間の相互理解及び友好親善の増進に貢献したとして、日本政府から、プロジェクトのカウンターパート4個人3団体に対して外務大臣感謝状、7名に対して在外公館表彰が授与された。 ◎　**ホンジュラス警察に対する長年の協力の成果が認められ、勲章を受章【②④】**：過去のブラジルへの協力成果を活用した三角協力により、ホンジュラスに対し、交番・駐在所を中心とした日本の地域警察活動を参考にした地域警察システムの導入・定着を2009年以降、継続的に支援してきた。同国では、世界最悪レベルの殺人発生率等治安の問題が深刻であり、米国への不法移民増加の要因の一つにもなっていたが、同協力を通じて、警察と国民の信頼関係を構築しながら治安改善に貢献してきた功績が認められ、国家警察長官から機構に対して、「英雄ディオニシオ・デ・エレーラ勲章」が授与された。同		化への貢献が期待されている。 ・深刻化しつつある債務問題に対応するため、タイの財務省との協働により、エチオピア、ガーナ、ザンビアの３か国を対象に、タイにおける債務管理の具体的な事例を紹介し、参加者からも高い評価が得られた。 ４．ジェンダー平等の推進 JICA グローバル・アジェンダ「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」における事業戦略「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」を策定し取組の強化を図るとともに、女性の生計向上に資する海外投融資やジェンダー平等を推進するための技術協力プロジェクト等の事業を実施するなど、年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・農村部の金融アクセス改善を図るカンボジアでは、海外投融資事業を通じ、女性農家や中小零細事業女性経営者に融資される取組を行っているほか、アフリカ･アジア地域において創業初期のフィンテック企業への融資を行う海外投融資事業を通じ、融資先企業がサービスを提供するなど、2X チャレンジ（女性のためのファイナンス）の取組を進めた。 ・ジェンダー平等と女性のエンパワメントを目的とした技術協力プロジェクトについて、スリランカにおける女性の経済的エンパワメントの促進及びカンボジアにおけるジェンダーに基づく暴力の一つである人身取引対策の２案件が開始された。

	の際、政策・制度の整備・改善、女性の能力強化、差別や社会規範に関する人々の意識や行動変容の３つの視点を重視する。 オ　デジタル化の促進（DX） 「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT: Data Free Flow with Trust）」等の理念の下、デジタル化の促進を通じた一人ひとりの多様な幸せを実現できる包摂的な経済社会の発展、自由で安全なサイバー空間の構築の支援を行う。その際、サイバーセキュリティの強化、経済	己実現を後押しする。 協力に当たっては、女性の経済的エンパワメントの推進及びジェンダーに基づく暴力の撤廃を含む女性の平和と安全の保障に関する取組を強化しつつ、女性の教育と生涯にわたる健康の推進、ジェンダー平等なガバナンスの推進、女性の生活向上・経済活動への参画につながる電気、給水、公共交通等の基幹インフラの整備等に取り組み、質と量の両面からジェンダー主流化を拡充する。その際、性的指向や性自認を含む多様性を尊重する。	基盤強化、金融政策の適切な運営と金融システムの育成、関税の適正かつ公平な徴収と貿易円滑化推進に向けた事業を実施する。 ・特に、アジア地域を中心に、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」におけるインフラ・ガバナンス強化にもつながる税務行政や公共投資管理、債務管理の改善による財政基盤の強化、金融システムの健全な育成、域内連結性の強化につながる税関分野の手続きの迅速化・近代化に向けた支援を実施する。 ・また、アフリカ地域で		勲章は、国家警察が外部団体・外部者に授与する最高位の勲章である。 ◎ **国家健全性戦略に係る協力実績がバングラデシュ政府に高く評価され、実施対象郡を10倍とすることが決定【③④】**：バングラデシュ「国家健全性戦略支援プロジェクトフェーズ２」（技術協力プロジェクト）及び先行フェーズで支援してきた郡自治体対象の国家健全性戦略（National Integrity Strategy : NIS）の実施・モニタリングの体制構築に関し、住民に近い地方自治体において政府・住民間の信頼醸成を促進するものとして同国の内閣官房長官から高い評価を受けた。内閣府は同プロジェクトが作成を支援した「NIS実施促進へ向けた中期計画（2022～2025）」を承認し、NIS実施対象を8郡から80郡に拡大することを決定した。 ○ TICAD8のプレイベントとして日本政府、チュニジア政府、UNDPが共催したアフリカ地域の国際会議「経済社会開発の促進要因としての地域警察を通じた人間の安全保障」に機構関係者が参加・登壇し、日本の警察庁、長年協力してきたコンゴ民主共和国国家警察と一緒に、日本の地域警察の経験及び同経験を活用したアフリカの平和と安定に貢献する取組について発信した。 ○ ラオス「法の支配発展促進プロジェクト」では、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会と連携して起草に協力した民法典が2020年に施行された後も、法律が適切に運用されて一人ひとりの権利・利益が保護される社会の実現を目指して、法律の運用に携わる法律実務家の能力強化を継続的に支援し、民法逐条解説書、民事判決書マニュアル、事実認定問題集（民事・刑事）等の執務参考資料・研修教材を完成させた。 ○ 国境を越える脅威、人権侵害への対応：警察庁、都道府県警察、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI：United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders）等と協力して、開発途上国の司法機関・法執行機関を対象に研修を実施し、汚職、サイバー犯罪、国際テロ等の国境を越える犯罪に対応する人材育成に貢献した。また、アフリカや中南米においてマネーロンダリングをはじめとする金融犯罪対策に必要な能力強化を支援するため、国際刑事警察機構（ICPO：International Criminal Police Organization）との協議を開始した。 ○ カンボジア「選挙管理委員会能力強化アドバイザー（主権者教育等）」：2023年の総選挙を控えたカンボジア国家選挙委員会が主権者教育を実施する能力の強化を支援し、同委員会による初の学校における「出前授業」が実現するなど、将来の民主主義を支える人材を育成する基盤の整備に貢献した。 ○ 国際法に基づく国際秩序に動揺が見られる中、海洋法を含む国際法や国際紛争の平和的解決に関連する課題別研修及び留学生プログラム（インド太平洋諸国を中心に合わせて9か国から29名受入）を実施した。また、東ティモールの司法研修所において、裁判官、検察官、弁護士候補生45名を対象に、日本の法学研究者による海洋法に関するセミナーを開催し、海洋国家である日本にとって特に重要な海洋秩序の維持・強化に寄与する人材育成に貢献した。		５．デジタル化の促進（DX） 【指標 3-8】開発効果の増大を目指したデジタル技術・データ活用の推進状況 JICA グローバル・アジェンダにおける事業戦略「サイバーセキュリティ」を策定し、同戦略に基づきインド太平洋地域を中心に計 10 件の事業を形成・実施した。また、DX 主流化と外部共創を進めるために機構内に DXLab を整備し、データ利活用によって健康課題への対応と民間企業による健康関連サービスのイノベーション促進を同時に目指す新たなアプローチの事業を開始するなど、年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・ボツワナでは世界初となる地デジ日本方式への完全移行（アナログ停波）を実現し、同国政府より、機構を通じた日本政府とのパートナーシップの賜物であると高い評価を受けた。 ・日本政府が推進する DFFT にも資する、データ利活用の推進に係る案件を実施した。具体的には、ヨルダンにおける技術協力プロジェクトでは、ヨルダン「AI 戦略」（2022 年）が重視する公共サービスにおける AI 技術の活用・普及推進のための体制構築の提案を行い、先方政府から高い評価を得た。 ・日 ASEAN 技術協力協定に基づく初めての技術協力プロジェクトとなるサイバーセキュリティ等の能力向上プログラムに加え、主にカンボジア、マレーシア、バングラデシュ、モンゴル等のインド太平洋地域を

	社会のデジタル化への対応・推進に向けた人材育成や基盤整備を重視し、開発効果を高めることを目指して、事業におけるデジタル技術・データ活用を推進する。	オ　デジタル化の促進（DX） 「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT: Data Free Flow with Trust）」等の理念の下、経済社会のデジタル化への対応・推進に貢献するため、人材育成や態勢整備を通して、デジタル化の促進による一人ひとりの多様な幸せを実現できる包摂的な経済社会、自由で安全なサイバー空間の構築を支援する。協力に当たっては、安定的かつ包括的なデジタルサービスの提供を担う人材や組織の強化・民間セクターの振	は、アフリカ大陸自由貿易圏の推進につながる、ワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP: One Stop Border Post）の推進や税関行政の強化、及び債務管理強化等財政基盤の強化に向けた支援を実施する。 ・さらに、世界税関機構（WCO: World Customs Organization）と連携し、アフリカ各地域における税関人材育成を継続するとともに、大洋州地域に対する歳入強化（関税収入強化）に向けた税関能力強化支援を行う。		**(2) SDGs達成に向けた貢献** 警察に係る協力やその他公的機関への協力を通じ、SDGsターゲット16.5（あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる）、SDGsターゲット16.6（あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる）及び16.7（あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する）に貢献した。また、「ビジネスと人権」に資する協力等を通じ、SDGsターゲット8.7（強制労働の根絶、児童労働の禁止及び撲滅）に貢献した。 **(3) 事業上の課題及び対応方針** 新型コロナウイルスの流行の影響で 2021 年度は専門家・調査団の派遣及び来日研修を控えざるを得なかったが、2022 年度に徐々に再開した。いずれの活動においても、オンラインと対面の活動を組み合わせ、事業の効率と質の向上に取り組んでいる。 開発協力を通じた普遍的価値の共有は、相手国への政治制度への干渉を控えつつ、様々な場を通じての長期にわたる粘り強い関与と対話が必要である。普遍的価値を踏まえたプロセスがもたらす開発上のメリットを伝えるとともに、留学・研修の機会を通じて相手国の若い世代への働きかけを行っていく。 **No.3-3 公共財政・金融** 国家財政基盤強化のため、歳入面ではモンゴルや東南アジアで徴税能力改善、歳出面ではバングラデシュ等で公共投資管理改善、債務管理では世界銀行やタイと連携した人材育成を支援した。また、資源国の資源収入の管理に関し、以前パプアニューギニアで行った協力の成果の発現が確認された。税関分野では、メコン地域の連結性向上に加え、世界税関機構（WCO：World Customs Organization）と連携したアフリカ・大洋州向けの人材育成、東部・南部アフリカにおけるワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP：One Stop Border Post）の機能強化を推進した。金融分野では、フィリピン中央銀行への金融政策に関する助言を行った。 **(1) 業務実績** ◎ **アフリカ 4 か国でワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP）設置支援：【①②③】**OSBP は、内陸国境を越境する際に両国それぞれで行われていた手続きを 1 か所で行うことができるようにすることで、人やモノの効率的な移動を可能にする取組である。OSBP を導入することで、国境での通関手続に必要となる時間を削減し、より貿易を円滑化させることにより、対象国・地域の経済発展に資することが期待されている。日本政府の TICAD の枠組みのもと、機構は南部アフリカで技術協力プロジェクト「南北回廊における円滑な OSBP 運営管理能力強化プロジェクト」を実施し、対象 4 か国（ボツワナ、南アフリカ、ザンビア、ジンバブエ）の OSBP 機能の強化を支援している。本事業に対しては、アフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD：African Union Development Agency）や南部アフリカ開発共同体（SADC：Southern African Development Community）などの地域機関からも域内統合に資する案件として高い期待が寄せられている。加えて AUDA-NEPAD に対しては、OSBP 導入・機能化に必要なアフリカ地域全体での取組をとりまとめた OSBP Source book 第 3 版の改訂を支援し、デジタル・トランスフォーメーション（DX：Digital Transformation）や感染症対策など時代の変化を反映した内容を追加した。		対象としたサイバーセキュリティ協力を大幅に拡大し、各国政府関係者の能力向上に貢献した。 ・ブータンでは技術協力プロジェクトを通じ、保健医療データ基盤の構築・統合を行い、データの利活用によって健康課題の解決等を図るだけでなく、健康関連サービスのイノベーションを促進し、新たな経済機会の創出を目指す事業を実施中であり、ブータン政府からも大きな期待が示されており、日本の産業界・アカデミアからも注目を集めた。 ・12 か国を対象にした「新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト」に関し、相手国政府のみならず日本側の関係者から多くの感謝が寄せられた。また、日本のスタートアップ企業が、本協力の対象国で新規顧客の獲得に至るなど海外展開に繋がり、遠隔技術を活用した支援により日本の従事者にも裨益した。 （結論） 以上により、定量指標４項目のうち、３項目は 120%を、残り１項目は 100%を越える結果を得ていること、年度計画において予定されていた取組を着実に実施しているほか特筆すべき定性的な成果が多数見られることから、中期目標における困難度の高い所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認め、「Ｓ」評価とする。 具体的には、カンボジア地雷対策センターと連携し、ウクライナの地

		興、基盤の整備、自由で安全なサイバー空間構築のためのサイバーセキュリティの強化等に取り組む。また、開発各分野の事業においてもデジタル技術・データの利活用を通じた開発効果の増大を目指し、デジタル化の促進（DX）に取り組む。	エ　ジェンダー平等の推進 ・JICAグローバル・アジェンダ（ジェンダー平等と女性のエンパワメント）に基づき、機構の事業におけるジェンダー主流化を推進するため、ジェンダー案件の量的拡充と質的向上を図る。具体的には、事業の形成・実施時における助言、機構内外の関係者への各種研修を実施する。また、研修・留学生事業における女性の応募・参加を一層勧奨する。 ・特に、クラスター事業戦略「ジェンダーに基づく暴力		◎　**デジタル技術を活用して南スーダンの税関実務の実施体制を強化【③④】：**南スーダンでは、技術協力プロジェクト「税関コード導入による税関能力強化プロジェクトフェーズ2」を通じて、貿易貨物の国際的な分類の基準（HSコード）の導入・定着を行っている。本事業の結果、税関申告におけるHSコードの適用率が50%から95%まで向上し、税関実務の実施体制の強化が図られた。また、コロナ禍や治安による制約下で、スマートフォンのアプリを活用した情報共有の仕組みや、アプリを活用した研修教材の提供など、遠隔での人材育成を促した点について南スーダン政府から謝意が示されている。 ◎　**フィリピン政府の金融包摂国家戦略に貢献【③】：**フィリピン「企業信用リスクデータベース構築プロジェクト」（技術協力プロジェクト）により、フィリピン中央銀行に対し、企業の財務関連情報から倒産確率を予測する企業信用リスクデータベース（CRD：Credit Risk Database）構築を支援しており、2023年4月から約30行の地場銀行にCRDサービスのデータを提供する予定。本取組は、2022年にフィリピン政府が改訂した金融包摂国家戦略にてCRDの構築・向上・活用は重要施策の一つとして位置付けられており、複合的危機下において同国の金融基盤強化に貢献することが期待される。今後は、CRDの本格的な導入・活用に向けた体制の整備に向けて、特に銀行・金融機関に対するCRDを利用した格付制度整備の助言を行う体制の確立を支援する予定である。 ◎　**債務３か国（エチオピア、ガーナ、ザンビア）に対するセミナーを機構がタイと協働で実施【①②④】：**世界で深刻化しつつある債務問題に適時に対応するため、タイの財務省公的債務管理局（PDMO）と機構の協働により、債務問題を抱えるアフリカ3か国の財務省幹部（エチオピア、ガーナ、ザンビアから計9名）を対象に、債務管理に関する能力強化のためのセミナーを初めて実施した。本セミナーでは、タイにおける債務管理・借入戦略等の講義や、関連機関への訪問を通じ、タイにおける債務管理の具体的な事例を紹介した。全ての講義で非常に活発な質疑応答がなされ、参加者からも高い評価が得られた。 ○　**JICA－世銀連携プログラムにより債務状況の改善を支援**：「債務関連の財政リスクの評価と管理」と題し、課題別研修を約2年ぶりとなる対面で開催した。同研修には、全世界から約30名の研修員を集め、2021年度以前に引き続き、債務管理における主要な課題である国営企業における偶発債務のリスク管理等を中心に講義を行った。他方で、2020年度の研修では、機構側の発案により「債務の透明性」に関する講義を増設し、国際場裡で注目されている事項等に対しても知見を深めるようなプログラム構成で研修を実施した。 ○　**WCOとの連携による人材育成プログラムを拡大：**アフリカ各国の税関職員の能力強化に向けて、WCOと連携し、マスター・トレーナー・プログラムを展開している。特に、AfCFTAの実施・推進に欠かせないテーマである原産地規則に精通したトレーナーを育成している。2022年には5か国を対象に追加し、計21か国に対し実施している。 **（2）SDGs達成に向けた貢献**		雷対策支援を迅速に実現し、日本の対ウクライナ地雷対策支援が国内外で広く報道された。長年におけるブラジル・インドネシア警察への支援、モンゴルの競争法執行能力強化など、多くの国において平和構築・法の支配に係る協力の成果を上げた。その他、ジェンダー平等と女性のエンパワメントとして、カンボジア・スリランカ・アフリカ地域において女性の経済的エンパワメントの促進や、ヨルダンにおけるAI技術の活用・普及推進の取組によるDFFTの推進など、普遍的価値の共有や平和で安全な社会の実現に係る政府公約・政策の実現に貢献した。また、我が国が長年関与するフィリピン・ミンダナオの支援では、平和構築に係る協力を称える決議が採択されたことは、切れ目のない地道な協力の継続に対する高い評価であり、重要な成果と言える。 　加えて、DX主流化と外部共創を進めるために機構内にDXLabを整備し、データ利活用によって健康課題への対応と民間企業による健康関連サービスのイノベーション促進を同時に目指す新たなアプローチの事業を開始するなど、機構の自主的な取組による工夫も認められる。また、ボツワナでは、DFFTの推進に資する、世界初となる地デジ日本方式への完全移行等を通じ、デジタル技術・データを課題解決に活かすことで開発効果を高めるなど、困難度が高い業務を着実に実施した取組は評価できる。 　これらの成果は途上国における「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」に寄与するとともに、開発協力大綱に掲げる平和で安全な、かつ、安定した社会の実現、

			の撤廃」及び「ジェンダースマートビジネスの振興」の策定・推進、人身取引含むジェンダーに基づく暴力への対応への取組の強化、女性の経済的エンパワメントに資する事業展開を行う。また、「G7 2X チャレンジ」（女性のためのファイナンス）やTICAD8に貢献する取組を行う。 オ デジタル化の促進（DX） ・JICAグローバル・アジェンダ（デジタル化の促進）に基づき、開発途上地		SDGsターゲット8.aについて既述のとおり、税関近代化を通じた貿易円滑化を支援した。SDGsターゲット16.6について既述のとおり公共投資管理に係る能力強化を支援した。SDGsターゲット17.1について徴税能力向上を支援した。 **(3) 事業上の課題及び対応方針** 財政・金融分野の技術協力を担うことができる人材が希少であることが課題であり、各種研修を通じた人材リソースの確保、世界銀行や他国との連携による補完などに取り組んでいる。さらに日本の地方自治体や金融機関等の人材開拓、IMF等の国際機関の連携などを図る。 **No.3-4 ジェンダー平等の推進** クラスター事業戦略：JICAグローバル・アジェンダ「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」においてクラスター事業戦略「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」を策定し、機構における同分野への取組の強化を図った。また、女性の生計向上に資する海外投融資やジェンダー平等を推進するための技術協力プロジェクト等の事業を実施した。 **(1) 業務実績** ◎ **2Xチャレンジ（女性のためのファイナンス）【①②③】**：G7で2021～2022年に150億ドルの資金動員がコミットされているイニシアティブに対して、6件の案件を開始した。農村部の金融アクセス改善を図るカンボジア「地方部農業セクター支援事業」（海外投融資）では、融資金額の30%以上が女性農家、女性が経営する中小零細事業に融資される計画となっている。また、アフリカ・アジア地域において創業初期のフィンテック企業への融資を行う「フィンテック金融包摂支援投資事業」（海外投融資）では、42万人の女性に融資先企業がサービスを提供する予定としている。 ◎ **ジェンダー平等と女性のエンパワメントを目的とした技術協力プロジェクトの開始【③】**：これまでジェンダー平等や女性のエンパワメントを主たる目的とした事業は、開発途上国側関係機関の認識として優先度が低いため、要請に至る事業は限定的であったが、それらの機関との対話・協議を通じてジェンダー平等や女性のエンパワメントの必要性に係る認識が高まった結果、2022年度は、これらに取り組む技術協力プロジェクトが2件実現した。スリランカにおいては、女性の経済的エンパワメントを支援する技術協力プロジェクト「起業とビジネス、リーダーシップ及びネットワークの強化を通じた女性の経済的エンパワメント促進プロジェクト」を開始した。また、ジェンダーに基づく暴力の一つである人身取引について、機構はこれまでメコン地域で人身取引対策事業を継続的に実施してきており、その経験や周辺国とのネットワークを活用し、カンボジアにおいて人身取引対策のための技術協力プロジェクト「人身取引被害当事者への支援能力向上プロジェクト」を新たに開始した。 ○ ジェンダー主流化を進めるための制度整備：ジェンダー主流化の取組を進めるため、草の根技術協力事業の評価項目にジェンダー項目の導入、中小企業・SDGsビジネス支援事業における優先分野としてジェンダーを設定等、ジェンダー視点に立った業務を推進するための制度の整備を行った。		及び法の支配に基づく自由で開かれた開発秩序の維持・強化を通じて、開発途上国の「質の高い成長」の実現する上での前提となるものであり、DFFTの推進なども含め、政府の取組に大きく貢献する等、所期の目標を大きく上回る顕著な成果が得られた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ロシアによるウクライナ侵略の影響により難民・国内避難民の数は急増し、さらに長期化の可能性も踏まえ、国際社会での人道・開発・平和の連携（HDP ネクサス）の必要性への関心は更に高まっており、平和と安定に資する具体的取組の推進を期待する。 財政・金融分野において、日本の地方自治体や金融機関に加え、IMFや世界銀行等の国際金融機関及び他国との連携による取組を期待する。 デジタル分野では、DFFTの推進に加え、開発途上国との協力経験が日本にも還元され、日本の知・技術の強化に資するような取組の推進を期待する。 あらゆる分野でジェンダー平等の取組を進めるとともに、女性の経済的エンパワメントなどの取組を継続して推進することを期待する。 ＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等） ・この事業は、持続可能な社会の前提となる、平和、安全、そして公正な社会の実現に資するものである。そのためには、普遍的価値の共有や、法の支配、行財政支援は極めて

			域の社会のデジタル化、デジタル・トランスフォーメーション（DX）促進を支援するために、その基盤となるICT・デジタル人材及び産業の育成、ICT・デジタル関連政策や制度、ICT環境整備及び自由で安全なサイバー空間の構築に資する事業を実施する。 ・特に、サイバーセキュリティ分野の支援については、ASEAN及び周辺地域を中心とした事業の面的拡大を推進する。 ・開発途上地域の社会課題解決におけるDXの推進に取り組み、デジタル技術		○　ジェンダー主流化のための資料整備：機構内のジェンダー主流化の取組を強化するため、「ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進ガイダンスノート」、「ジェンダー主流化のための分野別手引き」等の作成を行った。 ○　機構内外の関係者へのジェンダー研修の実施：ジェンダー視点に立った事業の形成実施を推進するため、機構内向けに17回（延べ788人）、機構外部向けに10回（延べ626人）の研修を実施した。 **（2）SDGs達成に向けた貢献** ジェンダー平等はSDGsのゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」として設定されているだけでなく、SDGsの達成のために横断的に取組が必要とされており、機構においてもあらゆる分野でジェンダー平等と女性のエンパワメントのための取組を推進している。特に、クラスター事業戦略を作成した「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」は、ゴール8「経済成長とディーセント・ワーク促進」、ゴール11「持続可能な都市と人間居住実現」、ゴール16「平和と公平なガバナンス」にも貢献する。 **（3）事業上の課題及び対応方針** あらゆる分野でジェンダー平等の取組を進めるためには、課題や取組手法に関する機構内外の関係者の理解向上が課題である。そのための対応として従来から実施している外部向け・内部向け研修を継続・拡大するとともに、調査や実証事業を実施し好事例や取組手法の取りまとめと発信を行っていく。 **No.3-5 デジタル化の促進（DX）** クラスター事業戦略とDX主流化の推進：JICAグローバル・アジェンダ「デジタル化の促進」において、クラスター事業戦略「サイバーセキュリティ」を策定し、同戦略に基づきインド太平洋地域を中心に計10件の事業を形成・実施した。また、DX主流化と外部共創を進めるために機構内にDXLabを整備して98件の内部向け支援を実施するとともに、データ利活用によって健康課題への対応と民間企業による健康関連サービスのイノベーション促進を同時に目指す新たなアプローチの事業を開始した。 **（1）業務実績** ◎　**世界初となる地デジ日本方式への完全移行（アナログ停波）を実現【①③④】：**日本政府は、官民連携で地上デジタル放送日本方式（ISDB-T：Integrated Services Digital Broadcasting- Terrestrial）の普及に長年取り組んできており、現在、日本を含む世界20か国において日本方式が導入されている。機構は、アンゴラ、ボツワナ、モルディブ、ペルーを通じて中南米諸国に対してISDB-Tの普及に係る協力を行っている。ボツワナでは2017年より地上デジタル放送移行支援を行ってきており、2022年10月に日本以外で初めてアナログ放送の停止を行い、地デジ日本方式への完全移行を実現した。地上デジタル移行プロセスが成功裏に完了した点について、ボツワナ政府より機構を通じた日本政府とのパートナーシップの賜物であると高い評価を受けた。		重要であるが、単に価値共有やシステム構築の支援を行うだけでは十分ではなく、その当初の狙い、目的を果たせるよう、相手国政府の取組のモニタリング、アドバイス等、継続的に行うべきである。新開発協力大綱で指摘されているように、この事業は、開発協力における、要請主義からオファー型支援として、相手がその事業を理解し、心底納得してできる支援である。 ・債務問題は、複合的危機の中で、被援助国にとって喫緊の課題である。借款事業の健全化への能力支援、債務改善の支援をさらに強化すべきである

			の適用を通じた開発事業の効果及び効率性の向上を図る。 ・このため、各課題分野の DX 推進案件の形成に取り組む。		◎ **デジタル分野の担い手となる人材・産業育成【①③④】:** 日本政府が推進するDFFT（Data Free Flow with Trust : 信頼性のある自由なデータ流通）にも資する、データ利活用の推進に係る案件を複数立ち上げた。ヨルダンにおける技術協力プロジェクト「AIエコシステム促進プロジェクト」では、これまで協力実績が少ないAI技術の分野での取組であったが、日本の地方自治体の事例を参考に、ヨルダン「AI戦略」（2022年）が重視する公共サービスにおけるAI技術の活用・普及推進のための体制構築の提案を行い、先方政府から高い評価を得た。 ◎ **各国政府関係者のサイバーセキュリティ能力向上に貢献【①③】:** 日本政府は「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針」（2021年12月）において、国際的なサイバーセキュリティ上の弱点を減らし、日本を含む世界全体へのリスクを低減する等の観点から、特にインド太平洋地域において、重要インフラ防護等を通じたサイバーハイジーン確保、人材育成等に関する国際協力を進めることとしている。機構は、日ASEAN技術協力協定に基づく初めての技術協力プロジェクトとなる「サイバーセキュリティとデジタルトラストサービスに関する日ASEAN能力向上プログラム強化プロジェクト」に加え、主にカンボジア、マレーシア、バングラデシュ、モンゴル等のインド太平洋地域を対象としたサイバーセキュリティ協力を大幅に拡大（2021年度案件数4案件から2022年度案件数10案件）し、457名の政府関係者や国家CSIRT（Computer Security Incident Response Team）、重要情報インフラ事業関係者等のサイバーセキュリティ能力向上に貢献した。 ◎ **データ利活用により国民の多様な幸せ（Gross National Happiness/Well-being）を実現【③④】:** 2022年11月に実施合意したブータン「政府のデジタル技術及びデータ利活用能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）は、全国民を対象とした保健医療データ基盤の構築・統合を行い、そのデータの利活用によって非感染症疾患の予防等の健康課題の解決等を図るだけでなく、健康関連サービスのイノベーションを促進し新たな経済機会の創出を目指す、DXの新しいアプローチを模索する事業である。ブータン政府からも、データ利活用により国民の多様な幸せ（Gross National Happiness/Well-being）を実現し、同国のデジタル経済社会の未来像を描くことにつながる案件として大きな期待が示されており、日本の産業界・アカデミアからも注目度が高い。 ◎ **遠隔技術を活用した支援により日本の従事者にも裨益【④⑤】:** 12か国を対象にした「新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）がほぼ完了した。相手国政府のみならず日本側の関係者から多くの感謝が寄せられ、NHK BS番組でも専門的な診療助言によるICU患者回復への貢献に加え、日本の医師が国内の臨床現場で活躍しながら遠隔で国際貢献に取り組む機会を提供し、双方医療従事者の学びや交流につながった成果が取り上げられた。また、遠隔助言サービスを提供した株式会社T-ICUは医師が起業した日本のスタートアップ企業であり、本協力の対象国で新規顧客の獲得に至るなど海外展開に繋がった。さらに、日本初のICU特化型医療コンテナの海外への設置も実施した。 ○ 2022年8月に総務省、世界銀行と共催でTICAD8サイドイベント「Boosting Digital		

					Transformation in Africa – data as a development enabler –」を開催し、世界各国より251名が参加した。アフリカのデジタル関連省庁の高官や世界銀行とともに、日本政府が推進するDFFT（Data Free Flow with Trust：信頼性のある自由なデータ流通）の考え方を基に、アフリカ諸国にとってデータ流通が経済成長や開発の観点から重要である点を強調した。データを活用した開発の具体的事例、課題を官民の登壇者から説明し、開発のためのデータ活用推進の発信に貢献した。なお、本イベントの登壇者が、2022年9月に国際電気通信連合（ITU）電気通信標準化局長に選出された。 ○　上述の「新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト」の後続として、2021年度に実施した医療ICT調査における本邦スタートアップとの実証結果を踏まえ、インドネシアで東部の離島・遠隔地を対象とした眼科・産科領域の遠隔医療に係る技術協力を開始した。眼科領域の協力では日本で遠隔医療に取り組むスタートアップ企業の技術を活用し、インドネシア離島の医療改善に資することが期待されている。 ○　DXLab：機構事業におけるDXを推進し、機構事業において当たり前にデジタル技術・情報を活用するようになること、及び外部との共創を前提とした事業の在り方へと変革していくためにDXLabを開始した。個別案件において、衛星データを含む地理空間情報やデジタル技術・データ利活用を機構内で推進するため、2021年度から設置している専門的な技術支援部隊に加え、JICAグローバル・アジェンダごとのクラスター（重点領域）単位でのデジタル技術・データ利活用の構想策定、デジタルソリューションや技術を有する民間企業（デジタルパートナー）と連携した具体的なデジタル技術活用の概念実証（PoC：Proof of Concept）も迅速かつ柔軟に支援する体制を整えた。2022年度のSTI・DX室に寄せられた照会件数は112件、そのうち支援実績は98件となり、着実に事業におけるデジタル利活用が増えている。 **（2）SDGs達成に向けた貢献** JICA事業のDX主流化を通じ、SDGsの各領域・分野でデジタル化・DX による新たなアプローチ・技術を活用し、従来以上の高い成果・付加価値を生み出す協力を推進した。 同時にサイバーセキュリティの取組を拡大し、デジタル化に伴って発生する負の側面やリスクに対するセーフガードの対応に貢献した。 **（3）事業上の課題及び対応方針** デジタル分野では日本の技術、知見を一方向で移転する協力は難しく、開発途上国におけるデジタル化の進展に応じて、機構の強みである現地との信頼関係・ネットワーク、現場の理解力をいかし、国内外の知・技術を探索・獲得しながら相手国と共に課題解決に取り組む。また、積極的な発信等を行い、開発途上国との協力経験が日本にも還元され、日本の知・技術の強化に資するような取組の推進を行う。		

４．その他参考情報

特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
No.4	地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築		
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、パリ協定、仙台防災協力イニシアティブフェーズ 2、美しい星への行動 2.0（ACE2.0）、環境インフラ海外展開基本戦略、TICAD7 横浜宣言 2019、TICAD8 チュニジア宣言、マリーン（MARINE）イニシアティブ、熊本水イニシアティブ、インフラシステム海外展開戦略 2025、昆明・モントリオール生物多様性枠組	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 【困難度：高】脱炭素社会やコベネフィット型等の気候変動対策・自然環境保全、新型コロナの感染予防等に資する水・環境、我が国の途上国支援の柱である防災・災害復興は、質・量・速度が同時に求められている。また、脱炭素社会の促進は、先進各国から強いコミットメントが示されているだけでなく、途上国でも喫緊な対応が必要な状況であることから、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 5 年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（目標値）	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
【指標 4-1】気候変動対策に資する人材の育成数　（SDGs Goal 1～9、11～13（13.1～13.3、13.a～13.b）、14、15 関連）	10,000 人	2,000 人	3,772 人	人	人	人	人
【指標 4-3】自然環境保全を担う行政官等の育成数　（SDGs Goal 14、15 関連）	6,000 人	1,000 人[12]	1,361 人	人	人	人	人
【指標 4-4】環境管理行政官の育成数　（SDGs Goal 6（6.2、6.3）、11.6、12（12.4、12.5）、14.1 関連）	10,000 人	2,000 人	4,326 人	人	人	人	人
【指標 4-6】水供給に関する人材の育成数及び水供給によって増加した給水人口数***（SDGs Goal 6.1、6.4 関連）	育成人材数: 3.5 万人	7,000 人	14,837 人	人	人	人	人
【指標 4-7】防災インフラ及び重要インフラの所管組織（治水砂	5,000 人	1,000 人	3,698 人	人	人	人	人

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
支出額（百万円） **[11]	18,120				

[11] 報告年度分の支出額は暫定値。
[12] 各年度の目標値は、第5期中期計画期間後半に増加させ、中期目標期間全体の目標値6,000人を達成する予定。

	防官庁、各インフラ官庁）を支える行政官等（政策・計画立案者等）の育成数　（SDGs Goal 1.5、9.1、11.5、13.1 関連）															
	【指標 4-8】事前防災投資事業実現のための戦略・計画・政策等の数　（SDGs Goal 1.5、9.1、11.5、13.1 関連）	20 件	3 件[13]	8 件	件	件	件	件								

*項目 No.1～No.4 への支出額と項目 No.5 への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点課題」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目 No.5 まで同様。

**項目 No.1～No.4 に区分されない一部の支出額が項目 No.5 に含まれることから、No.1～4 の支出額合計と No.5 の支出額合計は合致しない。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	3.（4）地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築 国際開発目標や我が国の政策目標を踏まえ、国際社会全体として気候変動をはじめとする地球規模課題に対応し持続可能かつ強じんな	2.（1）④ 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築 ア 気候変動 開発途上国政府が、脱炭素社会の推進等、気候変動対策に係る国際枠組みであるパリ協定を国全体として着実に実施するとともに、直面する開発課題と気	1.（4）地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築 ア 気候変動 ・日本政府による2050年カーボン・ニュートラル宣言及び国連気候変動枠組条約（UNFCCC: United Nations Framework Convention on Climate	＜主な定量的指標＞ （定量的指標及び実績は上記２．①参照） ＜その他の指標＞ 【指標4-2】開発途上国政府の気候変動対策の対応能力が向上し、気候変動対策を加味した途上国の開発計画の推進状況（SDGs Goal 1～9、11～13（13.1～13.3、13.a～13.b）、14、15関連） 【指標4-5】主体的かつ持続可能	＜主要な業務実績＞ **No.4-1 気候変動** 「JICAグローバル・アジェンダ（気候変動）」の推進、気候変動主流化、パリ協定の実施促進を担う開発途上国の人材への能力強化、緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）との連携、「コベネフィット型気候変動対策」の検討を行った。気候変動枠組条約（UNFCCC：United Nations Framework Convention on Climate Change）第27回締約国会議（COP27）では、国際社会による「公正な移行」や「損失と損害（ロス&ダメージ）」等の取組を確認するとともに、開発途上国政府等と共にサイド イベント14件の実施・情報発信を行った。 **（1）業務実績** ◎ **気候変動対策案件を過去最大規模で実施し、CO2の削減に大きく貢献【③】：JICA**グローバル・アジェンダ（気候変動）で掲げる「2025年までに気候変動対策の事業規模を毎年1兆円」との目標について、2022年（暦年）は約1兆596億円（暫定値）を達成した。また、「2030年までに温室効果ガス排出削減量を倍増（200万CO2換算トン/年）」との目標について、2022年（暦年）は約308万CO2換算トン/年（暫定値）の削減に貢献した。 ◎ **GCFを活用した事業形成の推進【①②】：** GCFと2件の受託事業に係る資金活動契約（資金受託・事業実施に際し、機構の法的責任を定めた合意文書）を締結した。東ティモール「重点流域における森林減少抑制及び気候変動に対する地域レジリエンス強化のための住民主導型ランドスケープ管理プロジェクト」の資金活動契約は2022年5月に締結し、事業を開始した。本プロジェクトは、機構にとって初のGCFからの受託事業となる。同国で、機構は長年にわたり森林等の自然資源を持続的に保全・管理する自然資源管理モデルの構築支援に取り組み、同国の高い評価を受けている中、本プロジェクトへの期待も高い。	＜評定と根拠＞ 評定：S 根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下 4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評価の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、外交政策上の観点等から設定された重要又は困難度が高い目標の達成等）を満たしており、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。 ＜課題と対応＞ （1）前年度評価時指摘事項 上記評価を踏まえ、引き続きそれぞれの地球規模課題分野における	評定　S ＜評定に至った理由＞ （定量的実績） 【指標 4-1】気候変動対策に資する人材の育成数、【指標 4-3】自然環境保全を担う行政官等の育成数、【指標 4-4】環境管理行政官の育成数、【指標 4-6】水供給に関する人材の育成数及び水供給によって増加した給水人口数、【指標 4-7】防災インフラ及び重要インフラの所管組織（治水砂防官庁、各インフラ官庁）を支える行政官等（政策・計画立案者等）の育成数、【指標 4-8】事前防災投資事業実現のための戦略・計画・政策等の数の６項目全てについて達成度が目標値の 120%以上となっており、着実に目標を達成している。 （定性的実績） １．気候変動 【指標 4-2】開発途上国政府の気

[13] 関連の事業計画を踏まえて各年度の目標値を設定し、中期目標期間全体で目標値20件を達成する予定。

	社会を構築するため、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、民間を含む様々な開発パートナーとの連携を通じた資金・技術の活用、及び各取組間の相乗効果の最大化を重視する。 ア 気候変動 脱炭素社会の実現に向けた取組や持続可能で強じんな社会の実現に向け、気候変動対策に係る国際枠組みであるパリ協定への対応支援を含め、内外の関係	候変動対策を両立させて推進できる能力の向上を図るため、UNDP及び緑の気候基金（GCF: Green Climate Fund）等、国内外の関連機関との連携を通じて支援する。特に、脱炭素社会の実現に向けた取組や持続可能で強じんな社会の実現に向けた支援を重視する。 協力に当たっては、「国が決定する貢献（NDC: Nationally Determined Contribution）」などのパリ協定の実施促進や、開発課題の解決（開発便益）を図る	Change、以下「UNFCCC」という。）第26回締約国会議（COP）での気候資金のコミットメントを踏まえ、開発途上国の脱炭素社会への移行及び気候変動に強じんな社会の構築に向けた協力を一層推進する。 ・同協力を進めるにあたっては、JICAグローバル・アジェンダで掲げるパリ協定の実施促進及びコベネフィット型気候変動対策に沿った協力を戦略的に実施する。 ・パリ協定の下で開発途上国に求められる自国が決定す	な水資源管理の強化、並びに水道事業体及び灌漑排水管理団体（水利組合）の運営・経営の改善状況（SDGs Goal 6.1、6.4、6.5 関連） ＜評価の視点＞	モルディブ「気候変動に強靭で安全な島づくりプロジェクト」の資金活動契約は2022年10月に締結した。今後同国と補助契約を締結した上で、同契約が発効する予定である。本プロジェクトは、同国において、気候変動の影響を考慮した海岸保全・防護対策を促進するための体制構築に取り組み、気候変動に対する国土の強じん化及び安全性向上を目指すものである。機構は、2004年のインド洋津波の復興支援も含め、長年、同国の気象災害や気候変動のぜい弱性への対応を支援しており、本プロジェクトについても、同国政府からソフト面・ハード面を適切に組み合わせた海岸保全や養浜の推進に高い期待が寄せられている。また、資金活動契約を2022年5月に締結した東ティモール「重点流域における森林減少抑制及び気候変動に対する地域レジリエンス強化のための住民主導型ランドスケープ管理プロジェクト」は、NDC[14]に事例として掲載されるなど、高く期待されている。 ◎ **機構の取組に関する発信【①②④】**：UNFCCC COP27において、ジャパン・パビリオンでのイベント、フランス開発庁（AFD：Agence Française de Développement）やエジプト政府との共催イベントのほか、エジプト、タイ、マレーシア、大洋州パビリオンにおけるイベント計14件に、気候変動関連プロジェクトのカウンターパート、専門家、機構職員が多数登壇した。ジャパン・パビリオンでのイベントでは、機構がグローバル・アジェンダで掲げるコベネフット型気候変動対策のコンセプトと実践例を紹介し、参加したインドネシア、タイ等の途上国政府や世界銀行等から賛同を得た。大洋州パビリオンでのイベントでは、機構が設立を支援した太平洋気候変動センター（Pacific Climate Change Centre：PCCC）への称賛があったほか、AFDとの共催イベントで紹介した、機構の気候変動対策ツールであるClimate-FITに高い関心が寄せられ、後日、個別の研修の申し入れがあった。また、エジプト国営テレビを含む 7 件の現地メディアに対応し、機構の対エジプト支援及び気候変動の取組について発信した。 ◎ **気候変動対策の主流化【①③】**：気候変動に関する情報開示の対応として、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月公布）に基づく温室効果ガス総排出量の推計・公表方法を定め、脱炭素社会構築に向けた気候変動対策の国際社会の潮流を踏まえた取組を推進した。また、機構のサステナビリティ推進体制整備に向けて、2021年度実施したシナリオ分析結果に基づく助言等を行った。気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）の改定版を策定し、機構が形成・実施する気候変動適応及び緩和につながる案件において、気候リスクを評価しより適切な適応策を検討するとともに、より精緻に温室効果ガス排出量削減の事業効果を把握するため、関連するセクターの方法論について運用を改善した。 ○ 第8回アフリカ開発会議（TICAD8：the 8th Tokyo International Conference on African Development）にて、機構のグローバル・アジェンダ（気候変動） で掲げる2つのクラスターのひとつである「コベネフィット型気候変動対策」をテーマとしたサイドイベント「開発課題や支援ニーズを重視したアフリカの気候変動対策への取り組み」を開催した。アフリカ開発銀行（AfDB：African Development Bank）、エジプト政府、アメリカ合衆国国際開発庁（USAID：United States Agency for International Development）と共催し、コベネ	実効的な取組を進め、持続可能で強靭な国際社会の構築の推進に寄与することを期待する。特に、国際社会の関心が高まる気候変動分野に関しては、GCF の活用に向けて、今後もGCF事務局との調整等を通じて、経験・知見を蓄積していくことにより、スピード感をもって途上国のニーズに沿った質の高い案件の形成及び実施に努められたい。また、ウィズ／ポストコロナ下における各地球規模課題に関する途上国のニーズに迅速かつ柔軟に対応、機構の比較優位性を活かしたバイ・マルチ連携を実現するよう留意ありたい。 （2）対応 GCF の活用について、2 件の受託事業に係る資金活動契約を締結した。また、GCF 事務局との調整等を通じて、GCF 事業推進の経験・知見を蓄積するとともに、機構内用手引の改訂や勉強会の開催により、スピード感をもって途上国のニーズに沿うべく、質の高い案件の形成及び実施を推進しているまた、気候変動適応策となる水資源管理、水供給分野の協力を推進した。ウィズコロナ、ポストコロナで引き続き重要な課題となっている安全な水の供給や手洗い啓発に対して、民間企業や国際NGO とも連携して協力した。	候変動対策の対応能力が向上し、気候変動対策を加味した途上国の開発計画の推進状況 年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・JICA グローバル・アジェンダ（気候変動）で掲げる目標について、2022 年（暦年）は気候変動対策案件の過去最大規模となる約 1 兆 596 億円（暫定値）を達成した。また、「2030 年までに温室効果ガス排出削減量を倍増（200 万 CO2 換算トン/年）する」（＊基準値は 2016-19 年の平均）との目標についても、約 308 万 CO2 換算トン/年（暫定値）の削減に貢献した。 ・GCF を活用した事業形成の推進として、東ティモールにおける森林減少抑制及び気候変動に対する地域レジリエンス強化プロジェクトや、モルディブ「気候変動に強靭で安全な島づくりプロジェクト」を進め、それぞれの国において評価された。 ・UNFCCC COP27 において、ジャパン・パビリオンでのイベント、AFD やエジプト政府との共催イベントのほか、エジプト、タイ、マレーシア、大洋州パビリオンにおけるイベント計 14 件にて、機構の気候変動の取組について対外発信した。 ・国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく温室効果ガス総排出量の推計・公表方

[14] Nationally Determined Contributions。温室効果ガスの削減に関してパリ協定の下で開発途上国に求められる自国が決定する貢献。

	機関との連携を通じて支援を行う。また、機構が実施する各事業の案件形成・立案の段階で「緩和策」「適応策」を検討することによる気候変動対策主流化の促進の支援を行う。その際、技術革新に向けた取組、民間の資金・技術の活用及び地方自治体等他機関との連携を重視する。 イ　自然環境保全 **森林をはじめとする**自然環境の保全と人間活動の調和を図り、自然環境の減少と	と同時に、気候変動対策（気候便益）にも資するコベネフィット（共便益）も訴求する、コベネフィット・アプローチを積極的に推し進め、気候変動対策の質・量の両面での拡充を図る。その際、技術革新に向けた取組、民間の資金動員・技術の活用、地方自治体等他機関との連携を重視する。また、各事業の案件形成・立案の段階で「緩和策」「適応策」を検討することで気候変動の主流化を推進するとともに、各国の気候変動対策を促進する。	る貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）の策定や改定、国家温室効果ガスインベントリの作成や更新、長期低排出発展戦略の策定等、各種取組の遂行に必要な能力強化及び事業の形成を支援する。 ・気候変動対策のための方針や事業の計画立案段階での助言等を通じ、他の分野の事業計画で気候変動の分析に基づき、気候変動の緩和策や適応策の組み込み、課題解決と気候変動の双方のベネフィットの創出を図る。 ・UNFCCCの下に設置		フィット型気候変動対策について、エネルギー、森林保全、農業分野をハイライトして発信した。機構の、アフリカ諸国の脱炭素社会への移行や気候変動に強じんな社会づくりに対する取組やアプローチへの大きな賛同が示された。 **(2) SDGs達成に向けた貢献** 「コベネフィット型気候変動対策」について、科学的かつ学術的な研究と分析を行うため、有識者と共に「調査・研究」チームを結成した。従来の考え方をさらに発展させ、カーボン・ニュートラル実現と持続可能な発展に寄与し、相互のシナジー発現をするとともに、統合的、俯瞰的、包摂的なアプローチを目指すと再定義し、開発課題（SDGs）と機構の気候変動対策とのシナジー・トレードオフの分析を進めている。 **(3) 事業上の課題及び対応方針** GCFの活用を進めるに当たり、引き続きGCFの各種基準・制度・事業承諾プロセス等を踏まえた機構内のマニュアルの更新、案件の採択に向けたファンディング・プロポーザルの質の向上及びGCF事務局との調整等を通じて、機構に経験・知見を蓄積していくことで、迅速な事業形成・実施に努める。 **No.4-2 自然環境保全** リオ3条約、SDGs（No.14、No.15）及び日本政府の掲げる目標の達成に貢献すべく、JICAグローバル・アジェンダで掲げる協力方針（陸域では熱帯林をはじめとする森林や湿地等の減少・劣化を防ぎ、回復を促す。海域（沿岸域）ではマングローブ林やサンゴ礁、海草藻場といった海洋生物の生息・生育の場を守る）に合致する案件を約40か国で実施・形成した。また、UNFCCC及び国連生物多様性条約（CBD：Convention on Biological Diversity）の締約国会議（COP：Conference of Parties）におけるサイドイベント等を通じ、当該案件についての発信を行った。 **(1) 業務実績** ◎ **アフリカの森林事業で多額の外部資金を動員【①②④】：**機構が2019年4月より中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI：Central Africa Forest Initiative）からの初の受託事業として実施しているコンゴ民主共和国の「CAFIクウィル州REDD＋（Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries）統合プログラム」に関し、資金拠出元による中間評価が実施され、コロナ禍にもかかわらず250か所の村でアグロフォレストリー等活動を推進し、コミュニティの主体的な活動を引き出している点等が高く評価された。これにより、一定の成果が確認されることを条件に事業の途中段階で拠出される条件付き資金（受託契約額約400万ドル中の約83万ドル）の拠出が決定されるとともに、当初契約していた受託資金額と同規模の増額が行われる予定となった。 ◎ **JJ-FASTの取組が高く評価【①②④】：**UNFCCC COP-27において、宇宙航空研究開発機構（JAXA）、ケニア環境森林省及びケニア森林公社と共同で「衛星観測は森林のモニタリングと管理をどのように向上させることができるか？」と題したサイドイベントを主催した。同イベントのパネルディスカッションではケニア、モザンビーク、インドネシアの3か国の関係者から、機構とJAXAの連携事業である熱帯林早期警戒システム（JJ-FAST：		法を定め、脱炭素社会構築に向けた気候変動対策の国際社会の潮流を踏まえた取組を推進した。その他、気候リスクを評価しより適切な適応策を検討するとともに、より精緻に温室効果ガス排出量削減の事業効果を把握するため、関連するセクターの方法論について運用を改善するなど、気候変動対策の主流化を踏まえた取組を行った。 ２．自然環境保全 マングローブ林やサンゴ礁、海草藻場といった海洋生物の生息・生育の場を守るなどの、日本政府の掲げる目標の達成に貢献するような案件を約 40 か国で実施・形成するなど年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI）からの初の受託事業として実施しているコンゴ民主共和国の「CAFI クウィル州 REDD＋統合プログラム」に関し、コロナ禍にもかかわらず 250 カ所の村で活動を推進するなど、その取組が高く評価された。これにより、条件付き資金（受託契約額約 400 万ドル中の約 83 万ドル）の拠出が決定され、アフリカの森林事業で多額の外部資金を動員することができた。 ・UNFCCC COP-27 のサイドイベントにおいて、ケニア環境森林省より、機構と JAXA の連携事業である熱帯林早期警戒システム（JJ-FAST）の

	劣化を防ぐことで、自然環境から様々な恵みを享受し続けられる社会の構築に向けた支援を行う。その際、気候変動対策や生物多様性保全への貢献拡大に向け、国内外の関係機関との連携を重視する。 ウ　環境管理 開発途上地域で工業化や都市化が急速に進行する中、廃棄物管理の改善及び循環型社会の推進、水質汚濁や大気汚染の未然防止と対処能力の向上等を通じ	イ　自然環境保全 自然環境保全と人間活動との調和を図り、自然環境の減少と劣化を防ぐため、気候変動枠組条約や生物多様性条約における合意目標（ポスト2020生物多様性枠組等）の実現への貢献に向けて、熱帯林、乾燥・半乾燥林等の陸域における森林、湖沼・湿原及び海域（特に沿岸域）におけるマングローブ林、サンゴ礁等の生態系の保全とこれに資する区域の管理、自然資源の持続可能な利用の推進を支援し、気候変動対策、生物多	された資金メカニズムである「緑の気候基金」（GCF: Green Climate Fund、以下「GCF」という。）の活用に向け、事業の形成及び実施監理に取り組む。 ・COP27やTICAD8においてサイドイベントを開催し、機構の気候変動対策分野の協力方針や支援実績、成果と教訓等を発信する。 イ　自然環境保全 ・UNFCCC COP26や国連生物多様性条約COP15のポスト愛知目標も踏まえ、気候変動対策や生物多様性保全への貢献を念頭に、		JICA-JAXA Forest Early Warning System in the Tropics）を活用して各国で構築した森林モニタリングシステムについての紹介がなされた。また、同イベントの開会挨拶では、ケニア環境森林省事務次官の代理として、同省水源庁のCEOから、JJ-FASTの実施及びケニアの森林セクターに対する日本の37年にわたる支援についての謝意が示された。 ○　TICAD8において「サヘル・アフリカの角、砂漠化対処による気候変動レジリエンスプログラム（AI-CD）」、「アフリカの森から世界を変えるナレッジプログラム」の2件のサイドイベントを主催した。前者では、TICADⅥからTICAD8まで6年間の活動において蓄積したAI-CDの砂漠対処に関連する知見・経験や関係機関のネットワーク構築に係る成果等が共有され、セネガル環境持続開発大臣やケニア環境省主席次官等からAI-CDを通じた日本の支援に対する謝意が示された。また後者では、日本がこれまで協力した100を超えるアフリカにおける同分野の案件から得られたナレッジを整理したポータルサイトに関する発表を行った。共催機関、参加機関である、FAO、国際熱帯木材機関（ITTO : International Tropical Timber Organization）、国際自然保護連合（IUCN : International Union for Conservation of Nature and Natural Resources）及びコンゴ民主共和国政府・ケニア政府と共に、持続的自然資源管理の取組加速のため、蓄積されたナレッジの活用が重要性である点を議論し、機構の取組事例の発信も実施した。 ○　国連生物多様性条約（CBD : Convention on Biological Diversity）第15回締約国会議（COP15）において「マングローブ生態系の保全と回復による気候変動とその他の社会的課題に対する自然に根ざした解決策」に係るサイドイベントを主催し、機構、インドネシア環境林業省、世界銀行、ドイツ復興金融公庫（KfW）等による講演とパネルディスカッションを通じ、①マングローブ生態系の多面的便益（高い炭素貯留能力による気候変動緩和効果を含む）、②回復・保全等の更なる取組の必要性、③地域住民、NGO、政府、ドナー機関、民間セクターを含む関係者間の効果的なパートナーシップ構築の必要性等が共有された。また、登壇した関係者からマングローブの回復と保全に対するこれまでの機構の取り組みへの謝意が示された。 **(2) SDGs達成に向けた貢献** ゴール13（気候変動）については、フィリピン及びインドネシアでの地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS : Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）「コーラル・トライアングルにおけるブルーカーボン生態系とその多面的サービスの包括的評価と保全戦略プロジェクト」、ベトナム、ラオス、カメルーン等でのREDD+に係る協力を継続するとともに、新たにインドネシアで「気候変動LULUCF（土地利用、土地利用変化及び林業）セクター緩和プロジェクト」を開始した。泥炭地管理に関しては基礎情報収集調査及びこれに付随する「泥炭地保全協力」国内支援委員会を継続し、泥炭地保全協力の適切かつ効率的な推進を図った。また、適応策としての側面に焦点を当てた「生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）」、干ばつレジリエンス強化への協力も西バルカン諸国やサブサハラ諸国を対象に継続した。 ゴール14（海洋）については、保護区の管理とその周辺の地域住民生活圏における持続的資源管理の促進を念頭に、上述したフィリピン及びインドネシアのSATREPSで、マングローブ等の沿岸域生態系やサンゴ礁生態系に着目した事業を継続し、パラオで陸域と海域のつなが		実施及びケニアの森林セクターに対する日本の37年にわたる支援についての謝意が示された。 ３．環境管理 【指標 4-5】主体的かつ持続可能な水資源管理の強化、並びに水道事業体及び灌漑排水管理団体（水利組合）の運営・経営の改善状況 年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・2022年度の成長戦略として掲げる「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び具体的な施策をまとめた「フォローアップ」にJICAクリーン・シティ・イニシアティブを通じた途上国支援の推進が言及され、政策の実現に貢献した。 ・ウクライナの破壊廃棄物処理に向け、宮城県東松島市、環境省、日本災害対策システムズ（廃棄物処理事業者による団体）等の参加を得て、4回にわたりセミナーを開催し、自治体、中央省庁、民間の連携による包括的な取組を紹介し、東日本大震災の経験を共有した。 ・SATREPS「チェルノブイリ災害後の環境管理支援技術の確立」では、福島大学でウクライナ人研修員の受入を行ったほか、ポーランドにて国際会議を開催するなど、科学技術協力を通じたウクライナ支援の取組を行った。 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響で急増した感染性廃棄

	て開発途上国の人々の健康を保護、生活環境を保全し、持続可能な社会を構築するための支援を行う。その際、我が国の自治体や民間企業の技術・知見を活用し、政策・法制度整備から実施体制に至るまで包括的な能力強化を重視する。 エ　水資源・水供給 人口増加、都市化、気候変動、感染症拡大等の影響により水の需給はますますひっ迫する中、水資源を適切に管理し、全ての人々が	様性保全に貢献する。協力に当たっては、政策・計画策定、モニタリング・評価のための科学的情報基盤の整備、外部資金の活用・連携による事業のスケールアップやプラットフォーム等を通じた産学官民の連携に取り組む。 ウ　環境管理 開発途上地域の環境管理を担当する行政組織及び運営事業体の能力強化を中心とした、廃棄物管理の改善及び循環型社会の推進、水質汚濁・大気汚染の未然防止と対処能力の向上等の推進を支援す	自然環境保全と人間活動との調和の実現に向けた事業を実施する。 ・スケール及びインパクトの確保の観点から、「森から世界を変えるプラットフォーム」等を通じた民間企業を含む多様なステークホルダーとの連携及びGCF、「中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI: Central African Forest Initiative）」等外部資金・寄付金の活用を促進する。 ・UNFCCC COP27、国際連合砂漠化対処条約（UNCCD）COP15、国連生物多様性条約（CBD）		りに配慮した沿岸域生態系管理に係る能力強化を目指した新規プロジェクトを開始した。また、沿岸域で重油流出事故が発生したモーリシャスでは、基礎情報収集調査・基本計画策定調査の結果を受け、「沿岸生態系の統合的管理システム構築プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始した。2022年12月のCBD COP15では、マングローブ保全に係る国際的な取組を促すためのサイドイベントを主催した。 ゴール15（森林・生物多様性）については、持続的森林管理、砂漠化対処、生物多様性保全（保護区の管理とその周辺の地域住民生活圏における持続的資源管理の促進）の改善に資する事業を継続することを通じて貢献した。具体的には、カンボジア、マラウイ、ペルー等での持続的森林管理、国内の様々な森林分野の関係者の情報・活動基盤としての「森から世界を変えるプラットフォーム」の運営、サヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ（AI-CD）を通じた対象15か国への砂漠化対処、並びにパラオ、ホンジュラス等での生物多様性保全事業を継続した。 **(3) 事業上の課題及び対応方針** 民間企業との連携も視野に入れた外部資金へのアクセスの強化のため、セミナーやイベントで外部へ情報発信するとともに、GCFとの連携事業の検討やCAFIからの外部資金の導入等の連携案件の実施に継続的に取り組み、事業効果の更なるスケールアップを図る。 また、UNFCCC COP27の結果や2022年12月のCBD COP15で「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が設定されたことも踏まえ、国際潮流に即し、オールジャパンでの貢献を加速させるべく、事業の案件形成と実施及び政府・民間・大学等様々な利害関係者との一層のネットワーク強化に取り組む。 **No.4-3 環境管理** 2021 年度に立ち上げた JICA クリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI：JICA Clean City Initiative）の下、政府施策への貢献や国際セミナーの開催などに取り組むとともに、更なる事業の促進を図った。これら事業は、循環型社会の促進や海洋プラスチック問題、安全な衛生施設の普及など開発課題の解決とともに SDGs にも大きく貢献する。また、新型コロナウイルス、気候変動対策、ウクライナ危機等の世界情勢に応じて迅速、柔軟な事業形成及び実施を行った。UNFCCC COP27、CBD COP15 及びアジア・太平洋水サミット等国際的なイベント等で機構の事業の発信を行った。 **(1) 業務実績** ◎ **JICAクリーン・シティ・イニシアティブを通じた政策への貢献・連携の推進【①③④】：** • 日本政府が2022年度の成長戦略として掲げる「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び具体的な施策をまとめた「フォローアップ」にJCCIを通じた途上国支援の推進が言及された。成長戦略で機構の活動が言及されたのは初。 • 第二回JCCI国際セミナーを2023年2月に開催し、63か国から約500名が参加し、6社による企業ピッチも行われた。また、同セミナーはJICAグローバル・アジェンダのプラットフォーム機能を有しており、関係者と共にJICAグローバル・アジェンダやクラスター事業戦略の取組を促進すべく議論を行った。 • JCCIとJICA海外協力隊の連携促進や国内外のネットワーク拡充を目指し「きれいな街推進隊」を立ち上げ、アジア・大洋州、アフリカ、中南米から廃棄物管理や環境教育分野の隊		物の対応として、適切な管理を支援するべく、パレスチナ、ホンジュラスで新規無償資金協力事業を形成した。 ４．水資源・水供給 ウクライナに対する緊急支援の開始、南スーダンの復興に貢献する首都の浄水場の稼働開始など年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下に特筆すべき実績が認められた。 ・ウクライナに対する緊急支援として、可搬式浄水装置等の緊急に必要な機材の調達や、復旧・復興に向けた計画策定等の支援を開始した。 ・機構が実施する事業・運営権対応型無償資金協力として、カンボジアでは２件目となる「プンプレック上水道拡張計画」を通じて、インフラシステムの海外展開、及び水道事業体の経営改善を見据えた民間資金の動員に貢献した。 ・治安悪化による数度の中断を乗り越えて南スーダンの首都で浄水施設が完工し、キール大統領が「人々の生活に真の効果のある偉大な開発協力であり、日本政府と国民に対し、改めて心より感謝する」と述べるなど、高く評価された。 ・カンボジアにおいて、水道法が公布され、長年の協力を通じて築いてきた信頼関係が評価されたものであり、フン・セン首相も閣僚評議会の場において、感謝を述べるなど、高く評価された。 ・DX の推進の取組として、ウガンダにおいて、JICA 海外

	飲料水等として持続的に利用できる社会の構築に向けた支援を行う。その際、統合水資源管理の実現及び水道事業体の育成を重視する。 オ 防災・災害復興 気候変動等の影響による災害の激甚化・頻発化が進む中、仙台防災枠組を踏まえて、「災害リスクのより少ない社会」の実現に向けた支援を行う。また、大規模災害が発生した際の迅速な緊急支援及び復旧、「より良い復興」	る。協力に当たっては、日本の強みである「きれいな街」の実現を目指し廃棄物管理、下水道整備、大気汚染対策等を総合的に支援する「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ」を通じて、我が国の地方自治体や大学、民間企業が有する技術・知見をいかせるような連携強化に努め、科学的根拠に基づく計画・政策立案とその実施、イノベーションの活用、開発パートナーとの連携によるスケールアップ、政策・法制度整備から実施体制に至るまで包	COP15 、TICAD8 等においてサイドイベントを企画し、これまでの日本による協力で開発途上国と共創してきた知見や経験等を発信・共有する。 ウ 環境管理 ・「JICAクリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI：JICA Clean City Initiative、以下「JCCI」という。）」を推進し、自治体の持つノウハウや民間企業の技術、外部資金の導入、大学の学術的な知識等様々なパートナーとの連携でコレクティブ・インパクトの発現を目指す。		員22名が参加した。今後、任地での活動に係る技術的な助言や各種ツールの提供、隊員間のみならず専門家や現地リソースとのネットワーク構築支援等を予定している。 ◎ **ウクライナの破壊廃棄物処理に向け東日本大震災の経験を共有【①③】**：ウクライナにおいてロシアの侵略により大量の破壊廃棄物（瓦礫等）が発生している状況を受け、東日本大震災での災害廃棄物管理の経験を共有するセミナーを4回にわたり開催。「廃棄物管理能力向上支援」の専門家に加え、宮城県東松島市、環境省、日本災害対策システムズ（廃棄物処理事業者による団体）等の参加を得て自治体、中央省庁、民間の連携による包括的な取組を紹介し、ウクライナ側参加者と活発な意見交換が行われた。 ◎ **科学技術協力を通じたウクライナ支援【①②③】：** SATREPS「チェルノブイリ災害後の環境管理支援技術の確立」では、ロシアによるウクライナへの侵略によりウクライナ国内での研究活動継続が困難となったことを受け、福島大学でウクライナ人研修員の受入を行ったほか、共同研究の拠点をポーランドに変更して活動を継続した。これらの取組を通じて協力を推進したほか、ロシア軍による機材の破壊・破損に対応した機材供与等を機動的に実施した。 ◎ **新型コロナウイルスで発生した感染性廃棄物への対応支援【③】：**新型コロナウイルス感染拡大の影響で急増した感染性廃棄物の適切な管理を支援するべく、パレスチナ、ホンジュラスで新規無償資金協力事業を迅速に形成し、贈与契約（G/A：Grant Agreement）締結に至った。また技術協力プロジェクトを実施している各国において、医療従事者、廃棄物管理事業者らに対する安全衛生向上やインフォーマルセクターへの啓発に係る活動等を機動的に実施した。 ◎ **「福岡方式」の推進により地球温暖化対策に貢献【①③】：**最終処分場の衛生埋立技術である「福岡方式」に関する本邦研修を実施した。福岡方式は、メタン抑制にも寄与し得る日本発の技術として UNFCCC COP27 でも発信されており、廃棄物管理の改善のみならず気候変動対策としても開発途上国の課題解決に貢献する。 ○ 2022 年 7 月に「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP：African Clean Cities Platform）」第 3 回全体会合を TICAD8 パートナーイベントとしてオンラインで開催した。チュニジア・チュニス市がホストとなり、2017 年の ACCP 設立以降の成果を確認するとともに、廃棄物管理の更なる改善に向けた議論を深め、5 日間で延べ 560 人の参加を得た。ACCP 加盟数は当初 24 か国（27 都市）から 45 か国（164 都市）に拡大した。 ○ ベトナムやバングラデシュ、大洋州、パレスチナ、コソボを含む様々な国では、環境管理分野における複数の事業を通して、国や地方の政策決定者や行政官、住民といった異なる階層への働きかけを行い、きれいな街づくりを促進するための多層的なアプローチを展開した。 **（2）SDGs達成に向けた貢献**		協力隊経験者が考案し、スタートアップ企業を起業し従量制料金徴収用の機器を、50 村落の手押しポンプ施設に取り付けた。その結果、デジタル技術の活用により運転・維持管理状況を大幅に改善した。 ５．防災・災害復興 年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・パキスタンで発生した洪水への対応として、「2022 年洪水を踏まえた効率的な堤防管理のための能力向上プロジェクト」を迅速に形成し、今後の災害リスク削減に資する支援展開に貢献した。 ・トルコ南東部で発生した地震災害に対しては、国際緊急援助隊・救助チームの迅速な派遣（第二陣含め計 74 名）、救助チームに続き医療チームを派遣し、延べ 181 名の医療関係者が現地にて約 2000 名を診療したほか、トルコ・シリア向けに合わせて 3 度にわたる物資供与を実施した。加えて、国際緊急援助隊専門家チームに機構の防災グループ職員が参加し、防災分野におけるこれまでの知見・経験を踏まえ災害後の復旧・復興支援の方向性を含む短中長期的な課題にかかる専門家チーム提言書の作成に貢献した。 ・トンガの火山災害後の支援の中で、日本の知見・経験を活用し、トンガ政府と共にトンガの復旧・復興の方向性を示すBBB ビジョン（Build Back

	（Build Back Better）の考え方を踏まえた国・社会全体の災害リスク削減を行うことにより、自然災害に強い国・社会の再構築の支援を行う。その際、防災インフラ等の構造物対策所管組織の能力強化を重視しつつ、土地利用規制など防災ガバナンス強化も含めた包括的な防災推進体制の拡充を重視する。	括的な能力強化に留意する。 エ　水資源・水供給 水資源を適切に管理し、全ての人々が飲料水等として持続的に利用できる社会を構築するため、統合水資源管理の実現及び水道事業体、灌漑排水水管理団体（水利組合）の育成等を支援する。協力に当たっては、地域の水問題の解決に責任を持つ水資源管理主体と合意形成を図るための協議体（マルチステークホルダー・パートナーシップ）を増やすこと、及び自立的に資金を調達して水道サービスの拡	また、廃棄物、水質汚濁、大気といった個別の汚染対策のみならず、政策レベルで都市環境の包括的な改善を促すべく意思決定層への働きかけを強化するとともに、住民参加等の取組も講じ、多層的なアプローチを試みる。 ・ TICAD8に向けたJCCIの取組として、「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP：African Clean Cities Platform、以下「ACCP」という。）」を推進し、廃棄物管理支援事業の形成・実施とともに、民間や他ドナー等の外		• ゴール6（水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保）：2022年4月に熊本市で開催されたアジア・太平洋水サミットの分科会「水と衛生/汚水管理」において、「持続可能な発展に資する汚水処理施設の整備・運営維持管理とステークホルダーとの連携」をテーマに基調講演を行った。また、アジア開発銀行研究所（ADBI : Asian Development Bank Institute）やビル&メリンダ・ゲイツ財団とともに、都市における包括的な衛生（CWIS）に関して途上国政府行政官向けのセミナーや講義を行った。インドネシアやベトナム、インドでは、下水道施設整備事業を実施している。ベトナムでは、下水道事業者約20名を日本に招へいし、能力強化研修を行った。インドでは、下水道施設から出る汚泥処理の促進を行うためのガイドライン策定を支援している。 • ゴール11（持続可能な都市及び人間居住）：タイやモンゴルでは、PM2.5等の大気汚染メカニズムを解明し、汚染緩和を促進する事業を実施している。大洋州やバングラデシュ、スリランカ、モザンビーク、スーダンでは、都市の廃棄物管理改善のために、中央政府や自治体職員の能力強化を支援した。 • ゴール12（持続可能な生産消費形態）：マレーシアでは電子機器廃棄物（E-waste）リサイクル促進のための制度構築支援を行い、ベトナムでは建築廃棄物のリサイクル促進を支援している。また、ベトナムでは、クアンニン省ハロン湾で、環境保全を行いながら経済成長を実現するグリーン成長についての取組を支援している。 • ゴール14（海洋・海洋資源の保全）：タイでは海洋プラスチックごみの発生源と拡散に関する研究を実施し、海洋プラスチックごみ抑制のための政策提言を支援している。 **（3）事業上の課題及び対応方針** JCCIの目標である、2030年までに50か国、5億人への裨益を目指し、廃棄物管理や環境質改善に係るクラスター戦略の策定とともに、各国においてこれら戦略を基に、国内外の様々なパートナーと連携した案件形成を行い、成果拡大を行う。 ウクライナ危機では、大量の災害廃棄物発生に対する迅速な対応を行う必要がある。機材供与やオンラインツールも活用した研修等、様々な手法での支援を行う。 **No.4-4 水資源・水供給** 安全な水と衛生の向上は人間の生存や経済活動に不可欠であり、人間の安全保障や質の高い成長に資する重要な分野である。2022年度は、熊本市で開催された「第4回アジア・太平洋水サミット」やTICAD8を通じて日本政府の政策に貢献するとともに、ウクライナに対する緊急支援の開始、新型コロナ対策も踏まえた手洗いの促進、南スーダンの復興に貢献する首都の浄水場の稼働開始など、人々に届く協力を推進した。また、事業・運営権対応型無償資金協力によるインフラシステム海外展開への貢献、カンボジアにおける水道法の公布、デジタル技術を活用した水料金回収の改善など、新たな工夫に基づく協力の成果も発現した。 **（1）業務実績** ◎ **「第4回アジア・太平洋水サミット」・TICAD8を通じ日本政府の政策へ貢献【①③】：** クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」を策定し、公表した。同戦略の内容は熊本市で開催された「第4回アジア・太平洋水サミット」（2022年4月）で日本政府が発表した「熊本水イニシアティブ」に、「水道事業体の運営効率化と基盤強化を図り、成長軌道に乗せるための経営改善等を図る」として反映された。同サミットには30か国から首脳や閣僚を		Better Vision）を作成した。 ・仙台防災枠組みに基づく防災支援として、地震・津波・洪水・海岸浸食・噴火等、多種多様な災害が頻発するインドネシアにおいて、仙台防災枠組で提唱された Build Back Better（防災の主流化、事前防災投資等）を実現するための政策制度改善を支援した。 （結論） 以上により、定量指標６つ全てが 120%を越える結果を得ていること、年度計画において予定されていた取組を着実に実施しているほか特筆すべき定性的な成果が多数見られること、それら成果には質的に顕著な成果が多く認められることから中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認め、「S」評価とする。 具体的には、過去最大規模の気候変動対策案件実施により CO2 削減へ大きく貢献したことは評価できる。水資源・水供給の分野においては、ウクライナの破壊廃棄物処理に向けた東日本大震災の経験の共有、数度の中断を乗り越えた南スーダン首都における浄水施設の完工など、困難度の高い業務を着実に実施した取組は評価できる。また、カンボジアにおいて長年作成に協力してきた水道法が公布され先方政府からの評価を得るなど、外交上においても、顕著な成果が見られた。加えて、環境管理分野において、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」の具体的な施策をまとめた「フォローアップ」に途上国支援の推進が言及され、政策の実現に貢献

		張と改善を進めることができる「成長する水道事業体」を増やすこと等に取り組む。 オ　防災・災害復興 「災害リスクのより少ない社会」の実現に貢献するため、構造物対策所管組織及び包括的な防災推進体制の確立を支援し、開発途上国における事前防災投資の拡充を支援する。また、開発途上国が防災への事前投資を進めていくためのモデルとなる事業の実現や、我が国の技術・制度や知見も活用した人材育成推進等を通じ、開発途上国で追	部資金の導入を促し、効果的なスケールアップを図るべく、加盟国・都市による主体的な取組成果や知見の発信を促進する。 エ　水資源・水供給 ・水資源を適切に管理し、全ての人々が飲料水等として持続的に利用できる社会を構築するため、統合水資源管理の実現及び水道事業体、灌漑排水水管理団体（水利組合）の育成等に向けた事業を実施する。 ・特に、SDGsの達成に向けて、自立的に資金調達を行い水道サービスの拡張や改善ができる水		含む約3,900人が対面参加し、「熊本水イニシアティブが、アジア・太平洋地域内外のコミットメントの輪を広げていくことを期待する」との議長サマリーがまとめられた。機構理事長がハイレベルステートメントを発表し、グローバル・アジェンダに基づく機構の協力方針を説明した。分科会「水供給」を国際連合人間居住計画（UN-Habitat：United Nations Human Settlements Programme）、Water Integrity Networkと共催し、クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」とそれに基づくサモアにおける好事例を発信した。統合セッション「ガバナンス」に機構理事が登壇し、クラスター事業戦略「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」に基づく取組の実績や方針を発信した。また、TICAD8において日本政府から発表された「日本の取組」に、クラスター事業戦略を踏まえた「30都市で上下水道整備・管理能力強化を支援」が反映された。さらに、2023年3月に開催された国連水会議の成果として各組織のコミットメントをまとめた「Water Action Agenda」に、上記の2つのクラスター事業戦略が登録された。 ◎　**ウクライナへの迅速な支援を実施【①②③】：**ウクライナに対する緊急支援として、令和4年度補正予算（第2号）による無償資金協力「緊急復旧計画」のG/A締結、及び「緊急復旧・復興プロジェクト」の契約締結を迅速に行い、可搬式浄水装置等の緊急に必要な機材の調達や、復旧・復興に向けた計画策定等の支援を開始した。また、可搬式浄水装置と発電機の緊急供与について横浜市と協働し、ロシアによる侵略の影響による施設の損傷や停電により水道が停止したオデーサ市やミコライウ市での給水に貢献した。 ◎　**事業・運営権対応型無償資金協力を通じてインフラシステムの海外展開に貢献【①③⑤】：**機構が実施する事業・運営権対応型無償資金協力として2件目となるカンボジア「プンプレック上水道拡張計画」のG/Aを、両国首脳の立ち合いの下で締結した。首都プノンペンの中心部に位置する重要な基幹浄水場の能力を30%（45,000m³/日）拡張する事業であり、内戦終結後30年にわたる協力を通じて構築された信頼関係に基づいて、日本企業が、限られた敷地内において既存の浄水場の稼働を継続しつつ拡張部分を建設するという高度な工事を担うとともに、事業権に基づいて10年間の運営・維持管理を行う。「インフラシステム海外展開戦略2025」が定める「売り切りから継続的関与への多様化の促進」に貢献するとともに、クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」が目指す水道事業体の経営改善を踏まえた民間資金の動員にも貢献する。 ◎　**数度の中断を乗り越えて南スーダンの首都で浄水施設が完工【③④】：**治安悪化による国外退避などの困難を乗り越え、南スーダンの首都ジュバで無償資金協力「ジュバ市水供給改善計画」が完成した。水道の供給能力が7,200m³／日から17,200m³／日へと2.4倍になり、完成以前の10倍以上となる推定約40万人が裨益する。技術協力プロジェクト「ジュバ市きれいな水供給プロジェクト」を並行して開始し、水道サービスの改善に取り組んでおり、東京オリンピックを契機に交流が生まれた両国の陸上選手の協力による、安全な水の利用を促進するための市民向けの啓発活動も行った。2023年3月に開かれた完工式典では、キール大統領が「本事業は、人々の生活に真の効果のある偉大な開発協力であり、昨年のフリーダムブリッジに続く素晴らしい贈り物を届けてくれた日本政府と国民に対し、改めて心より感謝する」と述べ、本事業の意義を強調した。		した。さらに、コンゴ民主共和国の森林事業において250村での活動推進や、ウガンダにおいてJICA海外協力隊の活動を通じ50村落への従量制料金徴収用の機器取付けなど、隊員の活動活用など機構の自主的な取組による工夫により、草の根レベルでの事業展開の推進につながった。 これらの成果は、「地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靭な国際社会の構築」に寄与するとともに、SDGs達成に向けた貢献等を通じ、開発協力大綱に掲げる「複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導」に貢献するものであり、政府の取組に大きく貢献する等、所期の目標を大きく上回る顕著な成果が得られた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続きSDGsやパリ協定等の国際的枠組み等の我が国がイニシアティブを取る重要政策達成への貢献を念頭に置きつつ、地球規模課題の解決に貢献する事業の形成・実施を期待する。 特に、GCFの活用に向けて、今後もGCF事務局との調整等を通じて、迅速な事業形成・実施に努めることを期待する。また、民間企業との連携も視野に入れた外部資金へのアクセスの強化のため、GCFとの連携事業の検討やCAFIからの外部資金の導入等の連携案件に継続的に取り組み、事業効果の更なるスケールアップを図ることを期待する。 また、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が設定されたこと

		求すべき防災の在り方や理念を普及・浸透させる。これにより災害リスク軽減のための事前防災投資を自己予算で自立発展的に拡充・維持し運用していける能力強化を支援する。さらに、大規模災害が発生した際、緊急援助からシームレスに支援し、「より良い復興」（Build Back Better）の考え方も踏まえ、国・社会全体の災害リスク削減を復興過程で行い、自然災害により強い国・社会の構築を支援する。協力に当たっては、衛星情報等を活用した将来予	道事業体を増やすため、水道事業のサービス改善や経営改善に係る支援を実施する。事例や教訓をナレッジとして幅広い関係者と共有する取組を行う。 ・地域の水問題の解決に責任を持つ水資源管理主体と合意形成を図るための協議体を増やすため、開発途上国向けに水資源管理に関する日本の開発経験をまとめたテキストを活用するとともに、新規案件の形成を推進する。 オ　防災・災害復興 ・日本の優れた防災技術及び構造物対策の事前防災投資		◎ **長年作成に協力してきた水道法が公布【②③④】：**カンボジアにおいて、機構が起草に協力した水道法が2023年3月に公布された。水道に関する基本法の策定に協力した事例はこれが初である。機構は、カンボジア政府からの強い要望に基づき、2014年から厚生労働省、日本水道協会、北九州市上下水道局の支援を得て、日本の水道法を紹介するセミナーの開催や内容に係る助言等、法案作成に協力を続けてきた。その結果、日本における水道事業の認可制度を参考にしたライセンス制度に関する規定や技術基準に関する規定、水道の拡張を資金面から促進するための水道整備資金に関する規定など、質と量の両面から水道整備を推進するために必要な条文が盛り込まれた。水道に関する基本法の制定という行政の根幹部分に関して、カンボジア政府が機構に支援を依頼したのは、長年の協力を通じて築いてきた信頼関係が評価されたものであり、フン・セン首相も閣僚評議会の場において、「カンボジアの発展のために常に寄り添ってくれた日本政府と人々に深く感謝する」と述べた。 ◎ **「JICA健康と命のための手洗い運動」の更なる展開により感染症予防に貢献【②③④】：**「JICA 世界保健医療イニシアティブ」の 3 本柱（予防・警戒・治療）のうちの「予防」に対応して、2020年9月に開始した「JICA健康と命のための手洗い運動」を継続し、25 か国で41 件の活動を行った。開始以来の累計では63か国で300件以上の活動を実施し、推定3億人以上に衛生啓発のメッセージを発信した。インドでは株式会社サンリオとの協働により、ハローキティが登場する手洗い啓発動画の作成やイベントを行い、子どもたちに対する啓発を行った。啓発動画は約840万回も再生されており、子どもたちが歌とダンスで正しい手洗いの方法を学んだ。ウィズコロナ、ポストコロナに向けて、ニジェールでの母子保健プロジェクトに手洗い啓発を含めるなど、様々な分野の協力の中に手洗いの実践や啓発を含める「主流化」を推進した。また、感染症予防に貢献するため、国際NGOのWaterAidとの協働により、ネパール、タンザニア、マダガスカルの75か所の学校、45か所の保健施設において、手洗い設備やトイレの整備を完了し、衛生啓発活動を実施した。引渡式に出席したマダガスカルの教育大臣からは、学校の施設が整備されることは教育にも高い効果があり、さらには地域の人々にも衛生的な行動が普及することが期待されるとして、本事業が高く評価された。 ◎ **デジタル技術の活用により運転・維持管理状況を大幅に改善【③】：**デジタル・トランスフォーメーション（DX：Digital Transformation）の推進に取り組み、ウガンダでは、JICA海外協力隊経験者が考案し、スタートアップ企業を起業して普及に努めているプリペイド式の従量制料金徴収用の機器を、50村落の手押しポンプ施設に取り付けた。その結果、水料金の集金額が約2倍に増加し、ICTを用いた遠隔監視により故障を迅速に把握して修理することができるため、故障が起きてから修復されるまでの期間が導入前の1週間～1か月以上から、平均1.7日へと大幅に短縮された。住民の自主的な維持管理に、民間企業のデジタル技術を活用した料金徴収と修理のサービスを付加した、新たな維持管理モデルを実証した。パレスチナでは、スマートメーター機能を持つプリペイドメーターを6,200台導入した。住民に対する丁寧な説明と同意取り付けを行った上で、貧困層に配慮した施策も導入したことで、住民からは使用水量と支払金額が分かるようになり、自分たちで管理しながら水を使うことができることや、利便性の高いショッピングセンターなどで必要な時に随時チャージできることなどに対して高い評価が得られた。これにより、対象地		を踏まえ、廃棄物管理や環境質改善などを含む分野において、国際潮流に即し、オールジャパンでの貢献を加速させるべく、事業の案件形成と実施及び政府・民間・大学等様々な利害関係者との一層のネットワーク強化に取り組むことを期待する。 国連水会議では、SDGs達成に向けた水分野での取組の大幅な拡充が必要とされ、日本政府が発表した「熊本水イニシアティブ」には、「今後 5 年間で約5千億円の支援を実施し、2030 年のSDGs 目標達成、2050 年カーボン・ニュートラルの実現に向け、アジア太平洋地域をはじめとする世界の水関連の取組を加速化する」と書かれており、TICAD8でも「30都市で上下水道整備・管理能力強化を支援」という日本の取組が発表され、これらの国際公約等の達成を目指し協力を推進することを期待する。その際には、自立的に資金調達を行って水道サービスの改善や拡張が行えるような「成長する水道事業体」の創出を目指し、保健医療、栄養、都市開発等の関連する分野とも協調して成果を拡大し、加えて、ウクライナの帰還避難民支援等の人道的なニーズや復旧・復興ニーズにも機動的に対応することを期待する。 ＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等） 「気候変動対策の一環として、円借款や海外投融資、無償資金協力等により、2022 年において、約 308 万 C02 換算トンもの温室効果ガスの削減に貢献」とある。機構は、2021 年より「サステナビリテ

		測等複合的なリスクの可視化等デジタル技術の活用や、分野横断的な取組の推進に留意する。	による災害リスク削減等の経験に基づき、日本政府の「仙台防災協力イニシアティブフェーズ2」も念頭に、「仙台防災枠組2015-2030」の人的及び経済的被害の削減のターゲットの達成に貢献する。このために、大都市を中心とする資本集積地域への防災投資の実現、災害リスクの理解及びリスク管理のための防災推進体の体制確立、「より良い復興」（BBB: Build Back Better、以下「BBB」という。）を推進する事業を形成・実施する。また、その成果を国連の主催する世		域の料金徴収率が49%から81%へと1.7倍に増加し、水道事業体の経営の改善に貢献した。 ○ 「サブサハラ・アフリカ上水道事業体幹部フォーラム」をヨハネスブルグで開催し、11か国から17の水道事業体の幹部が参加して、優良事例の共有と改善に向けたアクションプランの策定を行った。集まった幹部からは、「他の事業体の事例や知見を学び、ネットワーキングを行うとても良い機会・内容だった」、「優良事例の紹介があった水道事業体を是非訪問して学びたい」などと評価する声が上がった。また、クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」に基づく協力の有効性を立証し、広く開発パートナーに対して発信するため、サモア、ヨルダン、パレスチナ、タジキスタンの事例を取り上げ、水道サービス、顧客意識、水道事業経営の関係性、料金徴収率向上に関する英文論文をそれぞれ発表した。さらに、「JICA日本研究講座設立支援事業（JICAチェア）」等で使用することを想定した約20分の講義動画「日本はなぜ飲料水へのユニバーサルアクセスを達成できたのか？－日本のインフラ整備：上水道を例に－」を、日本の水道政策の第一人者である東京大学教授を講師に迎えて完成させ、ウェブサイトにて公開した。 ○ クラスター事業戦略「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」を推進するため、キューバにおいて複数の分野や組織の協働により地下水や灌漑用水の管理を改善するための新たなプロジェクトを開始した。また、2021年度末に取りまとめたテキスト「日本の水資源管理の経験」をウェブサイトで公開し、開発途上国の実務者や国内の国際協力関係者等に広く共有した。 **（2）SDGs達成に向けた貢献** • SDGsゴール6ターゲット6.1の安全な水供給に資する案件として、57件以上の資金協力による施設整備を実施中である。また、SDGsのモニタリングに定められているアクセス、利用可能時間、水質等の給水サービスを改善するため、水道事業のサービス改善や経営改善に係る支援として、27件以上の技術協力を実施中である。これらを通じて、SDGsの達成に向けて、自立的に資金調達を行い水道サービスの拡張や改善ができる水道事業体を増やすための協力アプローチに基づき、水道事業のサービス改善、経営改善に係る支援を実施した。また、SDGsの原則である「誰も取り残さない」を実現するため、村落給水及び衛生分野に係る支援として、5件以上の技術協力を実施中である。ケニアでは給水施設の修復と拡張を支援したことに対して、コミュニティから感謝状が届くなど、SDGsの理念に沿った人々に届く支援を行っている。 • SDGsゴール6ターゲット6.4の水利用の効率化に資する無収水対策に重点的に取り組み、18件以上の技術協力プロジェクトを実施中である。日本の水道事業体は平均10%という世界的に見ても低い無収水率を維持しており、そのノウハウを活用した協力を展開している。 • SDGsゴール6ターゲット6.5の統合水資源管理の推進に資する案件として、インドネシアにおける地盤沈下対策、スーダンにおける地下水等の水資源管理、ボリビアにおける河川流域管理、キューバにおける地下水等の水資源管理のプロジェクトを実施した。特に、現地で実際に問題となっている事象を取り上げ、ステークホルダーの合意形成の支援を通じた、ローカルコンテキストに則した問題解決を目指す取組を推進した。		ィ・レポート」を公表することも含めて先進的な取組を進めているが、脱炭素・カーボン・ニュートラル対応に関しては、このような実績として機構が脱炭素に貢献している具体的な数値を明示し、より積極的に世界にも発信されてはどうか。

			界防災会合等において発信する。 ・防災インフラ等の構造物対策所管組織が、自己予算で自立発展的に災害リスク削減のための事前防災投資を拡充し、それらインフラを維持・運用していく能力を強化する。また、総合的な防災施策の計画・実施能力を備えた包括的な防災推進体制の確立に向けた支援を行う。 ・また、緊急支援をシームレスな復興支援につなげ、災害復興過程を通じ、根本的な災害リスクの削減策を実現することで、単なる復旧ではなくBBBの		**(3) 事業上の課題及び対応方針** 2023年3月に開催された国連水会議では、SDGs達成に向けた水分野での取組を大幅に拡充する必要があることがうたわれた。また、日本政府が発表した「熊本水イニシアティブ」には、「今後 5 年間で約5千億円の支援を実施し、2030 年のSDGs 目標達成、2050 年カーボン・ニュートラルの実現に向け、アジア太平洋地域をはじめとする世界の水関連の取組を加速化する」と書かれており、TICAD8でも「30都市で上下水道整備・管理能力強化を支援」という日本の取組が発表された。これらの国際公約の達成を目指し、JICAグローバル・アジェンダに基づく協力を推進する。 その際には、地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理の推進、及び自立的に資金調達を行って水道サービスの改善や拡張が行えるような「成長する水道事業体」の創出を目指し、保健医療、栄養、都市開発等の関連する分野とも協調して成果を拡大する。また、ウクライナの帰還避難民支援等の人道的なニーズや復旧・復興ニーズにも機動的に対応する。 **No.4-5 防災・災害復興** 防災・復興グローバル・アジェンダに基づいて、仙台防災枠組2015-2030のターゲットである人的被害及び経済損失の削減に寄与する開発協力を推進した。国連が主催する世界防災会合、アジア・大洋州地域防災閣僚級会議等国際会議において、効果的な災害リスク削減に資する構造物対策を中心とした事前防災投資の方針・成果を広く発信した。また、トンガ火山噴火・津波、パキスタン洪水、トルコ地震後の対応にあたっては、より良い復興（Build Back Better）のコンセプトを踏まえ、より強じんな社会を構築するための復興支援策を検討した。また、有識者・学術研究機関との連携を積極的に行い、相乗効果を追求すること、国際防災協力におけるプラットフォーム機能を発揮した。 **(1) 業務実績** ◎ **パキスタンで発生した洪水に迅速に対応【②③④】**：2022年8月以降のパキスタン洪水対応については、派遣中の個別専門家「洪水管理アドバイザー」に加えて、当機構パキスタン事務所が災害直後のPDNA（災害後ニーズ確認調査）に参加した。その中で、今後の災害リスク削減に資する支援展開に焦点を当てた大きな方向性を2022年11月にパキスタン政府に提示し、合意を得た。これを受け、新スキーム・災害対応技術協力の第1号案件として「2022年洪水を踏まえた効率的な堤防管理のための能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の討議議事録（R/D：Record of Discussions）を2023年2月に署名した。同プロジェクトの一環で、2023年3月に日本の学術関係者や政府の支援も得て調査団を派遣し、パキスタン政府と共催で「Pre-Monsoon洪水セミナー」を開催し、パキスタン政府高官から同セミナーが高く評価された。加えて、2022年11月に行われたG20特別セッションでパキスタンにおける支援の考え方について発表したが、会議の主催者であるインドネシア公共事業住宅省の大臣から、多くの発表者の中で唯一機構の名前に言及しつつ、機構によるインドネシアの防災・災害復興分野への協力に高い評価が示された。また、国連水会議のパキスタン洪水に焦点を当てたサイドイベントに機構も登壇した（2023年3月）。 ◎ **トルコ南東部で発生した地震への迅速な対応【②③】**：2023年2月6日にトルコ南東部で発生した地震災害に対しては、発災から約12時間後に国際緊急援助隊・救助チームの第一陣が出発、発災から約41時間後に厳寒の現地で活動を開始するなど、過去に例がないスピー		

			理念に基づき、強じんな国・地域づくりが継続できるような支援を行う。		ドで派遣した（第二陣含め計74名）。救助チームに続き医療チームを派遣し、延べ181名の医療関係者が現地にて約2000名を診療したほか、トルコ・シリア向けを合わせて3度にわたる物資供与を実施した。加えて、3月6日から派遣された国際緊急援助隊専門家チームに機構の防災グループ職員が参加し、防災分野におけるこれまでの知見・経験から災害後の復旧・復興支援の道筋をつけた。また、日本の有識者との連携を促進し、同専門家チームの成果のより広い活用を図るべく、外務省、国交省だけでなく、日本建築学会、土木学会等に対しても帰国報告を行った。なお、同国での防災関連プロジェクト実施時のカウンターパートの長（緊急事態管理庁：AFAD総裁）が、現在は副大統領として災害対応を指揮しており、災害の復旧活動においては、課題別研修「消防・防災」に参加した研修員（ジョージア）が救助活動に従事するなど過去の機構事業関係者が活躍している。 ◎ **日本の知見・経験を活用し、トンガの復旧・復興ビジョンを作成【②】**：2022年1月に発生したトンガの火山災害後の支援の中で、トンガの復旧・復興の方向性を示すBBBビジョン（Build Back Better Vision）をトンガ政府と共に作成した。2022年8月にトンガ政府との共催のセミナー（オンライン配信）で同ビジョンがトンガ政府から発表された。ビジョンの作成に際しては、国内の火山・津波・地震に関する日本国内最先端の学識・有識者を招へいし、今後の復旧・復興を検討するために必要な火山噴火及び津波災害のメカニズムの解明を行うなど、日本の経験・知見を活用した。 ◎ **仙台防災枠組みに基づく防災支援（インドネシア）【①③】**：地震・津波・洪水・海岸浸食・噴火等、多種多様な災害が頻発するインドネシアにおいて、仙台防災枠組で提唱されたBuild Back Better（防災の主流化、事前防災投資等）を実現するための政策制度改善を支援するプログラムローン（DREAM）第三期に係るL/Aを調印した。また、頻発するジャカルタ市内の洪水対策を行うべく協力準備調査を立ち上げた。 ○ 2022年5月の世界防災会合及び2022年9月のアジア・大洋州地域の防災閣僚級会議において、内閣府とサイドイベントを開催し、協力対象国政府及び国内関係機関と連携して、事前防災投資の重要性を発信・強調した。他にも水と災害に関するハイレベル・パネル会合を含む19件の国際会議での発信を行った。 ○ 開発途上地域における「仙台防災枠組」の達成に向け、2019年6月に発表された政府の仙台防災協力イニシアティブ（フェーズ2）も念頭に、JICAグローバル・アジェンダ（防災・復興）に基づき、気候変動適応やSDGs達成の基礎ともなる根本的な災害リスク削減に直結する防災・復興事業の形成・実施を強化した。 ○ JICAグローバル・アジェンダ（防災・復興）に基づき、「仙台防災枠組」のターゲット年である2030年を見据え、また、増大する気候変動の影響も踏まえて、事前防災投資につなげることを目指した技術協力プロジェクトとして、インドネシア「防災事前投資に向けた洪水対策マスタープラン策定能力強化プロジェクト」、イラン「災害強靭性を高めるためのテヘラン市及び地方防災計画策定能力向上プロジェクト」等、5案件を開始した。上記のほか、各国の事前防災投資推進のための支援を行った（計10か国）。		

					○　防災推進体制の確立のための支援：中央防災機関・気象関連機関等を実施機関とする技術協力プロジェクトをメキシコ等4か国で開始したほか、インドネシアやパキスタン等4か国でR/Dに署名した。上記の他、各国の中央防災機関、気象関係機関、研究機関等の能力向上と人材育成を推進した（計25か国）。 **（2）SDGs達成に向けた貢献** 防災に関連するターゲット1.5（人々の強じん性（レジリエンス）を構築し、気候変動、経済、社会、環境的ショックや災害に暴露やぜい弱性を軽減）、ターゲット9.1（信頼でき、持続可能かつ強じん（レジリエント）なインフラを開発）、ターゲット11.5（災害による死者や被災者数を大幅に削減し、直接的経済損失を大幅に減らす）、ターゲット13.1（気候関連災害や自然災害に対する強じん性（レジリエンス）及び適応の能力を強化）に貢献する案件の形成と実施を各国で行った。 **（3）事業上の課題及び対応方針** これまで「仙台防災枠組 2015-2030」のうち、2020 年を目標としているターゲット e：「国家・地方の防災戦略（地方防災計画）を有する国家数を大幅に増やす」に向けた支援に力を入れてきており、2023 年に国連防災機関（UNDRR：United Nations Office for Disaster Risk Reduction）が公表した同ターゲットの進捗レポートにおいて、機構の取組が取り上げられた。今後は、JICA グローバル・アジェンダ（防災・復興）に基づき、同ターゲット a～d（死者数、被災者数、経済的損失、重要インフラの損害の削減）に必要で、優先行動の一つとして挙げられている、災害リスク削減に向けた根本的な事前防災投資の実施支援に、より重点的に取り組む必要がある。2023 年度は、防災投資の促進に資する事業の実施を継続・強化していく。		

４．その他参考情報
特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
No.5	地域の重点取組		
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、TICAD7 横浜宣言 2019、TICAD8 チュニス宣言、グローバルヘルス戦略、アジア健康構想、アフリカ健康構想、対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ、PALM8、PALM9 の公約、対中南米外交・三つの指導理念（juntos）、日・中南米連結性強化構想	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、困難度*	【重要度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 5 年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

注１）　重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

*　重要度の設定理由は項目 No.1 から No.5 で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

２．主要な経年データ

② 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（目標値）	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	
【指標 5-2】JICA 国別分析ペーパー及び事業計画作業用ペーパーの新規策定・改定数	700 件	146 件[15]	151 件	件	件	件	件	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）**

	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
予算額（千円）	37,586/ 26,412				
決算額（千円）	6,059/ 5,552				
経常費用（千円）	18,247/ 12,112				
経常利益（千円）	10,359/ 8,214				
行政コスト（千円）	52,470/ 33,342				
従事人員数	18,330/ 9,435				

**項目 No.1～No.4 に区分されない一部の支出額が項目 No.5 に含まれることから、No.1～4 の支出額合計と No.5 の支出額合計は合致しない。

[15] 各年度の目標値は、JICA国別分析ペーパーの新規策定・改定予定を踏まえて設定しており、中期目標期間全体で目標値700件を達成する予定。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価
3. (5) 地域の重点取組 各国・地域の情勢や特性に応じた重点化を図り、刻々と変化する情勢に柔軟かつ機動的に対応して開発協力事業を実施することにより、効果的かつ戦略的に開発途上地域の開発の支援を行う。また、各国との中長期的な関係強化に向け、親日派・知日派のリーダーとしての活躍が期待される人材を育成する。その際、地	2. (1)⑤ 地域の重点取組 各国・地域の状況や優先的な開発課題を分析し、我が国政府の政策・コミットメントや国別開発協力方針等を踏まえ、事業を形成・実施する。 ア 東南アジア・大洋州地域 東南アジアは高い経済成長を遂げている一方で、域内及び各国内の格差の問題も存在する。かかる地域の特性を踏まえ、インド太平洋に関するASEAN アウトルック（AOIP）の重点分野へ	1. (5) 地域の重点取組 ア 東南アジア・大洋州地域 ・東南アジアについては、FOIP及び「インド太平洋に関するASEAN アウトルック協力のための共同声明」を踏まえ、地域の平和、安定及び繁栄に貢献することを目的に、ASEANの自主性、自立性、一体性（統合の深化）を高める支援を強化する。 ・特に、ASEAN の一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進、陸・海洋の経済回廊	＜主な定量的指標＞ （定量的指標及び実績はじょうき２．.①参照） ＜その他の指標＞ 【指標 5-1】地域の特性、地政学的な位置づけ、及び我が国の地域別公約・政策等を踏まえた開発協力の促進状況 ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞ 自由で開かれたインド太平洋（FOIP：Free and Open Indo-Pacific）等、日本政府の戦略・方針を踏まえ、各国・地域の情勢や特性に応じて協力方針の重点化を図るとともに、第 8 回及び第 9 回太平洋・島サミット（PALM8 及び PALM9）、第 7 回及び第 8 回アフリカ開発会議（TICAD7 及び TICAD8）等各地域での日本政府の政策、国際公約、国別開発協力方針等に沿った事業を展開し、開発途上地域の開発を効果的かつ戦略的に支援した。また、2022 年度計画時点では不透明で予見されなかった事態に対しても大規模かつ迅速に対応を行った。特に、ロシアによる侵略を受けたウクライナにおける復旧・復興支援や周辺国に対する本格的な支援を実施すべく、組織体制を工夫しながら総力を挙げて取り組み、日本政府による国際公約の実現に貢献したほか、トルコ南東部で発生した地震に対する緊急支援等に迅速に取り組んだ。さらに、2021 年度に引き続き「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」の供与等を通じ、各国の喫緊のニーズに応える形で日本政府の政策実現に貢献した。これら取組の結果、有償資金協力（円借款 L/A 承諾額、海外投融資承諾件数・承諾額）について過去最大の実績を達成した。また、無償資金協力の G/A 締結額（承諾額）[16]は 1,192 億円となったほか、外務省から無償資金協力事業の実施監理業務が機構に移管された 2008 年以降で最大の支払実行額（1,086 億円）となった。 **No.5-1 東南アジア・大洋州地域** 東南アジア地域については、主要な外交政策である自由で開かれたインド太平洋（FOIP：Free and Open Indo-Pacific）及び「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック協力のための共同声明」を踏まえ、ASEAN の自主性、自立性、一体性（統合の深化）を高める協力に主眼を置き事業を実施した。具体的には、ASEAN の一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進、陸の東西・南部経済回廊及び海洋の経済回廊に係る連結性強化、自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のための海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、ミンダナオ等の地域が抱えるぜい弱性への対応、成長の歪みを克服する質の高い成長、脱炭素化に向けた気候変動対策、将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成に取り組んだ。また、引き続き新型コロナウイルス対策や経済社会の回復支援を行うとともに、国境を越えた往来の再開・円滑化を受け、国を往来する研修や機構関係者・有識者の現地派遣なども拡充した。 大洋州地域については、FOIP 及び 2021 年 7 月の第 9 回太平洋・島サミット（PALM9：the 9th Pacific Islands Leaders Meeting）で表明された日本の支援方針を踏まえ、海洋インフラ、海上安全、海上法執行能力、漁業資源管理や海洋環境の保全等、新型コロナの影響を踏まえた保健医療分野への対応、気候変動対策、自然災害等のぜい弱性の克服や緩和への対応、自立的かつ持続可能な発展に向けたインフラ整備、貿易・投資や観光分野の支援、人材育成・人的交流の支援に取り組んだ。 **(1) 業務実績** **① 東南アジア**	＜評定と根拠＞ 評定：S 根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、以下 4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評価の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標設定時に想定した以上の政策実現に関する寄与等）を満たす実績が極めて多数あることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。 ＜課題と対応＞ 前年度評価時指摘事項は特になし。	評定：A ＜評定に至った理由＞ （定量的実績） 【指標 5-2】JICA 国別分析ペーパー及び事業計画作業用ペーパーの新規策定・改定数について達成度が目標値の 100%以上となっており、着実に目標を達成している。 （定性的実績） 自由で開かれたインド太平洋（FOIP）等、日本政府の戦略・方針を踏まえ、各地域での日本政府の政策、国際公約、国別開発協力方針等に沿った事業を展開し、開発途上地域の開発を効果的かつ戦略的に支援した。ウクライナにおける復旧・復興支援や周辺国に対する本格的な支援など、日本政府による国際公約の実現に貢献したほか、トルコ南東部で発生した地震に対する緊急支援等に迅速に取り組んだ。さらに、「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」の供与等を通じ、各国の喫緊のニーズに応える形で日本政府の政策実現に貢献した。これら取組の結果、有償資金協力が過去最大の実績を達成した。また、無償資金協力が 2009 年以降で最大の支払実行額となるなど、年度計画の取組を着実に実施したことに

[16] G/Aが締結された案件の供与限度額。

	域統合や地域連結性の向上に向けた動きや広域開発等の地域に共通する課題、ぜい弱国支援・格差是正・中所得国のわなといった課題への対応や、一定程度発展した国の更なる持続的成長、防災・感染症・環境・気候変動等グローバルな課題への対応を重視する。 ア　東南アジア・大洋州地域 東南アジア地域については、インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）	の協力を念頭に、インフラ開発に対する膨大なニーズにも対応し、ハード・ソフトのインフラ整備を含む連結性の強化、域内及び各国内の格差是正、海上保安分野を含む海洋協力、経済・社会強じん化を支援するとともに、生産性向上や技術革新を促す人材育成、平和構築を含む平和で安全な社会実現に向けた支援、デジタル分野の支援（基盤整備、サイバーセキュリティの強化等）を実施する。また、保健医療、防災、気候変動等の地域の共通課題に取り組む。協力に	に係る連結性強化、域内及び各国内の格差是正、海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、成長の歪みを克服する質の高い成長、脱炭素化に向けた気候変動対策、将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成、地域が抱えるぜい弱性への対応、保健医療分野を中心とした新型コロナ対策、ASEAN共同体との技術協力協定に基づく技術協力の推進等を重点領域として支援する。 ・2021年10月の日・ASEAN首脳会議にて日本政府が発表した支援方針を踏		◎ **ミンダナオ地域への長年の協力を称える決議が採択【①③④】：** 2023年1月、フィリピン・バンサモロ暫定自治政府（BTA）議会において、機構によるミンダナオ地域への平和構築に関わる長年の協力を称える決議が採択された。また、外国人として初めてバンサモロ議会で機構理事長が演説を実施した。機構理事長から、BTAによる包摂的かつ強じん性を備えた行政サービス実現への期待を表明し、また、第5期中期計画の重点領域である「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」に資する「バンサモロ自治政府能力向上プロジェクト」他を通じたBTA及びバンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域（BARMM）域内の行政機能強化の支援継続を表明した。 ◎ **フィリピン、インドネシアに対し過去最大規模の円借款を実施【①③】：**2022年度のフィリピンへの円借款新規供与（借款契約（L/A：Loan Agreement）調印ベース）は合計3件、総額4,070億 1,700万円（新型コロナ借款1件、鉄道関連事業2件）となり、インド高速鉄道を除いた場合、2022年度の単年度承諾額規模では世界最大規模、対フィリピン向け円借款承諾額としても史上最高額となった。このうち鉄道支援（2件合計約3,770億円）は、フィリピン政権が重視するインフラ整備政策に合致するもので、マニラ首都圏の交通ネットワーク強化や交通渋滞の緩和を図り、同首都圏の経済圏の拡大や気候変動の緩和への貢献が期待される。また、2022年度のインドネシア向け円借款新規供与（L/A調印ベース）も合計6件、総額2,738億6,200万円（新型コロナ対策財政支援1件（後述）、運輸分野（都市鉄道・道路・港湾）3件（後述）、防災1件、電力1件）となり、同国向け円借款供与額としては過去最大となった。 ◎ **署名式等に大統領が参加し、日本/機構のプレゼンス向上に貢献【①③④】：**フィリピン「マニラ首都圏地下鉄事業（フェーズ1）」は、2022年2月に第二期のL/Aに調印し、2022年度は、同事業における建設契約パッケージに関わる署名式2回、全断面トンネル掘進機（Tunnel Boring Machine: TBM）下降式（2022年6月）、着工式（2022年10月）が実施された。うち署名式1回以外すべてにフィリピン大統領が臨席し、フィリピン国内での機構の事業のプレゼンスの向上、事業の推進に貢献した。特に2022年11月に、内閣総理大臣補佐官、機構役員などの本邦関係者出席のもと、大統領府で開催された契約パッケージ署名式典において、マルコス大統領は機構による約50年に及ぶ開発支援への謝意を示し、「フィリピンのインフラはJICAなしには今日の姿はない」と継続的な協力と成果が称えられた。 ◎ **円借款・技術協力によりFOIPにおける経済的繁栄の追求（連結性）に寄与【①③】：**インドネシア・ジャカルタ首都圏の新規国際港として建設中のパティンバン港第二期のL/Aに調印し、新規技術協力プロジェクトを立ち上げた。また、パティンバン港へのアクセス有料道路を官民連携（PPP：Public-Private Partnership）により支援する円借款のL/Aに調印した。これにより、ジャカルタ首都圏と海外の貿易・物流の円滑化に貢献し、FOIPにおける経済的繁栄の追求（連結性）へも寄与することが期待される。また、ジャカルタ首都圏の交通円滑化に向け、同国初の地下鉄である「MRT南北線フェーズ２（第二期）」のL/Aに調印したほか、都市高速鉄道（MRT：Mass Rapid Transit）の運行体制強化に向けた技術支援も立ち上げた。併せて、MRT沿線も含む公共交通中心の都市開発（TOD：Transit Oriented Development）を推進する技術協力プロジェクトも実施している。また、同MRT運営会社は、機構が支援するベトナム・ホーチミン市都市鉄道向けの研修（第三国研修）		加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 １－１．東南アジア地域 年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・フィリピン、インドネシアに対し過去最大規模の円借款を実施した。特に、フィリピンでは、政権が重視するインフラ整備政策に合致するもので、マニラ首都圏の交通渋滞緩和を図り、同首都圏の経済圏の拡大や気候変動の緩和への貢献が期待されている。マルコス大統領から、「フィリピンのインフラはJICAなしには今日の姿はない」と継続的な協力と成果が称えられた。 ・インドネシアにおいて、円借款・技術協力によりジャカルタ首都圏と海外の貿易・物流の円滑化に貢献しており、FOIPにおける経済的繁栄の追求（連結性）への寄与が期待されている。 ・インドネシア政府が掲げる2060年のゼロエミッション達成に向け、プサンガン水力発電事業の推進や、国営電力会社とエネルギーの脱炭素化に向けた包括的な協力に関する協力覚書の締結などを行った。日本政府が推進するJETPやAZEC構想にも寄与するものである。 ・カンボジアの物流拠点であるシハヌークビル港に

	の重点分野への協力を念頭に、ハード・ソフト両面でのASEAN連結性の強化、域内及び各国内の格差是正、海洋協力、経済・社会強じん化を中心に、ASEAN全体としての包括的かつ持続的な発展に向けた支援を行う。大洋州地域については、小島しょ国ならではのぜい弱性を踏まえ、保健医療・経済回復支援、海洋協力、気候変動対策、防災、強じんかつ持続可能な成長基盤の強化等、開発ニーズ	当たっては、我が国政府の政策や日・ASEAN首脳会議における我が国政府のコミットメントへの貢献や地域機関との連携に留意し、ASEAN全体としての包括的かつ持続的な発展に貢献する。 大洋州については、狭小性・隔絶性・遠隔性といった島しょ国特有の課題やぜい弱性の克服に貢献し、太平洋・島サミット（PALM: Pacific Islands Leaders Meeting）での我が国政府のコミットメント達成にも貢献するため、保健医療体制の脆	まえ、新型コロナ対策支援、気候変動、保健、防災、DX、質の高いインフラ投資、サプライチェーン強じん化といった幅広い分野で協力を強化する。 ・ミャンマーについては、現地情勢や人道状況等を踏まえ、日本政府の方針の下、適切な対応を行う。 ・大洋州地域については、新型コロナの影響を踏まえた保健医療分野への対応を強化し、また、FOIPを踏まえた海洋インフラ、海上安全、海上法執行能力に加え、漁業資源管理や海洋環境の保全等を支		にも協力した。 ◎ **日本・インドネシア両政府が推進するゼロエミッションに貢献【①②③】**：インドネシア政府が掲げる2060年のゼロエミッション達成に向け、プサンガン水力発電事業第二期のL/Aに調印した。また、インドネシアが議長国であった2022年G20サイドイベントとして開催された国際フォーラム（Energy Transition Day）において、国営電力会社とエネルギーの脱炭素化に向けた包括的な協力に関する協力覚書（MOC：Memorandum of Cooperation）を締結した。これらは、日本政府が推進する「公正なエネルギー移行パートナーシップ（JETP）」や「アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC：Asia Zero Emission Community）構想」にも寄与するものである。 ◎ **機構が長年支援してきたカンボジア地雷対策センターにおいてウクライナに対する研修を実施【①②】**：カンボジアで、機構が25年にわたり地雷処理能力強化に係る技術協力・無償資金協力を行ってきたカンボジア地雷対策センター（CMAC：Cambodian Mine Action Centre）の全面協力を得て、ウクライナ非常事態庁の地雷対策要員8名に対して、日本製地雷探知機の初期取扱研修等を実施した。CMACの研修施設や実際の地雷原において、CMACの地雷対策要員や日本の教授が講師となり、地雷探知機の取扱いやCMACが有する地雷対策手法である探知犬、地雷除去機などについて研修を行った。機構とカンボジア政府及びCMACの長年にわたる信頼関係のもと、ウクライナに対する人道的地雷・不発弾対策分野における最初の具体的な活動となった。 ◎ **コンテナターミナルの拡張支援によりFOIP実現に貢献【①③④】**：2022年8月、日本側は外務大臣、カンボジア側は首相陪席のもと、円借款「シハヌークビル港新コンテナターミナル拡張事業（第一期）」（供与限度額413億8,800万円。一案件としてはカンボジア向け円借款で過去最大規模）のL/Aに調印した。本案件は、カンボジアの物流拠点であり、海の連結性向上の要であるシハヌークビル港において、急増する貨物需要に対応するため、新コンテナターミナルの拡張を支援するもので、FOIP実現に貢献する事業である。2022年はカンボジアがASEAN議長国である中、2022年3月の首脳会談において、カンボジア首相からこれまでの同港整備に係る日本の支援へ謝意が表明され、カンボジア政府も一体となり同港を地域の中核港とするため日本と連携していきたい旨発言があるなど、要人面談の際に本案件に累次言及された。 ◎ **東ティモール初の円借款事業が完工【①③④】**：東ティモールの首都ディリで、2022年8月、東ティモール初の円借款事業である「国道１号線整備事業」が完了し、開通式が開催された。国道１号線の整備は、同国の「戦略開発計画 （2011-2030）」において国家最優先事業に位置付けられていたものであり、式典には、東ティモール側からは経済調整担当大臣、財務大臣、公共事業大臣らが出席し、公共事業大臣より「国道1号線が東ティモールの発展に寄与することを期待する。20年にわたる日本の協力に感謝する」との謝意が述べられ、先方政府からの高い評価を得た。 ◎ **タイTICAと双方向の新たな国際協力の形を実践【②⑤】**：タイの技術協力を所管するタイ外務省国際協力局（TICA）との連携覚書の5年間の延長に合意した。また、uzuタイと		おいて、新コンテナターミナルの拡張を支援することにより、急増する貨物需要に対応し、海の連結性を向上することで FOIP 実現に貢献した。 ・東ティモール初の円借款事業である「国道１号線整備事業」が完了した。同国の「戦略開発計画 （2011-2030）」において国家最優先事業に位置付けられており、公共事業大臣より謝意が述べられ、先方政府からの高い評価を得た。 ・円借款等による新型コロナウイルス等への対応の支援として、インドネシアでは、ADB、KfW、韓国輸出入銀行との協調融資、タイでは要請から迅速に円借款、フィリピンでは、緊急支援借款（フェーズ2）のL/A調印を行った。フィリピンでの調印式の場では、財務大臣より、機構の継続的な協力に対して感謝の意が示された。 １－２．大洋州地域 年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・大洋州における機構初の官民連携大型インフラ事業（パラオ国際空港ターミナル）が完工し、コロナ禍で直面する数々の困難に対応しながらオールジャパンでパラオの観光産業発展の後押しをした。 ２．東・中央アジア及びコーカ

	に即した支援を行う。 イ　東・中央アジア及びコーカサス地域 地域共通及び各国の重点課題の解決に向け、格差是正と域内外の連結性の強化を中心に、ガバナンス強化及び市場経済化に資する支援を行う。 ウ　南アジア地域 地域の安定と潜在力の発現を可能とする強じんな社会の構築に向け、インフラの整備や貿易・投資環境の整備、社会開発への投資	弱性、経済回復、海洋汚染や海上安全保障、水産資源の持続可能な利用、自然災害へのぜい弱性や気候変動への対応、質の高いインフラ支援を通じた連結性の強化、貿易・投資、観光、ICT 活用の促進、民間投資促進、財政の強じん化等の取組を支援する。 イ　東・中央アジア及びコーカサス地域 東・中央アジア及びコーカサスは大半が内陸に位置し、市場経済に移行した旧社会主義国が多く、長期的な安定と持続可能な発展が求められている。	援する。気候変動対策、自然災害等のぜい弱性の克服や緩和への対応、自立的かつ持続可能な発展に向けたインフラ整備、貿易・投資や観光分野の支援、「SDGs グローバルリーダー」コースを含む人材育成・人的交流の支援に取り組む。 ・2021年7月の第9回太平洋・島サミット（PALM: Pacific Islands Leaders Meeting、以下「PALM」という。）で表明された我が国の支援方針を踏まえ、「新型コロナウイルスへの対応と回復」、「法の支配に基づく持		日本の新たな国際協力の形として、TICAが派遣するFriends From Thailand（FFT。タイ版のボランティア事業）の本邦派遣の受入支援を開始した（日本での受入は初）。パイロットプログラムとして、約3か月間、北海道釧路市と熊本県人吉球磨地域にそれぞれ観光分野のボランティア1名が派遣され、受入自治体における観光資源の発掘・PR等のインバウンド観光客受入の回復・増加に向けた活動を推進した。釧路市のボランティアは「Cool釧路市観光大使」に任命された。 ◎　**円借款等により新型コロナウイルス等への対応を支援【②③】：** ・インドネシアで、アジア開発銀行（ADB：Asian Development Bank）、ドイツ復興金融公庫（KfW）、韓国輸出入銀行との協調融資により、新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援に係るL/Aに調印したほか、遠隔医療技術協力プロジェクトにおいて医療機材・ICT機材の供与、プレハブICUの建設を実施した。また、新型コロナウイルス及びその他感染症ワクチン管理能力強化プロジェクトにおいて、検査体制強化のため、260,000ユニットのVTM（ウイルス輸送液）を供与した。 ・タイで、要請から5か月半で「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」（円借款）のL/Aに調印した。また、無償資金協力「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援計画」（5億円）の贈与契約（G/A：Grant Agreement）を締結した。 ・2022年4月、フィリピン向け円借款「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款（フェーズ2）」のL/Aに、在フィリピン特命全権大使出席のもと、機構理事長・フィリピン財務大臣（当時）が調印した。感染症対策を徹底することで、新型コロナウイルス感染症の拡大後では初めてとなる機構麹町本部での調印式開催及び要人訪問対応となった。調印式の場では、財務大臣より、機構はフィリピン政府と国民にとって最も信頼できるパートナーであるとして、機構の継続的な協力に対して感謝の意が示された。 ○　ベトナム「衛星情報の活用による災害・気候変動対策事業（II）」（円借款）のL/Aに調印した。ハノイ市ホアラック地区で、地球観測衛星の開発・利用に必要な関連施設を調達・整備し、それら施設で衛星観測データを利用することができる人材の育成を支援する。衛星の打上げ及び利活用を通じて、気候変動に伴う災害激甚化等を事前に考慮した各種計画立案や災害対応体制の強化を図り、減災に寄与する。衛星の打上げは2024年を目指している。 ○　ベトナム「ホーチミン市都市鉄道建設事業（1号線）」（円借款）で、都市鉄道としてはホーチミンで初、地下区間を含む都市鉄道としてはベトナムで初となる鉄道の建設を支援している。コロナ禍でも、建設を継続し、また車輌を日本から輸送するなど、困難な環境下でも事業を継続した。2022年12月には、高架区間で試験走行を実施し、在越日本大使、ホーチミン市人民委員長、機構ベトナム事務所長等が式典に参加した。2023 年は日越国交樹立 50 周年の記念すべき年であり、その先駆けとなるイベントとして、現地メディアでも大々的に報道された。実際に試運転で車輌が走る映像は、都市鉄道開業への期待を高め、市民に対して大きなインパクトを与えた。2023年中の完工を目指している。 ○　2023年の台風ヨランダ10周年を見据え、プロジェクトヒストリー「屋根もない、家もない、でも、希望を胸に。フィリピン巨大台風ヨランダからの復興」を元に、若年層向けに漫画		サス地域 年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・ウズベキスタン初の民間事業者による大規模風力発電を支援した。中央アジア・コーカサス地域における民間事業者による投資の呼び水として、モデルケースとなることが期待されている。 ・ウズベキスタンにおいて、養蚕の技術協力プロジェクトの専門家、関連する中小企業・SDGs ビジネス支援事業案件の提案企業、自治体（高崎市）が連携し、シルク産業の取組を幅広く展開した。加えて、高崎市との共催によるイベントなどにより、外国人材受入れを支援した。 ・キルギスの村落部における収入創出を目的として、一村一品プロジェクトを実施した。キルギス政府より高く評価され、国家プロジェクトとして位置づけ、同国政府の政策に取り入れられた。 ・カザフスタン国際開発庁（KazAid）の能力強化や、タジキスタンのビジネスインキュベーションプロジェクトと連携したタジキスタン及びトルクメニスタン向け支援を実施するなど、新興国の援助機関等の能力強化を支援した。 ３．南アジア地域

	等、成長を通じた持続可能な発展の基盤を構築するための支援を行う。 エ　中南米・カリブ地域 安定的で強じんな社会・経済開発、貿易・投資等を通じた経済発展を一層促進していくための環境整備、防災や気候変動対策を含む地球規模課題等への対応のための支援を行う。 オ　アフリカ地域 各種社会開発課題の解決、平和と安定の確立・定着に寄与するとともに、新	かかる地域の特性を踏まえ、ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、人材育成等を支援する。協力に当たっては、域内外の連結性向上、市場経済化の促進、格差の是正に留意し、保健医療システムの強化にも取り組む。 ウ　南アジア地域 南アジア地域は、若年層が多い人口構成や莫大な消費を背景として、今後、世界の経済成長の中心となる潜在力を有している。また、アジアと中東・アフリカをつなぐ地政学的な要衝であり、隣接地	続可能な海洋」、「気候変動・防災」、「持続可能で強じんな経済発展の基盤強化」、「人的交流・人材育成」に資する事業の形成及び進捗を図る。 ・PALM9首脳宣言・共同行動計画を踏まえ、限られたリソースの中で効果的な支援を実施していくためにも、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド等のパートナーとより緊密な意思疎通、連携強化を図る。 イ　東・中央アジア及びコーカサス地域 ・ガバナンスの強化、産業の多角化、インフ		を作成した（2023年3月完成）。本漫画により、より多くの若者に機構の事業や世界の抱える課題を知ってもらうことが期待される。 ○　ミャンマーで、国民生活に不可欠なサービスを提供する民間ビジネスを促進することを目的に、民間企業と直接連携する形で、スタートアップ企業の新規事業立ち上げを支援するプログラムを実施し、対象5社に対して専門家によるアドバイスを行った。また、現地人材紹介会社等との連携の下、訪日を希望する外国人材に対する正確な情報発信を目的に、技能実習・特定技能制度や日本に関する情報提供（ポスター・動画等を用いた情報提供）を行った。 ○　港湾分野での東南アジア・大洋州地域と日本のネットワークを強化し、各国の港湾分野での開発戦略・計画の策定や港湾のグリーン化に協力するため、東南アジア・大洋州地域18か国から港湾関連省庁・公社の幹部等26名を日本に招へいし、日本の政府・民間関係者との面談、港湾運営管理に関するセミナーの実施、日本の港湾の視察等を実施した。 ○　メコン地域の連結性をハード／ソフト両面から強化するため、経済産業省、日本貿易振興機構（JETRO：Japan External Trade Organization）、各国商工会、ADB、ASEAN事務局、日系物流企業等と議論し、新たな協力を検討した。これら議論の成果は、経済産業省が推進する日・ASEAN経済共創ビジョン策定等にもインプットを行った。 ○　JICAの新たな官民連携のモデルを構築すべく、2022年10月に外部コンサルタントを傭上し、海外拠点及び課題部向け説明会を随時開催しながら、民間連携のプラットフォーム作りを開始した。タイ周辺諸国経済開発協力機構（NEDA）主催の周辺諸国行政官向けPPPセミナー等での講義や、国際金融公社（IFC）、シンガポール政府、ハーバード大学との連携による途上国行政官向け研修を通じ、PPPに関する能力強化に取り組んだ。また、ADBの官民連携部（Office of Public–Private Partnership：OPPP）やIFCとの意見交換を開始し、PPP分野での具体的な連携検討を進めた。 ○　東南アジア地域では、長期研修「SDGsグローバルリーダー・コース」で、2022年度に50名の研修員を受け入れた。研修員は、在学中に政府関係機関のみならず、民間企業等でもインターンシップを実施しており、研修員及び受入れ機関の双方の学びに繋がった。 ○　ベトナムでは、コロナ禍で一時中断していた次世代リーダー育成のための「戦略的幹部研修プロジェクト」を再開し、本邦における研修に5名が参加し、2022年12月に成功裏に研修を修了した。過去に戦略的幹部研修プロジェクトに参加した研修員の一部は副首相等の政府高官に就任するなど、将来、リーダーを担う若手人材育成に貢献しており、親日派人材との関係強化にも寄与している。 ○　インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、カンボジア、ラオス、東ティモールの大学等で、現地への日本人講師派遣又はオンライン講義にてJICAチェア（JICA日本研究講座設立支援事業）を実施した。日本人講師と学生・参加者の間で非常に活発な意見交換、交流が行われた。		年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・インドにおいて、円借款8件約2,500億円の新規案件形成、及び高速鉄道の第3期・4期計4,000億円の借款を承諾した。幅広い分野で案件を実施し、多様なインドの社会課題の解決や経済発展に貢献し、更には日印特別戦略的グローバル・パートナーシップを締結している両国間の関係強化に寄与した。 ・11年ぶりの対ブータン円借款供与である「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」において、コロナ禍による社会経済課題に対応するため、迅速な貸付実行（承諾から約1か月）するなど、先方財務大臣から深い感謝の意が表された。 ・アフガニスタン向けとして、支援実施に制約が多い中にあっても、国際機関等を通じた無償資金協力として、保健、食料、教育、国内避難民・帰還民支援の分野など、困窮するアフガニスタンの人々に寄り添い人間の安全保障に資する支援を推進した。 ・パキスタン洪水被害に対する緊急支援と「より良い復興」（BBB）のための支援を迅速に実施した結果、先方首相からも首脳会談の場で謝辞があった。 ・対ネパールの「インパクト

	型コロナウイルス感染症拡大等による社会経済的ダメージを克服するべくアフリカの自立的な成長のための支援を行う。その際、これまでのTICADプロセスの成果を礎に、イノベーションを活用しつつ、対象国だけでなくアフリカ大陸全体に効果が波及するよう取り組む。 カ　中東・欧州地域 多様な宗派・部族に属する人々に配慮しつつ全ての人々を包摂する質の高い成	域を含む世界全体の安定と発展に大きな役割を担っている。一方で、同地域はサブサハラ地域に次ぐ貧困人口を有し格差も大きく、自然災害や感染症等にもぜい弱であり、さらに、経済社会に混乱を抱える国もある。かかる地域の特性を踏まえ、強じんな社会の構築に向けた持続可能な発展の基盤の構築のために、インフラ整備、貿易・投資環境整備、平和と安定への取組、基礎生活分野の改善、デジタル分野、気候変動や防災等の地球規模課題への対応等を支援	ラ整備、若手行政官や技術分野の幹部人材・高度産業人材等を中心とした人材育成、保健医療システムの強化を重点領域として支援に取り組む。 ・特に、モンゴルでは、市場経済安定化とガバナンス強化、保健医療システム強化等に向けた取組を継続するとともに、持続的な経済成長に資する産業の多角化を図るため、ICT、観光、農牧業、気候変動対策分野の開発を支援する。また、深刻化するウランバートル市の交通渋滞の解消に資する円借款事業の形成に取り組		**②　大洋州** ◎　**大洋州における機構初の官民連携大型インフラ事業が完工【①②】**：パラオでは、大洋州における機構初の官民連携大型インフラ事業である「パラオ国際空港ターミナル拡張・運営事業」（海外投融資）が完工し、2022年5月にターミナル供用式典が開催された。パラオ側は大統領以下主要閣僚が出席したほか、日本側は外務大臣が出席した。2021年7月のPALM9の首脳宣言・共同行動計画で示された重点分野のひとつである「持続可能で強じんな経済発展の基盤強化」に資するものであり、スポンサーとして参画する双日株式会社の空港事業に関する豊富な知見・ネットワーク、日本空港ビルデング株式会社（JATCO）の空港運営ノウハウ、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）による支援が生かされ、空港拡張・改修工事のコントラクターである大成建設株式会社が建設を担当し、コロナ禍で直面する数々の困難に対応しながらオールジャパンでパラオの観光産業発展の後押しをしている。 ○　国の小ささから協力規模が限定される大洋州地域においては、限られたリソースの中で効果的な支援が重要となるが、2022年6月に米国を中心とする日・オーストラリア・ニュージーランド・英国の5か国がPartners in the Blue Pacific（PBP）の設立を発表したことを受け、PALM9首脳宣言・共同行動計画も踏まえつつ、これらの国をはじめとする開発パートナーとの連携協議を推進した。具体的には、コロナ禍ではオンライン出席にとどまっていた大洋州ドナー協調に係る会合に対面で参加したことに加え、在京大使館関係者も含め、米国、オーストラリア、ニュージーランド、フランス、韓国を中心とする関係者とも個別の会合を開催し、大洋州における効果的・効率的な事業展開に関する協議を年間を通じて30回以上行った。 ○　PALM9で重点分野の一つとされた「持続可能で強じんな経済発展の基盤強化」に資する「財政基盤強化」のため、パプアニューギニアとソロモンに対し「公共投資管理アドバイザー」、トンガに対し「債務管理アドバイザー」の派遣を開始し、また、パプアニューギニアにおいて開発計画アドバイザーの派遣、フィジーにおいて「世界税関機構（WCO：World Customs Organization）連携　税関能力強化」研修を継続した。 ○　長期研修「SDGsグローバルリーダー・コース」では、2022年度に大洋州地域から36名の研修員を受け入れた。そのうち学部生は2021年度の倍となる4名を受け入れた。研修員は、在学中に政府関係機関のみならず民間企業等でもインターンシップを実施し、研修員及び受入れ機関の双方の学びに繋がった。 ○　パプアニューギニア、南太平洋（フィジー、サモア）で、現地への日本人講師派遣又はオンライン講義にてJICAチェア（JICA日本研究講座設立支援事業）を実施した。日本人講師と学生・参加者の間で非常に活発な意見交換、交流が行われた。 ○　その他、各国・各分野でASEAN域内格差是正、パラオ「海上オペレーションセンター強化」（個別専門家）等海上法執行能力の強化に貢献した。また、フードバリューチェーン、サイバーセキュリティ等の分野でASEAN共同体との技術協力の案件形成・実施を行った。		投資推進事業」（海外投融資）は、産業振興・雇用創出や再生可能エネルギーの推進を図り、基幹産業の育成及び気候変動の緩和に貢献するものである。また、6年ぶりのネパール向けプロジェクト借款「都市送配電事業」により、産業振興に必要不可欠な電力供給の安定化を土台など、海外投融資を通じた基幹産業の育成に貢献した。 ・スリランカ経済危機に対し、国民を守るための迅速な緊急支援（メイズ（トウモロコシ、鶏等の主要飼料）の種子や、枯渇する医薬・医療品を緊急的に調達）を実施した。 ・バングラデシュで初めての都市高速鉄道が部分開業し、交通渋滞、大気汚染緩和に対する貢献が期待されている。また、同国初の国際水準の経済特区BSEZが開業し、今後多くの本邦企業の投資が期待されている。 ・クロスボーダー道路網整備事業のカルナ橋が開橋・供用を開始した。バングラデシュとインドを繋ぐ経済回廊におけるクロスボーダー道路交通の飛躍的改善が期待されており、南アジア連結性向上に貢献した。 ４．中南米・カリブ地域 年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆

長への支援、紛争・難民問題、パンデミックへの対応も含む中東・欧州地域の経済・社会の安定化に資する支援を行う。その際、TICAD、「平和と繁栄の回廊」構想、「西バルカンイニシアティブ」や、南南協力の推進といった地域的な戦略・イニシアティブへの貢献を重視する。	する。協力に当たっては、これまで培ってきた南アジア諸国との信頼関係をベースに、域内の内陸国のニーズや地域全体及び他地域とのハード・ソフト両面における連結性強化、安全の確保に留意する。また、各国での取組への理解・支持促進のため、国内外での積極的な情報発信強化等を重視する。 エ　中南米・カリブ地域 中南米・カリブでは、多くの国が一定の経済発展を達成しつつあり、民間連携や科学技術支援の潜在的な実現可能性を	む。 ・中央アジア・コーカサス地域では、新型コロナの影響を踏まえた保健システムの強化、域内及び他地域との連結性強化、国内の格差の是正及び質の高いインフラに配慮した協力を推進し、発電所、農業金融、保健、財政支援等の円借款事業の形成及び着実な実施を継続するとともに、電力、農業、ビジネス振興、保健医療等で無償資金協力や技術協力事業の形成に取り組む。 ・中国については、2022年3月をもってODAが終了したところであり、今		**(2) 事業上の課題及び対応方針** 東南アジアでは、2023年は日・ASEAN友好50周年であり、同年内に日・ASEAN特別首脳会議も予定されていることから、関連する協力の実現や東南アジア向け協力に関わる対外発信に努める。なお、新型コロナウイルスに係る各国の水際対策が緩和され、専門家等の派遣を促進する環境が整ってきた一方、世界的な物価高騰や急速な円安により、特に実施中の円借款及び無償資金協力の事業費が増大傾向にあることが課題である。また、インフレや通貨安を抑えるため金融を引き締める国が増え、経済成長が鈍化するリスクが高くなっている。このため、各国の旺盛な開発ニーズに柔軟に応えるとともに、マクロ経済やそれに付随する社会経済状況を注視し、コロナ禍からの回復や経済安定化への支援を含めた協力を引き続き実施する。太平洋島しょ国は、狭小性、隔絶性、遠隔性といった、島しょ国特有の課題・ぜい弱性を抱え、広大な排他的経済水域（EEZ）の管理・モニタリング、水産資源管理、気候変動による海面上昇や自然災害に強いインフラの整備、保健医療体制の強化、強じんで安定的な成長に必要な財政基盤の強化や産業の多角化などへの対応が喫緊の課題となっている。特に、新型コロナウイルスの世界的流行以降、太平洋島しょ国地域は厳格な水際対策等を通じて、感染の拡大を最小限に抑えてきたが、観光業をはじめとする主産業への影響は大きく、経済的に深刻なダメージを受けている。 PALM9にて5つの重点分野が協力の指針として示されているほか、太平洋島しょ国地域は日本の安全保障にとって地政学的に重要な地域であり、FOIPの実現に資する協力が重要となっている。これら方針を踏まえ、他の開発パートナー等とも連携しつつ、島しょ国特有の開発課題に対する協力の推進に努めていく。 **No.5-2 東・中央アジア及びコーカサス地域** ポストコロナ及びウクライナ戦争の影響を踏まえつつ、日本政府の「中央アジア+日本」対話第9回外相会合（2022年12月）で打ち出された「人への投資」と「成長の質」を重視し、モンゴル・南コーカサスを含めた内陸アジア諸国との広域連携強化に資する支援に取り組んだ。 **(1) 業務実績** ◎ **ウズベキスタン初の民間事業者による大規模風力発電を支援【①③】**：民間事業者による大規模風力発電設備（500MWdp）を建設・運営することを支援すべく「ザラフシャン風力発電事業」（海外投融資）にてプロジェクトファイナンスによる融資契約を締結した（2022年9月）。ウズベキスタン政府の進めるパリ協定の順守及び2026年までに電源構成に占める再生可能エネルギーの比率を25%に引き上げることを目標とした再生可能エネルギーの普及に貢献が期待される。本事業はウズベキスタンでは初の民間事業者による大規模風力発電整備であり、PPP活用によるインフラ整備を推進するウズベキスタン政府の政策の先鞭をつけるものである。ウズベキスタンを含む中央アジア・コーカサス地域における後続類似案件に対する民間事業者による投資の呼び水として、モデルケースとなることが期待される。 ◎ **自治体と連携し、外国人材受入を支援【①②⑤】**：ウズベキスタン政府は移民労働の機会拡大や保護を目的として様々な施策を講じており、機構が2021年度に実施した基礎情報収集・確認調査に引き続き、日本国内の自治体、農業分野（畜産）の企業によるウズベキ		すべき実績が認められた。 ・ホンジュラスでは長年にわたる治安対策への協力に対し、国家警察より勲章を受章するなど、同国の地域警察活動強化への支援を通じて行ってきた貢献が評価された。 ・JICA チェアの連続講義について、2021 年度の 7 か国 7 校から、11 か国 13 校に増加した。中南米地域は、日系社会の存在を背景として日本に対しての知的関心度が高く、日・中南米連結性強化構想「知恵の連結性強化」に貢献した。 ５．アフリカ地域 年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・TICAD8 への日本の貢献として発表された「TICAD8 日本の取組」では、全 70 項目のうち、42 項目を機構に関連する項目が占めた。 ・TICAD7 への日本の貢献として発表された「TICAD7 日本の取組」では、全 48 項目（小項目）のうち、機構が関与するは 39 項目に上ったが、いずれの項目もコロナ禍の最中には目標達成に困難が伴ったものの、概ね公約達成に貢献した。主要な実績としては、医療・保健分野や産業多角化と雇用創出分野の人材育成、質の高い教育の提供等が挙げられる。

		有する一方、貧困層や格差、自然災害等の課題を抱えている国も少なくない。また、同地域では米国及びマルチドナーも活発に支援を進めている。かかる地域の特性を踏まえ、安定的で強じんな社会・経済開発、貿易・投資等を通じた経済発展を一層促進する環境を整備するため、ガバナンス、教育、保健、バリューチェーン構築に資する公的・民間セクター強化、インフラ整備を支援する。また、防災や気候変動といった地球規模課題等への対応を支援する。協力に	後は「日中両国が対等なパートナーとして、共に肩を並べて地域や国際社会に貢献する時代になったとの認識のもと、対中ODAを終了させるとともに、開発分野における対話や人材交流などの新たな次元の日中協力を推進する」（開発協力白書2020年版）という日本政府の考えを踏まえて、機構としての役割を果たしていく。 ウ　南アジア地域 ・コロナ禍からの誰一人取り残さない「強じんな社会システムの構築」に向け、「人間の安全保障」及び「質の高		スタン向けセミナーを実施した。更なる外国人材の受入に貢献する取組の強化を目的とし、ウズベキスタン労働雇用関係省（Ministry of Labour and Employment Relation）傘下の対外労働移民庁（Agency of External Labour Migration）との間で、外国人材受入支援分野や就労等を通じた産業人材育成に係るMOCを2022年12月に締結した。シルクロードで知られるウズベキスタンにおいて、養蚕の技術協力プロジェクトの専門家、関連する中小企業・SDGsビジネス支援事業案件の提案企業（以下、SDGs案件企業という。）、自治体（高崎市、SDGs案件の代表企業の所在地）及び機構ウズベキスタン事務所、JICA東京が連携しつつ、専門家・SDGs案件企業によるウズベキスタンシルク産業の発展に向けた共同セミナーの開催など、群馬×ウズベキスタン×シルク産業によるシルクでつながる取組を幅広く展開した。加えて、高崎市との共催による「外国人材雇用入門セミナー」を開催し連携基盤を強化した。 ◎　**内陸アジア3か国にまたがる日本センター間の協力枠組みを構築、外国人材受入にも貢献【②⑤】：**キルギス日本センターとカザフスタン日本センターが合同して「第3回カザフスタン・キルギス共和国合同オンライン留学フェア」を2022年10月に実施した。その後、留学フェアや日本の経済産業省の高度人材政策とも紐づけて、キルギス、カザフスタン、モンゴルの3つの日本センターの連携枠組みにより、初めての「内陸アジア遊牧文化圏日本センター合同事業 日本留学後の高度人材就職セミナー」を2022年11月に実施した。2023年1月にはキルギス日本センターによる「キルギス建設・建築ビジネス及び工学系高度人材オンラインセミナー」を日本の国土交通省の後援も受けて実施した。内陸アジア3か国にまたがる日本センター間の協力枠組みを日本側省庁も巻き込んで構築した。 ◎　**機構の協力成果が国家政策として閣議承認【②④⑤】：**キルギスでは人口の6割が農村部に暮らし、主な収入源を農業生産と海外からの送金に依存している。農業生産だけでは不十分な収入を補うために、都市部や海外へ出稼ぎに出る男性が多く、残された女性も農業以外の就業機会がないという現状を受け、村落部における収入創出を目的として、2007年に一村一品プロジェクトを開始した。同プロジェクトはキルギス政府の下、現地のNPO法人「OVOP＋１」をパートナーに据え、地域にあるリソースの発掘、それらを活用した商品開発、海外も含めた販路開拓を行ってきた。その結果、「OVOP＋１」は無印良品を展開する株式会社良品計画をはじめとした日本企業への販売、観光客や富裕層をターゲットとした国内での販売を拡大し、2022年度には村落部に暮らす女性を中心に、約3300人（2021年度までは約2,000人）の人々を生産活動に取り込むことに成功した。現在では、「OVOP+１」は原材料の調達から販売までのサプライチェーンを管理・運営し、コロナ禍の影響を受けつつも着実に業績を伸ばしている。また、国内各地及び近隣国に対する知見の共有も積極的に行っている。今般、これらの成果がキルギス政府より高く評価され、機構が支援してきた一村一品プロジェクトを国家プロジェクトとして位置づけ、キルギス政府自身の政策に取り入れることが2022年6月のキルギス政府の閣僚会議で決定された。また、日本人専門家へ首相から感謝状が贈られ、当該専門家はキルギス政府により独自に経済商業大臣のアドバイザーに任命された。 ◎　**新興国の援助機関の能力強化を支援【②④】：**2022年10月にカザフスタン国際開発庁（KazAid）との間で第1回定例会議をオンラインで開催。また、2022年12月にKazAidの理		AfDBとの民間セクター開発のための協力では、当初目標額の達成は困難となったが、コロナ禍による社会経済ダメージを克服する緊急財政支援を柔軟に形成し、一定水準の実績達成に貢献した。 ・TICAD8では、ウィズコロナ・ポストコロナや複合的危機下でのアフリカにおける日本の協力の役割、意義を示した広報活動を展開し、多数の報道により日本のプレゼンス向上に貢献した。 ・ウクライナ危機の影響による食料安全保障への脅威に対応した食料増産支援を通じて、CARDによる2億人分のコメ増産の達成目標に協力したほか、AfDBとの協調融資の形成、緊急支援（ナイジェリア、コートジボワール、タンザニアの3か国における気候変動等に耐性のある種子や肥料の購入に係る財政支援等）の形成により、4,600万人分の食料生産に向けた道筋をつけた。 ・新型コロナウイルス及び今後の感染症流行を見据えた域内協力を推進し、感染症対策に資する大陸横断的な域内協力体制の構築を推進した。具体的には、ケニア中央医学研究所に対し東アフリカ域内の感染症対策拠点強化を目指した技術協力を開始した。その他、ガーナ「野口

		当たっては、国際開発金融機関、民間企業等との連携、またDXの活用、新産業の担い手との連携を重視して協力に取り組む。 オ　アフリカ地域 　アフリカは、人口規模の観点から将来的に一大市場を形成することが期待され、継続した産業開発への協力が重要となっている。一方で、政治情勢の不安定化、資源価格の下落、暴力的過激主義の拡大といったリスクは依然として高く、これら課題への対応が同時に求められている。こうした中、	い成長」を両輪として、インフラ整備、貿易・投資環境整備、平和と安定への取組、基礎生活分野の改善、デジタル分野、気候変動や防災等の地球規模課題への対応等に係る協力を行う。 ・協力にあたっては、質の高いインフラ協力、FOIP、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」、「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」等の日本政府が推進する政策を踏まえ、他ドナー・国際機関とも連携しつつ、多様な課題に対して技術協力・有償		事長及び幹部2名を招へいし、機構本部及び本邦関係省庁において研修を実施するとともに、同庁の能力強化及び周辺国への支援に向けた連携に係るMOCを締結した。同12月開催された「『中央アジア+日本』対話」第9回外相会議における日本・カザフスタン外相会合において、MOCの締結により両国の協力関係が一層強化されることが期待される旨、評価された。加えて、2023年2月中旬には短期専門家を派遣し、同国政府関係者のODAの意義についての理解を深めるとともに今後の協力活動についてアクションプランを作成した。それを踏まえ、KazAidと連携した周辺国に対する協力として、カザフスタン日本センター（KJC）のリソースを活用し、タジキスタンのビジネスインキュベーションプロジェクトと連携したビジネスマネジメント（カイゼン）に係るセミナーをオンラインセミナー形式でタジキスタン、トルクメニスタンを対象に実施した。また、2022年11月にはタジキスタンにおいて対面で実施した。 ○　モンゴルのデジタル技術導入推進のため、ICT・デジタル産業及びスタートアップ産業振興基礎調査の形成やサイバーセキュリティ人材育成案件を着実に実施した。 ○　人材育成奨学計画（JDS：Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship）に参加し、日本で経済・財政分野を学んだ留学生が、帰国後、モンゴルで日本の指導教官との合同セミナーを開催したほか、執筆論文の書籍発刊等も行い、留学で得た知見が幅広くモンゴル国内外へ共有された。保健医療分野では、拠点病院となるモンゴル日本病院の人材育成を行う技術協力を開始した。観光分野では、持続可能な観光政策に係る専門家の派遣を開始した。気候変動対策分野では、気象災害であるゾド対策（気候変動適応策）の事業化に向けた基礎情報収集・確認調査を実施した。加えて、ウランバートル市の交通渋滞の解消に資する円借款事業について、供与の再開に必要となる財政・マクロ経済情報を日本政府へ提供した。 ○　対中国ODAのアセットを活用し、中国全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会と日本政府・機構との間で、法整備分野における日中間の交流を目的とした意見交換会を実施した。また、本邦企業が中国へビジネス展開する際のニーズの掘り起こしと、中国側企業・研究機関との連携へ向けたマッチング支援を実施した。 ○　モンゴルに対しては、日モ外交50周年及び日本と中央アジア・コーカサス諸国の外交30周年を契機とした要人往来、機構モンゴル事務所設立25周年・JICA海外協力隊派遣30周年の周年行事、JICA地球ひろばでの特別展示や写真展開催を通じて信頼関係の強化を図った。 ○　モンゴルにおいてJICAチェア特別講義を実施したほか、ジョージア、タジキスタン、カザフスタンでもJICAチェアを開講し、戦後日本の発展モデルに係る連続講座を通じ日本の開発経験の共有を通じた人材育成に貢献した。 **（2）事業上の課題及び対応方針** 　東・中央アジア及びコーカサス地域は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により対外債務問題・財政赤字等の課題を抱えるとともに、ウクライナ情勢激化により食料やエネルギー供給など同地域の社会経済面で大きな影響を受けている。マクロ経済状況や社会状況等に注		記念医学研究所」、コンゴ民主共和国国立生物医学研究所（INRB）において広域セミナーを実施した。 ・アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）との連携強化を目的に、貿易円滑化や回廊開発、域内産業バリューチェーンの構築等における AfCFTA 事務局との連携を強化し、貿易環境の改善に寄与した。 ・アフリカ連合開発庁―アフリカ開発のための新パートナーシップ（AUDA-NEPAD）との連携を通じて、連結性の強化や「カイゼン」アプローチ及び栄養分野における取組をアフリカ全域に展開した。 ６．中東・欧州地域 　中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・ロシアによるウクライナへの侵略により発生した危機に以下のとおり迅速かつ機動的に対応した。 - ウクライナ政府に対し、世界銀行との協調融資による財政支援を実施し、国家運営に必要不可欠な支出のため合計780億円の迅速な資金協力を行った。 - ウクライナ越冬支援として、深刻なエネルギー不足に緊急的に対応すべく、発電機を中心に日

		これまでのアフリカ開発会議（Tokyo International Conference on African Development、以下「TICAD」という。）で培われたアセットを基礎として、かかる地域の特性を踏まえ、保健医療体制の強化、ディーセントワークの実現、アフリカのきれいな街プラットフォーム等を通じた地球規模課題への対応等の社会開発課題への取組を推進するほか、地域経済統合に向けた取組を含め、官民一体となって強じんなアフリカ経済の構築・自	資金協力（円借款、海外投融資）・無償資金協力等のスキームを柔軟・有機的に組み合わせて案件形成・実施を推進する。 ・また、「SDGsグローバルリーダー」コースや人材育成奨学計画(JDS)といったJICA開発大学院連携等を通じた人材育成及びネットワーキングを継続・強化する。 ・2022年は日本・南西アジア交流年であることを踏まえ、各国での取組への理解・支持促進のため、国内外で一層積極的な情報発信強化を行う。 ・アフガニ		視しつつ、民間主導の経済活動の活性化、産業の多角化、域内外の連結性強化、人材育成等の取組を通じ効果的な開発事業の実施に努める。 **No.5-3 南アジア地域** 南アジア地域は、若年層が多い人口構成や莫大な消費を背景として、今後、世界の経済成長の中心となる潜在力を有している。また、アジアと中東・アフリカをつなぐ地政学的な要衝であり、隣接地域を含む世界全体の安定と発展に大きな役割を担っている。一方で、同地域はサブサハラ地域に次ぐ貧困人口を有し格差も大きく、自然災害や感染症等にもぜい弱であり、さらに、経済社会に混乱を抱える国もある。 かかる状況のなか、「強じんな社会の構築」に向けた持続可能な発展の基盤の構築のために、「人間の安全保障」及び「質の高い成長」を両輪として、質の高いインフラ協力、FOIP、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」、「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」等の日本政府が推進する政策を踏まえ、インフラ整備、貿易・投資環境整備、平和と安定への取組、基礎生活分野の改善、デジタル分野、気候変動や防災等の地球規模課題への対応等を重点領域として支援を行った。また、日本・南西アジア交流年として、国内外で積極的な情報発信強化を行い、各国における機構の取組への理解・支持促進に取り組んだ。 **（1）業務実績** ◎ **インド円借款8件、約2,500億円の新規案件形成、高速鉄道、第3期・4期計4,000億円の借款を承諾【①②③】：**インドにおいては、円借款8件、約2,500億円の新規案件の形成を進め、うち5件、1,675億円の借款を承諾、1件121億円の借款を事前通報した。中でも「パトナメトロ建設事業」は、地方中核都市での初めてのメトロ事業であり、地方部でも深刻化する大気汚染や交通渋滞の緩和、更にはCO2の削減による気候変動対策にも貢献するものである。また「ムンバイ湾横断道路建設事業」は、世界有数の人口過密都市ムンバイ市と、大規模な都市開発が進行するナビムンバイ地域を海上道路により接続するもの。同国で初めて採用される重防食塗装の鋼床版箱桁等、日本の高い技術やノウハウが質の高いインフラ整備に貢献しており、加えて地域連結性の向上によりムンバイ都市圏全体での広域的な経済発展に資するものとなっている。さらに、日本とインドの最重要案件である「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業」は、総延長508kmのうち、グジャラート州全工区において土木工事に着工し、マハラシュトラ州全工区についても入札を開始した。旺盛な資金需要を受けて第3期・4期計4,000億円の借款を承諾し、1,800億円超のディスバースを行った。その他、「ミゾラム州立高度専門がん研究センター設立事業」や「北東州道路連結性改善事業（フェーズ７）」は日印首脳会談でも累次に亘って開発の重要性が確認され、日印アクトイーストフォーラム（Japan-India Act East Forum）にて重点的に議論が行われてきた案件であり、外交的意義が大きい。これらを含め、高速鉄道、道路やメトロなどの大規模インフラ事業から、農業、森林、医療といった幅広い分野で案件を形成することにより、多様なインドの社会課題の解決や経済発展への貢献し、更には日印特別戦略的グローバル・パートナーシップを締結している両国間の関係強化に寄与している。 ◎ **11年ぶりの対ブータン円借款供与【③④】：**南アジアにおいて比較的小規模であるが日本との親交の深い国であるブータン向けの財政支援として、円借款「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」のL/Aを2022年5月に調印した。新型コロナウイルス感染症拡		本国内で緊急調達し、ウクライナに合計262台を輸送した。ブチャ市にもディーゼル発電機3機と暖房機6機を輸送するなど、迅速かつ機動的に対応した。 - 無償資金協力案件として、①復旧・復興に向けた基盤整備、②避難民の帰還に資する生活再建及び③基幹産業である農業の回復に必要な資機材等の整備を行うため、G/Aの締結をオンラインで実施した。 ・ウクライナ難民が多く流入・滞在しているモルドバに対して、保健分野において、災害医療管理体制強化、無償資金協力による医療機材供与案件の形成や、緊急医療体制構築に対する協力形成、医療機材維持管理能力強化専門家派遣等を実施した。 ・トルコ南東部を震源とする地震への対応として、地震発生当日に派遣した国際緊急援助隊・救助チーム（74名）に引き続き、医療チーム（計3チーム、延べ181名）を派遣したほか、自衛隊部隊の派遣及び3度の物資供与（トルコ向け2回、シリア向け1回）を実施した。 ・TICAD8において、日本のアフリカ支援策「TICAD8

		立的な成長を支援する。協力に当たっては、安定した社会を実現するための前提条件となる、平和と安定・安全の確保、及び公正で包摂的なガバナンスの強化を重視する。また、DXを積極的に活用するとともに、アフリカ連合（AU: African Union）が、アフリカの統合と開発の長期的なビジョンとして定めた「アジェンダ2063」等の、アフリカ自身の大陸横断的な開発戦略・計画への貢献に取り組む。なお、こうした方向性について、TICAD等の機会を	スタンについては、情勢を踏まえつつ、人道的な見地を踏まえた支援や人材育成などの協力を検討する。 エ　中南米・カリブ地域 ・新型コロナの拡大により大きな経済的・社会的影響を受けている地域であることに留意し、経済発展を一層促進していくためのインフラ整備、防災・気候変動対策、都市環境問題や格差是正支援等を重点領域として協力を行う。 ・特に、ウィズコロナ、ポストコロナの社会・経済の復興と発展のための保健医療、教育、観		大により影響を受けた社会経済の課題に対し、ブータンにおける経済社会の強じん性・環境の持続可能性に資する政策強化に貢献するものである。ブータンが直面していたコロナ禍による社会経済課題に対応するため、迅速な貸付実行（承諾から約1か月）を実施し、先方財務大臣から深い感謝の意が表されるとともに高く評価された。 ◎ **アフガニスタン支援、パキスタンでの周辺国支援を通じ、人道支援、難民への協力を継続【①②③】**：支援実施に制約が多い中にあっても、国際機関等を通じ、アフガニスタン向け無償資金協力として、保健、食料、教育、国内避難民・帰還民支援の分野で6件86.44億円（当初想定比157%）のG/Aを締結するとともに、2022年6月に東部地域で発生した地震に対して緊急援助を行い、困窮するアフガニスタンの人々に寄り添い人間の安全保障に資する支援を推進した。加えて、インクルーシブ教育及び特別支援教育、母子栄養、農村部生計向上に係る基礎情報収集・確認調査を実施し、緊急性の高い分野における将来の案件発掘も追求した。また、パキスタン国内でアフガニスタン難民が最も多く居住するハイバル・パフトゥンハー州を対象に「アフガニスタン難民及びホストコミュニティの職業訓練を通じた生計向上に係る情報収集・確認調査」及び「ハイバル・パフトゥンハー州母子保健医療サービス機能強化に係る基礎情報収集・確認調査」を開始した。アフガニスタン難民が長期居住する地域を対象に、アフガニスタン難民とホストコミュニティ住民双方の生計向上に資する支援策を検討しつつ、農業指導と職業訓練等の状況を確認する予定である。 ◎ **パキスタン洪水被害に対する復興支援へ貢献【①②③④】**：2022年 6月中旬以降の集中的・断続的な豪雨により、大規模な洪水が発生した。気候変動枠組条約（UNFCCC : United Nations Framework Convention on Climate Change）第27回締約国会議（COP27）等において、パキスタンに対する支援の重要性が注目される中、機構が実施可能なスキームを総動員し、他ドナーと協調しながら、洪水被害に対する緊急支援と「より良い復興」（BBB : Build Back Better）のための支援を迅速に実施した結果、先方首相からも首脳会談の場で謝辞があった 。具体的には、国際緊急援助による物資供与を通じ、テントとプラスチックシートを引き渡したほか、個別専門家「河川管理アドバイザー」が、国際機関、世界銀行等が中心となってパキスタン政府と共に実施した災害後ニーズ確認調査（PDNA : Post Disaster Needs Assessment）に参画し、ニーズ確認の段階から各ドナーと連携して対応した。新サブスキーム災害対応技術協力の第一号案件「2022年洪水を踏まえた効果的な堤防管理のための能力向上プロジェクト」を形成するとともに、円借款「パンジャブ州送電網拡充事業（第一期）」を通じた支援の実施、「河川管理強化計画」及び「ハイバル・パフトゥンハー州洪水被害に係る母子保健機材復旧計画」（いずれも無償資金協力）の協力準備調査を準備したほか、基礎調査「シンド州洪水被害に対する教育施設復旧に係る情報収集・確認調査」を開始した。「バロチスタン州農業普及サービス能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じ、被災農家2,500世帯に対し小麦種子を配布した。「パンジャブ州母子保健強化プロジェクト」及び「プライマリヘルスケアにおける母子保健の継続ケア強化プロジェクト」（いずれも技術協力プロジェクト）を通じ、蚊帳9,000張、経口補水塩及び浄水タブレット約42,000世帯分を配布し、母子の重症化リスクが高い感染症予防に貢献した。「シンド州におけるインフォーマルセクターの女性家内労働者の生計向上および生活改善支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じ、蚊帳1,700張等を配布し		日本の取組」に大きく貢献した。多くの首脳から機構の協力に対する謝意が示されたほか、国内外で多くの報道がなされた。 ・チュニジアに対する円借款を通じ、失業率・貧困率が上昇している同国において、最も影響を被る貧困・ぜい弱層の生活改善に貢献することが期待されている。 ・エジプトの気候変動対策に対する支援として、「コムオンボ太陽光発電事業（500MW）」（海外投融資）に署名し、官民による低炭素化社会実現への貢献を表明した。 ・エジプトにおいて、UHC達成の推進の取組として、世界銀行・AFD と連携して開発政策借款（440 億円）を供与した。実施中の技術協力プロジェクト案件との相乗効果を図りつつ、UHC 達成への貢献が期待されている。 （結論） 以上により、年度計画において予定されていた取組を着実に実施し、特筆すべき定性的な成果が多数見られ一方、定量指標１項目の達成率が 103.4%と120%以上には至っていない。また、困難度が「高」とされていなかったが、今次評価に当たり、ウクライナ危機やトルコ南東部で発生した地震等の状況を踏まえ、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、本項

		捉えて国際社会やアフリカに対して積極的に発信していく。 カ　中東・欧州地域 中東ではアラブの春から10年が経過したが、依然として多くの国で政情不安定などの混乱が継続している。シリア難民の流入・固定化は周辺国への大きな社会・財政負担となっており、国際社会による緊急人道支援に加え、受入コミュニティへの支援や、問題の背景にある貧困や失業等の構造的な課題への取組と中長期的な対応が求められている。また、バルカ	光、農業・水産業、スタートアップ事業の支援を行うとともに、地球規模課題に対しては水素や地熱によるクリーンエネルギー支援、気候変動及び防災分野での支援を行う。 ・また、中米の移民問題に関し貧困、治安、災害等の共通課題への取組を後押しする事業の形成を進める。 ・米州開発銀行や世界銀行、中米統合機構（SICA: Sistema de la Integracion Centroamericana）、カリブ共同体（CARICOM: Caribbean Community）、米国等の域内開発パ		た。 ◎　**対ネパールの海外投融資案件「インパクト投資推進事業」調印、6年ぶりのプロジェクト円借款供与【③】：**「インパクト投資推進事業」（海外投融資）は、ヘルスケアやIT、デジタル分野等の産業及び再生可能エネルギー事業への資金提供により、産業振興・雇用創出や再生可能エネルギーの推進を図り、基幹産業の育成及び気候変動の緩和に寄与するものである。また、2022年9月に、6年ぶりのネパール向けプロジェクト借款である「都市送配電事業」のL/Aに調印した。主要都市部であるポカラ市及びカトマンズ首都圏を候補に、送配電網整備等を実施することにより、同地域の電力供給の安定化・効率化を図り、ネパールの経済発展及び住民の生活環境向上に寄与する。ネパールは2015年に発生した震災からの復興を遂げ、2026年には後発開発途上国（LDC）を卒業する見込みである一方、海外への出稼ぎ労働者が多く、国内の雇用機会の創出が課題であり、産業育成が急務である。円借款による産業振興に必要不可欠な電力供給の安定化を土台としつつ、海外投融資を通じた基幹産業の育成を図っていく。加えて、2022年12月から開始した「海外就労者キャリア開発・起業家支援プロジェクト」により、日本からの帰国人材に対するキャリア開発・起業に資する情報やメンタリングサービスを提供するプログラムを構築、運営し、同国の産業振興に資する人材育成を進めている。 ◎　**スリランカ経済危機に対し、国民を守るための迅速な緊急支援の実施と債務対応の継続【①②③④】：**2022年5月以降深刻な状況が続いている経済危機下において、外貨不足等によりスリランカ国内の農業への影響も甚大となったため、年間約800トン必要とされるメイズ（トウモロコシ、鶏等の主要飼料）の種子につき、2023年の不足量の約3割強に相当する144トンを緊急調達した。種子の配布は2022年10月から始まる作付期に間に合わせる必要があり、同分野で経験のあるUNDP及び農業省と連携して、短期間での調達及び配布を実行した。多くのメイズ農家及び鶏産農家が廃業に追い込まれる中、農家の事業継続及び鶏肉・鶏卵の価格暴騰の抑止に資するものとして多くのメディアでも取り上げられた。併せて、緊急支援として、スリランカ国内で枯渇する医薬・医療品も緊急的に調達した。糖尿病や透析治療中の方や各種免疫系疾患などの基礎疾患を有する方が新型コロナウイルスに感染し重症化した際の対応能力の強化に尽力した。危機下にあるスリランカが真に必要とする支援を行ったことに対し、保健省大臣から謝意とともに高く評価された。債務問題に関しては、実施中の円借款事業への影響を懸念する本邦受注企業に対する説明会を2022年6月に合計13回開催したほか、工事が実施困難な状況が長引く中で、契約上の取扱いに係る協議など受注企業とスリランカ政府実施機関との間の対話、調整に対する側面支援を行った。また、二国間債権国間の債務再編協議についても、その動向について情報収集するとともに、債務再編後に必要となる支援像について日本政府と協議を行ってきている。 ◎　**バングラデシュ初の都市高速鉄道が部分開業【①③④⑤】：**「ダッカ都市交通整備事業」（円借款）において、バングラデシュで初めての都市高速鉄道となる高架鉄道の建設を支援し、2022年12月に部分開業した。交通渋滞、大気汚染緩和に対する貢献が期待される。本事業においては鉄道システムや車両をはじめ、多くの日本企業が参画しており、「インフラシステム輸出戦略」「国土交通省インフラシステム海外行動展開計画」に基づく、日		目について今回は困難度が高いものであったと認められるところ、評定を一段階引き上げて「A」評定とする。 　具体的には、ウクライナにおける復旧・復興支援や周辺国に対する本格的な支援における組織体制を工夫しながらの取組は、外交上においても大きな貢献と言える。トルコ南東部で発生した地震に対する緊急支援等にも迅速に取り組んだ。さらに、各国の喫緊のニーズに応える形で日本政府の政策実現に貢献したことで、有償資金協力は過去最大の実績を達成したほか、無償資金協力の締結額（承諾額）や支払実行額（1,086億円）も過去最大となるなど、顕著な成果を得ることができた。 　上記の取組を通じ、各地域における外交政策の推進に大きく貢献するとともに、地域横断的事項であるFOIPの実現へ向けた取組を具体化させるなど、開発途上地域の開発を効果的かつ戦略的に支援し、日本政府による国際公約や我が国の重要政策の達成に大きく貢献した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 　各地域の地政学的な特性を踏まえつつ、引き続き、FOIPの実現やSDGsの達成といった政府の重要政策、また、PALM9のフォローアップやTICAD8等我が国が重視する各フォーラムにおけるコミットメントの達成を通じた国際場裡における

		ン諸国をはじめとする欧州でも地域安定のため平和の定着、経済振興が必要とされている。かかる地域の特性を踏まえ、全ての人々を包摂する質の高い成長に資するため、社会的・地域的な格差是正、国の発展を支える人材の育成、インフラ整備、投資環境整備、持続的な環境保全、紛争・難民問題への取組等を支援する。その際、我が国政府の地域的な戦略・イニシアティブへの貢献、パンデミックへの対応にも留意する。	ートナーとの連携枠組をいかした事業展開、DXの活用及び新産業の担い手等民間企業との協働、JICA日本研究講座設立支援事業（JICAチェア）やJICA留学生事業を活用した中南米地域協力の核となる人材育成等を推進する。 オ　アフリカ地域 ・2022年に実施されるTICAD8の機会を捉えて、機構によるTICAD7以降のアフリカ協力の成果と、パンデミック後のアフリカの新しい社会経済構築に向けた取組の方向性を国際社会及びアフリ		本企業の海外展開促進にも貢献する。部分開業式典には同国首相も出席し、メトロに試乗した。式典の模様はバングラデシュ国内で大々的に報道された。バングラデシュでは開業記念の50タカ紙幣・切手が発行された。 ◎ **南アジア連結性向上に貢献【①③】：**2022年10月に、クロスボーダー道路網整備事業のカルナ橋が開橋・供用を開始した。バングラデシュとインドを繋ぐ経済回廊におけるクロスボーダー道路交通の飛躍的改善が期待される。なお、同橋は景観性に優れたニールセン・ローゼ橋構造をバングラデシュで初めて採用しており、観光誘致も期待されている。 ◎ **バングラデシュ初の国際水準の経済特区となるバングラデシュ経済特区（BSEZ）が開業【①②③】：**2022年12月にBSEZが開業、円借款・技術協力・海外投融資と機構のスキームを総動員した支援を実施しており、住友商事も事業会社に参画している。日本の官民の後ろ盾のある経済特区として多くの本邦企業の投資が期待されており、開業式典では本邦企業2社の予約締結式典も実施した。 ◎ **「ベンガル湾産業成長地帯構想」に基づく総合開発やミャンマー・ラカイン州からの避難民流入の影響を受ける地域住民の生活の質向上を支援【①③】：**2022年6月に円借款「南部チョットグラム地域開発事業」のL/Aに調印。本事業の対象地域には、2014年に日バ両首脳によって発表された「ベンガル湾産業成長地帯構想」に基づいて重要インフラを含む総合開発が進められ、将来的にバングラデシュの成長をけん引することが期待されるコックスバザール県チャカリア・モヘシュカリ地域や、ミャンマー・ラカイン州から流入する避難民のホストコミュニティが存在する同県ウキア・テクナフ地域が含まれており、開発に伴う人口流入や避難民流入による人口増加に伴い、道路状態の悪化や交通渋滞、水処理・供給のひっ迫、廃棄物増加等による社会サービス低下等が懸念されている。こうした課題に対処するため、基礎インフラの整備等を行うことにより、地域住民の利便性及び生活の質の向上を図るとともに、対象地域の経済成長及び格差是正に寄与することが期待される。 ◎ **2022年日本・南西アジア交流年で、本邦・在外での一連のイベントを開催、理解・支持促進【③】：**日印外交70周年、デリーメトロ開業20周年記念式典の開催、バングラデシュ国交樹立50周年記念セミナー等、各国要人の参加があったイベントを年間通じて本邦及び南アジア各国にて開催した。積極的な情報発信により、国内外における南アジアに対する日本の協力への理解・支持促進を図った。日本国内では、広報部と共催で7か国それぞれのオンラインセミナーやイベント（グローバルフェスタJAPAN）を実施し、延べ11,000名以上の参加を得た。 ○ **南アジア地域内の親日・知日派グループの形成に貢献：** JDSにて6か国から103名、「SDGsグローバルリーダー」コースを活用して9名、各課題に係る長期研修員76名を受け入れた。海外拠点・国内拠点も含めた交流プログラムを計画し、ネットワークを強化した。JICAチェアは2021年度に実施済みのブータン、スリランカ、バングラデシュ、パキスタンに加え、2022年度新たにインド、ネパール、モルディブでも実現し、知日派の裾野拡大に貢献した。		日本外交の強化に寄与する取組の推進に期待する。 東南アジアでは、2023年は日ASEAN友好50周年であり、同年12月に日ASEAN特別首脳会議も予定されていることから、対外発信を含め、関連する協力の実現に努めることを期待する。太平洋島嶼国地域は日本の安全保障にとって地政学的に重要な地域であり、FOIPの実現に資する協力が重要となっており、他の開発パートナー等とも連携しつつ、島嶼国特有の開発課題に対する協力の推進に努めていく。その他、複合的危機（コロナ禍、ロシアによるウクライナ侵略、気候変動の影響を受ける低所得者層の拡大、食料・エネルギー価格の高騰、債務問題の悪化など）の影響を踏まえ、マクロ経済状況や社会状況等に注視しつつ、民間主導の経済活動の活性化、産業の多角化、域内外の連結性強化、人材育成等の取組を通じ効果的な開発事業の実施に努めることを期待する。 新興国との関係強化であり、これまでの二国間協力の成果を活用した広域協力の一層の推進や、他の開発パートナーのリソースを活用した取組など、より多くの国に裨益する形をこれまで以上に追求していくことを期待する。 ＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等） 特になし。

			カに対して発信する。 ・具体的には、「JICA世界保健医療イニシアティブ」を通じ、包括的な保健医療分野での取組を継続するとともに、持続可能な社会基盤の構築（ディーセントワークの実現、ACCP等を通じた地球規模課題への対応）、強いアフリカ域内経済の構築（地域経済統合、ビジネス環境の構築）、安心・安全な社会の実現（平和と安定・安全の確保、公正で包摂的なガバナンスの強化）に向けた事業を戦略的に展開する。 ・その際、DX・STI		○ **基礎生活分野の改善、デジタル分野、気候変動や防災等**：上述したインフラ整備、貿易・投資環境整備、平和と安定への取組等の実績に加え、基礎生活分野の改善、デジタル分野、気候変動や防災等に係る協力も着実に推進している。 • インド「ミゾラム州立高度専門がん研究センター設立事業」のL/Aに調印した。がんの予防・検診・治療・研究・人材育成の中核となる州立高度専門がん研究センターを設立することで、同州のがん対策の医療体制を強化し、がん患者の死亡率がインド国内で最も高いミゾラム州において、総合的ながん対策体制のモデル州となることを目指す。 • ブータンでは、デジタル技術を活用した保健医療データ整備を通じた産業振興・政策立案を促進する技術協力を開始した。データ基盤への保健データの統合的管理とデータ利活用を促す環境整備、それらを活用した政府・民間のサービスの検討を通じ、保健医療の質向上と拡充及び産業振興を支援する。また、現地リソース活用型事業（CEP）及びUNDPによるモバイル胎児心音計測装置の供与、関連政策アクションを含んだ円借款等多様なスキームの連携に基づく「遠隔医療の体制構築を通じた母子保健強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始した。インド「西ベンガル州における気候変動対策のための森林・生物多様性保全事業」では、生態系を活用した気候変動対策活動や生物多様性の保全・再生活動、住民の生計向上活動及び森林局の組織体制強化等を行う。効果的な森林管理のためにデジタル・トランスフォーメーション（DX：Digital Transformation）の推進や日本を含む大学や研究機関との協働を活動内容に盛り込みつつ、生態系保全を通じた洪水等の自然災害への対応能力の強化等、気候変動の緩和と適応を目指していく。 • その他、「バングラデシュ国防災セクター情報収集・確認調査」においては、同国の経済成長の要となる産業集積地の防御等について分析を行い、今後バングラデシュ政府が取るべき防災・気候変動対策を提案したところ、同国政府から高い評価を得ている。 • さらに、2023年3月には、モルディブ共和国のモルディブ銀行との間で、モルディブの観光関連事業者向け貸付資金として、海外投融資による1,300万米ドルの融資契約に調印した。本案件はモルディブに対する機構として初めての海外投融資案件である。女性の金融アクセス向上に向けたアクションプランも作成されており、G7の開発金融機関が取り組む女性の経済的エンパワメントのためのイニシアティブである「2X チャレンジ: 女性のためのファイナンス」にも貢献する。 ○ **他ドナー連携**：南アジア地域においても、世界銀行、IMF、ADB、UNDP、AFD等の国際機関、二国間国際援助機関との連携に積極的に取り組んでおり、各種面談や国別協議を通じて各国のイシューについて協議を重ね、情報交換・連携を進めている。アフガニスタンでは、UNICEF、FAO、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR：United Nations High Commissioner for Refugees）と連携し、6件（合計約86億円）の国際機関連携無償を形成・実施している。パキスタンでは、2022年6月以降に発生した豪雨に伴う洪水被害への対応として、個別専門家「河川管理アドバイザー」が、国際機関、世界銀行等が中心となりパキスタン政府と共に実施した災害後ニーズ確認調査（PDNA：Post Disaster Needs Assessment）に参画し、ニーズ確認の段階から各ドナーと連携して対応した。バングラデシュでは、ミャンマー・ラカイン州からの避難民支援及びホストコミュニティ支援として、JOCV枠UNV制度（JICAが国連ボランティア(UNV)の派遣にかかる費用を負担する制度）を活用し、2022年11月にJICA海外協力隊経験者をUNHCR（避難民キャンプ・バシャ		

			（ Science, Technology and Innovation）の活用・推進、本邦民間企業や国際機関等とのパートナーシップの強化、アフリカ大陸アジェンダへの貢献、日本の開発経験の共有・知日派ネットワークの形成・強化等の分野横断的な事項にも取り組む。 ・上記を踏まえつつ、TICAD8 において日本政府が発表する日本の貢献策の達成に向けた取組を進める。 カ　中東・欧州地域 ・地域の安定化と人間の安全保障の確保、包摂的な質の高い成長、		ンチャール島支援）、国際移住機関（IOM：International Organization for Migration）（ホストコミュニティの防災支援）へそれぞれ1名派遣した。両機関と協調することで、避難民・ホストコミュニティに向けた多層的な支援を実施。加えて、バングラデシュ・ダッカにて機構が支援するMRT5号線北路線とADBが支援するMRT5号線南路線は、「質の高いインフラパートナーシップ」及び「JICA-ADB戦略的パートナーシップ」に基づくJICA-ADB連携案件として位置づけられている。 **（2）事業上の課題及び対応方針** 南アジア地域では、政権交代等に伴う政情不安を抱えている国はもとより、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大後の経済復興途上でのロシアのウクライナ侵略等によるエネルギー・食料価格の上昇、インフレ率上昇等もあいまって、スリランカやパキスタンをはじめ各国がマクロ経済の難しいかじ取りを迫られている。また、パキスタンでの洪水に象徴されるように、激甚化する自然災害に対応するための気候変動対策も喫緊の課題である。複合的危機によりぜい弱性が露呈した社会経済の回復・基盤強化と強じんで包摂的な発展のため、相手国のニーズに基づきつつ、国際場裡での議論と日本政府の方針も踏まえ、これら課題の解決を図るとともに、スリランカやパキスタン等のマクロ経済状況を注視し、日本政府や他ドナー等と連携して必要な協力を実施する。 また、南アジアではインド、バングラデシュ等大口の円借款供与国がある中、世界的なコモディティ、資機材価格の高騰の影響により、事業費が積算時と比較して大きく上振れする事例も発生しているところ、各国に対する与信の規模感も踏まえて、適切に新規案件の形成を行っていく。 **No.5-4 中南米・カリブ地域** 同地域の経済発展を一層促進していくため、格差是正にも留意しつつ、協力に取り組んだ。ホンジュラスでは、長年にわたる治安対策への協力に対し、治安対策の強化に貢献した人物や組織に与えられるプロセール・ディオニシオ・デ・エレーラ勲章を受章した。 また、中南米地域協力の核となる人材育成のために、日本研究講座設立支援事業（JICA チェア）として 11 か国 13 校での連続講義や 11 か国での特別講義を実施した。さらに機構初の試みとして JICA チェア実施大学の教員を本邦に招へいした。 域内開発パートナーとの連携としては、米州開発銀行（IDB：Inter-American Development Bank）との協調による融資案件形成・実施及び国内スタートアップ企業との共創推進事業（TSUBASA）の実施、中米統合機構 - JICA5 か年計画策定、カリブ共同体（CARICOM：Caribbean Community）アドバイザーの派遣、太平洋同盟の連携強化、中米地域の移民問題に関する米国国際開発庁との覚書署名等、連携による多彩な事業展開を推進した。 **（1）業務実績** ◎ **長年の地域警察への協力が評価され国家警察より受**章**【②④】：**ホンジュラスでは長年にわたる治安対策への協力に対し、国家警察より機構がProcer Dionisio de Herrera（プロセール・ディオニシオ・デ・エレーラ）勲章を受章した。同賞は、治安対策の強化に貢献した人物や組織に与えられるものであり、機構が2009年以降、当国の地域警察活動強化への支援を通じて行ってきた貢献が表彰された。		

			地域的取組の推進、紛争とパンデミックのダメージからの回復等に留意しつつ、国の発展を支える人材育成、インフラ整備、政策・制度改善を重点領域として支援する。 ・特に、パンデミック及びウクライナ・中東の紛争・地政学的危機により生じた格差や社会的・経済的影響への対応を強化する。また、エジプトで2022年に開催予定のCOP27における議論を視野に入れつつ、気候変動対策に資する案件形成・調査を実施する。 ・紛争の長期化により		◎ **JICA チェアを通じ、日・中南米連結性強化構想「知恵の連結性強化」に貢献【①③】:** 日本研究講座設立支援事業（JICA チェア）の連続講義について、2022 年度において取組を強化した結果、2021 年度の 7 か国 7 校から、11 か国 13 校に増加した。実施した 11 か国はメキシコ、コスタリカ、ニカラグア、ベリーズ、ホンジュラス、グアテマラ、ベネズエラ、アルゼンチン、ブラジル、ボリビア、パラグアイであり、そのうちグアテマラ・イストゥモ大学では選択必修科目として卒業認定単位となる等、先方大学においても評価されている。また、JICA チェア連続講義の持続性と充実を図るため、機構初の試みとして JICA チェアのカウンターパート 6 か国 8 名を約 1 週間日本に招へいした。また、9 名の有識者を 11 か国に派遣して単発の特別講義を実施。大学幹部に加え、政府閣僚等（パラグアイ教育省副大臣、コロンビア国家企画庁幹部等）も参加するなど、先方政府から高い関心が寄せられた。アルゼンチン・ラプラタ大学のセシリア教授がコスタリカ大学での JICA チェア・オンライン講義を担当するなど、域内における JICA チェア連携の推進にも成果が出ている。中南米地域は、日系社会の存在を背景として日本に対しての知的関心度が高く、これらの取組を通じ、日・中南米連結性強化構想「知恵の連結性強化」に貢献した。 ○ 中米統合機構（SICA：Sistema de la Integracion Centroamericana）-JICA5 か年計画策定、CARICOM アドバイザーの複数派遣、太平洋同盟の連携強化、ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）セミナーの実施、IDB との協調融資案件形成・実施等を通じ、域内開発パートナーとの連携枠組みをいかした多彩な事業展開を推進した結果、地域機関のハイレベル・キーパーソンとのコミュニケーションが円滑になり、多数の地域間協力技術協力及び協調融資案件の形成・実施に寄与した。また、一部は日本の外務大臣による中南米訪問時に関係国政府に対して言及されるなど外交ツールとしても活用された。 ○ 中米地域の移民問題に関し、アメリカ合衆国国際開発庁（USAID：United States Agency for International Development）と、連携に係る協議を実施したほか、グアテマラでは MOC に署名するなど、二国間ドナーとの連携を強化した。 ○ JICA開発大学院連携の一環として実施している長期研修員「SDGsグローバルリーダー」に関し、5名が修士号学位を取得し卒業・帰国した。また、2022年度秋入学では13か国25名の長期研修員を受け入れ、現在、合計49名の長期研修員（修士課程36名、博士課程13名）を受入中であり、今後の域内協力のキーパーソンとなり得る層として育成に取り組んでいる。 ○ SDGs達成に貢献し得る革新的なアイデアやビジネスモデル、テクノロジーを有する国内スタートアップ企業と共に、中南米・カリブ地域での新たな国際協力の形を創る取組であるTSUBASAの2022年版を開始した。機構とIDBグループのイノベーションラボであるIDB Labにて、TSUBASA2022のキックオフセミナーを2022年12月に東京、福岡、京都の三都市で開催した。2023年3月にピッチ審査を通じて対象企業を採択し、3月下旬より支援プログラムを開始した。また、中南米各国との連携をより強化するため、太平洋同盟（メキシコ、チリ、ペルー、コロンビア）とTSUBASA採択企業を繋ぐイベントを2023年3月に開催し、各国のスタートアップ・エコシステムをTSUBASA採択企業に紹介した。		

			深刻化するシリア難民問題については、ホストコミュニティ支援及びJICA留学生受入を引き続き実施する。 ・日本の知見・経験の共有を図る取組も推進する。JICA留学生・研修員受入や技術協力等の実施を含めて、エジプトにおける日本式教育の普及・定着を図る。日本の開発経験を伝え、相互理解を深めるべく、JICAチェアを拡大・継続実施する。 ・ TICAD7の公約に基づき、民間企業の北アフリカ進出支援を行うとともに、2022年にチュニジアで		○ 中南米地域各都市との姉妹都市協定を締結している都市や、2020東京オリンピック・パラリンピックにおいて中南米地域のホストタウンとなった自治体（鳥取県（ジャマイカウェストモア県姉妹都市）、群馬県甘楽町（ニカラグアホストタウン）、群馬県片品村（ホンジュラスホストタウン）、千葉県横芝光町（ベリーズホストタウン）、神奈川県藤沢市（エルサルバドルホストタウン）、広島県（メキシコグアナファト州姉妹都市）、名古屋市（メキシコシティ姉妹都市）等）との対話を行い、当該自治体間の連携強化のためのアクションを検討・実施促進したほか、京都府和束町との間でJICA関西、経済開発部、中南米部で複数の連携活動を実施し、同町の開発教育、地域ブランディングに向けた取組結果を、同町との共催による「和束まちづくりEXPO」にて発表するなど、先進的な取組を主導・発信した。 **（2）事業上の課題及び対応方針** 新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな経済的・社会的影響を受けている地域であることに留意し、経済発展を一層促進していくためのインフラ整備、防災・気候変動対策、都市環境問題や格差是正支援等を重点領域として協力を行う。特に、ウィズコロナ、ポストコロナの社会・経済の復興と発展のための保健医療、教育、観光、農業・水産業、スタートアップ事業の支援を行うとともに、地球規模課題に対しては水素や地熱によるクリーンエネルギー支援、気候変動及び防災分野での支援を行う。 **No.5-5 アフリカ地域** 2019年の第7回アフリカ開発会議（TICAD7：the 7th Tokyo International Conference on African Development）を踏まえた機構の取組を着実に遂行し、日本政府の公約達成に貢献した。また、2022年8月の第8回アフリカ開発会議（TICAD8：the 8th Tokyo International Conference on African Development）に向けて日本政府の公約策定や日本/機構の協力成果の対外発信に貢献するとともに、TICAD8への参画を通じてアフリカ各国や関係機関との関係強化や機構のプレゼンス確保に努めた。さらに、複合的危機に直面するアフリカの課題に対応した事業形成・実施を着実に進めるとともに、新たにアフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA：the African Continental Free Trade Area）と連携協定を締結するなどアフリカ関係機関との連携深化に取り組んだ。 **（1）業務実績** ◎ **TICAD8 への貢献【①②③④】：** 2022～2024 年の 3 年間における日本の官民を挙げたアフリカ支援策「TICAD8 日本の取組」で発表された 70 項目のうち、42 項目を機構に関連する項目が占め、アフリカ地域における各開発課題の JICA グローバル・アジェンダの実現に向けた基盤作りに貢献した。また、TICAD8 開催直前の 2022 年 8 月 22 日～26 日の 5 日間、国内外より約 5,000 名の聴衆の参加を得て、24 件のサイドイベントを国際機関やアフリカ機関等と共催（オンライン開催）し、機構のアフリカへの取組を幅広く効果的に発信した。オンライン開催によりアフリカからの参加者が約半数と大きく増加した（参考：TICAD7（2019 年 8 月横浜開催）では 31 件を対面開催し、約 3,000 名が聴衆として参加）。TICAD 会期前後には、メディアに向けて積極的に発信し、海外 87 件、国内 196 件の機構関連の報道がなされた。国際的な影響力を持つグローバルメディアやアフリカメディアにおいて、農業・食料安全保障や再生可能エネルギー等といったアフリカが直面する課題		

			開催予定のTICAD8で日本政府が発表する日本の貢献策の達成に向けた取組を進め、北アフリカ地域の新規円借款案件形成及び実施を推進する。 ・日本政府の「西バルカン協力イニシアティブ」に基づき、防災、中小企業振興、環境等の課題への各種支援を実施する。		に対する機構の取組が好意的に取り上げられた事例も含まれる。このほか、TICAD 期間中に機構の理事長及び理事によりアフリカ首脳級等との面談を 21 件（ホスト国のチュニジアや AU 議長国のセネガル等の首脳を含む）行い、機構の長年の協力の成果と意義が確認された。加えて、TICAD8 に合わせ、UNDP、世界銀行、アフリカ連合委員会、アフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD : African Union Development Agency）、フランス開発庁（AFD : Agence Française de Développement）等の国際機関・地域機関との間でプレイベント・サイドイベントを共催したほか、アフリカ開発銀行（AfDB：African Development Bank）とのMOU、JETRO-JICA-UNDP-国連工業開発機関（UNIDO：United Nations Industrial Development Organization）の 4 者連携に関する MOU を締結した。TICAD8 後も AUDA-NEPAD との間で、年次協議、AfCFTA 事務局長の本邦招へい・MOC 締結などを行った。 ◎ **TICAD7 における日本の公約に大きく貢献【①③】:** 2019～2021 年の 3 年間における日本のアフリカ支援策「TICAD7 日本の取組」全 48 項目（小項目）のうち、機構が関与する 39 項目について、コロナ禍において目標達成には困難が伴ったものの、概ね公約達成に貢献した。主要な実績としては、医療・保健分野における 41,000 人以上の人材育成、産業多角化と雇用創出分野に関わる 39 万人以上の人材育成、663 万人超の子どもたちに質の高い教育を提供等が挙げられる。AfDB との「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ（Enhanced Private Sector Assistance for Africa: EPSA）4」における投資環境改善のための協力（3 年で 35 億ドル）については、新型コロナウイルス感染症の影響で、アフリカ各国の債務状況が悪化し、新規円借款の形成が困難となったため、当初の目標額の達成は困難となったが、コロナ禍による社会経済ダメージを克服する緊急財政支援を柔軟に形成したことにより、一定水準の実績達成に貢献した（26 億ドル）。 ◎ **多数の報道により日本のプレゼンス向上に貢献【③④】:** 2022年8月に開催されたTICAD8は、新型コロナウイルス感染症の拡大後及びウクライナ危機発生後、初めてのTICADであり、混乱期にある国際社会において、アフリカにおける日本及び機構のプレゼンス・付加価値を示す極めて重要な機会・位置づけであると捉え、グローバルメディア、特にアフリカのメディアを通じて海外のオピニオンリーダー層にウィズコロナ・ポストコロナや複合的危機下でのアフリカにおける日本の協力の役割、意義を示し、日本のプレゼンスを高めることを目的に広報活動を展開した。この結果、海外メディアにおいて、農業・食料安全保障や再生可能エネルギー等といったアフリカが直面する課題に対する機構の取組（理念、活動、成果）が、理事長を含む機構の関係者への個別取材におけるコメントと共に紹介された。その際、アフリカのオーナーシップや人に焦点を当てた機構の協力が具体的かつ肯定的に報じられたほか、譲許的な円借款等の特徴を持つ日本のアフリカ協力への期待が示された。 ◎ **ABEイニシアティブの更なる展開【①③⑤】:** TICAD7で宣言されたアフリカの産業人材を6年間で3千人育成することを目標（機構実施分は1.2千人）としたABEイニシアティブ（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ）3.0について、2022年度は162名の新規の長期研修員を受け入れるとともに、新たな取組として、一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）と連携した日本企業理解促進プログラムの導入、LinkedInを活用したABEイニシアティブ修了生と日本企業間のコミュニケーションツールの確立、フォロ		

					ーアップ予算を活用したKakehashi Africa（ABEイニシアティブ修了生の有志による団体）と連携した水先案内人育成強化等、ABEイニシアティブ研修員及び修了生と日本企業との関係強化に資する各種新規活動を行った。 ◎ **ウクライナ危機の影響による食料安全保障への脅威に対応した食料増産支援を実施【③】:** ウクライナ危機の影響による食料安全保障への脅威に対し、「アフリカ稲作振興のための共同体」（CARD：Coalition for African Rice Development））による 2 億人分のコメ増産（2030 年までに 5,600 万トン）達成目標に協力したほか、AfDB が発表した総額 15 億ドル規模の「アフリカ緊急食糧生産ファシリティ」（African Emergency Food Production Facility）との協調融資の形成、緊急支援（ナイジェリア、コートジボワール、タンザニアの 3 か国における総額 3 億ドル規模の気候変動等に耐性のある種子や肥料の購入に係る財政支援等）を形成し、4,600 万人分の食料（コムギ、メイズ、コメ、大豆）生産に向けた道筋をつけた。 ◎ **新型コロナウイルス及び新たな感染症を見据えた域内協力を推進【①②③】:** 新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、JICA 世界保健医療イニシアティブの実現に向けた協力を展開し、感染症対策に資する大陸横断的な域内協力体制の構築を推進した。具体的には、ケニア中央医学研究所（KEMRI）に対し東アフリカ域内の感染症対策拠点強化を目指した技術協力を開始した。また、アフリカ疾病予防管理センター（CDC：Center for Disease Control and Prevention）と連携した感染症対策に関する広域研修をガーナ「野口記念医学研究所（NMIMR）」、コンゴ民主共和国「国立生物医学研究所（INRB）」において実施し、健康危機対応能力強化に向けたグローバル感染症対策人材育成・ネットワーク強化（PREPARE）を推進した。さらに、IOM と連携して防疫を含む国境管理事業や新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款（コートジボワール、ボツワナ）も実施し、技術協力と資金協力による包括的な保健医療分野に対する協力を通じ、域内のユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：universal health coverage）達成に寄与した。 ◎ **AfCFTAとの連携により貿易環境の改善に寄与【①②】：** AfCFTAとの連携強化を目的に、2022年12月に業務連携協定を締結した。アフリカの貿易環境の改善を目的として、貿易円滑化や回廊開発、域内産業バリューチェーンの構築等における2機関の連携を強化し、具体的な活動を進めていくことを合意した。また、業務連携協定の締結に際してAfCFTA事務局長を本邦に招へいし、機構のみならず日本政府・民間団体との関係強化を図った。その他、地域統合に関するTICAD8での機構のサイドイベントにおいてAfCFTA事務局からの参画を得て共同発信を行った。 ◎ **AUDA-NEPADとの連携により成果をアフリカ全域に展開【①②】：** AUDA-NEPADとの連携を通じて、連結性の強化や「カイゼン」アプローチ及び栄養分野における取組のアフリカ全域展開に取り組んだ。連結性の強化については、アフリカ大陸に約120か所点在するワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP：One Stop Border Post）の質の改善に資するソースブック改訂第三版を作成・発行し、域内に展開した。本取組を通じて、国境での手続き効率化など貿易円滑化の更なる推進、ひいてはAfCFTAの実施促進への寄与も期待できる。また、アフリカ・カイゼン・イニシアティブの年次会合を開催し、カイゼンに取り		

					組む現地企業を表彰する第4回カイゼン・アワードの実施等を通じて、関係国・企業間での優良事例・経験の共有を促進するとともに、AfCFTA推進における産業開発の重要性に係る意識醸成を図った。また、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA：Initiative for Food and Nutrition Security in Africa）の下で、栄養改善のアドボカシーや栄養改善パイロット事業を大陸横断的に実施した。 ○ AUDA-NEPADによる「Home Grown Solutions（HGS）アクセラレータープログラム」（アフリカ民間企業支援を通じたアフリカレジリエンス強化）に係る支援では、2021年度の東アフリカでの試行を踏まえ、対象地域を全大陸に拡大し計14社を支援した。対象企業の事業拡大・ビジネスモデルや経営状況の改善を通じて、社会開発課題解決に資するアフリカ現地企業が市場より合計約18百万ドルの資金調達を新たに獲得したほか、新たな雇用（約1,400人）、広範な受益者へのサービス提供（約95万人）、現地生産の強化（約23百万ドルの製造価値）等に貢献し（注）、コロナ禍におけるアフリカ自身の医療対応力向上及び将来のパンデミックに向けた強じん性の強化に寄与した。 （注）括弧内に記載の数字は、HGS事業を開始した2020年以降に支援を行った計19社（2021年度に追加した14社を含む）の累計実績 ○ 政変により二国間協力の実施が困難なブルキナファソにおいて、UNICEF との連携により教育アクセス、質の改善に向けた無償資金協力により、ぜい弱層に対する支援を実施した。また、サヘルの平和と安定に資する UNDP との連携強化方針の確認、IOM との連携による治安影響を受けやすい地域における警察モデルの普及等、国際機関とのパートナーシップ強化を図った。 **（2）事業上の課題及び対応方針** 複合的危機（コロナ禍、ウクライナ戦争、気候変動の影響を受けた貧困層の拡大、食料・エネルギー価格の高騰、債務問題の悪化など）の影響を最も深刻に受けているアフリカに対する開発協力を拡充していくことが、2030年までのSDGsの達成、TICAD8における公約の着実な達成と日本開催の次期TICAD9（2025年）に向けた準備、国際社会で存在感を増す新興国との関係強化（日本が議長国のG7での取組を含む）の観点で不可欠である。これまでの二国間協力の成果を活用した広域協力の一層の推進や、他の開発パートナーのリソースを活用したJICAアプローチの面的拡大を通じて、限られた投入量でもより多くの国に裨益する形をこれまで以上に追求していく。また、AUDA-NEPAD、AfCFTA事務局、アフリカ疾病予防管理センター（CDC）などアフリカ連合（AU）関連機関との連携を推進し、大陸レベルでの事業展開や発信強化に努めていく。 **No.5-6 中東・欧州地域** 地域の安定化と人間の安全保障の確保のために、難民支援、戦争からの復興・開発推進、質の高い成長のためのエネルギー分野、インフラ分野などの取組を実施した。具体的には、対ウクライナ緊急人道支援及び復興・開発支援の検討、トルコ・シリア震災支援、シリア難民支援を実施するとともに、日本の知見・経験を共有するための日本式教育の導入支援をエジプト、ヨルダン、レバノン等で実施した。 さらに、チュニジアにおいて開催された TICAD8 に対応し、エジプトにおける UHC 達成の		

					ための開発政策借款、チュニジアにおける貧困・ぜい弱層に対する公的扶助・現金給付を支援する社会的保護強化支援事業、モロッコにおける基礎教育の制度改善につながる開発政策支援等を実施した。 　加えて、パレスチナ・西バルカン等で、経済成長の根幹を担う産業振興や雇用促進、投資促進を目指した協力を積極的に推進し、パレスチナ・ヨルダンにおいては観光振興に資する協力を実施。西バルカンでは、スタートアップ支援や中小企業の能力強化に対する協力を実施するとともに、セルビアでは Project NINJA の実施と参加企業へのメンタリングなどを通じた現地企業の競争力の強化支援を実施した。 **（1）業務実績** ◎　**ロシアによるウクライナへの侵略により発生した危機に迅速かつ機動的に対応【①③④】：** • ロシアによるウクライナへの侵略の影響を受けて財政がひっ迫したウクライナ政府に対し、世界銀行との協調融資による財政支援（DPL）を実施し、医療・教育・社会保障・公務員の給与等、国家運営に必要不可欠な支出のため合計780億円の迅速な資金援助を行った（2022年5月L/A調印、2022年6月追加L/A調印）。ウクライナ財務大臣からは日本からの支援に対する謝意とともに、国民の生活に必要不可欠な公共サービスを提供するための活用に使うと言及があった。その他、復旧・復興の準備として、2022年4月から被害状況アセスメント、ロジスティクス状況の調査等に着手した。 • ウクライナ越冬支援 : 2022年10月以降のロシアによるエネルギー・インフラに対する攻撃激化とそれによる深刻なエネルギー不足に緊急的に対応すべく、ウクライナの支援ニーズに合致する発電機を中心に日本国内で緊急調達し、ウクライナに輸送した。2022年12月に第一陣がウクライナに到着するなど、機構全体で迅速な対応を行った。最終的には首都キーウ、ハルキウ、オデーサ、ミコライウ、ヘルソン等に合計262台（寄贈品4台を含む）を輸送。侵略後に一時ロシア軍に占領され民間人が多数犠牲となったキーウ近郊のブチャ市にもディーゼル発電機3機と暖房機6機を輸送し、届いた際には、駐日ウクライナ大使、当該市議会それぞれから「日本は遠いが、今日近くなった。支援をありがとう」と謝意が示され、日本の報道でも報じられた。 • 令和4年度補正予算を活用した支援 : 2022年12月に決定された令和4年度補正予算（第2号）（ウクライナ向け支援として、交付金88.16億円、無償224.4億円）をもとに、ウクライナの支援ニーズに合致する分野横断的な支援パッケージを検討の上、案件を形成した。喫緊の課題である地雷・不発弾除去への対応として、日本が長年にわたり協力を行ってきたCMACとの協働による、日本製の地雷探査機ALISを活用した研修をカンボジアで実施した。また、農業分野では、一時ロシアの占領下にあり戦争被害が大きいハルキウの小規模種子農家に対する種子アクセス改善支援を実施した。トウモロコシとヒマワリの種子は現地生産されたものを活用し、現地地場産業の生計・収入向上にもつなげるとともに、世界の食料安全保障に貢献した。教育分野では、遠隔教育を目的とするデジタル・ラーニング・センター向けの資機材供与の一環として、パソコン200台を先行供与した。ウクライナ公共放送局の地方支局の機能を強化し、国民に正確・公平・公正な情報を継続的に提供できる体制を構築することを目的とした技術協力プロジェクトを開始した。さらに、①復旧・復興に向けた基盤整備（地雷・不発弾対策、がれき処理等）、②避難民の帰還に資する生活再建（交通、電力・エネルギー、上下水道、教育、保健医療等）及び③基幹産業で		

					ある農業の回復に必要な資機材等を整備、に必要な機材供与を目指し、2023年3月に無償資金協力のG/Aの締結をオンラインで実施し、ウクライナ復興担当副首相兼地方・国土・インフラ発展大臣から日本の協力への謝意が示された。 • 自治体と協力し、国内センターでの避難民の受け入れを実施した。 ◎ **隣国モルドバ向けに保健分野で各種スキームを活用しての協力を実施【①③】**：ロシアによるウクライナへの侵略直後からウクライナ避難民が多く流入・滞在し、国民及び避難民への医療サービス提供体制が急激にひっ迫しているモルドバに対して、保健医療分野での協力を行った。具体的には、侵略開始直後の2021年度末から緊急人道支援・保健医療分野協力ニーズ調査を開始し、①WHOが運営する緊急医療調整本部にて国際医療支援の総合調整及び医療情報管理での人的貢献を実施（1次隊～3次隊）、②避難民受入状況や衛生状況・医療サービスへの影響を調査（1次隊・2次隊）、③現地の災害医療体制強化のニーズ調査（3次隊）を実施した。同調査の結果をもとに、2022年度以降、フォローアップ協力による人工呼吸器や超音波装置等の供与、災害医療管理体制強化のためのセミナー実施、10億円の無償資金協力による医療機材供与案件の形成や、緊急医療体制構築に対する協力形成、医療機材維持管理能力強化専門家派遣等を実施した。また、これら協力の一環としてモルドバ保健省の高官を本邦に招へいし、日本の災害医療体制の紹介や厚生労働省災害派遣医療チーム（DMAT事務局）の見学等を実施するなど、知見の共有を行った。 ◎ **トルコ南東部を震源とする地震への対応【①②③】**：2023年2月のトルコ南東部を震源とする地震に対し、地震発生当日に派遣した国際緊急援助隊・救助チーム（74名）に引き続き、医療チーム（計3チーム、延べ181名）を派遣したほか、自衛隊部隊の派遣及び3度の物資供与（トルコ向け2回、シリア向け1回）を実施した。さらには、緊急支援から復旧・復興支援につなげるために、被災状況を把握し、ニーズの把握及び技術的な助言を行うための専門家チーム及び有識者（兵庫県）、保健医療、インフラ分野等の調査団の派遣を行い、トルコ政府、他ドナー、日本政府と協議を実施した。既存案件、フォローアップを活用した迅速な支援とともに、早急な復旧・復興に向けた支援パッケージを検討した。制裁が科されているシリアに向けた物資供与は、シリア赤新月社（SARC）と連携して、被災者への確実な配布を確保した。トルコ向け、シリア向け緊急援助は双方とも現地で大きく報道された。また、国際緊急援助隊については、日本の国内メディアでも多く報道されるとともに、SNSでも1500万件を超えるアクセスがあり、多くのエンゲージメントを得た。 ◎ **TICAD8への貢献【①②③④】**：チュニジアにおいて開催されたTICAD8においては、「No5-5 アフリカ地域」の項目で記載の通り、日本のアフリカ支援策「TICAD8 日本の取組」に大きく貢献したほか、24件のサイドイベントや機構理事長、理事等による各国首脳級との会談等を実施した。これらを通じ、多くの首脳から機構の協力に対する謝意が示されたほか、国内外で多くの報道がなされた。 ◎ **世界的な複合的危機に対応した社会保障支援【①③】**：チュニジアに対し、貧困・ぜい弱層に対する公的扶助・現金給付を支援する円借款「社会的保護強化支援事業」のL/Aに調印（2023年1月）した。同案件を通じて、同国の社会保障強化・対象世帯の適切な拡大を支援することにより、新型コロナウイルス感染症及びウクライナ情勢等の世界的な複合		

					的危機を受けて失業率・貧困率が増加するとともに、物価の高騰が発生している同国において、最も影響を被る貧困・ぜい弱層の生活改善に貢献することが期待される。 ◎ **エジプトの気候変動対策を支援【①②③】：**再生可能エネルギー発電による電力供給の増加を図るため「コムオモンボ太陽光発電事業（500MW）」（海外投融資）を2022年12月に署名し、官民による低炭素化社会への貢献が表明された。本事業は国際金融公社（IFC）との協調融資で行われており、UNFCCC COP27開催地エジプトでの会議成果を受けた機構として最初の温室効果ガスの排出量削減に寄与する事業でもある。また、エジプトの気候変動対策に対する機構としての強いコミットメントを示すもので、かつ同事業はUNFCCC COP27にてエジプト政府が掲げたNexus of Water, Food and Energyのエネルギープログラムにおける主要な事業と位置付けられ、同政策の実現への貢献を期待されている。 ◎ **エジプトUHC【①③】：**日本政府がTICAD8などで開発途上国におけるUHC達成の推進を表明したことを踏まえ、エジプトで同取組を加速した。エジプトでは公的保健医療サービスの質が低く、貧困層・ぜい弱層を含む国民の多くが民間の高額な保健医療サービスを選ぶ傾向が高いことから、結果として人口の3割近くが医療費支払により家計破たんを起こしていると報告されている。そこで、エジプトに対し世界銀行・AFDと連携して開発政策借款（440億円）を供与（2023年3月L/A調印）し、実施中の技術協力プロジェクト案件（「国民皆保険（UHI）政策実施能力強化プロジェクト」、「病院の質向上プロジェクト」）との相乗効果を図りつつ、日本の国民皆保険における知見をいかしエジプトのUHC達成への貢献が期待される。 ◎ **AIを活用して経済活性化を支援【③】：**ヨルダンで、AIの利活用を促進するための技術協力プロジェクト「AIエコシステム促進プロジェクト」の討議議事録（R/D：Record of Discussions）に署名し、協力を開始した。経済成長率が低迷し、失業率が高い状況のヨルダンにおいて、産官学連携を通じた新興技術（AI）を活用することで多種多様な事業者間のパートナーシップによる製品やサービス、ビジネス開発に貢献するプラットフォームを形成することで、起業家の活動の活性化、ICT産業振興を通じた雇用機会の拡充が期待される。 ◎ **観光開発に協力した都市が世界遺産に登録【②③⑤】：**過去に萩市の協力を得て実施した観光開発の技術協力プロジェクトにおいて、事業対象地であったヨルダンのサルト市がユネスコ・世界遺産に登録された。2022年11月に萩市でヨルダン王女も参加し、ヨルダンに係るイベントを開催した。今後、サルト市のイベントにおける萩市の紹介や高校生同士のオンライン交流も計画中であり、継続した交流が期待される。 ○ イラク「持続可能な都市づくりに向けたエルビル都市開発マスタープラン更新プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）の一環として、カウンターパートであるクルド地域政府自治観光大臣を招へいし、日本の各都市の街づくり、下水処理等の知見を共有した。 ○ イラクにおいて、円借款「バスラ製油所改良事業（第4期）」（1,200億円、2022年12月L/A		

					調印）を実施。石油製品の品質向上と需給ギャップの縮小、環境負荷の低減及び関連技術の移転への貢献を期待。 ○　エジプト：UNFCCC COP27のサイドイベントにおいて、エジプト電力・再生エネルギー省大臣と機構エジプト事務所長が登壇した。同省がカウンターパートとなって実施した技術協力プロジェクトを通じて完成した同国初の省エネ報告書を紹介した。大臣のスピーチでは機構の支援とプロジェクトの成果への感謝が寄せられた。 ○　「西バルカン協力イニシアティブ」に基づく本地域への協力 • 北マケドニアにおける「持続的な森林管理を通じた、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）能力向上プロジェクト」及びコソボ、モンテネグロにおける「国家森林火災情報システム（NFFIS）とEco-DRRによる災害リスク削減のための能力強化プロジェクト」（いずれも技術協力プロジェクト）において、パイロット事業として治山や植林などを実施した。また、ボスニア・ヘルツェゴビナやアルバニアへの広域展開を目指して各国カウンターパートとの協議を実施した。 • セルビアではProject NINJAを実施した。全7社を対象にメンタリングやワークショップ等を通し、ビジネスモデルの更なる進化と顧客開拓を支援した。西バルカン地域においてIT産業は大きな雇用創出の可能性を秘めており、その更なる発展を担うスタートアップの支援により、同地域内での人材活用を促進し、経済競争力向上に貢献することが期待される。 • 2008年にセルビアで開始し、長年支援を継続している、西バルカンにおける中小企業メンターサービス構築・普及促進に係る後続案件として、個別専門家の派遣を開始した。セルビアを中心に、モンテネグロ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニアを対象に、メンター育成マニュアルの構築と広域での制度確立を目指し、各国カウンターパートとの全体調整会議等を実施した。 ○　モロッコにおいて、円借款「基礎教育の制度改善につながる開発政策支援」のL/Aを2022年7月に調印した。様々な側面における教育格差是正を支援し、子どもの学習環境の改善に貢献することを目指す。 ○　エジプトにおいて、特別活動等を含む日本式教育を導入したエジプト・日本学校がこれまでに51校開校し、日本式教育実践のモデルとして教員の能力強化等を図った。また、この取組を全国の小学校に普及すべく、エジプト側人材の育成など、実施体制構築を支援している。加えて「人材育成事業（エジプト・日本教育パートナシップ）」において、新型コロナウイルスの影響を乗り越え、日本への留学生事業を再開した。特別活動や遊びを通じた学びなど日本の取組を学ぶべく、福井大学での短期研修も実施した。 ○　外務省が推進する日本・エジプト・ヨルダン三か国間の連携を通じた周辺ぜい弱国支援に関連して、エジプトにて実践されている特別活動を含む日本式教育に関心を有するレバノンに対して、エジプト・ヨルダンと連携して紹介セミナーを実施。教育省の担当局長より、今後の活用について前向きな意向が示された。		

○　JICAチェアの取組

- ブルガリアのソフィア大学において、第三回となるJICAチェア長期講座が実施された。2022年度より全15回かつ単位取得型となり、同大学の日本語学科で学ぶ学生の教育プログラムの一環としてJICAチェア教材が利用されることとなった。日本人教授による2回の特別講義が行われたが、同大学が同国内におけるJICA開発大学院連携プログラムをけん引していくことが今後も期待される。
- セルビアのベオグラード大学においては、日本人講師による4回のオンライン講義、日本関連図書寄贈、教材DVDのセルビア語翻訳を行った。トルコでは3つの大学（首都アンカラの中東工科大学、トルコ中央部のネヴシェヒル・ハジ・ベクタシュ大学、ボアジチ大学）において、日本政治思想史が専門の日本人教授によるJICAチェア講義を実施した。
- チュニジアでは、2021年度に続き、国立行政学院にて、将来の同国における行政官幹部候補生向けのJICAチェアを実施し、チュニジアがホスト国となるTICAD8や日本の政治・行政制度について講義・議論を行った。
- その他、ポーランド、イラクなどでの開催を含め、計10か国13大学にて「短期集中講義」事業または「日本研究講座設置」事業を実施した。

○　シリア難民支援

- 紛争の長期化により深刻化するシリア難民問題については、日本への留学生受入を継続しており、2021年度に受け入れた10名が2022年度に6つの大学に入学、2022年度は6名が来日済である。
- トルコにおいてシリア難民を受け入れている地方自治体を支援する事業として、「地方自治体インフラ改善事業」、「地方自治体環境改善事業」（いずれも円借款）を実施中である。
- シリア難民及びホストコミュニティを支援対象とした心理社会支援に関する調査の実施を決定、準備を開始した。

(2) 事業上の課題及び対応方針

地政学的に不安定な国を多く抱える中東地域では、治安状況が急激に悪化する可能性がある。国連機関等とも連携の上、リスクに係る情報収集・分析を基に事業計画の策定・実施、邦人の渡航が難しい場合には本邦研修、周辺国における第三国研修や国際機関との連携等を効果的に組み合わせた支援を引き続き検討・実施していく。なお、2022年度は技術協力協定締結が3か国において締結されたが、依然未了な国もあるため、各種援助手法を柔軟に活用・運用していく。

戦争が継続するウクライナに対しては緊急支援から復旧と復興への切れ目のない支援が不可欠であり、また、避難民を受け入れる周辺国に対しても継続的な協力が不可欠である。国内南東部で発生した地震により大きな被害を受けたトルコにおいても、復旧、復興に向けた早急な対応が求められている。かかるニーズに対してこれまでもスピード感のある支援を実施してきているが、甚大な被害に対しては中長期的な計画に基づいた協力も必要となっている。機構の各種スキームを活用しつつ、また他援助機関との協働体制を構築しながら、平時の対応によらない、柔軟かつ迅速な取組を引き続き検討・推進していくとともに、より良い復興を目指しインフラ整備や制度強化のための支援を検討していく。また、その実現のために組織的な対応も必要である。ウクライナ支援室の設置や様々な専門性を有した人材の兼務を通じてウ

					クライナやトルコに対する支援をタイムリーに実施してきており、かかる取組を継続していく。		

４．その他参考情報
特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
No.6	JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成		
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋、「明治 150 年」関連施策	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】本取組を通じた親日派・知日派のリーダー育成により、共通の価値や原則に基づく自由で開かれた秩序の実現への貢献が見込まれ、自由で開かれたインド太平洋の実現に寄与するため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 5 年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（目標値）	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
【指標 6-1】JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派人材の育成数	6,500 人	1,100 人[17]	1,819 人	人	人	人	人

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
予算額（千円）	9,132				
決算額（千円）	8,819				
経常費用（千円）	8,511				
経常利益（千円）	△19,867				
行政コスト（千円）	8,511				
従事人員数	73				

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
3.(6)JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成 人間の安全保障を推進し、法の支配を始めとする共通の価値や原則	2.(2)JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成 人間の安全保障の推進及び法の支配を始めとする共通の価値観や原	(6) JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成・JICA開発大学院連携・JICAチェアを更に推進し、日本国内の大学との連携	＜主な定量的指標＞ （定量的指標及び実績は上記２.①参照） ＜その他の指標＞ 【指標 6-2】JICA 開発大学院連携・JICA チェア等を通じた育成人材との継続的な関係維持・発展に資する取組の促進状況 ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞ コロナ禍においても、2021 年度、2022 年度共に毎年 1000 名以上の JICA 留学生の来日を実現し、2022 年 11 月時点での JICA 開発大学院連携における留学生の在籍者 2,537 名により、安倍首相（当時）により 2018 年に表明された 2022 年度に「2,000 人が日本で学んでいる状態」について達成した。留学中に習得した技術や専門分野の研究成果に基づき、帰国留学生が機構の他事業とも連携し、自国の開発課題解決に貢献する取組を実践した。こうした帰国後の留学生との継続的な関係性の維持・強化を図るために、留学生の来日以降の就学状況や機構との関係を継続的に記録・管理できるよう、JICA 留学生情報に関する簡易データベースの構築を開始した。 JICA チェアは 2021 年度の 46 か国から 2022 年度には 71 か国へ大幅に拡大し、JICA チェアを担当する現地の教授等を日本へ招へいするプログラムを新たに実施し、日本の教育研究機関等との意見交換等を通じて関係者間での更なる連携強化を図った。プログラムの質の向上のために、放送大学と共同で制作したビデオ教材「日本の近代化を知る 7 章」に加えて、「続・日本の近代化を知る」として第 8 章～第 15 章の制作及び同教材の多	＜評定と根拠＞ 評定：S 根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下 4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評価の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標設定時に想定した以上の政策実現に関する寄与等）	評定　A ＜評定に至った理由＞ （定量的実績） 【指標 6-1】JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派人材の育成数について達成度が目標値の 120%以上となっており、着実に目標を達成している。 （定性的実績） 【指標 6-2】JICA 開発大学院連携・JICA チェア等を通じた育成人材との継続的な関係維持・発展に資する取組の促進状況

[17] 各年度の目標値は、第5期中期計画期間中に漸増させ、中期目標期間全体の目標値6,500人を達成する予定。

	に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の基本理念への理解を得ることも念頭に、JICA 開発大学院連携や「JICA 日本研究講座設立支援事業(JICA チェア)」等を通じて親日派・知日派リーダーの育成や、SDGs 達成を含め開発途上地域の課題解決を担う中核人材の育成の支援を行う。その際、我が国の開発と ODA として他国に協力した経験の共有、国内外の教育機関との連携強化、育成人材との継続的な関係維持・強化に向けた取組の強化、各事業との相	則に基づく、「自由で開かれたインド太平洋」の基本理念への理解を得ることも念頭に、国内外における親日派・知日派のリーダー育成や開発途上地域の課題解決を担う中核人材育成を支援する。 協力に当たっては、我が国の開発経験を含む専門知識を学ぶ機会を提供する。その際、JICA 留学生等に対し、日本国内の大学との連携を通じて我が国の開発経験や開発協力の経験を提供するとともに、海外の大学等研究機関との連携を通じ、JICA チェアとして	を通じて我が国の開発経験を含む専門知識を学ぶ機会を提供することにより、国内外における親日派・知日派のリーダー育成や開発途上地域の課題解決を担う中核人材育成を支援する。 ・特に、コロナ禍における人の国際的な移動の制限はあるものの、政府との調整を行い、JICA留学生の来日を実現させ、安倍総理（当時）が発表した目標の達成に貢献する。 ・また、我が国の開発経験を伝えるため拡充したコンテンツを活用し、JICAチェアを海外の大学等研		言語（5 か国語）への翻訳版を制作するなど、コンテンツの拡充を図った。 **(1) 業務実績** **No.6-1 JICA開発大学院連携による留学生の来日（及び帰国後の成果）** ◎ **「2,000人が日本で学んでいる状態」を達成【①③】：** JICA開発大学院連携は、日本政府が推進する「明治150年」関連施策の一つとして、開発途上国・地域の将来の発展を担い得る人材を研修員として日本に受け入れ、大学院学位課程において、英語での専門分野の教育・研究機会に加え、日本の近現代の発展と開発経験を学ぶ機会を提供するものである。これによって、留学生が帰国後に母国の発展に効果的に役立ててもらうことを狙いとし、更には、日本で学んだ開発途上国の人材が、母国で、知日派・親日派のトップリーダーとして活躍し、両国間の関係が中長期的に維持・強化されることも期待するものである。2018年に安倍首相（当時）から「5年後を目途に、いつも2,000人規模の開発途上国の将来を担う若者たちが日本で学んでいるという状態を目指す」と表明されたことを受け、本構想の下での常時2,000人が日本で学ぶ状態を目標として掲げ、2018年度から本格的に推進し、これまで100の本邦大学と留学生受入に係る覚書を締結した。コロナ禍でも2022年度は長期研修員及びJDS留学生1,050名が新規来日した。2021年度新規来日者1,128名、2022年度新規来日者1,050名と毎年1,000名以上の来日を実現し、2022年11月時点でのJICA開発大学院連携における留学生の在籍者が2,537名になり、安倍元首相による上記の5年後（2022年度）に「2,000人が日本で学んでいる状態」を達成した。 ◎ **留学生が帰国後に日本で学んだ橋梁維持管理技術を展開【③】：**「道路アセットマネジメント技術の中核人材育成プログラム」において2021年度に博士号を取得したラオスからの留学生が、ラオスに帰国後、現地の技術者を指導する立場となり、本邦で学んだ橋梁維持管理手法を他橋梁技術者へ展開している。また、橋梁の維持管理を実施する公共事業運輸省の能力向上を図る「橋梁維持管理能力強化プロジェクト」でもラオス側の中心的な役割を果たしており、技術協力プロジェクトの成果発現にも寄与している。 ◎ **留学生が日本で学んだ成果を展開し、表彰を受賞【③④】：**ネパールにおいて、現在選挙管理委員会長官を務める帰国留学生が、帰国後、留学中に学んだ日本での執務室の在り様を「モデル オフィス コンセプト」として導入し、ネパール政府から表彰を受けた。また、その帰国留学生は、首相府第二州事務所主席次官として、効果的・効率的な質の高い公共サービスを人々に提供するため、第二州の行政官人材育成プログラムの設計や資源配分、プログラム実施においても日本で学んだ経験を活用しているほか、日本・ネパール間政策対話プログラムにも参加し、二国間関係の強化にも貢献している。 ◎ **留学の成果と技術協力・科学技術協力の相乗効果を発現【③】：**コンゴ民主共和国では、日本留学中にバイオセーフティレベル3（BSL-3）実験室で病原体を扱うトレーニングを行う機会を得た留学生が、帰国後、所属先の生物医学研究所において技術協力	を満たしており、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。 ＜課題と対応＞ 前年度指摘事項については特になし。	1．JICA 開発大学院連携による留学生の来日（及び帰国後の成果） 中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・2018 年の安倍総理（当時）が表明した目標につき、2022 年 11 月時点での JICA 開発大学院連携における留学生の在籍者が 2,537 名になり、同目標が達成された。 ・ラオスからの留学生が、帰国後、橋梁維持管理手法を他橋梁技術者へ展開した。また、公共事業運輸省の能力向上を図るプロジェクトでも、中心的な役割を果たし、プロジェクトの成果発現にも寄与した。 ・ネパールにおいて、現在選挙管理委員会長官を務める帰国留学生が、日本で学んだ「モデル オフィス コンセプト」を導入し、ネパール政府から表彰を受けたほか、日本・ネパール間政策対話プログラムにも参加し、二国間関係の強化にも貢献した。 ・「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム（JISR）」において、日本のスタートアップ企業へ就職し、シリア在住のエンジニアと日本企業を繋げる役割を担うなど、日本とシリアの架け橋を担う修了生を輩出した。 2．JICA チェア 中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・ボリビアでの JICA チェアにおいては、ガブリエル・レネ・モレーノ大学での JICA チェア・

	乗効果の発現を重視する。	これらの経験の提供や講座の設立等にも取り組む。加えて、これらのプログラムの受講者との中長期的な関係性の維持・発展や、JICAグローバル・アジェンダへの貢献、各事業との相乗効果の発現等の成果の発展及び可視化に取り組む。	究機関との連携を通じて推進し、拠点数を拡大する。 ・加えて、帰国留学生との関係性の維持・発展に向けて、留学生データベース等の構築を推進する。		プロジェクトと連携してバイオセーフティレベル2及び3実験室の標準操作手順の策定やバイオセーフティ研修の講師を務めるなど、現地事業に活用している。また、「資源国の行政・研究人材育成（資源の絆）」プログラムでは、ザンビア鉱山鉱物資源開発省からの留学生が、日本滞在中に同地で実施中の地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）「ザンビアにおける鉛汚染のメカニズムの解明と健康・経済リスク評価手法および予防・修復技術の開発」を補完するテーマでの研究に北海道大学留学中に取り組み、帰国後もその成果を活かしSATREPSに参画している。今後、経験を通じて研究テーマを発展させていくことが期待される。 ◎ **本邦企業との連携により留学プログラムを充実化【②③】**：2022年3月に機構と包括連携協定を締結したセイコーエプソン株式会社において、2022年8月及び修了時の2023年3月にJICA留学生8名を対象としてインターンシップを実施した。JICA留学生は同社の歴史、理念、技術等から日本の主要産業成長の背景を学び、最終日に「開発途上国でSDGsを加速するイノベーション」をテーマにビジネスプランを発表した。 ◎ **留学生事業により日本とシリアの架け橋を担う修了生を輩出【③⑤】**：「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム（JISR）」は、将来のシリアの復興や平和構築に貢献するとともに、シリアと日本の架け橋となる人材の育成を目的に、日本の修士課程での教育の機会を提供している。2017 年から 2021 年までに 67 名を長期研修員として受入れ、2023 年 3 月時点で 51 名が修了した。研修修了後シリアへの帰国が困難であることから、修士課程での教育の機会に加え、日本語学習機会の提供、年に 2 回の就職支援セミナー及び企業交流会の開催等を通じて、研修員ごとの希望を踏まえ伴走して支援を実施した。修了者のうち、日本のスタートアップ企業への就職後に執行役員に就任し、シリア在住のエンジニアと日本企業を繋げる役割を担い、シリア人に就労機会の提供を行う者や、ヨルダンで実施する技術協力プロジェクトにコンサルタントの一員として従事する者、将来シリアでの展開も視野に入れながら、プロジェクトマネージャーとしてイラクで子ども向けのプログラミング教育事業に従事する者など、日本とシリアの架け橋を担う修了生を輩出している。また、修了生 2 名は、日本の経験をシリア復興にもいかしたいという思いから、広島原爆の経験や東日本大震災を題材に、復興過程や被災者の証言を紹介するドキュメンタリー映画をアラビア語で制作し、東京外語大学で一般上映するとともに、他アラブ諸国へも日本の復興の経験を伝えるなど、日本との架け橋の役割を担っている。 ○ 帰国後の留学生との継続的な関係性の維持・強化を図るために、留学生の来日以降の就学状況や、機構との関係を留学終了後も継続的に記録・管理できるよう、JICA 留学生情報に関する簡易データベースの構築を 2022 年度に開始した。当該データベースにより、留学生情報の一元管理による業務効率化、及び関係性の維持・強化による留学生事業の質的向上を図る。 **No.6-2 JICAチェア** ◎ **ボリビアの閣僚等がJICAチェアを高く評価【②④】**：具体的な各国政府等からの反		ディプロマコースについて、同国閣僚等から高い評価を受けた。 ・アフリカ連合委員会向け JICA チェアにおいては、計 8 か国から 60 名以上が参加した。参加者から好評を得たとともに、AUC コミッショナーからも高い評価を得た。 ・JICA チェアの実践が進む中南米地域においては、常設講座の講師がアルゼンチンからコスタリカ大学での JICA チェアの講師を務めるという中南米地域内での知見の共有・連携が進められ、本プログラムを通じた相互理解が促進された。 ３．プログラムの質的な向上 年度計画の取組を着実に実施した。 （結論） 以上により、定量指標 1 項目について 120%を越える結果を得て、年度計画において予定されていた取組も着実に実施されているが、目標設定時に想定した以上の質的に顕著な成果が数多く認められるとは言いがたい。「S」評価には至らないものの、中期目標における所期の目標を上回る成果は得られていると認め、「A」評価とする。 具体的には、コロナ禍でも 1,000 人/年以上の JICA 留学生の来日を実現し、総理による表明内容の実現に貢献した。JICA チェア（日本研究講座設立支援事業）については、71 か国に拡大したほか、提供するプログラムの質の向上にも取り組む等、親日派・知日派リーダーの育成について、所期の目標を上回る顕著な成果

					応として、ボリビアでのJICAチェアにおいては、ガブリエル・レネ・モレーノ大学でのJICAチェア・ディプロマコースについて、ボリビア側からの評価が非常に高く、継続を求めるレターがJICA事務所宛てに多数寄せられている。また、経済・財務大臣、副大臣からも日本の生産性、技術、経済発展を学ぶことの意義は大きいという認識の下で、JICAチェアの継続・拡大に対する大きな期待が寄せられており、同大学とJICAとの間で日本研究講座のコンテンツの充実化のための共同研究を開始している。 ◎ **AUCからも高く評価【②④】**：アフリカ連合委員会（AUC）向けJICA チェアにおいては、AUC教育担当コミッショナー（大臣級）、AUC教育担当部局職員に加え、アフリカ各地のAUC傘下の研究機関やPan African Universityホスト大学の教授・学生等、計8か国から60名以上が参加した。日本側からはアフリカ連合日本政府代表部特命全権大使も参加し閉会挨拶した。講義後には予定時間を大幅に超過するほどの活発な質疑応答が行われ、参加者から好評を得た。AUCコミッショナーからは本取組の意義について述べられるとともに、感謝が寄せられた。 ◎ **本邦招へいプログラムにより相互理解を促進【③】**：JICAチェアの実践が進む中南米地域においては、中南米諸国のJICAチェア担当教授等を日本へ招へいし、日本の教育研究機関等を訪問し、情報収集・意見交換を対面で行うことで、関係者間の更なる連携強化を図る取組を2022年度に初めて実施した。招へいを通じ、各国でのJICAチェア強化、JICAチェアと留学生事業の連携強化、域内のJICA チェア連携の推進を図った。具体的には、ブラジル・サンパウロ大学でのJICAチェアの受講者から戦略的にJICA開発大学院連携における留学候補生を選定するといったJICAチェアと留学生事業を効果的に連携させる事例や、中南米地域におけるJICAチェアの常設講座の講師がアルゼンチンからコスタリカ大学でのJICAチェアの講師を務めるという中南米地域内での知見の共有・連携が進められている。 ○ 開発大学院連携における講義等の内容に国外から高評価を得たことを契機に、日本の開発経験を学ぶ機会を国外にも広げるため、開発途上国各国のトップクラスの大学等を対象に、「日本研究」の講座設立支援を行うプログラム「JICAチェア」を2020年度から本格的に実施している。2021年度の46か国から、2022年度末までに71か国へ大幅に拡大した（日本研究講座設置事業21か国、短期集中講義50か国）。特に2022年度は、新型コロナウイルスによる影響は残るものの、より円滑かつ双方向の講義を実施するため、対面での講義の実施を推進し、延べ30名の大学関係者等が現地に出張、講義を実施した。 **No.6-3 プログラムの質的な向上** ○ プログラムの質の向上のために、放送大学と共同で制作したビデオ教材「日本の近代化を知る7章」に加えて、「続・日本の近代化を知る」として第8章～第15章の制作及び同教材の多言語（5か国語）への翻訳版を制作するなど、コンテンツの拡充を図った。上記に加え、各グローバル・アジェンダにおける日本の開発経験に関するビデオ教材（鉄道ネットワーク、上水道、農村開発、社会保障の4分野）を開発し、中南米		が得られた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ JICA開発大学院連携・チェアについては、これまでの開催国における継続的な実施と他国への拡大や、先方政府や大学との連携を継続し、現地にて創意工夫を図りながら、協力を促進することを期待する。 ＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等） ・JICA 開発大学院連携 コロナ禍において、２０２２年１１月時点でのJICA開発大学院連携における留学生在籍者数が 2,537 名となり、「2,000 人が日本で学んでいる状態」を達成したことは高く評価できる。一方で、無償資金協力における若手行政官の日本への留学による学位取得「人材育成奨学計画（JDS）」や、機構全体の受入れ研修員・留学生 24,722 人、累計 70 万人（2021 年度数値）との関係性についても記述があるとありがたい。今後ともこのような信頼に基づく知日派・親日派人材の重層的ネットワークの更なる強化を期待したい。

					地域やフィリピンにおけるJICAチェアの講義において活用した。地域理解プログラムについて、2022年度は12国内拠点で実施し、延べ834名の留学生が参加。「阪神・淡路大震災からの復興」をテーマに震災当時に副知事・防災監を務めた関西国際大学教授等の協力を得て実施したプログラムでは、震災後に兵庫県がより強じんな災害に強い住みやすい街づくりを推進し復興を遂げてきた歴史と世界に伝える取組について伝えることで、参加した留学生からは「災害等の情報をいち早く得てそれを伝えるシステム/姿勢が自国では不足していると感じており、学校だけでなく市民に対する防災教育をどのようにすべきかを帰国後も考え実践していきたい」といった声が寄せられた。また、「セイコーエプソン株式会社の地域に根差した発展の経緯を歴史から学ぶ」プログラムでは、諏訪地域の歴史から同社発展の経緯や同社の事業マインドを学び地域に根差した取組を理解する機会を提供し、活発な質疑応答が飛び交い、講義・視察内容に対する参加者の関心・評価は非常に高いものであった。こうした各地域でのプログラムに関して、2022年度より各地域に在学する留学生のみならず、全国の留学生にも提供を開始し、新たな学び、経験、人脈を得る機会の拡充を試みている。その他、地域理解プログラムを通じて、地域の日本人高校生（沖縄）や大学生（九州）と留学生との意見交換の機会を設けることで当該地域での多文化共生にも資するような取組も実施している。 ○　2022年度入学者を対象に第1回目のJICA留学生ネットワーキングセミナーをオンラインで開催し、約630名が参加した。JICA留学生としての意識付けを行うとともに、日本留学の効果発現のために「SDGs時代におけるJICA留学生に期待される役割」、「異文化理解促進」をテーマに講義及びグループワークを実施した。同セミナーにおいて、各留学コースを主管する機構内の部署の企画によるプログラムも実施し、各地域における機構事業の説明のほか、JICA留学生との意見交換を通じてネットワークの構築、強化を行った。また、ABEイニシアティブ、SDGsグローバルリーダーコース、イノベーティブ・アジア等のインターンシップ実施対象者向けには企業交流会を開催、企業延べ48社、研修員延べ191名が参加し、日本企業とJICA留学生とのネットワーキングの機会を創出した。 ○　JICA開発大学院連携のウェブサイトに加えて、SNSのアカウント（英語）を2022年度に立ち上げ、JICA開発大学院連携やJICAチェアの意義や参加者からの評価等について対外的な発信を強化することで、留学生事業やJICAチェアへの関心層や候補者層の拡大を図っている。 **（2）SDGs達成に向けた貢献** 各国の発展を担う人材であり多様な分野での活躍が期待されるJICA留学生の受入れと能力向上を実施し、SDGsのあらゆる分野の達成に貢献した。 **(3)　事業上の課題及び対応方針** JICAチェアについては、これまでの開催国における継続的な実施と他国への拡大に向け、実施体制の整備が課題である。これに対し、先方政府や大学との協議を継続し、現地での更なる創意工夫の促進を図っていく。		

４．その他参考情報
特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
No.7	民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献		
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、インフラシステム海外展開戦略 2025（旧名称：インフラシステム輸出戦略）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】開発協力大綱等の政策目標では、民間の技術・資金との連携強化を通じた開発課題の解決を重視しており、本取組の貢献度が大きいため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 5 年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（目標値）	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
【指標 7-1】協力準備調査、中小企業・SDGs ビジネス支援事業を活用した法人・団体数	490 法人・団体	60 法人・団体[18]	87 法人・団体				
【指標 7-2】開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション企業数	4,420 法人・団体	800 法人・団体[19]	1,021 法人・団体				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
予算額（千円）	9,155				
決算額（千円）	4,671				
経常費用（千円）	4,172				
経常利益（千円）	△413				
行政コスト（千円）	4,172				
従事人員数	151				

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
3.（7）民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への	2.（3）民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への	（7）民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢	＜主な定量的指標＞ （定量的指標及び実績は 1.①参照）	＜主要な業務実績＞ 民間企業等と連携して開発途上国の課題解決を促進する観点から、中小企業・SDGsビジネス支援事業においては企業にとっての利便性向上、事業化率の向上、開発インパクトへの更なる貢献を図った試行的制度改編を実装化し、制度改編下における新規の事業を初採択した。当該取組において本邦スタートアップ企業の参加も促進した。既に採択済みの案件につ	＜評定と根拠＞ 評定：S 根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下 4. 業務実績のとおり、「独	評定	S

[18] 第5期中期計画期間前半の制度改善を踏まえて後半年度の目標値を増加させ、中期目標期間全体の目標値490法人・団体を達成する予定。
[19] 各年度の目標値は、第5期中期計画期間中に漸増させ、中期目標期間全体の目標値4,420法人・団体を達成する予定。

	貢献 開発途上地域が直面する多様な開発課題の解決に向け、民間部門主導の成長を促進することで開発途上国の経済発展を一層力強くかつ効果的に推進する。また、そのことが日本経済の力強い成長にもつながるよう、他の政府関係機関等とも緊密に連携し、事業の各段階に対応した多様な連携事業（協力準備調査、中小企業・SDGsビジネス支援事業、海外投融資等）や、開発協力への民間企業の裾野拡大に係る取組を通じて、民間企業等が有する技術、製	貢献 民間企業等と、中小企業・SDGsビジネス支援事業、協力準備調査（海外投融資）、海外投融資といった事業の各段階に対応した多様な連携事業や、開発協力への民間企業の裾野拡大に係る取組を他の政府関係機関等とも緊密に連携して実施する。その際、JICAグローバル・アジェンダとの整合性確保による開発効果の増大、機構全体で一層の民間企業との連携を促進することに留意する。資金動員を含む外部関係機関との連携強化により海外投融資等	献 ・開発途上地域が直面する多様な開発課題の解決に向け、他の政府関係機関等とも緊密に連携し、事業の各段階に対応した多様な連携事業（協力準備調査、中小企業・SDGsビジネス支援事業、海外投融資等）を通じて、民間企業等が有する技術、製品、システム、資金等を活用した開発協力を推進する。 ・特に、民間企業のニーズ等を踏まえた不断の制度改善・体制の見直しによって、SDGs達成への貢献に積極的に取り組む企業への連携事	＜その他の指標＞ 1.①に掲げたもの以外には、特になし ＜評価の視点＞	いてもコロナ禍やウクライナ情勢等を踏まえた事業環境の変化に対して必要な対応を行いつつ調査を進め、開発途上国におけるビジネス化を促進した。また、海外投融資においては、風力発電、経済特区開発、スタートアップ企業支援等多様な分野の課題解決に資する事業への投融資契約を締結するとともに、初めてパレスチナ向けの案件を契約し、ぜい弱地域への支援を進めた。 **(1) 業務実績** **No.7-1 民間企業等** ◎ **過去最大の海外投融資を承諾【①②③】：** 2022年度の直接新規出融資承諾実績は21件、約1,267億円に上り、再開後の海外投融資として過去最多の承諾件数、最大の承諾金額を達成した。特に、ウズベキスタン「ザラフシャン風力発電事業」やラオス「モンスーン風力発電事業」などエネルギー・トランジションを後押しする再生可能エネルギー関連事業を多数実施した。また、低所得者層、中小零細企業や農民などのぜい弱層・ジェンダー平等推進支援やスタートアップ支援といった複合危機下での重要課題への対応として、アフリカ・アジア「フィンテック金融包摂支援投資事業」、インド「農業セクター金融包摂支援事業」、コスタリカ「中小零細事業者金融包摂強化事業」などを実施した。さらに2022年度は、タイ、アゼルバイジャン、ウズベキスタン、パレスチナ、ネパール、ラオス、コスタリカ、モルディブ、エクアドルの9か国に初の海外投融資を供与するなど、国・地域の多様化による分散を一層推進した。 ◎ **中小企業・SDGsビジネス支援事業の試行的制度改編により契約・ビジネス化を加速【③⑤】：**中小企業・SDGsビジネス支援事業の試行的制度改編を実施し、支援メニューの見直し、機構と採択企業の契約関係の見直し等により、利便性向上、ビジネス化の一層の促進、開発インパクトへの貢献を促進した。具体的には契約関係の見直しにより、採択通知から約１か月での採択企業と機構の契約締結を可能とし、また、経理処理の合理化を図るなど利便性向上を実現した。また、企業によるビジネス化を加速する観点から、開発途上国におけるビジネス化に知見のあるコンサルタントを配置しつつ、機構と当該コンサルタントが相互の強みをいかして、連携して採択企業を支援する体制を構築した。加えて、採択企業のビジネスが開発途上国の課題解決に貢献するロジックを明確化するためのマニュアルを作成するとともに、採択企業向けの研修を実施した。これらの制度改編を行いつつ、新メニューの案件47件を含め59件の新規案件を採択した。スタートアップ企業の利用促進も図り、結果として、大学発のベンチャー企業で養殖コオロギを活用した循環型食料生産システムを目指す株式会社エコロギー（東京都新宿区）等の案件採択に至った。 ◎ **企業共創プラットフォームにより企業の参画を推進【①③⑤】：**ビジネス化促進のため、民間企業、金融機関、支援機関等の知見共有・交流の「場」として、企業共創プラットフォームを本格的に稼働した。週１回程度の定期的なメールマガジンを発信し、登録約3,000社に向け合計37号配信を行った。当該メールマガジンでは、中小企業・SDGsビジネス支援事業に限定せず広く機構全般の民間連携事業の紹介を行うとともに、他機関からの情報についても配信も行い、支援機関同士の連携にもつながっている。また、企業同士での意見交換・連携を目的に、カンボジアのインフラ分野ビジネスに取り組む企業	立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評価の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標設定時に想定した以上の政策実現に関する寄与等）を満たしており、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。 ＜課題と対応＞ (1) 前年度評価時指摘事項 これまでのODA を通じたインフラ輸出に係る教訓を活かした取組を通じ、本邦企業による質の高いインフラ投資を引き続き推進ありたい。その観点から、海外投融資のニーズは大きく、更なる実施体制の強化など、新型コロナの影響を踏まえた効果的な取組・事業促進に向けた工夫などを期待する。 (2) 対応 海外投融資について、機構内外のパートナーとの連携を推進しながら、本邦企業等による投資を推進する取組も含めて、多様な分野や対象国の課題解決に資する事業への投融資に取り組んだ。インフラを含む本邦企業ビジネスの開発途上国への導入促進に向けては、中小企業・SDGs ビジネス支援事業において契約関係の見直し、ビジネス化に知見を有するコンサルタントの配置等を含む試行的制度改編を実施し、ビジネス化促進に向けた体制強化を行った。	＜評定に至った理由＞ （定量的実績） 【指標 7-1】協力準備調査、中小企業・SDGs ビジネス支援事業を活用した法人・団体数及び【指標 7-2】開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション企業数の２項目全てについて達成度が目標値の 120%以上となっており、着実に目標を達成している。 （定性的実績） １．民間企業等 年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・2022 年度の直接新規出融資承諾実績は 21 件、約 1,267 億円に上り、再開後の海外投融資として過去最多の承諾件数、最大の承諾金額を達成した。特に、ウズベキスタンやラオスなどエネルギー・トランジションを後押しする再生可能エネルギー関連事業を多数実施し、また、低所得者層、中小零細企業や農民などのぜい弱層・ジェンダー平等推進支援やスタートアップ支援といった重要な課題に対する取組を促進した。 ・中小企業・SDGs ビジネス支援事業の試行的制度改編により契約・ビジネス化を加速した。その結果として、スタートアップ企業の利用促進につながり、大学発のベンチャー企業で養殖コオロギを活用した循環型食料生産システムを目指す会社等の案件採択に至った。 ・ビジネス化促進のため、民間企業、金融機関、支援機関等の知見共有・交流の「場」として、

	品、システム、資金等を活用した開発協力を推進する。その際、民間部門の活動が開発途上国の経済成長を促す大きな原動力となっていることを踏まえ、連携強化に向けた人材育成の推進、インフラ輸出を含む我が国企業の現地での活動の促進及び本邦地域経済の活性化を重視するとともに、採択された案件の進捗管理の徹底も含め、民間企業のニーズ等を踏まえた不断の制度改善・体制の見直しを行う。	の支援を拡大するとともに、我が国民間企業のニーズ等を踏まえた機構の民間企業等との連携に係る制度改善及び人材育成を行い、インフラ輸出及び我が国企業の現地での活動の促進、ひいては我が国地域経済の活性化にもつながる事業を形成・実施する。また、我が国中小企業等の海外展開の促進を通じ、開発途上地域の開発課題の解決を推進する。さらに、顧客志向に基づく制度改善により参画企業の裾野を拡大するとともに、採択された案件の進捗管理を徹底	業の裾野拡大・連携強化に取り組むとともに、採択された案件の進捗管理を徹底し、民間連携を通じた JICA グローバル・アジェンダの推進等により、開発インパクトをさらに創出する事業を展開する。また、連携強化に向けて人材育成を推進し、インフラ輸出を含む我が国企業の途上国での活動が円滑に行われるよう支援するとともに、地方創生に資する取組も促進する。		の交流会、タイ進出企業交流会、関西地域での水環境分野企業交流会、一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）と共催での「途上国ビジネス」×「人材育成」セミナー兼交流会等を開催した。加えて、2021年度に実施した中小企業・SDGsビジネス支援事業の事後モニタリング調査の結果を分析し、「JICA事業後のビジネス化に向けて最低限押さえなければいけない12のポイント」として取りまとめるとともに、上記タイ進出企業交流会でもパネルディスカッションにおいて活用した。イベント参加者からは「タイでのビジネス展開において、どのような事前準備や計画策定が重要なのか、また成功のためのポイントやコツについて、経験者から貴重なお話を伺うことができ、大変勉強になった」などとコメントがあり、総じて参加者の満足度は高い結果となった。さらには、2023年1～2月にウガンダICTビジネス・スタディツアーを主催し、航空券は参加企業負担の下で6社が参加した。参加者からは事後アンケートにて「普段会えないような人々や行けない場所に行くことができ大変満足であり、事業展開のきっかけも作れた」等、機構が有する現場やステークホルダーとの繋がりを生かしたツアー内容を評価する声が複数あった。 ◎ **出資を通じ外国資金を呼び込む経済特区開発に貢献【①②③⑤】：**バングラデシュの産業高度化・多角化のために住友商事及び同国政府が行う経済特区開発事業への出資を実施した。出資を通じて経済特区の円滑な開発・販売を支援し、本邦企業をはじめとした外国企業による投資を推進するもの。海投出資に先立ち、円借款による周辺インフラ整備や、同国政府からの出資部分に対するバックファイナンス、技術協力を通じた入居企業へのワンストップサービスの制度構築を実施しており、機構の総合力を発揮した協力となっている。 ◎ **太平洋島嶼国で初となるPPP事業に貢献【①③⑤】：**同国唯一の国際空港において、海外投融資「パラオ国際空港ターミナル拡張・運営事業」により建設された新ターミナルが全面開業した。太平洋島嶼国で初となるPPP。双日、日本空港ビルデング株式会社（JATCO）、海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）、大成建設のオールジャパンでの支援で、ターミナル建設と併せて日本の民間企業のノウハウをいかした空港運営・維持管理技術を導入した。 ◎ **多数の大規模風力発電事業により温室効果ガスの削減に大きく貢献【①③】：**海外投融資再開以降、ウズベキスタンで初の民間企業による風力発電案件である海外投融資「ザラフシャン風力発電事業」を承諾。また、ラオスにおいても初の風力発電案件である海外投融資「モンスーン風力発電事業」を承諾した。他にも、アゼルバイジャン、エジプト、ベトナムで民間事業者による再生可能エネルギー発電事業を承諾し、2022年度の海外投融資による再生可能エネルギー事業向けの支援規模は設備容量約2GW規模であり、機構が掲げる温室効果ガス排出削減目標の達成に大きく貢献した。 ◎ **開発途上地域における金融アクセス拡大に貢献【①③】：**海外投融資「フィンテック金融包摂支援投資事業」及び海外投融資「アフリカ新興企業イノベーション支援事業」を承諾した。これらの案件により、アフリカ、アジアの開発途上地域における金融アクセス拡大に取り組むスタートアップ企業を支援、第8回アフリカ開発会議（TICAD8 : the 8th		企業共創プラットフォームを本格的に稼働し、企業の参画を促進した。 ・海外投融資再開以降、ウズベキスタンで初の民間企業による風力発電案件である海外投融資、また、ラオスにおいても初の風力発電案件である海外投融資を承諾した。他にも、アゼルバイジャン、エジプト、ベトナムで民間事業者による再生可能エネルギー発電事業を承諾し、2022 年度の海外投融資による再生可能エネルギー事業向けの支援規模は設備容量約 2GW 規模であり、温室効果ガス排出削減目標の達成に大きく貢献した。 ・海外投融資「フィンテック金融包摂支援投資事業」及び「アフリカ新興企業イノベーション支援事業」を承諾し、アフリカ、アジアのスタートアップ企業を支援し、開発途上地域における金融アクセス拡大に貢献した。 ・パレスチナにおいて初となる海外投融資案件を承諾し、パレスチナ銀行を通じた中小零細企業の成長を支援した。 ２．中小企業等 年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・秩父ケミカル株式会社が、タイにて実証事業により、バンコク都から独自にプラスチック製雨水貯留構造体大型案件の受注に成功し、公園の地下空間に設置を予定している。 ・株式会社日本標準がモロッコ

		し、開発ニーズと中小企業等の製品・技術等とのマッチング強化、製品・技術の開発協力事業等での活用促進及び事業化に向けたビジネス展開支援を行う。その際、他機関との連携を強化し、相乗効果が発揮されるよう留意する。			Tokyo International Conference on African Development）で掲げた「スタートアップ支援を含む社会課題解決型ビジネス支援」に貢献する。 ◎ **パレスチナ初の海外投融資により中小零細企業の成長を支援【③】：**パレスチナにおいて初となる海外投融資案件「中小零細事業者支援事業」を承諾した。本案件は、新商品である転換条項付き永久劣後融資の第一号案件として先導性の高い案件である。技術協力と連携し、借入人であるパレスチナ銀行を通じた中小零細企業の発展に対してより大きなインパクトの創出を目指す。 ○ 機構が2019年に出資した日本のスタートアップで、「民間版の世界銀行」を目指して世界各地でマイクロファイナンス事業を展開している五常アンドカンパニーは、新たにタジキスタンでの事業も加わり、同社グループ会社の顧客数は150万人を超え（女性の顧客割合は95%）、2019年と比べて3倍以上に拡大している 。同社は更なるインパクトの増大を目指しビジネスを展開している。 **No.7-2 中小企業等** ◎ **実証事業の結果、中小企業が大型案件を独自に受注【③④⑤】：**東京所在の中小企業である秩父ケミカル株式会社が、気候変動の影響で顕在化してきている都市洪水対策として、公園や駐車場等の地下空間を活用した雨水貯留構造体（製品名：ニュープラくん）をタイ国内でビジネス展開する実証事業「浸水被害の軽減に寄与するプラスチック製雨水貯留構造体の普及・実証・ビジネス化事業」を実施した。新型コロナウイルスの影響下ではあったが、オンラインでの営業が実り、バンコク都から独自に大型案件の受注に成功し、公園の地下空間に設置を予定している。 ◎ **学力向上の成果が認められ、副教材として採用【③④⑤】：**株式会社日本標準がモロッコの小学校で算数副教材Switch on!（整数・小数の暗算・筆算）の実証を行う「算数教育における児童の基礎学力を保障する学校教材の普及・実証・ビジネス化事業」を実施した。同国教育省が本事業を通じた副教材による学力向上の成果を認め、大臣通達として授業内での計算練習を導入し、日本標準社の教材が副教材としての使用が認可された。小学生1人に対し年間450円程度の副教材購買用予算が教育省から割り当てられることとなった。 ◎ **日本型の音楽教育が評価され現地政府がリコーダー1,500本購入【③④⑤】：**ヤマハ株式会社が、エジプトでリコーダーを使用した日本型の音楽教育を通じて子どもの非認知能力の育成を推進する「初等教育への日本型器楽教育導入案件化調査」を実施した。オールインワンパッケージ（楽器・教材・教員養成・政府教育機関への協力）で、エジプト日本学校（EJS）教員への指導者研修を実施し、EJSパイロット校9校に展開した。EJS40校へ同音楽授業を導入することが決まり、教育・技術教育省予算で1,500本のリコーダーが追加購入された。日本への社会還元として、日・エの小学校との交流や非認知能力の育成についての講演にも取り組んでいる。 ◎ **農業共創ハブを通じ企業・研究機関の参画を推進【③④⑤】：**JICA筑波が農業技術、農		の小学校で算数副教材の事業を実施し、同国教育省の大臣通達として授業内での計算練習を導入し、日本標準社の教材が副教材としての使用が認可された。 ・ヤマハ株式会社が、エジプトでリコーダーを使用した子どもの非認知能力の育成を推進し、日本型の音楽教育が評価され現地政府がリコーダー1,500本を購入に結びついた。 ・JICA筑波が新たな農業協力を目指し、民間技術の開発途上国への動員と人材育成を目的とした「農業共創ハブ」を通じ、JIRCAS/T-PIRC、ソフトバンクテクノロジー社、本田技研工業株式会社など、企業・研究機関の参画を推進した。 ・スタートアップ企業IOS株式会社は、カンボジアにて地雷除去ロボットのビジネス化に取り組んでおり、カウンターパートからの信頼も厚く、NHKニュースで取り上げられるなど、地雷除去への貢献が期待される取組を進めた。 ・株式会社京都科学が、UHC達成に向けた人材育成の事業により」、エクアドル中央大学などが医療シミュレーション教育の普及によるUHC達成に向けた医療人材育成を実施しエクアドル国内に大きく展開した。 ・株式会社ジェイ・シー・ビー・ジャポンが、モロッコにおいて、高品質なアルガンオイルの調達から加工、販売までを行うビジネスモデルの実証を実施し、ぜい弱な女性たちの雇用創

					業分野の開発人材及び農業分野の開発事業を生み出す拠点になることを目指し、民間技術の開発途上国への動員と人材育成を目的として開始した「農業共創ハブ」で企業の開発途上国展開に向けた様々な取組を実施した。新規農業技術に係る「共創セミナー」を2回（2022年7月、10月）実施し、14企業・研究機関等と研修員100名以上をマッチングした。マッチングを通じて、民間企業人材に開発途上国の農業農村開発分野が抱える課題や現状を共有し、民間企業の人材育成に貢献し、また製品開発やビジネス展開の足掛かりの機会を提供した。参加企業からは、インターネット情報では得られない開発途上国の具体の課題や人脈形成につながったなど好評を得ている。また、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（JIRCAS）/つくば機能植物イノベーション研究センター（T-PIRC）とのe-kakashi（ソフトバンクテクノロジー社）を用いた連携事業を実施し、開発途上国向けの製品の導入を図った。さらに、本取組に参画している本田技研工業株式会社が2022年4月にタンザニアにおいて耕うん機、背負い式動力噴霧器、刈り払い機のデモンストレーションを実施し、その性能について評価を得るなど、機構が本邦企業と多様な関係者の間の共創のハブとなる取組を強化している。 ◎ **ドローンを用いたリモートセンシング技術により工期短縮・コスト削減に貢献【③⑤】：**株式会社スカイマティクスがドローンを用いたリモートセンシング技術・画像解析技術をカンボジアのインフラ事業における計測に導入するための「ドローンを用いたリモートセンシング技術をインフラ計測に導入するための案件化調査」を実施した。インフラ事業管理におけるデジタル技術の活用により、工期短縮・コスト削減に貢献する事業として、同国公共事業運輸省より高い関心を得ている。 ◎ **スタートアップ企業がカンボジアの地雷除去に貢献【③⑤】：**東京都所在のスタートアップ企業 IOS株式会社は、カンボジアにて地雷除去ロボットのビジネス化に取り組んでおり、「地雷除去作業員の安全を守り、作業を効率化する地雷除去ロボットDMRの配備に係る案件化調査」が2021年度に終了した後も独自にカウンターパートであるカンボジア地雷対策センター（CMAC：Cambodian Mine Action Centre）との調整を続け、2022年7月に性能評価試験に合格した。2022年11月には実際の地雷原での試験運用を開始し、初のロボットによる地雷除去に成功。同月プノンペンで開催された日本供与の地雷除去機展示会にも出展されるなど、カウンターパートからの信頼も厚く、2022年12月以降は機構の広報発信をきっかけにNHKニュースで取り上げられるなど、国内でも注目を集めている。また、これらの取組を更に推進するため、ビジネス化実証事業が提案され、2023年2月に採択された。 ◎ **実証事業にて紹介したe-ラーニングシステムが正式に採用【③】：**株式会社シーイー・フォックスがタイの大学でe-ラーニングとオンラインによる対面授業のブレンド型教育システムを実証する「設計エンジニア育成eラーニングシステムを中心とした産学連携教育プログラムの普及・実証事業」を実施した。実証で使用した同社製e-ラーニングシステムは、実証を行った大学で正式に採用された。同大学の正規講座として開講され、日本人講師の派遣も行われている。今後タイ国内の他大学への普及を目指している。 ◎ **実証事業の成果がエクアドル国内に大きく展開【③⑤】：**株式会社京都科学が、エクア		出に貢献した。 （結論） 以上により、定量指標２つ全てが120%を越える結果を得ていること、年度計画において予定されていた取組を着実に実施しているほか特筆すべき定性的な成果が多数見られること、それら成果には質的に顕著な成果が多く認められることから中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認め、「S」評価とする。 具体的には、再生可能エネルギー・脆弱層支援等複合危機対応に資する案件を含む過去最大の海外投融資の承諾をはじめとして民間企業との連携を着実に進めたことは、開発協力大綱やSDGsでも重視されている民間資金の活用や、インフラシステム海外展開戦略等、本邦企業による質の高いインフラ投資を推進するものであり、政府公約・政策の実現に大きく貢献したと言える。加えて、ウズベキスタンやパレスチナなどにおいて、初の海外投融資案件の承諾等、気候変動分野においてもその活動を拡大している点は評価できる。更に、アフリカのスタートアップ支援だけでなく、教育や女性の雇用創出に貢献している取組も評価できる。加えて、ビジネス支援事業の試行的制度改編や、企業共創プラットフォームの本格稼働など、ビジネス化の促進支援の取組のほか、新たな農業協力を進めるJICA 筑波における農業共創ハブの取組など、機構の自主的な取組による工夫も認められる。 これらの取組は民間企業等との連携を通じた開発課題解決への貢献及び経済成長促進に寄与すると

					ドル中央大学をカウンターパート機関として、シミュレータの実証活動を行う「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：universal health coverage）達成に向けた人材育成のためのシミュレーション教育普及・実証・ビジネス化事業」を実施した。その結果、エクアドル中央大学は、本事業期間中に、同国の医療事情に即した99の医療シミュレーション教育シナリオを作成し、シミュレーター実習を行う科目が43増える予定である。また、エクアドル中央大学をはじめとする国内20の大学、医療機関からなるシミュレーションネットワーク準備委員会が発足した。医療シミュレーション教育の普及によるUHC達成に向けた医療人材育成を目指している。 ◎ **実証事業により女性の雇用創出に貢献【③⑤】**：株式会社ジェイ・シー・ビー・ジャポンが、アルガンオイルの産地であるモロッコ（シディイフニ市）において、高品質なアルガンオイルの調達から加工、販売までを行うビジネスモデルの実証を行う「女性の雇用創出のためのアルガンオイル生産・販売ビジネス （SDGsビジネス）調査」を実施し、収入機会及び社会的立場においてぜい弱な女性たちを雇用している。同社は年間10トン程度のアルガンオイルを調達しているほか、調査期間を通じて110人の女性がアルガンオイルの加工作業で雇用された。アルガンオイルの精製過程においては、同国で実施された地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）とも連携している。現地での売上の一部を活用し、雇用している女性たちに対して基礎教育・職業訓練（クッキー作り等）を開催している。 ○ アイ・ティ・イー株式会社が、インドにおいて鉄道やトラックによる貨物輸送へのアイスバッテリー（産業用蓄冷剤）システムの導入に関する調査を行う「コールドチェーン構築を目的としたアイスバッテリーシステム（IBS）の普及・実証・ビジネス化事業」を実施した。本事業後にアイスバッテリーのビジネス展開を図ることで、広範なコールドチェーンを構築し、食料廃棄率の低下、生産者の所得向上を目指している。内閣官房健康・医療戦略室実施の「インドにおけるUHC達成に向けた解決方策に関する調査業務」内でのカンファレンス出席企業にも選定されるなど、高く注目されている。 ○ 大紀産業株式会社が、タマネギの産地であるスーダンにおいて、高品質な乾燥品を衛生的に製造できる電気乾燥機の実証を行う「農産物乾燥加工技術導入を通じた タマネギの付加価値創出に向けた普及・実証事業」を実施した。現地女性農家組合による工場運営も行われているほか、同国で実施中の技術協力とも連携している。現地カウンターパートからの期待も高く、ビジネス展開による更なる乾燥加工技術の普及を目指している。地元の岡山県でも同社の海外展開の取組は注目されている。 **（2）SDGs達成に向けた貢献** 民間ビジネスとの連携により、中小企業・SDGsビジネス支援事業、海外投融資事業を通じて、貧困削減、農業、保健医療、教育、ジェンダー平等、水・衛生、エネルギー、経済成長と雇用、インフラ・産業化・イノベーション、持続可能な都市、持続可能な消費と生産、気候変動等幅広いSDGs達成に向けた事業を推進した。		ともに、我が国企業の現地での活動の促進等による本邦地域経済の活性化などに貢献する。また、開発協力大綱に掲げる「質の高い成長」とそれを通じた貧困削減に貢献するものであり、政府公約・政策実現に大きく貢献する等、所期の目標を大きく上回る顕著な成果が得られた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ より質の高い事業や、企業による開発途上国の課題解決に貢献するビジネスの実現を促進するため、引き続き、民間企業等との連携に係る制度改善及び人材育成を行うとともに、他の公的機関や金融機関とも連携することを期待する。中小企業・SDGsビジネス支援事業では、更なる事業化率の向上や、開発インパクトの拡大など、 顧客志向の制度となるよう引き続き改善を期待する。 海外投融資の実施体制を強化し、他の政府関係機関や国際機関を含む関係機関等とも緊密な連携を期待する。また、参画する中小企業等の裾野を拡大し、地方の中小企業を含む日本の民間資金や技術を活用した事業を展開し、様々なアクターとの一層の連携強化を期待する。 ＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等） 官民連携パートナーシップ（PPP）は複雑な契約合意と長期的な約束が原則的に含まれている。交渉、構築、管理はTransaction Cost－－所謂、処理のコストがかかる。公共部門から民間部門への移転時、パートナー間のリスクを正確に評価する指標が必要。この点、説明責

					(3) 事業上の課題及び対応方針 　より質の高い事業の実施や機構事業後の企業による開発途上国の課題解決に貢献するビジネスの実現を促進することが課題であり、引き続き、機構の民間企業等との連携に係る制度改善及び人材育成を行うとともに、他の公的機関や金融機関とも連携することにより対応する。 　中小企業・SDGsビジネス支援事業の更なる事業化率の向上や、開発インパクトの拡大が課題であり、 顧客志向の制度となるよう引き続き改善を行う。		任と透明性の改善が求められる。

４．その他参考情報
特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
No.8	多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人受入・多文化共生への貢献		
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは、業務・組織全般の見直しで指摘している重要項目のため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 5 年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（目標値）	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
【指標 8-2】外国人材受入支援・多文化共生社会構築に向け、JICA 海外協力隊経験者、国際協力推進員、JICA 国内拠点等を通じた支援対象団体・企業数	200 団体・企業	40 団体・企業	49 団体・企業				
【指標 8-4】NGO 等活動支援事業への参加人数	2,500 人	500 人	952 人				
【指標 8-7】教育関係者を対象にした開発教育指導者研修等の参加人数	6.1 万人	1 万人[20]	11,706 人				
【指標 8-8】日系社会研修参加人数	700 人	100 人[21]	152 人				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
予算額（千円）	24,900				
決算額（千円）	20,014				
経常費用（千円）	18,399				
経常利益（千円）	△4,300				
行政コスト（千円）	18,399				
従事人員数	148				

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
3.（8）多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献	2.（4）多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献	（8）多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人受入・多文化共生への貢献	＜主な定量的指標＞ （定量的指標及び実績は上記２．①参照） ＜その他の指標＞ 【指標 8-1】JICA	＜主要な業務実績＞ **No.8-1 JICAボランティア事業（JICA海外協力隊）** **（1）業務実績** ◎ **積極的な広報により応募者数がコロナ前の水準に回復【③⑤】：**ウェブ広告及びテレビCMでキャッチコピー「世界を変える力は、日本を変える力になる」を打ち出すとともに、海外で培った隊員経験を帰国後にご自身の職業の中で活かし、活躍されている元隊員にスポットを当てた広報を展開した。また、同様の主旨で東京センターが作成した動画「世界で見つけたわたしの物語」（3本）は、YouTubeで2022年2月公開以降、累計22.2万回以上の再生回数を記録した。効果測定調査では、募集認知経路の約40％はテレビCMと答えるなど依然テレビCMによ	＜評定と根拠＞ 評定：A 根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下 4. 業務実績のとおり、質的な成果、成果の最大化に向けた取組において、目標水準を上回ると判断されることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	評定　A ＜評定に至った理由＞ （定量的実績） 【指標 8-2】外国人材受入支援・多文化共生社会構築に向け、JICA 海外協力隊経験者、国際協力推進員、JICA 国内拠点等を通じた支援対象団

[20] 各年度の目標値は、コロナ禍の影響を踏まえ設定しており、中期目標期間全体で目標値6.1万人を達成する予定。
[21] 各年度の目標値は後半年度に増加させ、中期目標期間全体で目標値700人を達成する予定。

	への貢献 国内の多様な担い手やJICA海外協力隊が有する強みや経験を活かし、人・知恵・技術・資金を結集しつつ、国民等による開発協力への参加を促進する。その際、開発協力の担い手の裾野拡大、地域活性化及び外国人材の適正な受入並びに多文化共生社会の構築への貢献、開発協力への各層の理解向上、日系社会との連携強化を重視する。ア JICAボランティア事業（JICA海外協力隊）	ア JICAボランティア事業（JICA海外協力隊） 国民の参加と、開発途上地域の住民との相互理解を促進しつつ、草の根レベルの活動を通じて開発途上地域の課題解決に貢献するため、ボランティア事業（JICA海外協力隊）を実施する。本事業の多様なステークホルダーである地方自治体や大学等教育機関、民間企業と連携して、参加から帰国後の社会還元までを通した持続的な事業の実現に努める。また訓練、派遣、帰国後支援の一連のプロセスを通	ア JICAボランティア事業（JICA海外協力隊） ・国民の参加と、開発途上地域の住民との相互理解を促進しつつ、草の根レベルの活動を通じて開発途上地域の課題解決に貢献するため、JICAボランティア事業（JICA海外協力隊）を実施する。 ・特に、新型コロナの影響下において安全と健康に十分配慮しながら、国内において派遣や訓練を待つ関係者を優先しつつ、隊員の派遣を促進する。また、かかる派遣促進に加え、2024年度にコロナ前の水準で	海外協力隊の派遣、帰国隊員による社会還元の促進及び参加者の裾野拡大に向けた取組状況 【指標8-3】地方自治体との連携に係る取組の促進状況 【指標8-5】NGO/CSO連携や事業実施能力の強化に係る取組の促進状況 【指標8-6】開発途上国の研究機関と共同で新たな知見や技術の獲得に向けた研究の推進状況 ＜評価の視点＞	る認知効果は高く、また、動画広告やバナーなどウェブを通じた広告により、JICAボランティア事業を認知する層が増えた。これらの広告を見た3人のうち1人が何らかのリアクション（協力隊について調べた、説明会やイベント等に参加した等）を示すなど、事業認知につながる広報を実施した。募集説明会では参加者の8割が経験者による体験発表や、座談会など直接、経験者から話を聞くことで応募への気持ちが高まったと回答している。このように様々な媒体で訴求力のある広報に加え、対面型、オンライン型での説明会で直接、経験者からの生の声を届け、応募への不安を払拭できるような機会を提供することで、依然として新型コロナウイルスの影響が大きいものの、長期ボランティアへの応募者は2,535名となり、コロナ前の水準に回復した。 ◎ **新規派遣を推進しJICA is Backをアピール【③】**：新型コロナウイルスの影響による様々な制約が残る状況ではあるものの、隊員の渡航を再開し、66か国に613名の新規隊員派遣を実現した。なお、渡航再開（2020年11月）以降、1,059名を派遣（内246名帰国済）し、2023年3月末時点で813名派遣中。2022年度4次隊訓練開始（2023年1月）以降、リモート/健康観察期間を廃止し、状況に即したコロナ対策を講じつつ、事業の正常化に向けて効率的な集合型派遣前訓練を実施した。また、新型コロナウイルスの影響により任期途中で帰国、または訓練後派遣前に派遣延期となった隊員を特別登録者として制度化し、再派遣を促進した。2022年度は特別登録者640名（2022年4月時点）中、引き続き渡航を希望していた499名のうち413名に対して渡航可能な案件の紹介を1度以上行い、その結果338 名が渡航同意に至った。 ◎ **グローカル・プログラムによりボランティア・自治体の双方に貢献【③④⑤】**：JICA海外協力隊合格者のうち希望者を対象に実施するグローカル・プログラムを実施し、合格者に対し、自治体等の地域活性化・地方創生等の取組にOJTとして参加する機会を提供した。2022年度は9つの自治体で55名が参加し、2021年度の実績（5つの自治体、8名）から大幅に増加した。“よそ者”として新しい環境に飛び込み、地域住民と関係を築きながら課題解決に取り組む過程は、任国派遣後の活動実践に近く、参加者からは「求められている事と自分がしたい事/出来る事との擦り合わせをする経験ができた」、「課題発見能力や課題解決能力が鍛えられた」、「日本国内の課題を知り学ぶ機会となった」といった報告が多くあり、派遣前訓練の一環としての高い効果がみられた。受入自治体からは、町民と非常に近い関係で町づくり、地域創生等に協力する姿に感謝の声をいただいている。また、地域の子どもが海外を知ることは未来に繋がるとして多文化共生、開発教育においても高い評価を得ている。 ◎ **「算数学び隊」「森と海の保全隊」等により国際的な課題の解決を促進【③】**：希望する隊員に対し、機構課題部が、課題的な知見・経験の観点から隊員を支援し、課題への対応を強化する取組を開始した。2022年度は、自然資源の減少・劣化防止・回復に係る普及啓発活動、環境教育やエコツーリズム、アグロフォレストリー等に取り組む「森と海の保全隊」、小学生の算数学力向上のための算数ドリル等の導入や算数授業改善を目指す「算数学び隊」など8つの課題グループに31か国132名の派遣中隊員が登録した。登録隊員に対しては、各分野のメールマガジンの共有や、セミナー・意見交換会などを実施した。 ◎ **「水の防衛隊」がデジタル技術を活用した井戸の維持管理に貢献【③④】**：コミュニティ開発（水の防衛隊）隊員が、ICT技術の導入が進んでいるルワンダにおいて「日本生まれのQR	＜課題と対応＞ (1) 前年度評価時指摘事項 上記評価を踏まえ、引き続き開発現場の様々なニーズの把握や状況に応じた迅速な対応を確保するため、国内の大学・研究機関、ボランティア、地方自治体、NGO 等が有する強みや経験を活用し事業を推進することを期待する。なお、コロナ禍にもかかわらず成果を得ることができたが、留学生（長期研修生）や協力隊員事業の実施は限定的であり、事業規模の拡大を含め更なる改善を期待する。また、外国人材受入れ・多文化共生に係る側面支援を始めとして、多様な担い手との連携強化を通じ、隊員の帰国後の活躍を含め、国内の課題解決にも貢献していくことを期待する。 (2) 対応 留学生受入について、水際対策を踏まえ、計画通り、国内の大学、研究機関、自治体、企業等との連携の下、事業を推進した。留学生向けの共通プログラムは、オンライン開催に加え、感染対策を行った上で、対面での開催も行い、留学生間及び留学生と機構とのネットワークの強化を図った。 JICAボランティア事業では、日本国内の様々な団体が持つ強みや経験を活用するため、各団体との連携を一層強化した。具体的には熊本県立大学との覚書を締結し、大学院に在籍する者を隊員としてインドネシアに派遣予定。また、愛媛県、岩手県（陸前高田市、釜石市）、群馬県（甘楽町）等の自治体とも協力覚書を締結し、派遣前の隊員が地方創生等の活動に参加する「グローカル・プログラム」等を通じて隊員に実務経験の機会を提供するともに、帰国後の社会還元の促進を行った。引き続き、これらの活動実績を適切に広報することで、連携団体を通した参加者拡大にも繋げていく。帰国後の活躍をサポートする観	体・企業数及び【指標8-4】NGO 等活動支援事業への参加人数、【指標8-8】日系社会研修参加人数の３項目については、達成度が目標値の 120%以上、【指標8-7】教育関係者を対象にした開発教育指導者研修等の参加人数の残り１項目については、目標値の100%以上となっており、着実に目標を達成している。 （定性的実績） １．JICA ボランティア事業（JICA 海外協力隊） 【指標8-1】JICA 海外協力隊の派遣、帰国隊員による社会還元の促進及び参加者の裾野拡大に向けた取組状況 中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・積極的な広報（ウェブ広告及びテレビ CM、YouTube など）により長期ボランティアへの応募者は 2,535 名となり、コロナ前の水準に回復した。 ・新型コロナウイルスの影響による様々な制約が残る状況ではあるものの、隊員の渡航を再開し、66 か国に 613 名の新規隊員派遣を実現し、JICA is Back をアピールした。

	国民の参加及び開発途上地域の住民との相互理解を促進しつつ、草の根レベルの活動を通じて開発途上地域の課題解決に資する支援を行う。その際、地方自治体、OV（Old Volunteer）会、大学等多様なステークホルダーとの連携及び本事業への参加促進、帰国隊員による協力隊経験の社会還元や事業の成果発信を重視する。 イ　外国人材受入・多文化共生 外国人	じて、多文化共生社会や地方創生支援、双方向の国際協力等、将来国内外で活躍できる人材を育成する。参加者が有する日本の技術・知見を活用した開発途上国での課題解決に加え社会還元を推進することによる事業の成果を広く発信し、国民の開発協力への理解と参加意欲を高める。 イ　外国人材受入・多文化共生 外国人材から「選ばれる日本」に向けて、外国人材の適正な受入及び地域における多文化共生社会構築に向けた取組を支援する。そ	ある派遣中隊員数2,000人を実現できるように募集や派遣前訓練を計画的かつ柔軟性をもって実施する。その際、募集・選考プロセスでの積極的なデジタルツール活用により、感染防止対策と効率化・利便性の強化を両立していく。また派遣前・派遣中隊員の支援や、帰国隊員とのネットワーク強化においてもデジタル技術を活用し、事業全体のDXを一層推進していく。 ・また、国内における外国人材の受入や多文化共生社会の実現、地方創生の推進も念頭に、		コード」を活用した井戸の管理方法を提案した。故障時に村人がQRコードから故障した井戸を報告でき、職員が直接訪問しなくても井戸の状態が分かる仕組みを構築した。現在、活動している地域をモデル地区とし、運用上の課題の確認や解決に向けた方策の考案、住民に対して導入を兼ねたトレーニングを行っている。活動地域の関係者からは高い評価が寄せられ、ルワンダ政府高官も高い関心を示している。 ○　新型コロナの感染状況を踏まえつつ、対面での募集説明会を再開した。全国で会場型説明会を171回開催、オンライン型説明会を49回開催した。その結果、長期派遣への応募者数が年間で2,535名となり、コロナ禍で半減した応募者数がコロナ前の水準に回復した。また、各地の国際協力推進員等のパートナーと連携して実施した説明会では3,000人を超える参加者があり、2024年度中の派遣中隊員数2,000名の実現に向けて着実に広報を実施した。また、選考プロセスにおいて、引き続きITマッチングの活用による複数職種応募の実現と、面接のオンライン化を行い、ICTを活用した効率的な運用を定着させた。 ○　年間を通じて各地で協力隊セミナー（JICAボランティア事業の理解促進と応募勧奨のため、特に途上国からのニーズの高い分野・職種を中心に実施しているもの）、協力隊ナビ（JICA海外協力隊について自由に意見交換をする座談会）を実施し、戦略的に職種を絞った参加者層の取り込みを推進した。また対面の国際協力イベントとして、グローバルフェスタ、ワールドコラボフェスタ、ワンワールドフェスティバル、国際協力キャリアフェアに参加したほか、新しい試みとしてツーリズムエキスポ（日本観光振興協会、日本旅行業協会が主催する総合観光イベント、4日間の開催で124,074人が来場）、秋田CARAVAN　MUSIC FES 2022（主催シンガーソングライター高橋優氏が毎年実施する野外音楽フェス、2日間の開催で15,000人が来場）に参加した。いずれもブースを出展し、協力隊の事業紹介、活動紹介等を実施した。また、ツーリズムエキスポでは、会場に至る通路においてデジタルサイネージ（平面ディスプレイによる電子広告）によるポスター、CM放映等の公衆型広報を実施、MUSIC FESでは会場全体へのCM放映を実施した。MUSIC FESではTwitter 427、 YouTube 142、 Facebook 92の新規フォロワーを獲得し、興味関心層の拡大に取り組んだ。 ○　国内における外国人材の受入や多文化共生社会の実現、地方創生の推進に加え、帰国隊員の社会還元を推進すべく、国内の各種団体等との連携を強化した。熊本県立大学と覚書を締結し、大学院在籍者のインドネシア等への派遣に向けて2023年度1次隊として派遣手続きを行っている。愛媛県や岩手県（陸前高田市、釜石市）、群馬県甘楽町でも協力の覚書を締結し、ボランティア事業（特にグローカル・プログラム）を通じた帰国後の社会還元を見据えた人材育成、地方創生や多文化共生への直接的な貢献などを推進した。これによるJICA海外協力隊の再ブランディングを進め、応募者拡大に取り組んでいる。 ○　派遣中隊員や帰国隊員のネットワーキングと派遣中隊員の隊員活動支援を目的に立ち上げたLinkedInでの課題別グループで、グループごとにオンライン座談会を実施し、14グループで計44回、412名の隊員が参加した。座談会では隊員同士の知見交換や、ゲストとして国際協力専門員や元隊員が加わり、活発な情報交換が行われた。また、職種別に作成した隊員向けの動画教材71件をLMS（学習管理システム）上で公開し、派遣前・派遣中隊員を対象に提供することで、隊員の活動の質向上に関する取組を推進した。	点からは、JICAボランティア事業参加者同士の繋がりを強化するためのLinkedInの運用を本格化するとともに、奨学金制度や無料職業紹介事業の実施により、帰国後隊員支援の基盤を強化した。 また、多様なパートナーと連携した外国人材受入支援・多文化共生の取組を推進した。ILO駐日事務所、日本経済団体連合会（経団連）、公益財団法人日本国際交流センター（JCIE）、地域の出入国在留管理局や自治体等、国際機関及び国内の多様なアクターと連携し、国内外での情報発信強化や、適切な外国人材受入れの取組を促進した。 NGO連携の観点では、NGO-JICA協議会・NGO-JICA勉強会及び能力強化研修等の実施、現地情報等を提供することで、NGO等が有する強みや経験を活用した事業の推進を図った。また、各種会議をオンラインとリアルのハイブリッド方式とすることで、地方部に在住する団体等も会議・研修に参画しやすくなり、各種会議・研修への参加促進に繋がった。 開発教育では、多文化共生の推進に向けて、地域の外国人コミュニティ、NGO・NPO、JICA海外協力隊経験者や研修員等の多様な関係者の協力を得て、教育委員会との連携も深めつつ、教員等を対象にした研修を積極的に開催するなど、国内の課題解決への貢献も念頭に事業を実施した。 日系社会では、日系サポーターの継続・拡大を目指し、外国人集住都市において外国人材受入れを効果的に進めていく。	・JICA海外協力隊合格者が派遣前訓練の一環としてのグローカル・プログラムに参加し、地方の地域創生、多文化共生、開発教育などボランティア・自治体の双方に貢献した。 ・コミュニティ開発（水の防衛隊）隊員が、ICT 技術の導入が進んでいるルワンダにおいて「日本生まれのQR コード」を活用した井戸の管理方法を提案し、ルワンダ政府高官なども高い関心を示した。 ２．外国人材受入・多文化共生 中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・外国人材受入・多文化共生に向け、以下のような外国につながりのある子どもへの教育を推進した。 - 中部センターでは「海外にルーツを持つ児童・生徒の教育を考えるフォーラム2022」を教育委員会や学校、地域団体と協働して実施し、全国から178名が参加し

	材から「選ばれる日本」に向けて、外国人材の適正な受入及び地域における多文化共生社会の構築を促進する。その際、JICA海外協力隊経験者、国際協力推進員、国内拠点等を通じた地方自治体、NPO、民間企業及び海外拠点を通じた開発途上地域の政府関係機関等との連携を重視する。 ウ　地方自治体との連携 国際協力事業への地方自治体の参画を促す。その際、地方自治体	の際、JICA海外協力隊経験者、国際協力推進員、国内拠点等を通じた地方自治体、NPO、民間企業等との連携及び海外拠点を通じた開発途上地域の政府関係機関等との連携に取り組む。特に、JICA海外協力隊経験者の紹介、国際協力推進員（外国人材・共生）の配置、多文化共生イベントへの支援や「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」等を通じた地方自治体、NPO、民間企業等との連携強化、開発途上地域における労働政策を所管す	さらに帰国隊員の社会還元を推進すべく、国内の各種団体等との連携を強化し、グローカルプログラム、奨学金制度、無料職業紹介事業等を通じたキャリア支援の着実な実施に加え、資金面から社会還元を促進するための取組も拡充する。 ・開発途上地域での活動に加え社会還元を通じて国内にも貢献する事業のあり方と成果を積極的に発信し、広く国民の理解と支持を得るべく取り組む。また、このあり方も含め事業の更なる改善と合理化に係る検討を進める。		○ **JICA海外協力隊経験者の活躍**：JICA海外協力隊経験者は異文化環境で鍛えられたグローバル人材としての資質・能力を有しており、活動期間終了後は、国際協力人材としてのみならず、国内各地域の国際化や多文化共生の推進、教育現場での開発教育の推進、インバウンド観光振興、地域ブランドや地場産品の海外販路開拓、地域おこし等の多様な分野で活躍しており、国内各地の地方創生や多文化共生に貢献している。また、機構は、JICA海外協力隊経験者の日本社会への還元を促進することを目的とし、在住外国人支援等多文化共生分野、地方創生分野に資する地方自治体・公的団体・NPO等の求人を紹介する無料職業紹介事業の許可を2020年12月に取得しており、コロナ禍で帰国直後の隊員が少なく実績も限定的となっているものの、2023年3月までに206団体から491の求人登録、138人からの求職登録を得て、8件の就職成立の実績をあげた（うち2022年度は123団体から300の求人登録、51人からの求職登録を得て、4件が成立した（地方創生関連2件、多文化共生関連2件））。 ○ 帰国隊員による社会還元の促進について： LinkedInに公式「JICA海外協力隊」ページを開設し、帰国隊員同士のネットワーキングを促進している。また、帰国隊員を対象に、「災害ボランティア」「社会還元」「社会起業・兼業」といったグループの運用を開始し、JICAからの情報提供に加え、帰国隊員同士の情報共有、意見交換の場として活用を始めている。また、JICA海外協力隊ウェブサイトに、特設サイト「帰国後の日本国内への社会還元」を新規設置し、リーフレット「日本も元気にするJICA海外協力隊」の記事をスマートフォンホでも読みやすいウェブ記事化したほか、元隊員の著書紹介ページや、クロスロードのOBOGの活躍を紹介するページへ誘導するなど帰国隊員の社会還元を促進する環境を整備した。 ○ 国際協力人材の育成及びJICA海外協力隊員による社会還元を目的にJICA海外協力隊経験者向け奨学金制度を導入した。各年度で10名程度を対象に奨学金を給付し、修士・博士の就学を支援する。2022年度は8名が新規合格となった。 **（2）SDGs達成に向けた貢献** 幅広い分野での事業実施を通じ、あらゆる分野のSDGs達成に向けて貢献した。特に2022年度は、SDGｓの17のゴールのうち、10のゴールに関連した8つの分野課題において、機構課題部が知見や経験を基に、希望する隊員を支援する取組を開始した。例えば、ゴール11「住み続けられるまちづくりを」に関連し、廃棄物/環境管理の課題に即した環境教育・啓発活動、廃棄物や環境汚染状況のデータ収集・分析等に取り組む「きれいな街推進隊」では、13か国22名の隊員により、301回、8,384名に対し、環境教育セミナーやイベントが実施された。 **（3）事業上の課題及び対応方針** 新型コロナウイルスの影響が残る中、2022年度は本格的な事業の再開に努めた。今後も、引き続き特別登録者の赴任を推進するとともに、派遣中隊員数2,000名の達成に向け、海外拠点において案件形成の促進や受入基盤整備、派遣地域の拡大等に取り組む。また、国内に向けては訴求力のある広報を展開していく。加えて、外国人材受入・多文化共生において、隊員経験者への期待が高まっていることを受け、派遣前・帰国後の人材育成プログラムを一層充実させていく。		た。 - 協力隊経験者との連携として、神奈川県、長崎県諫早市、大阪府八尾市、愛知県豊田市、富山県高岡市等数多くの地域で、教材開発、通訳派遣・翻訳支援、教師との連携やNPO法人立ち上げによる活動に取り組んだ。 - これまでの支援により開発された良質な教科書等をウェブサイトで公開。現時点で6か国語（英語、フランス語、スペイン語、アラビア語、日本語、ポルトガル語）の教材を発信するとともに、文部科学省が運営する学習支援情報サイトに掲載された。 ・名古屋出入国在留管理局との連携により、地方版FRESCを開催し、入管との連携で、全国で初となる地方版FRESC等を実施した。その他、札幌出

	が有する地域活性化・開発事業への知見、上下水道や廃棄物処理等の技術や人材育成手法等を活用し、多様な開発途上国の協力ニーズに応える形での自治体の国際協力事業の実施、拡充を重視する。 エ NGO/CSO との連携 NGO/CSO の有する知見等の強みやアプローチの多様性を国際協力事業に活かすべく、連携強化を目指して NGO/CSO との対話を強化し、NGO	る省庁や教育訓練機関等の能力強化や還流人材活用の促進に取り組む。 ウ 地方自治体との連携 地方自治体の行政の知見、技術等の資源を活用し、開発途上地域が抱える課題解決に資する事業を支援する。その際、地方自治体及び国際交流協会等との連携を強化し、国際協力推進員等を通じた地域連携を促進する。また、地方自治体間の開発協力経験の共有を支援し、地方自治体が推進する海外展開や開発協力活動への参入や拡大にも貢献	イ 外国人材受入・多文化共生 ・外国人材から「選ばれる日本」に向けて、外国人材の適正な受入及び地域における多文化共生社会構築に向けた取組を積極的に支援する。その際、JICA 海外協力隊経験者、国際協力推進員、国内拠点等を通じた地方自治体、NPO、民間企業等との連携及び海外拠点を通じた開発途上地域の政府関係機関等との連携に取り組む。 ・日本国内では、JICA 海外協力隊経験者の紹介、外国人材・共生分野に取り組む国際協力		**No.8-2 外国人材受入・多文化共生** **（1）業務実績** ◎ **外国につながりのある子どもへの教育を推進【①②③⑤】**： • 外国につながる児童・生徒が多数在籍する東海地域の学校現場では、国際理解教育に加え、外国につながる児童に接する上で役立つ知識・スキルの向上が課題。それら情報の提供の場として、多文化共生研修を実施した。中部センターでは「海外にルーツを持つ児童・生徒の教育を考えるフォーラム2022」を教育委員会や学校、地域団体と協働して実施し、全国から178名が参加した。 • 日系集住地域である島根県出雲市や横浜市鶴見区では、日系サポーター研修員を配置することにより教育現場の活動を支援している。横浜市鶴見区では、NPO法人ABCジャパン、かながわボランタリー活動推進基金21協働事業（神奈川県教育委員会高校教育課・子ども教育支援課）との共催で、外国につながる児童・生徒・若者や保護者、学校教員を対象に、高校・大学進学やキャリア育成のガイダンスを実施した。当日はJICA横浜を会場に約120名が参加、希望者には海外移住資料館見学も実施された。また、神奈川県内の専門学校や大学によるブース出展が行われ、参加者から進学について具体的な相談がなされる場となった。 • 協力隊経験者との連携として、神奈川県、長崎県諫早市、大阪府八尾市、愛知県豊田市、富山県高岡市等数多くの地域で、教材開発、通訳派遣・翻訳支援、教師との連携やNPO法人立ち上げによる活動に取り組んでいる。神奈川県では、県教育委員会、JICA海外協力隊経験者の現役教師等と協力し、「外国につながりのある児童生徒支援を考える会」を立ち上げ、外国につながりのある児童生徒の特別支援学校・学級での受入に関する事例集を取りまとめている。 • これまでに機構の支援で開発された良質な教科書等の教材を「国際公共財」と位置づけ、機構のウェブサイトで公開。現時点で6か国語（英語、フランス語、スペイン語、アラビア語、日本語、ポルトガル語）の教材を発信。途上国での活用のほか、国内における外国につながりのある子どもたちに向け、文部科学省の協力により、同省が運営する学習支援情報サイトの「かすたねっと」に同リンクが掲載された。「かすたねっと」は外国につながる子ども向けの情報検索サイトとしては国内最大であり、全国の教員及び日本語指導者が利用している。同サイト掲載により、これら教員・指導者が教材へよりアクセスしやすくなった。今後も、ウルドゥー語、ネパール語、ラオ語等といったアジア圏の教材を中心に各国実施機関から使用許諾を取り付け次第掲載を予定している。近年、外国につながる児童生徒の母語の多様化が課題になっており、多くの開発途上国で機構が開発を支援してきた教材が、これら児童生徒の学習支援に活用されることが期待される。 ◎ **入管との連携で、全国で初となる地方版FRESC等を実施【①②③⑤】**： • 名古屋出入国在留管理局との連携により、全国で初となる地方版FRESC（外国人支援のワンストップサービス／合同相談会）を2022年12月に中部センターで開催したほか、2023年2月に「外国につながる子どもたちの未来に向けた連携について」をテーマとした7県の基礎自治体向けのフォーラムを実施し、50名が参加した。また、名古屋出入国在留管理局が定例開催している、7県3市多文化共生担当者連絡会議にもオブザーバー参加し、機構の取組を自治体向けに周知する機会を得た。 • 東北センターが2022年7月に東北の企業・団体向けに開催した、外国人材と地域社会との共生を促すオンラインセミナーでは、仙台出入国在留管理局からも講師を招き44名が参加した		入国在留管理局との連携も推進した。 ・群馬県、高崎市、釧路・根室地域など地方自治体と連携し様々なイベント・セミナーを開催し、・外国人材受入支援の促進として、以下の取組を推進した。 - JICA北陸では、草の根技術協力事業の実施団体に、協力隊経験者が複数名所属しており、地元農業高校生とインドネシア現地農業高校生との交流を支援や、外国人材受入を検討している地元農家のフォローを行うなど、同地域での外国人材の受入支援にも積極的に取り組んだ。 - ネパール政府との間で、技術協力プロジェクトに署名し、ネパール人材の渡航前、渡航中、渡航後にわたって、適時適切なキャリア開発・起業に資する情報やメンタリングサービスを提供するプログラム・体制を構築、運営することで、ネパールの産業振興に資する人

	と機構の知見の共有、連携の促進に取り組む。その際、開発途上地域が抱える多種多様な課題に対応していくため、研修等を通じたNGO/CSOの組織基盤強化・事業実施能力向上、海外拠点等と連携した情報発信を重視する。 オ　大学・研究機関との連携 開発途上地域の課題解決やSDGsの達成に向け、国内の大学・研究機関との連携を推進する。その際、我が国の開発経験等を学ぶ機	する。 エ　NGO/CSOとの連携 NGO/CSOと共に開発課題に対する知見を深め、NGO-JICA勉強会等を通じ、連携強化の促進を図る。その際、NGO/CSOの有する強みやアプローチの多様性の活用を重視する。また、海外拠点の現地市民社会の情報収集・発信体制を強化し、本邦NGO/CSOの現地活動の活性化、案件形成の促進を図る。さらに、NGO等活動支援事業において、地域ネットワークNGOの役	推進員の配置、多文化共生イベント等への支援や理解促進に取り組む。また、外国人向け多言語ポータルサイト構築・運用支援や各種セミナー、情報提供、ネットワーキング機会の提供を含めて「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」等を通じた地方自治体、NPO、民間企業等との連携強化に取り組む。 ・開発途上地域では、労働政策を所管する省庁や教育訓練機関等の能力強化や還流人材活用の促進のため、各種調査の実施や技術協力案件の形成		ほか、北海道センターでは2022年10月に主として道南地域の企業・団体等を対象に、適正な外国人雇用と人材活用を考えるオンラインセミナーを札幌出入国在留管理局函館出張所からも講師を招き実施し、35 名が参加した。2022年6月と11月には釧路市及び中標津町での多文化共生イベント「JICAfe2.0」において、札幌出入国在留管理局釧路港出張所による在住外国人向け無料相談会を実施し、イベント全体で214名が参加した。2023年2月の帯広での「国際フェスタ」でも同様の相談会を実施するなど、入管との連携が各地で展開されている。 • 札幌出入国在留管理局とは2022年12月に釧路市、帯広市、機構による行政懇談会を実施、その後2023年2月には入管、帯広市、機構による「帯広市における外国人材受入・多文化共生にかかる意見交換会」を開催し、市の在留外国人の状況について共有し、関係機関を巻き込みつつ、３者で連携する方策を検討している。 • 入管全職員向けに同庁が発行している広報誌「にゅうかんTIMES３月号」にて、札幌出入国在留管理局釧路港出張所と北海道センターによる連携の取組や効果が紹介され、機構との相互連携が入管全体として促進されている。 ◎ **地方自治体との連携で外国人材支援・多文化共生社会を推進【①②③⑤】**： • 群馬県では、「多文化共生・共創推進条例」を2021年4月に施行後、その実現を目指しており、同年12月には県と機構との間で包括連携協定を締結した。2022年度に実施された県知事と機構理事長の対談では、県知事より、途上国と日本の違いをODAや人材交流などの活動を通じて把握し、成果を上げてきた機構のノウハウに大いに期待する旨述べられた。現在は、国際協力に関する従来からの連携に加え、群馬県の多文化共生・共創社会の実現に向け、①多文化共生・共創の促進、②双方職員、関係者、県民の人材育成促進、③県の知見をいかした技術協力の促進、④県内中小企業の海外展開の促進、の4つを柱とした活動に取り組んでいる。これら同県との包括連携協定に関わる活動の中で、2022年8月に機構・県の職員が参加し、国際協力と地域活性化の相互促進に資する施策の検討と双方の人材育成を目的とした政策交流会を実施した。2023年2月には本交流会の成果として機構・群馬県共催により外国人介護人材の受入準備オンラインセミナーを実施した。このセミナーは、「多文化共生・共創社会の実現」を標ぼうする県知事のイニシアティブのもと、不足している介護人材の積極的な受入れを促進することを狙ったものであり、外国人材の受入れを検討している群馬県内の介護事業者・関係者を含む、70以上の団体・個人が参加した。 • 高崎市との共催により、親日国で若年人口が多いウズベキスタン人材の魅力を紹介するセミナーを実施した。ハイブリッド形式で130名、対面で80名が参加し、会場は満席となった。高崎市はオリンピック・パラリンピックでウズベキスタン新体操チームのホストタウンだったが、新たな角度からの交流の拡充を機構から提案した。具体的には、ウズベキスタンは、日本政府が技能実習生や特定技能人材の来訪促進のための覚書を2019年に新たに締結した国のひとつであり、二重内陸国である同国の売りでもある「人材」の育成に貢献しつつ、これまであまり知られてこなかった「新たな国」としてウズベキスタンの人材を紹介することで、少子高齢化の日本が優良な働き手を得る可能性を広げる旨を提起した。また、JICA 東京高崎分室もメンバーである群馬大学の「グローカル・ハタラクラスぐんま」プロジェクトでは、外国人留学生の県内定着及びグローカルな人材育成を目指すインターンシッププログラムを実施し、機構も受入先となった。群馬大学および高崎経済大学の留学生 9 名を含む計 12 名の学生が参加し、学生たちはJICA民間連携事業を受託した県内中小企業の高い技術力や県の活性化と途上国への貢献・還流の具体的な取組に加え、責任ある外国人労働者受入れプラ		材育成に寄与した。 ・JP-MIRAIでは、外国人への情報発信を目的とした「JP-MIRAIポータル」のほか、外国人相談・救済パイロット事業「JP-MIRAIアシスト（相談窓口）」を開設し、来日中の外国人への支援を拡大した。 ３．地方自治体との連携 【指標 8-3】地方自治体との連携に係る取組の促進状況 中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・連携協定や人材交流等を拡大・推進として、以下の取組を行った。 - 北海道名寄市、岩手県陸前高田市、島根県海士町、熊本県、千葉県に職員を出向させ、機構の事業と地方自治体の取組の連携を推進することにより、各地方自治体の国際協力や草の根技術協力実施の支援、国際人材の育成等に貢献したほか、当該地方自治体の課題解決・活性化に取り組

	会の提供を通じた親日派・知日派リーダーの育成及び科学技術協力を通じた新たな知見や技術の獲得を重視する。 カ　開発教育 我が国の開発協力の担い手の裾野拡大、地域活性化及び多文化共生を促進するため、開発教育を推進する。その際、教育関係機関との積極的な連携、開発教育の取組を通じた開発協力への理解及び参加並びに多文化共生への理解を重視する。	割強化を推進する。 オ　大学・研究機関との連携 大学・研究機関の有する専門的知見、ネットワークを活用した事業を実施する。特に、科学技術協力事業を通じ、開発途上国と日本との地球規模課題解決への新たな知見や技術の獲得・発展を推進する。また、開発途上地域の課題解決やSDGs達成に我が国と共に取り組む親日派・知日派のリーダーを確保、育成すべく、国内の大学と連携し、大学の特性や方針を踏まえ、質の高い就学機会を確保・	に取り組む。 ウ　地方自治体との連携 ・地方自治体の行政の知見、技術等を活用した支援に取り組む。また、開発途上地域における事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指し、自治体連携事業の優良事例を蓄積・発信するとともに、自治体間で事例や経験を共有する機会を提供する。 ・特に、自治体のSDGs計画策定支援や草の根技術協力事業実施による開発協力活動及び地域の国際化、海外展開を後押しすることで、国内外		ットフォーム（JP-MIRAI：Japan Platform for Migrant Workers towards Responsible and Inclusive Society）について学んだ。また受入企業側にとっても意欲の高い留学生や日本人学生と交流できるよい機会となり、その様子は地元メディアで大きく報道された。 • 釧路・根室地域における外国人材支援・多文化共生社会推進を目的に「JICAfe2.0イベント（対面2回／オンライン6回）」を地方自治体（両地域13自治体のうち6自治体で実施）、札幌出入国在留管理局釧路港出張所、地方創生分野（観光振興、酪農等）で活躍する同地域在住のJICA海外協力隊経験者や、公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター（HIECC）、地元の日本語学校等との連携により、外国人材向け生活相談及び外国人材と共生する地域社会の国際化・多文化共生に資するトークセッション・パネル展等を実施した。連携団体からは「イベント実施に向けた一連の協働プロセスを関係者間で共有できたことで、自治体を軸とした外国人材受入支援及び多文化共生社会構築に向けた地域プラットフォーム形成の推進を図ることができた。また、各関係団体の強みを活かし合い、弱みを補完し合える連携体制の構築が促進された」等、社会参加に意欲のある外国人及び多文化共生に理解のある日本人の育成、外国人と地域コミュニティ、地方自治体等との橋渡しに資する幅広い訴求効果（参加者331名うち外国人50名、協働パートナー開拓54団体・個人、地方メディア掲載17回）を得た。 ◎ **外国人材受入支援の促進【①②③⑤】：** • JICA北陸では、草の根技術協力事業「技能実習生の帰国後就農・起業支援を通じた人材還流促進プロジェクト」において、実習生を送り出しているインドネシアの農業訓練センター（ICAT）の行政官を5名招へいし、関東と福井の実習生受入れ機関（農家）や監理団体を訪問した。ICAT行政官が現場を見学し、農家や監理団体、実習生と意見交換することで課題を認識し、研修プログラムの改善を見込んでいる。本事業の実施団体には、インドネシアをはじめとする協力隊経験者が複数名所属しており、協力隊の活動経験を活かして草の根技術協力事業に従事するとともに、地元農業高校生とインドネシア現地農業高校生との交流を支援するなど、両国をつなぐコーディネーターとしての役割も果たしている。また、実施団体が有するノウハウを自社のウェブサイトで外部公開し、外国人材受入を検討している地元農家のフォローを行うなど、同地域での外国人材の受入支援にも積極的に取り組んでいる。現在実施中の「官民協力による農産物流通システム改善プロジェクト（フェーズ2）」では、技能実習生が目的意識を持って実習に挑み、帰国後の将来像を明確にするための支援として、ICATが実施する派遣前研修で補完的な研修・講義を行っており、同講義で草の根事業実施団体が講師として参画している。同活動はICATの講師・トレーナーに対する技能実習生へのビジネスアイデア（ビジネスプラン）作成支援に係る技術移転・能力強化を目的としており、技術協力プロジェクトと草の根技術協力事業の親和性は高く、同連携による相乗効果が期待されている。 • 宮崎大学、宮崎市、県内民間企業等での日本語研修や企業インターンシップを通じ、バングラデシュ若手ICT技術者の宮崎への戦略的導入を推進するB-JET（Bangladesh-Japan ICT Engineers' Training Program）事業を継承し、宮崎大学と現地大学が共同で「Post B-JET事業」を推進（同事業の予算は啓林館から寄附講座の形で確保）。2022年度は、草の根技術協力事業「宮崎-バングラデシュ-ICT人材育成事業（B-MEET）」（2022年4月開始）にて、バングラデシュ側での受皿人材（宮崎県内企業のビジネスパートナーとなる人材）の育成体制及び両国経済団体の交流体制の構築を支援した。B-JET/Post B-JET事業にて宮崎に受け入れてきた高度外国人材を起点としつつ、バングラデシュ・宮崎間における人材の循環と両者間でのビ		んだ。 - 全国の各都道府県の国際協力協会等に合計65人の国際協力推進員を配置し、自治体が実施する国際協力事業を共に推進したほか、JICA地方センターの事業促進に貢献した。 - 愛媛県の地域創生・多文化共生を担う人材を育成する「愛媛グローカル人材育成プラットフォーム」を立ち上げ、多文化共生社会の実現、地域活性化を担う人材の確保・育成に貢献している。 - 三陸地域の課題解決のための三陸地域8自治体と「さんりく連携」（三陸連携プログラム）を実施し、機構は地域と世界を直接つなぐ望ましいパートナーであるとの評価を得た。 ・地域の国際化や自治体の戦略策定に関与するなど、以下の取組を行った。 - JICA沖縄所長が、伊平屋村第5次伊平屋村総合

	キ　日系社会との連携 中南米及び国内日系社会の諸課題への対応力強化のため、我が国と日系社会を結んだ協力の相乗効果の追求、日系社会を核とした親日派・知日派との関係強化、日系社会の持続的発展の支援を行う。その際、多文化共生推進等の今日的課題にも留意して、日系社会を核として我が国の良き理解者となり得る人々を巻き込んだ取組、次世代人材の育成、日系アイ	提供する。さらに、大学・研究機関による学生や地域社会への開発協力の経験の還元を支援し、大学・研究機関や地域の国際化にも貢献する。 カ　開発教育 児童生徒や市民が世界の多様性や課題、我が国と世界との関係等を理解し、主体的に考える力や、課題の解決に向けた取組に参画する力を養うこと、さらには、開発途上地域との結びつきによる地域活性化や地域社会における多文化共生促進に貢献するため、研修、教材制作等による学校や地域社会	の SDGs 達成の推進にも貢献する。 エ NGO/CSO との連携 ・NGO/CSO が有する知見等の強みやアプローチの多様性を活用し、開発途上地域のニーズに沿った事業を実施する。また、事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指して NGO/CSO との対話及び能力強化研修等を実施する。 ・特に、コロナ禍で被害が深刻なぜい弱層への支援事業の形成に NGO/CSO と共に取り組む。 ・コロナ禍において引き続き現地渡航が困難		ジネス提携の促進を図る。 • 日本での就労を検討・予定している方や外国人材の受入れを検討する企業向けの教材（9 本）を YouTube で公開（URL:https://www.jica.go.jp/japancenter/document/index.html）した。日本センター事業における外国人材受入支援の一環として、特定技能試験を実施する 3 業種の業界団体の協力も得つつ作成した。同教材は、10 か国語に翻訳して公開されており、総計 8,081 回の視聴を記録しているほか、モンゴルにおいては、同教材がテレビにて放映された（2023 年 3 月）。また、キルギス、モンゴル、カザフスタンの日本センターが共同で、経済産業省及び国内 4 自治体等の登壇を得て「内陸アジア遊牧文化圏日本センター合同事業　日本留学後の高度人材就職セミナー」（参加者 281 名）を開催した。加えて、モンゴル日本センター・茨城県・JICA 筑波の連携で、日本からの帰国留学生と茨城県企業との意見交換会を開催し、県内企業にはモンゴル人材を知る機会、モンゴル人材にはキャリア形成の一環として、日本の中小企業で働く魅力を知る機会になるなど、相互にメリットある会合となった。その他、カンボジア日本センター主催の就職フェアに横浜市及び日本貿易振興機構（JETRO：Japan External Trade Organization）が参画し横浜で働く魅力を伝える「Working and Living in Yokohama City, Japan」を開催するなど、日本センターと本邦関係機関（含：地方自治体）間の連携に基づく取組が拡大している。 • ネパール政府との間で、技術協力プロジェクト「海外就労者キャリア開発・起業家支援プロジェクト」に関する討議議事録（R/D：Record of Discussions）に署名した。十分な給与水準を満たす就労機会が少ないネパールで海外就労者が急増している状況の中、日本での就労を終えて帰国する人材が日本での経験や知識を活かし就労や起業し、現地の産業振興に貢献することが期待されている。ネパール人材の渡航前、渡航中、渡航後にわたって、適時適切なキャリア開発・起業に資する情報やメンタリングサービスを提供するプログラム・体制を構築、運営することで、ネパールの産業振興に資する人材育成に寄与することを目的にプロジェクトを実施する。 ◎ **JP-MIRAIを通じて来日中の外国人への支援を拡大【①②④⑤】**：機構が共同事務局として参画するJP-MIRAIでは、外国人への情報発信を目的とした「JP-MIRAIポータル」のアプリを2022年6月にリリースしたほか、外国人相談・救済パイロット事業「JP-MIRAIアシスト（相談窓口）」を2022年5月に開設した。2022年3月17日に開設したJP-MIRAIポータルの累計ページ閲覧数は20万、ユーザー登録者数は1,962名（いずれの数値も2023年3月時点）となった。移住のあらゆる段階における外国人が、日本での労働・勉強・生活に関する正確で時宜にかなう情報について、アクセスが容易で透明性が確保された状態で収集することができるよう、また、来日中の外国人が、労働・生活に係る困りごとを気軽に相談できるよう（JP-MIRAIアシストの活用）、より多くの外国人本人や、送り出し・受入れ地域・団体等への普及に注力している。相談窓口アシストにはこれまで約670件の相談が寄せられ、労働や在留、生活に係る相談に専門的知見を有する相談員と共に丁寧に対応したほか、外国人の身近な存在で支援者となり得る日本人向けの研修を北海道、石川県、徳島県、長崎県、沖縄県で実施した。また、地方自治体との連携強化として、宮崎県、群馬県、及び岡山県美作市と連携して勉強会を開催した。2022年12月9日のJP-MIRAI公開フォーラムでは内閣総理大臣補佐官（国際人権問題担当）が、JP-MIRAIの相談・救済事業を通じて「ビジネスと人権」への理解が深まっているとし、今後の活動によって、更にビジネスの変化が進むことを期待する旨言及があった。		計画の委員に就任し、SDGs 推進の視点や女性参画の必要性などから計画策定に貢献した。また、第 5 次浦添市まちづくり生涯学習推進計画策定（素案）においても、国際交流・平和とともに、新たに「多文化共生」が加えられた。 - JICA 東北所長が、宮城県が主催する「みやぎ国際戦略プラン」懇話会の委員となり、第 5 期「みやぎ国際戦略プラン」（2022 ～ 2024 年）のなかに、「(6) 国際交流・国際協力の推進，国際的な人材の育成」や、「(4) 外国人材の受入と多文化共生の推進」がプラン内に位置付けられた。また、「山形県国際戦略検証委員会」の委員となり、「第 2 次山形県国際戦略」（2020 ～ 2024 年）のなかに、「地域の国際化」や「JICA 海外協力隊派遣の推進」として、多文化共生

	デンティティを認識しつつそのメリットを感じられるような活動を重視する。	における開発教育の促進を支援する。その際、学校や教育委員会等の教育関係機関、NGO、民間企業等と連携して効果的に事業を推進する。また、地球ひろばを含む国内拠点等を通じて、開発課題や国際協力に対する理解促進、地域に密着した国際協力活動の支援に取り組む。 キ　日系社会との連携 中南米及び国内日系社会の諸課題への対応力強化に貢献するため、日系社会との連携強化に向けた取組を支援する。日系社会が外国人材受入支援・多文化	な状況が継続することから、案件形成に資する現地情報を調査・提供することにより、各NGO/CSOの事業継続を支援する。 オ　大学・研究機関との連携 ・大学・研究機関の有する専門的知見、ネットワークを活用した事業を実施する。 ・コロナ禍における人の国際的な移動の制限はあるものの、政府との調整を行いJICA留学生の来日を実現させ、学びの機会を確保するとともに、大学や研究機関の国際化にも貢献する。 ・特に、科学		○　**政府政策への貢献、政府・国際機関との連携：** • 2022年6月に新たに策定された「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、機構に関連する施策として、「社会参加に意欲のある外国人等への支援等」（多文化共生社会構築に向けて外国人地域リーダーの育成、国際協力推進員等の活動推進など）が記載された。「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」では、令和2年度より機構が実施する5つの施策が明記されており、これらの5施策を維持しつつ、うち3施策に「日本語教育に係るボランティア事業」「送出国の実態把握・法令等の調査」「社会参加に意欲のある外国人及び多文化共生に理解のある日本人の育成、外国人と地域コミュニティ、地方公共団体等との橋渡し、外国人向けの日本理解を促進する講座や日本語教育の支援などにより、外国人・日本人の双方が共生社会の担い手となるような体制構築支援」等新たな取組が拡充された。ロードマップ及び総合的対応策に掲げられた施策に基づき、2022年度は国際協力推進員（外国人材・多文化共生）を追加配置しながら、「外国人材受入れ・多文化共生社会構築」に向けた多岐に亘る取組を着実に推進した。 • 日本経済団体連合会（経団連）、公益財団法人日本国際交流センター（JCIE）、機構がそれぞれ外国人材受入れに関する調査研究・提言を行ったことを契機に 、「『選ばれる国』になるために - 共生社会実現へのアジェンダ」と題したオンラインセミナー形式のシンポジウムを共催、民間企業、省庁、自治体、大学、NPO 等幅広い層から計321名（うちメディア7社10名）が参加した。経団連副会長、前法務大臣からの挨拶、機構理事長による基調講演の後、パネルディスカッションが行われ、共生社会実現に向けた各組織の取組、課題、今後の方向性が述べられた。 • 国際機関との連携として、2023年1月6日にILO駐日事務所と、企業活動における人権侵害を防ぐ「ビジネスと人権」の促進を目的とした協力覚書を締結した。「ビジネスと人権」分野の包括的な協力覚書を交わすのは機構・ILO 駐日事務所いずれにとっても初であり、今後双方の専門性や知見を活かしながら、ビジネスと人権の取組をより効果的に促進することを目指し、連携を強化していく予定。 ○　**防災：**関西では、国内地域の防災担い手である「防災士」を育成する日本防災士機構、日本防災士会と協働のもと、防災士を対象の中心とした多文化共生防災セミナーを 2023 年 2 月に開催。防災研究の専門家や防災の活動経験を持つ協力隊経験者等を講師に迎え、在住外国人を含む地域防災推進の重要性を参加者に伝えた。セミナーには防災士のほか、自治体、国際化協会やNPO/NGO 団体の参加もあり、それぞれの取組を理解する良い機会となった。セミナー後に実施したアンケートでは、平時から日本人住民と外国人住民の関係性構築によって外国人住民の持つ防災力が引き出され、地域全体の防災力向上につながるという多文化共生防災の考え方への賛同や、機構・防災士会・その他防災関係団体との連携を期待するコメント等があり、セミナーを開催することで、外国人を含む地域防災体制強化に取り組む自治体や国際化協会と、各地域で防災活動に取り組む防災士の連携を考えるきっかけとなったと言える。 ○　JICA四国では、NGO等提案型プログラムとして、基礎自治体と連携し在住外国人への防災啓発活動を実施した。2022年7月に徳島県海陽町で開催した防災ワークショップに続き、2023年2月に高知県黒潮町でも開催した。黒潮町では、技能実習生と高校生が、被災時に共助の存		の推進や国際交流の促進が位置付けられた。 - JICA 北海道（帯広）が、「2050 年ゼロカーボン」計画策定に向け、帯広市環境モデル都市推進協議会構成員向けの意見交換会（実務者級）に出席し、現状分析、削減目標（案）、施策（案）等に対するインプットを行った。 ・岩手県釜石市や陸前高田市、岩手県遠野市、島根県海士町、熊本県人吉球磨地域（八代市、芦北町、玉東町）において、JICA 海外協力隊候補者による地域密着型 OJT により地域活性化に貢献した。 ４．NGO/CSO（Civil Society Organization）との連携 【指標 8-5】NGO/CSO 連携や事業実施能力の強化に係る取組の促進状況 中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・イランで初めて草の根技術協力事業「イランのバリアフリー支援事業」を実施し、バリアフリーの推進事

		共生社会構築や地方活性化等の今日的な国内の課題解決においても重要なパートナーであることを踏まえ、我が国と日系社会を結んだ協力の相乗効果の追求、日系社会を核とした親日派・知日派との関係強化、日系社会の持続的発展の後押しに取り組む。その際、日系社会を核として我が国の良き理解者となり得る人々の巻き込みや次世代人材の育成・日系アイデンティティ維持に留意しつつ、地方自治体（特に移民送出県や日系人集住都市）や企業等が進める事業	技術協力事業を通じ、開発途上地域と日本との地球規模課題解決への新たな知見や技術の獲得・発展を推進する。 カ　開発教育 ・児童生徒や市民が世界の多様性や課題、我が国と世界との関係等を理解し、主体的に考える力や、課題の解決に向けた取組に参画する力を養うこと、さらには開発途上地域との結びつきによる地域活性化や地域社会における多文化共生促進に貢献するため、研修、教材制作等による学校や地域社会における開発教育の促進		在になることを目指し、町内の高校において、同町在住のベトナム、ミャンマー及びカンボジア人の技能実習生13名並びに同高校生徒17名のほか、四国内のNGO・自治体関係者等合計70名の参加者が集まり、津波被害を想定した防災ワークショップを開催した。本ワークショップは、一度の行事で「防災」「多文化共生」「開発教育」という三つの異なる行政課題に対応するとともにNGOのネットワーク化推進の観点も加味し、相乗効果を目指したもの。次年度に香川県小豆島町・愛媛県西条市でも同様の活動を実施する予定。南海トラフ沖地震の発生が予測される中、四国に在住する災害の少ない国からの技能実習生は不安を抱えており、より安心して日本で生活できるための支援を心がけている。 ○　北海道内の自治体と連携しながら取組推進の礎とすべく、「多文化共生と防災」の取組を共有するオンライン勉強会を2022年7月に開催した。阪神・淡路大震災や胆振東部地震の経験を踏まえた取組事例を関西センター、北海道センターから共有し、地域の防災力向上を通じた共生社会の実現に向けて何が出来るかを考える場となった。 ○　トルコ事務所では、2022年11月に防災・災害×外国人に係る知見共有セミナーを開催し、主にトルコで難民や外国人への支援を行っているローカルNGO、国際NGO、国際機関、二国間ドナーのトルコ事務所や、防災関連の専門家であるトルコ人の学者等合計50名を超える参加があった。現地のNGOの中には難民支援の一環として防災・災害対応も手掛ける機関が増えており、後日、情報交換として個別面談の依頼があるなど、日本の防災・災害対策の知見への大きな期待を得られたとともに、「誰も取り残さない」防災・災害対策支援の重要性が再確認された。 **（2）SDGs達成に向けた貢献** 外国人材受入・多文化共生事業では、「教育（SDGsゴール4）」、「経済成長と雇用（SDGsゴール8）」「平和で包摂的な社会の促進（SDGsゴール16）」の達成に貢献する自治体等と連携した事業が多数展開された。 また、機構が設立に関与したJP-MIRAIは、ぜい弱な外国人労働者の人権の保護を促進し、「人間の安全保障」の考え方を主導するプラットフォームの一つとして、セミナーや勉強会、国内外への発信を通じ、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念と一致する活動に取り組んだ。 **（3）事業上の課題及び対応方針** 機構が設立に関与している「JP-MIRAI」の運営が持続可能なものとなるよう、自立性・透明性を高めていくとともに、政府や民間セクター、国際機関、自治体等と機構の外国人材受入・多文化共生事業の取組の連携を促進していく。 **No.8-3 地方自治体との連携** **（1）業務実績** ◎　**連携協定／人材交流等を拡大・推進【①②④⑤】:** • 機構は、北海道名寄市、岩手県陸前高田市、島根県海士町、熊本県、千葉県に職員を出向させ、開発途上国における協力事業や研修事業、JICA ボランティア事業等において、機構の事業と地方自治体の取組の連携を推進することにより、各地方自治体の国際協力や草の根技術協力実施の支援、国際人材の育成等に貢献したほか、開発途上国において地域の活性化に取		業が、結果として障害者の尊厳回復にも効果をもたらすことができた。 ・ベトナムにおける草の根技術協力事業の公益財団法人が、地域資源をフル活用したコミュニティ・ベースド・ツーリズムサイトを構築した好事例について、ベトナム国内のみならず、ASEAN諸国の国際会議等に多数出席し、積極的に発信した。 ・ギニア向けの草の根技術協力事業のカウンターパート機関であるエンガ州保健局は、村落保健育成や地域保健・健康啓発のための年間予算を追加した。さらに、他郡へ事業展開するために海外ドナーからの資金調達を行った。 ５．大学・研究機関との連携 【指標 8-6】開発途上国の研究機関と共同で新たな知見や技術の獲得に向けた研究の推進状況 年度計画の取組を着実に実施した。 ６．開発教育 中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

		との連携強化、日本語教育支援、海外移住資料館の運営体制強化等に取り組む。	を支援する。 ・特に、高等学校で2022年度から導入される新学習指導要領を十分に考慮し、学校や教育委員会等の教育関係機関、NGO、民間企業等と連携して効果的に事業を推進する。 ・多文化共生の推進に向けて、各地域の外国につながる児童生徒の状況を踏まえ、これまでの取組も参考にして効果的な取組を引き続き行う。 ・また、地球ひろばを含む国内拠点等を通じて、開発課題や国際協力に対する理解促進、地域に密着した国際協力活動の支		り組んだ経験・知見を持つ機構職員が、当該地方自治体の課題解決・活性化に取り組んだ。 • 全国の各都道府県の国際協力協会等に合計65人（2023年3月末時点）の国際協力推進員を配置し、自治体が実施する国際協力事業を共に推進したほか、JICA東京（群馬・高崎分室）・JICA中部・JICA関西・JICA中国・JICA東北・JICA四国に地域連携アドバイザーを配置し、所管地域の全体の結節点として、機構内外のリソースを活用した事業促進に貢献した。 • 北海道更別村への職員派遣（2019年10月開始）を継続し、村内の学校や福祉施設での国際理解教育・イベントを通じて地域の国際化、SDGsを推進したほか、同村の農業・デジタル化の取組をいかしてラオス青年研修を実施した。 • 2022年6月に愛媛県と連携覚書を締結し、愛媛県の地域創生・多文化共生を担う人材を育成する「愛媛グローカル人材育成プラットフォーム」を立ち上げた。愛媛県の産学官民の連携によるJICA海外協力隊への参加促進とともに、県内への就学、就職、移住促進等に係る情報発信を通じ協力隊志望者の増加、帰国後の県内定着と、愛媛県の多文化共生社会の実現、地域活性化を担う人材の確保・育成を目指す。 • 2022年11月に沖縄県と連携協定を更新し、沖縄県-パラオ連携覚書（MOU）締結へ向けた支援を行った。 • 三陸地域8自治体を一つの地域とみなし、機構が有する国内事業の複数の援助手法により、三陸地域の課題解決のための「 グローカル」人材育成と「関係人口」作りを行う「さんりく連携」（三陸連携プログラム）を実施。2023年1月には岩手県遠野市と連携覚書を締結し、遠野市長からは、機構は地域と世界を直接つなぐ望ましいパートナーであるとの発言があった。 • 帯広地域では、釧路・根室地域の多様なアクター（出入国在留管理局、協力隊経験者、地域おこし協力隊、在住外国人等）を結ぶ「地方創生×国際協力」をテーマにしたリレー形式のオンラインイベントを開催。再生可能エネルギー、教育、酪農、海洋環境保全等をテーマにした各種取組を紹介するとともに、地域のネットワーク化を推進した。 • タイ外務省国際協力局（TICA）による初の日本派遣となるボランティア（Friends From Thailand : FFT）が北海道釧路市に派遣され、地域の雄大な自然やアイヌ文化等の魅力をタイ人の目線から SNS 等で発信するとともに、タイ人向け旅行商品を開発しインバウンド創出に寄与し、釧路市から、外国人初となる釧路市観光大使に任命された。国際協力推進員が釧路市や阿寒湖温泉地区関係者との間に入って側面支援を実施し、釧路市より謝意が示された。同受入れは、地元紙でもたびたび取り上げられるとともに東京新聞夕刊一面に紹介されるなど、インパクトの大きな取組となった。 ◎ **自治体の戦略策定に関与し、地域の国際化や多文化共生を推進【①②⑤】：** • JICA東京は2022年8月末に群馬県・機構双方の職員合同政策交流会を実施した。3分野（IT、介護、養蚕）を取り上げ県内の企業等を視察し、同分野における外国人材受入・海外展開・機構との連携可能性について、双方職員が意見交換を行った。 • JICA沖縄所長が、伊平屋村第５次伊平屋村総合計画の委員に就任し、SDGs推進の視点や女性参画の必要性などから計画策定に貢献した。また、JICA沖縄市民参加協力課長が第5次浦添市まちづくり生涯学習推進計画策定に係るまちづくり生涯学習推進協議会の委員を務め、同基本計画（素案）における基本13施策において、国際交流・平和とともに、新たに「多文化共生」が加えられた。 • JICA東北所長が、宮城県国際政策課が主催する「みやぎ国際戦略プラン」懇話会の委員とな		・国際協力と SDGs への地域の窓口「なごや地球ひろば」総来館者数が 100 万人を達成した。高校の探究学習や夏季休暇期間中の課題に取り組む児童・生徒の主体的な学習に活用され、地域の学校現場への開発教育に大きく貢献した。 ・JICA 北海道（帯広）の施設を大規模改装し、360 度カメラで撮影した映像により開発途上国の現場を疑似体験できる 3D スクリーンや、ゲーム感覚で SDGs を学べるなど体験型展示を導入し、デジタル技術を活用した体感型・体験型の開発教育を推進した。 ７．日系社会との連携 中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・ボリビアのオキナワ移住地と沖縄県との経済交流プロジェクトの一環として、ウチナーンチュ大会を沖縄県と初めて共催した。本大会では、ボリビア在住の日系青年の代表者 2 名がビジネスシンポジウムでアイデアを発表するなど、多数のメディア

			援にデジタル技術を効果的に活用して引き続き取り組む。 キ　日系社会との連携・中南米及び国内日系社会の諸課題への対応力強化に貢献するため、日本と日系社会を結んだ協力の相乗効果の追求、日系社会を核とした親日派・知日派との関係強化、日系社会の持続的発展の後押しに取り組む。また、日系社会を核として日本の良き理解者となり得る人々を巻き込み、次世代人材の育成、日系アイデンティティを認識しつつそのメリットを感じられ		り、概ね年1回開催される懇話会に出席、席上で「戦略プラン」作成に資する意見表明や機構事業で得られた知見・経験の共有等を実施。その結果、第5期「みやぎ国際戦略プラン」（2022～2024年）のなかに、「（6）国際交流・国際協力の推進，国際的な人材の育成」が位置付けられ（「JICA国際協力事業等を活用した国際協力を実施」と明記）、「（4）外国人材の受入と多文化共生の推進」もプラン内に位置付けられた。また、同所長は山形県みらい企画創造部が主催する「山形県国際戦略検証委員会」の委員となり、「山形県国際戦略」への意見表明や機構事業で得られた知見・経験の共有等を実施した。その結果、「第2次山形県国際戦略」（2020～2024年）のなかに、「地域の国際化」として、多文化共生の推進や国際交流の促進が位置付けられるとともに、同戦略の取組内容として「JICA海外協力隊派遣の推進」も盛り込まれた。 • JICA四国所長がローカルSDGs四国の共同代表を務め、四国における地域循環型共生圏の実現に寄与した。 • JICA北海道（帯広）道東業務課長が、「2050年ゼロカーボン」計画策定に向け、帯広市環境モデル都市推進協議会構成員向けの意見交換会（実務者級）に出席し、現状分析、削減目標（案）、施策（案）等に対するインプットを行った。 ◎ **JICA海外協力隊候補者による地域密着型OJTにより地域活性化に貢献【①②④⑤】：**機構と連携協定／覚書を締結している岩手県釜石市や陸前高田市、岩手県遠野市、島根県海士町、熊本県人吉球磨地域（八代市、芦北町、玉東町）でJICA海外協力隊の本格訓練前の地域密着OJT（グローカル・プログラム）を実施。「訓練生が地域に入って活動することで地域も刺激を受けてWin-winの関係が築けている」「地域側もメリットを享受しており訓練生の受入は効果的である」「将来的に訓練生が移住者として戻ってくれることを期待する」といった意見が出された。 ○ 熊本県人吉・球磨の復興・地域おこしのための官民連携を促進する「ひごラボ」の原型である「よこらぼ」を展開する埼玉県横瀬町副町長及び職員が熊本を訪問し、自治体職員に「よこらぼ」の成果や教訓を共有した（熊本県と横瀬町には機構職員と国内専門家がそれぞれ派遣）。 ○ 地方自治体の行政の知見、技術等を活用した支援 • 滋賀県は草の根技術協力の実施を通じ、ベトナムにて「琵琶湖モデル（多様な主体が協力して水環境の保全と経済発展を両立）」のノウハウを活用し、水環境の課題を抱えるカットバ島、ひいてはハロン湾域の保全を目指す協力事業を開始した。現地研修や来日研修を通じ、排水処理施設の運営・管理、産官民連携といった知識や技術を提供した。 • 四日市市の公害経験に基づく環境汚染管理、中京工業地帯を形成する製造業を中心とした中小企業振興、愛知用水からの上水道による生活改善など地域の発展過程で蓄積されたノウハウを活用した研修を実施した。 • JICA九州では、「福岡方式」という環境（廃棄物埋立）技術を途上国の研修員が習得し、各国での展開を図ることを目的とした課題別研修「準好気性埋立（福岡方式）処分場の設計・維持管理」を実施。2022年度は福岡市が同様に国内技術者向けに予定している福岡方式に係る研修との合同研修を実施し、海外の研修員と国内の技術者がチームを組み、ディスカッション、最終処分場での実習、成果発表等を行った（海外研修員8名、国内技術者5名）。海外		で取り上げられた。 ・海外移住資料館の開館 20 周年にあたり展示手法の改善と展示内容の充実化や各種教育ツールの拡充や教育プログラムの改善を図った。また、JICA 横浜と山梨県立大学との連携により、「多文化共生対応人材育成プログラム」として授業と組み合わせた講座を開催した。 ・日本で生活する中南米日系人が直面する様々な課題の解決に貢献する「日系サポーター」事業により、日本国内の日系人集住地域を中心に国内の多文化共生推進に貢献した。 （結論） 以上により、年度計画において予定されていた取組を着実に実施しているほか特筆すべき定性的な成果が多数見られる一方、定量指標４項目のうち、３項目は 120%を超えているものの、残り１項目は 120%以上には至っておらず、目標設定の時点では困難度が「高」とされていなかったが、今次評価に当たり、ポストコロナ等の状況を踏まえ、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、本項目について今回は困難度が高いもので

			る活動に取り組む。海外移住資料館では、資料の収集と国内外への知識普及を継続し、ネットワークの強化や、教育的な機関としての機能化を図り日本国内における多文化共生社会の実現に向けた活動に取り組む。 ・特に、日本社会の国際化・活性化に貢献するため、中南米日系人が日本国内の日系人集住都市での研修に参加しながら、在日日系人コミュニティが抱える課題に触れ、その解決に貢献し、異文化理解、多文化共生構築を推進する「日系サポータ		の研修員にとっては日本の技術者の知見を吸収し、日本の技術者にとっては海外の実態を把握する機会となった。海外の研修員からは「国内技術者との交流から解決への糸口が見つけられた」、日本の技術者からは「様々な国の問題点を知れたことが有意義だった」、「海外業務を実施していく上で、相手国とのコネクションを作る良い機会になる」といった意見が出され、双方にとって単独研修では得られないメリットがあった。途上国技術者と日本の若手技術者による合同形式での実施は、将来の国際協力人材の開発（専門家養成）にも繋がり、また、自治体側にとっては「地域の名前を配した看板技術」を正確かつ適切に世界に発信できる日本人技術者の養成が期待される。 • 名古屋市とメキシコ市の姉妹都市提携が2022年度に45周年を迎えるにあたり、名古屋市長がメキシコを訪問し、両市間での独自の協力覚書を締結。機構はこれらの取組を支援したほか、JICA地球ひろばでメキシコ関係の展示を実施した。名古屋市上下水道局はメキシコ市水道局に対し、草の根技術協力「メキシコ市における上下水道震災対策強化プロジェクト」で協力している。 ○ 2022年度に行われた草の根技術協力事業（地域活性型）の募集では11件の応募があり、4件を採択した。教育・環境・水の浄化処理・産業振興分野の案件が採択された。 **（2）SDGs達成に向けた貢献** • 草の根協力事業では、「健康と福祉（SDGsゴール3）」、「質の高い教育（SDGsゴール4）」、「水と衛 • 関西SDGsプラットフォームの事務局を務めるJICA関西は、兵庫県総合政策課SDGs推進班を事務局とする「ひょうごSDGs Hub」の設立（2022年10月）に際し、分科会設立に向けたコンサルテーションを行った。 • 関西SDGsプラットフォーム会員であるJICA関西とダイドードリンコ株式会社がSDGs参加型イベントを協働実施。3会場のうちイオンタウン姫路では、姫路市地方創生室・SDGs推進室、他市内学校や県内銀行等も参加し、産官学による協働イベントにより対象地域におけるSDGs理解促進に貢献した。 • 沖縄県SDGs推進本部とJICA沖縄が運営事務局を担う「おきなわ国際協力プラットフォーム」でフォトコンテストを共催し、沖縄県内におけるSDGsの理解促進に貢献した。また、沖縄センター所長が専門委員を務め議論した「おきなわSDGsアクションプラン」では、39の目標の進捗を測る指標に機構事業に関連した数値を含められた。 **（3）事業上の課題及び対応方針** 2022年度はコロナ禍による渡航制限も緩和され、草の根技術協力事業を受託する自治体の従事者の現地渡航を再開してきた。渡航が制限された期間においては、オンラインツール等により遠隔での活動等を継続してきたが、現地活動が中断していた案件や開始できなかった案件もあるため、それらの案件の活動が軌道に乗るよう現地事務所等を通じて支援する。 **No.8-4 NGO/CSO（Civil Sociey Organization）との連携** **（1）業務実績** ◎ **イランで初めて草の根技術協力事業を実施【②④】：**イランで初めて実施した草の根技術協力事業「イランのバリアフリー支援事業」（実施団体：イランの障害者を支援するミントの		あったと認められるところ、評定を一段階引き上げて「A」評定とする。 具体的には、ポストコロナにおける本格的な事業再開として、JICA海外協力隊への応募者はコロナ前の水準に回復し、66か国 613 名の新規隊員派遣を実現し、ルワンダの隊員が DX を活用した活動を実施するなど、JICA is Back のアピールにつながっている。また、NGO/CSOとの連携強化として、イラン初の草の根技術協力事業である障害者の尊厳回復の効果が見込まれる取組を実施した。その他、地方自治体との連携強化として、外国人材受入・多文化共生の取組を進めるとともに、地方自治体の戦略策定にインプットするなど、地方の国際化に貢献している。加えて、日系社会との連携や、地方還元の取組で協力隊のグローカル・プログラムなどの取組は評価できる。これらの成果は、国内の多様な担い手との連携による開発課題の解決に寄与するとともに、地方創生等の我が国が抱える国内の課題解決につなげるなど、所期の目標を上回る成果が得られた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 上記評価を踏まえ、多様な開発課題や開発現場

			ー」の本格実施、海外移住資料館の各種教育ツールの拡充や教育プログラムの改善、沖縄復帰50周年の年に行われる各国在住の沖縄県系の方々が集う「世界のウチナーンチュ大会」に関連した活動を沖縄県と協働して取り組む。		会）では、新型コロナウイルスの流行により渡航できない期間も、市民向け、子ども向けバリアフリー啓発のビデオ教材の制作を行うなど臨機応変に活動を実施した。現地での普及活動は本邦研修に参加したイラン人を中心として進められた。キャラジ市では、歩道の改修などの工事を進める際に障害者配慮のためのヒアリングを行っている。スロープのほか、ノンステップバスの導入、昇降機の設置などバリアフリーの推進事業が、結果として障害者の尊厳回復にも効果をもたらした。行動範囲が広くなり、家族への貢献範囲が増えたと喜んでいる車いす利用者や、キャラジ市民からは「バリアフリー整備したところは歩きやすくなった」という喜びの声が報告されている。 ◎ **草の根事業の従事者がカウンターパート機関と協力してASEAN域内に知見を展開【③④】：**ベトナムにおいて草の根技術協力事業「クァンナム省山岳少数民族地域における地域資源を活用した持続的な農村産業促進のための基盤構築事業」を実施した公益財団法人国際開発救援財団（FIDR）は、ベトナム観光総局等から特別に招待され、ベトナム内、あるいはASEAN諸国の国際会議等に多数出席している（カンボジア・シェムリアップで開催された「第6回ASEAN諸国観光大臣会合」等）。同草の根事業は、クアンナム省の地域住民が主体となり官民連携の下、地域資源をフル活用したコミュニティ・ベースド・ツーリズムサイトを構築した事例であり、同事例をこれらの会議等で紹介。ASEAN諸国からは、地域の人々が伝統文化や自然・社会環境を守り活用し、持続的な観光運営を通して、地域力や結束力、アイデンティティを高めていることなどが高く評価されている。 ◎ **草の根事業成果をカウンターパート機関が独自予算・他ドナー予算で展開【②】：**パプアニューギニア向け草の根技術協力事業「山岳地域の女性が元気に暮らせる村づくりプロジェクト」を実施した特定非営利活動法人HANDSは、カウンターパート機関であるエンガ州保健局とともにパプアニューギニアのエンガ州ライガム郡にて、保健医療施設から遠く離れた農村地に住む人々に適切な保健医療サービスを届ける事業を実施した。村落保健さ（VHV）育成ガイドラインを作成し、毎月VHVの活動やモバイルクリニックの実施状況をモニタリングする仕組みを構築した。同保健局は、VHV育成や地域保健・健康啓発のための年間予算を追加した。さらに、他郡へ事業展開するために海外ドナーからの資金調達を行った。アジア開発銀行(ADB：Asian Development Bank)によるコミュニティヘルスポストの建設や、UNICEFの支援によるVHV育成研修の実施とモバイルクリニックシェルターの建設が行われた。 ○ 草の根技術協力（草の根協力支援型）、草の根技術協力（草の根パートナー型）の推進：多様なパートナーとの連携・参加促進を実施するための草の根技術協力事業では、2022年度の募集では草の根協力支援型に21件、草の根パートナー型に46件の応募があり、それぞれ9件、11件の案件を採択した。うちNGO/市民社会組織（CSO：Civil Society Organization）の実施案件が支援型では5件（56%）、パートナー型では9件（82%）の採択となった。 ○ NGOと機構が連携を促進する協議会を2回実施（参加者数は193名）したほか、地域における協議会も横浜、中部、関西、九州、沖縄で開催した。これらの協議会により、外国人材支援の取組、グローバル・アジェンダの推進、NGO等活動支援事業の在り方等について議論を深めた。また、これらの協議会とは別に、NGOと機構間の勉強会を8回実施し、累計895名が参加。NGO・機構双方が必要としている情報や知識をタイムリーに共有した。加えて、NGO・		の様々なニーズ等に応じた迅速で柔軟な対応を確保するため、地方自治体、NGO/CSO、ボランティア、大学・研究機関等との連携を強化し、それぞれが有する強みや経験を活用し事業を推進することを期待する。 具体的には、新型コロナウイルスの影響が残る中、派遣中隊員数 2,000 名の達成に向け、案件形成の促進や受入基盤整備、派遣地域の拡大等に取り組むことを期待する。また、国内に向けの効果的な広報の展開や、隊員経験者の活用が期待されるところ派遣前・帰国後の人材育成プログラムの充実化を期待する。 加えて、草の根技術協力事業に関し、コロナにより現地活動が中断していた案件や開始できなかった案件について、現地事務所等を通じ、それらの案件の活動が軌道に乗るような支援を期待する。 新型コロナの影響により事業縮小していた開発教育支援事業について、2022 年度行政事業レビューでの指摘を踏まえ、事業規模の拡大（リーチ先の拡大など）と質の向上を図ることを期待する。 ＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等） ・国内の課題に貢献する

					機構双方が連携を考えていく上での気づきとなるテーマでの勉強会「『NGOデータブック2021』から見える日本のNGOの現状と課題」、「草の根技術協力事業：より良い案件実施のための勉強会」等を実施。NGOが自組織のポテンシャルを再発見する機会を提供し、参加者から大きな反響があった。さらには、NGO等提案型プログラムにおいては、当初想定していた研修受講者数を大幅に上回る530名が参加した。「地域住民の自立と経済的発展を目的としたコミュニティ開発のためにアウトプットと費用対効果の向上をめざしたNGOスキルアップ研修」（実施団体名：有限会社人の森）では、コロナ禍において一時帰国している協力隊員にも受講してもらい、現地で活動していく上での重要な示唆を得たとの反響があるなど市民参加協力事業の意義の一つである「国際協力の担い手の育成支援・能力強化」、若手から専門家まで多様な属性の人が集まったネットワーク構築につながった事例となった。 ○ 現地渡航が困難なコロナ禍において、NGO-JICAジャパンデスクにおいて、各NGO/CSO向けに案件形成に資する現地情報の提供を行った。①ルワンダにおいては本邦団体向けセミナーを開催、②モンゴルはNGOハンドブックや草の根事業紹介動画を作成、④ペルーは現地NGOリストを作成して本邦NGOに情報共有、⑤ベトナムにおいては「ベトナムにおける参加型コミュニティ開発～現地に根付く持続可能な手法～」と題して研修会を開催し、59名の日越草の根事業関係者が参加。⑥ウガンダ、ザンビア、ルワンダは合同で「アフリカ×NGO×JICAセミナー　これだけは知っておきたい！アフリカでの活動の失敗とコツ」をテーマに勉強会を開催し、166名が参加した。 ○ 合理的配慮に係る経費の保障による支援の拡大を図った。国際協力事業に障害者が関わる場合、合理的配慮（介助者・情報保障等）を必要とするが、従来は合理的配慮に係る経費を事業費で賄う必要があったため障害者が参加しにくく、効果的な事業が出来ないという課題があった。2021年度より合理的配慮に係る経費を事業費とは別建てで計上できる制度が導入されたことにより、DPI日本会議や全国自立生活センター協議会（JIL）、メインストリーム協会等の障害者団体が実施する事業で、障害者の参画がしやすくなった。これら団体により、課題別研修、草の根技術協力事業、NGO等提案型プログラムにおいて包括的な障害者支援が推進されている。 ○ スタートアップNGOを支援するJICA基金活用事業に係る2022年度募集を実施した。18件の応募があり10案件を採択した。「インド・ビハール州における雇用創出による女性のための糸紡ぎの技術支援・就労支援事業」では、インドのカーストの中でも最も貧しいといわれる人々が暮らすビハール州ハティヤール村で、女性たちがカディ（インドの手紡ぎ・手織りの布のこと）の糸を作る技術を習得することにより、女性の雇用創出と自立支援に貢献した。 **（2）SDGs達成に向けた貢献** 2021年度同様に「健康と福祉（SDGsゴール3）」、「質の高い教育（SDGsゴール4）」、「水と衛生（SDGsゴール6）」の達成に貢献する事業を多く実施した。また、障害者支援分野での取組が増えてきており、「人や国の不平等をなくそう（SDGsゴール10)」にも貢献している。 **（3）事業上の課題及び対応方針** 2022年度後半はコロナ禍による渡航制限も緩和され、現地活動は活発化しつつある。一方で、		事業展開「グローカル・プログラム」：この試みは大変重要。国際協力は「国内の国際問題」にも関連する重要課題として取り上げ、この種のプロジェクトを強化・推進して欲しい。プロジェクト実施における、環境変化と修正を明確に記述することが不可欠。これからは、ICLEI（https://japan.iclei.org/ja/：持続可能な都市と地域を目指す自治体協議会）及びシティーネット（https://citynet-ap.org/）との協力関係も考慮されたい。 ・援助協調(マルチ・バイ)に関して、UNDP,UNHCR,UNICEF、世銀グループ等の国連機関の名称は出てくるが、JICA の貢献の具体的な例が乏しい。特に政府機関、NGO、その他のドナーを含む他の利害関係者と協力して活動する場合、調整と調和の取り組みが必要。 ・緒方研究所の調査によれば、日本における外国人労働者 172 万人に（2020 年）対して、2040 年には約 4 倍の 674 万人が必要との調査報告が出されている。現時点で、このような日本社会の外国人材の受け入れ環境は全く整っていない。その上で、これまでの JICA の経験を踏まえ、最終的に人材の出身国の経済社会の発展につながるよ

					オンラインによる研修等が定着してきたことにより、対面とオンラインの適切な使い分けは事業を推進する上で必要不可欠である。また、多様な担い手が国際協力や外国人支援に参画しやすいような工夫や連携促進にも取り組んでいく。 **No.8-5 大学・研究機関との連携** **（1）業務実績** ○ JICA開発大学院連携に賛同し、機構・大学の事務合理化を推進するための新たな留学生受入方式による覚書を締結した大学は、2021度末の94大学から100大学に拡大した。また、覚書締結済みの大学のうち59大学の参加を得て、JICA開発大学院連携のプログラムの質の向上と、大学との連携体制の強化方策を促進するためのJICA開発大学院連携に関する第5回連絡協議会を開催し、JICA開発大学院連携構想の進捗や各大学におけるプログラムでの取組の成果と今後の方向性をテーマに、機構及び大学における優良事例を共有し、意見交換を行った。連絡協議会に参加した大学教員より、JICA開発大学院連携は日本人学生に対するインパクトも大きく、日本人学生、留学生の双方にとって良いプログラムとなっているとのコメントがなされた。また、JICA開発大学院連携に参画している大学教員へのインタビューにおいて、「JICA開発大学院連携のプログラムの一環で実施するフィールドスタディは、留学生が日本の発展の過程を現場で学べることに加えて、留学生から多数の質問を受けることで、日本の開発経験がいかに貴重なものなのか、訪問先の企業や自治体が改めて知る機会となっている。JICA開発大学院連携は関係する全員にとってWin-Winのプログラムである」とのコメントがなされた。 ○ 地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）で開発された知見・技術の社会実装を更に推し進めることを目的とした科学技術実装型技術協力プロジェクトを新たに整備し、2022年度は2案件（タイ、エチオピア）を形成し、採択された。 ○ SATREPS「ブータンにおける組積造建築の地震リスク評価と減災技術の開発」（2023年3月終了）により、ブータン国内225か所の震度観測網が稼働し、有感地震の情報が防災局に共有された。相手国に必要な技術移転がなされたことで、現場での静的実験や振動台実験等が可能になり、本研究で提案した耐震工法の現行法規への反映が期待されている。加えて一般に対しても活断層マップやハザードマップが公開された。 ○ 国内外のSATREPS事業に興味を持つ大学・研究機関対象に個別セミナーを実施したほか、SATREPS応募予定者に対する事前コンサルテーションを実施し、本事業の更なる理解深化を促した。 **（2）SDGs 達成に向けた貢献** 各国の発展を担う人材として多様な分野での活躍が期待されるJICA留学生の受入れを実施し、SDGsのあらゆる分野の達成に貢献した。SATREPSにおいても、SDGsにおける幅広い分野のゴールに貢献しており、2022年度新規事業12件は、SDGsゴール1（貧困削減）に貢献するものが2件、ゴール2（飢餓）1件、ゴール3（保健）2件、ゴール6（安全な水）3件、ゴール11（都市）2件、ゴール13（気候変動）1件、ゴール14（海の豊かさ）1件である。		う、必要であれば「機構法」を改正して、さらなる取り組みを行うべきである。これも「脱援助モデル」の時代の国際協力である。

（3）事業上の課題及び対応方針

本邦の大学と連携し、JICA開発大学院連携プログラムの一層の質の向上に向けて、引き続き対応していく。

No.8-6 開発教育

（1）業務実績

◎ **国際協力とSDGsへの地域の窓口「なごや地球ひろば」総来館者数が100万人を達成【②③④⑤】**：2022年10月になごや地球ひろば総来館者数が100万人を達成し、記念式典及び子ども向け参加型イベントを実施した。式典に参加した県立高校国際理解コースの高校生から、「なごや地球ひろばは世界の課題や国際協力の取組をよく理解できる場所である」という発言があり、式典の様子とともに新聞報道された。国際協力とSDGsを学ぶ体験型展示は、授業でSDGsを扱う学校向け団体訪問プログラムのみならず、高校の探究学習や夏季休暇期間中の課題に取り組む児童・生徒の主体的な学習に活用され、地域の学校現場への開発教育に大きく貢献した。

◎ **デジタル技術を活用した体感型・体験型の開発教育【③⑤】**：JICA北海道（帯広）の施設を大規模改装し、360度カメラで撮影した映像により開発途上国の現場を疑似体験できる3Dスクリーンや、ゲーム感覚でSDGsを学べるなど体験型展示を導入した。この施設で、帯広市が実施する「おびひろ市民学」の授業と連携した帯広市内全中学校の生徒のほか、一般センター訪問・職業体験を合わせて57件、約1,800名に対する開発教育が実施された。3Dスクリーンには、開発途上国で活動するJICA海外協力隊や職員が撮影した最新の映像を投影しており、臨場感あふれる映像から開発途上国の様子や社会課題を体感できるだけでなく、映像をよく観察する中で「社会課題」を発見する活動が行われるなど、児童・生徒へ高い教育効果が見られた。これら取組は、帯広市のみならず、鹿追町、幕別町等の十勝地域や北見市、東川町等全道の様々な地域からのセンター訪問の申込みが増加するといった北海道全域への波及が見られたほか、北海道新聞や十勝毎日新聞の１面記事など報道でも取り上げられた。

○ 開発教育の担い手の裾野拡大を図るため、全国の教員等の教育関係者や学生などの幅広い層を対象に、多彩なゲストを招き、多文化共生や総合的な学習（探究）等、学校教育の最新動向を踏まえた年6回のオンラインセミナーを新たに実施し、計500名が参加した。中でも第3回は教育評論家／法政大学名誉教授の尾木直樹氏が登壇してエッセイコンテストの受賞者や校長との鼎談を行い（180名が参加）、セミナーの様子は高校生新聞でも取り上げられた。

○ 教員を対象に本部及び各国内拠点で多文化共生研修を実施し、それぞれの学校や地域における多文化共生の現状と課題を共有し、外国につながる児童生徒と日本人児童生徒がお互いを理解するための取組について議論を深めた。本部で開催した研修では全国から20名の教員が参加し、研修成果として学校に「多文化共生の文化」を作るための取組に関する冊子を作成。JICA北海道（札幌）では、参加者7名の内、3名が多文化共生を考える教材を、1名が新学習指導要領において必修となった地理総合における教材を作成し、授業を実践した。JICA横浜では計6名の教員に対し、全7回の研修を開催した。

○　JICA中部では、教員への情報提供、先進的な取組アイデアの共有、担当者間の関係構築を目指し、「海外にルーツを持つ児童・生徒の教育を考えるフォーラム2022」を実施した。2022年度は3回目にあたり、愛知県教育委員会と教員現場の問題意識である「進学、就職、キャリア教育」に着目して開催した。参加者は178名（対面38名、オンライン140名）、NHK名古屋による取材も行われた。参加者からは「具体的な支援を知り励みになった」「JICA海外協力隊経験者のある教員の活躍が誇らしい」「日系サポーター研修員のロールモデル経験談への賞賛」等、中部地域の先行知見の共有と機構の国内事業への期待の声が寄せられた。

○　JICA北海道（札幌）では、児童生徒が開発途上国の課題解決に向けて主体的にアクションを考える「小学生～高校生向けの国際協力体験プログラム」を3回開催した。カンボジアからの研修員やカンボジアで活動中のJICA海外協力隊員と、対面とオンラインとのハイブリッドで交流して保健医療の課題について考えるプログラムや、外部講師を招いた食料問題の解決策を考えるプログラムを提供した。参加者からは「楽しかった、またやりたい」という声が上がったほか、研修員と「オークン（クメール語でありがとう）」とやり取りするといった様子が見られた。また、事後アンケートでは「知っていることよりももっと深いことを知ることができた」「途上国に限らず、食品ロスは世界全体の問題であり、一人ひとりの意識の変化が世界を変える一歩になる」といった感想が寄せられ、児童生徒の理解促進に貢献した。

（2）SDGs達成に向けた貢献

2022年度も教員向け研修や国際協力出前講座、各種イベント・セミナー等で積極的にSDGsを取り上げ、学校教育の動きと連動した取組を実施した。SDGsの浸透とともに、学校現場のみならず民間企業や自治体等においてもSDGsの理解促進や取組を図る動きが活発化しており、機構に対する研修や講演などの要望が寄せられている。こうした動きを踏まえ、開発教育の事業メニューを活用しつつ、民間企業や自治体向けにSDGsに係る講習等を実施し、SDGsの理解促進に貢献した。また、市ヶ谷及び名古屋の体験型展示施設「地球ひろば」では、それぞれ企画展示「SDGsのコト、本気で考える展」と基本展示「SDGs－未来につながる17の約束－」を開催し、SDGsの目標達成に向けた具体的なアクションを来館者一人ひとりが考え、取り組んでもらうための機会を提供した。

（3）事業上の課題及び対応方針

2022年度は、新型コロナの影響により休止や延長、事業縮小を余儀なくされていた開発教育支援事業について、教師海外研修のエジプト派遣やエッセイコンテスト受賞者へのマレーシア海外研修を実施するなど、再開に取り組んだ。展示施設への来館者数も復調している。2023年度は、対面の事業をさらに再開・拡充するとともに、定着しつつあるオンラインやデジタルを活用した研修・イベントの実施も効果的に織り交ぜていきながら、事業効果の最大化を見据えた実施方法や実施内容を継続検討し、より効果的な取組・改善を進める。また、2022年度行政事業レビューでの指摘を踏まえ、開発教育支援事業のより一層のリーチの拡大と質の向上を図るべく、在外オンラインも含めた出前講座の拡充や教育委員会連携の推進、大学向けのアプローチ等を進める。加えて、JICAボランティア事業、研修員受入事業、外国人材受入支援事業といった機構の他の事業との効果的な連携を図りつつ、事業を推進する。

No.8-7 日系社会との連携

					(1) 業務実績 ◎ **第7回世界のウチナーンチュ大会を沖縄県と初めて共催【④⑤】：**ボリビアのオキナワ移住地と沖縄県との経済交流を目指す「オキナワ to 沖縄」プロジェクトの一環としてオンラインで2022年8月に開催されたビジネスワークショップ等を受け、2022年10～11月に第7回世界のウチナーンチュ大会を沖縄県と初めて共催した。本大会では、ボリビア在住の日系青年の代表者2名がビジネスシンポジウムでアイデアを発表するなど、現地企業や団体の関心を引いた。本大会は沖縄県知事、駐日ボリビア臨時代理大使、ボリビア沖縄県人会会長、前述のボリビア代表者らも参加したほか、海外移住資料館の協力を得て移住企画展も実施。同時期に日系社会研修実施や市町村子弟研修生受入れを行い、県内自治体との連携を強化した。機構の事業は新聞、テレビ、ラジオで多数取り上げられ（計34件。一例：沖縄タイムス2022年10月30日付社会面の記事タイトルで「国際協力事業をPR JICA沖縄 33団体が出展」）、存在感を示した。また、約8,000人が参加した閉会式の知事挨拶では、沖縄県と機構の連携が言及された。 ◎ **海外移住資料館をリニューアルオープン【⑤】：**海外移住資料館の開館20周年にあたり展示手法の改善と展示内容の充実化を目的とし、2022年4月26日にリニューアルオープンした。これを受け、各種教育ツールの拡充や教育プログラムの改善を図った。具体的には、教育機関等向け案内資料作成、教育ツール改善に係る学術研究プロジェクトの開始。またJICA横浜と山梨県立大学との連携（2022年3月に連携覚書締結）に基づき、大学側の「多文化共生対応人材育成プログラム」において資料館訪問と大学での授業実施を組み合わせた講座を開催した。 また、沖縄返還50周年に合わせて沖縄移民に関する企画展示（“雄飛ふたたび”）を開催した。2023年1月には秋篠宮皇嗣同妃両殿下並びに悠仁親王殿下が来館され、熱心に展示をご覧になられた。2023年2月には在日パラグアイ共和国大使も来訪され日系社会が「二国間関係において極めて重要」との発言もあった。 ◎ **「日系サポーター」事業により、日本国内の日系人集住地域を中心に国内の多文化共生推進に貢献【⑤】：**2020年度から開始した日系社会研修制度を活用し、日本国内の日系人集住地域で研修員を受け入れ、同地域で生活する中南米日系人が直面する様々な課題の解決に貢献する「日系サポーター」事業について、2022年度は国内有数の多文化共生推進団体や日系人集住地域の自治体から17コースが提案・採択され、13コース16名が来日し実施中であり、国内の多文化共生推進に貢献している。例えば、外国人児童向け日本語教授方法習得のコースでは、研修員が教授方法を学べるだけでなく、両国・両言語を知る研修員が児童の兄姉かのように気持ちに寄り添って教えるなど、日本人指導者には成し得ないことを実現しており、受入団体にとっても得るものが多くなっている。2023年1月には、日系サポーターの一人が地方局に1か月にわたり取材を受け夕方ニュース番組内で10数分取り上げられた。 ○ 日本国内における多文化共生の推進に関し、オンラインセミナー「多文化共生・日本社会を考える」連続シリーズを2021年7月から開催。2022年度は12月までに9回開催し、延べ1,808人が参加した。国内日系社会の実情を様々な視点で発信し、自治体・一般の方々に今後の日本社会を考えるきっかけやヒントを多く与えている。アンケートでは満足度が90%以上で、「講師の話に感銘を受けた。日本側でも多文化共生を推進していくために、社会の仕組みとして取り入れていかないといけないと思った」等の好意的な反響を多く得られている。		

					(2) 事業上の課題及び対応方針 日本の日系社会は 30 年以上の歴史があり、国内の多文化共生の優良事例が多数存在している。他方で、マスコミや映画では日系人・外国人の悪い面が多く描かれており、一般にそのイメージを変えていく広報から必要な状態となっている。それと同時に、日系人児童の教育が大きな課題となっているため、日系サポーター等小規模で局地的ではあるが効果的な事業の継続も必要となっている。		

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
No.9	事業実施基盤の強化		
業務に関連する政策・施策	-	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 5 年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（目標値）	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
【指標 9-1】プレスリリース等を通じた広報により掲載された国内メディア及び海外主要メディア報道件数	650 件	130 件	547 件				
【指標 9-2】SNS アカウント（日本語・英語）エンゲージメント数	171 万件	34.2 万件	251.9 万件				
【指標 9-3】総合的・横断的な事業評価・分析の実施件数（横断的分析・詳細分析、定量分析、定性分析等の実施開始件数）	25 件	5 件	5 件				
【指標 9-4】国際協力キャリア総合情報サイト(PARTNER)新規登録人数	4 万人	7,200 人[22]	11,664 人				
【指標 9-5】能力強化研修の参加人数	2,185 人	437 人	554 人				
【指標 9-6】研究成果の発刊件数	300 件	60 件	87 件				
【指標 9-9】参加・発信した国際会議の数	700 件	140 件	278 件				
【指標 9-11】不正腐敗を防止するための機構関係者への啓発に係る実施状況（職員向け研修、専門家向け研修、機構内外向けセミナーの参加人数）	600 人	120 人	401 人				

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
予算額（千円）	6,711				
決算額（千円）	5,879				
経常費用（千円）	6,109				
経常利益（千円）	△1,195				
行政コスト（千円）	6,109				
従事人員数	142				

[22] 第5期中期計画期間前半の国際協力キャリア総合情報サイト(PARTNER)開発を踏まえて後半年度の目標値を増加させ、中期目標期間全体の目標値4万人を達成する予定。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価
	3.（9）事業実施基盤の強化 多様化、複雑化、広範化する開発課題に戦略的に対応するため、特に以下の取組を通じて事業実施基盤の強化を促進する。 ア　広報 国際社会における我が国の開発協力への理解及び信頼等の向上、開発途上国を含む国際社会における課題設定や議論の潮流形成への貢献拡大、国内における開発途上地域の課題及び開発協力	2.（5）事業実施基盤の強化 ア　広報 我が国の開発協力とその成果について積極的に発信し、国内外の市民やオピニオンリーダーといったターゲット層の理解や共感を獲得するため、ターゲット毎に有効な広報媒体を複合的に活用してより戦略性の高い広報を行う。その際、事業及び組織運営への信頼を高めるため、分かりやすく透明性の高い広報を行う。また、広報効果の向上を図るため、国内外拠点間が連携し、日本	年度計画 （9）事業実施基盤の強化 ア　広報 ・広報重点テーマを中心に、国内外における機構の活動及び成果を、国内外のイベント等の機会も活用しつつ、ターゲット層に応じて有効な広報媒体を利用して国内外に発信する。 ・特に、2021年から着手した国内で社会に影響力のあるオピニオンリーダー向けの広報を一層強化し、機構及びその活動の価値について理解と信頼を高める。 ・　TICAD8の機会を活用し、国内	＜主な定量的指標＞ （定量的指標及び実績は上記２．参照） ＜その他の指標＞ 【指標9-7】緊急援助の対応体制強化に係る取組の推進状況 【指標9-8】JICAグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）に基づく多様な開発パートナーとの連携状況 【指標 9-10】環境社会配慮ガイドラインの適切な運用状況 ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞ **No.9-1 広報** 国内外の市民やオピニオンリーダー等からの理解や共感を獲得すべく、各ターゲット層に対して、オンラインを含む多様な広報媒体やメディアを複合的に活用し、機構が実施する開発協力とその成果を積極的に発信し、効果的な広報を展開した。特に、ロシアによるウクライナへの侵略や、トルコ・シリアで発生した大地震など、国民の関心が高い時勢を踏まえ、機構の取組みに係る情報を迅速かつ効果的に発信するとともに報道につなげた。また、コロナ禍で制約のあったメディアとの関係の再構築に注力し、プレスリリース78件の発信や記者勉強会13件の実施等、2021年度を大幅に上回るメディアへの能動的な情報発信を通じて547件の国内メディア報道及び海外主要メディア報道件数を達成した。 **(1) 業務実績** ◎　**人間の安全保障【①③】**：「人間の安全保障」の理解を深め国際協力に対する関心を高めるべく、主に若年層をターゲットに発信を強化した。2022年7月には主に大学生向けにアフリカを中心とした人間の安全保障に関するオンラインセミナーを実施し、213名が参加した。また、2022年11月には「緒方貞子シンポジウム」を開催し、緒方氏の遺した言葉等を活用した広報により、オンラインで当日約4,200名が参加するとともに、事後視聴も3,000回以上を記録した。いずれのイベントでも、若年層を中心とする参加者より、人間の安全保障に係る理解が深まるとともに、自身のキャリア・生き方を考える契機となったとの声が多く寄せられた。加えて、2022年3月末に開設した緒方貞子メモリアルギャラリーのプレスツアーを国内メディアに対して行い、読売新聞及び産経新聞で報道された。 ◎　**ウクライナ支援【③】**：緊急経済復興開発政策借款に係るL/A調印、ウクライナ避難民に係る緊急人道支援・保健医療分野協力ニーズ調査団のモルドバへの派遣、がれき処理セミナー、地雷除去支援、発電機供与を含む越冬支援等の機会を捉え、プレスリリース、空港やオンラインでの記者会見、外務省との合同記者勉強会等メディアへの積極的な情報発信を実施した。とりわけ地雷除去セミナーは約100件の国内報道、全世界で約400件の報道につながるとともに、セミナーの様子をまとめた動画をSNSやYouTubeにて発信し、計9万回以上閲覧された。また、ウクライナ支援に関し、機構のウェブサイトで取材記事を6件掲載した。 ◎　**トルコ・シリア大地震【③】**：国際緊急援助隊の結団式や解団式、帰国後の隊員へのインタビューなど、メディアへ積極的に取材案内や取材依頼への対応を行い、日経新聞や読売新聞、朝日新聞等の主要紙、共同通信や時事通信等の主要通信社、NHK等の主要テレビ局による多数の報道を含め、4,446件の国内報道があった。国際緊急援助隊の出発や帰国、現場での活動の様子を動画や写真とともにSNSにて積極的に広報した結果、日本語Twitterでの11件の発信で計1,510万回以上表示された。また、国内外の読者より、被災者への見舞いや派遣される隊員への激励に加えて、日本への感謝や、東日本大震災でト	＜評定と根拠＞ 評定：S 根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下 4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評価の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標設定時に想定した以上の政策実現に関する寄与等）を満たしており、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。 ＜課題と対応＞ (1-1) 前年度評価時指摘事項１ 上記評価を踏まえ、引き続き、戦略的な国内外への情報発信を通じて我が国の開発協力に対する国民及び国際社会の理解を促進するとともに、多様な開発課題に対応する開発協力人材の養成・確保、事業の効果向上に向けた事業評価や研究成果の事業への一層の活用促進等、事業実施基盤の強化が図られることを期待する。また、国際緊急援助隊についても、適切な体制整備・強化に努めることを期待する。開発協力人材の養成・確保に努めること。 知的基盤の強化に関しては、開発協力の実施機関による研究活動という特性を踏まえ、研究成果の事業へのフィードバックだけでな	評定　S ＜評定に至った理由＞ （定量的実績） 【指標 9-1】プレスリリース等を通じた広報により掲載された国内メディア報道及び海外主要メディア報道件数及び【指標 9-2】SNS アカウント（日本語・英語）エンゲージメント数、【指標 9-4】国際協力キャリア総合情報サイト(PARTNER)新規登録人数、【指標 9-5】能力強化研修の参加人数、【指標 9-6】研究成果の発刊件数、【指標 9-9】参加・発信した国際会議の数、【指標 9-11】不正腐敗を防止するための機構関係者への啓発に係る実施状況（職員向け研修、専門家向け研修、機構内外向けセミナーの参加人数）の７項目については達成度が目標値の 120%以上、【指標 9-3】総合的・横断的な事業評価・分析の実施件数（横断的分析・詳細分析、定量分析、定性分析等の実施開始件数）の１項目については目標値の 100%以上となっており、着実に目標を達成している。 （定性的実績） １．広報 国内外の市民やオピニオンリーダー等からの理解や共感を獲得すべく、各ターゲット層に対して、オンラインを含む多様な広報媒体やメディアを複合的に活用し、開

	に関する納税者の理解向上と支持の拡大を目的とし、国内、国際社会において我が国の開発協力とその成果について積極的に発信する。 イ　事業評価 PDCAサイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を確実に実施し、結果を公開して国民への説明責任を果たす。その際、過去の事業評価の結果から得られた教訓・提言等を事業形成や実施時に活用することで、事業費	政府・政府機関、企業、教育機関、市民団体等とのパートナーシップを強化しつつ広報を行う。 イ　事業評価 PDCAサイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を確実に実施し、評価結果を迅速に分かりやすく公開・発信することで、国民への説明責任を果たす。また、事業評価の結果から得られた教訓・提言等を、事業の形成や実施時に活用することで、事業費の積算及び事業期間の設定をより適切なものにすることを含め、事	外のオピニオンリーダーや広く一般市民向けにアフリカと日本のつながり、日本の開発協力事業の意義や成果についての広報を強化する。 ・公式ウェブサイトは、掲載する情報の優先度を精査し、より視覚的に分かりやすく、かつ、必要な情報にアクセスしやすいレイアウトやデザインへの改善、また、データ管理の効率化等を目的としたリニューアルに向けた取組を引き続き進める。 イ　事業評価 ・PDCAサイクルに沿って、事前		ルコが日本に救助隊を派遣したことを引き合いに国際社会での相互支援に関するコメントが多く寄せられ、国際協力の意義に対する理解や共感の深化を得た。 ◎　**第8回アフリカ開発会議（TICAD8：the 8th Tokyo International Conference on African Development）における広報実績【①③】**：国内メディアに向けた日本記者クラブでの記者会見や記者勉強会、海外メディアへのプレイベントやブリーフィング等、国内外のメディアに向けた情報発信を積極的に行い、前回のアフリカ開催だったTICAD VI（海外43件、国内94件）を大幅に上回る機構関連の報道件数を達成した（海外87件、国内196件（ウェブ記事も含めると250件））。機構関連報道は、例えばコロナ禍でガーナの野口記念医学研究所が中心的な役割を果たしたこと（朝日新聞）、脱食料危機においてアフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）によるコメ増産に期待が寄せられていること（産経新聞）を報じるなど、機構の開発協力の理念や付加価値、オーナーシップを尊重した長年の協力の特長を踏まえた個別事業を前向きに報じるものが多くを占め、量・質ともに成果があった。また、機構による長年の支援の成果について機構広報誌での特集やSNSでの関連記事により集中的に発信することで、国民の関心・理解を促進した。 ◎　**トップ広報【③】**：理事長の就任記者会見（1回）、取材対応（日経、読売、毎日、共同等）、寄稿（読売、毎日、Japan Times等）、メディア懇談会（2回）等、積極的なトップ広報を通じて複合的危機下の国際秩序において日本の果たすべき役割、ODAの意義や必要性を積極的に発信した。加えて、Financial TimesによるTICAD関連の特集において理事長の発言が複数回引用されるなど、グローバルメディアによる積極的な発信も実施した。特別顧問も多くの取材（朝日、中央公論等）や寄稿（読売、新潮フォーサイト等）に対応し、JICAチェアを通じたひとづくりを含む機構の活動や途上国の現状・課題を広く発信した。また、理事長個人名でのLinkedInアカウントを2022年6月22日に開設し、9か月でフォロワー約7,700人を獲得した。 ○　新たな発信媒体・メディアリレーションの開拓：機構の活動、開発途上国の課題等に関心を持つ人の裾野を拡大するため、NHKラジオ「ちきゅうラジオ」、日経新聞「やさしい経済学」、朝日小学生新聞の連載等、影響力があり、かつ定期的に発信が可能な報道媒体を新たに開拓し、発信を強化した。また、日経新聞やNHK等に加えハフポストとの関係強化を目的とした意見交換を行い、メディアリレーションの開拓・強化を行った。新たな媒体による発信及び新たな記者との関係構築により、メディアを通じたより多くの国民への情報発信につながっている。 ○　グローバルメディアへのアプローチ：TICAD8の機会を通じた計12件の機構関連報道のほか、Financial Timesによる「みんなの学校」の成果に関する報道、トルコ震災対応の報道など、グローバルメディアへのアプローチについて一定の成果を得た。特にトルコ震災対応の報道においては、BBC等による複数の国際報道につながった。また、在京海外メディアが参画している日本外国特派員協会やフォーリン・プレスセンターとも関係を強化し、当該組織と協力したグローバルメディアへの情報発信を実施した。	く、対外発信に努めるとともに、顕著な成果として結実することを強く期待する。 (1-2) 対応 国民及び国際社会の理解を促進するために、対象とするターゲット層に応じた発信内容や媒体、タイミングを戦略的に選択し、日本の開発協力の成果や意義について積極的かつ分かりやすく発信した。また、そのために必要なメディアリレーションの強化や発信方法の改善などに取り組んだ。 また、多様な開発課題に対応する人材を開拓し、国際協力への関心を高めてもらうために、国内外の社会開発課題「多文化共生」「DX」に着目したキャリアフォーラムを実施した。また、多様なバックグラウンドを持つ人材の国際協力業界への参入を促進するために、バックオフィススキルや安全管理、特殊言語技能を持つ人材にもアプローチを行った。さらに、人材の裾野を拡大するために、大学生対象のセミナーを実施することにより若年層の開発協力に関する関心の拡大と参加促進に貢献するとともに、今後国際協力業界で活躍が見込まれるJICA海外協力隊訓練生や機構有期職員へのキャリアガイダンス等を強化した。 人材の養成・確保の観点では、多様な分野の開発協力人材の養成を目的として能力強化研修において計20コースを実施し、さらに将来を見据えた人材の養成の観点から機構及び開発コンサルタントにおいて119名のインターンを受け入れた。 事業評価に関しては、事業の効	発協力の成果を積極的に発信し、効果的な広報を展開した。特に、国民の関心が高い時勢を踏まえ、機構の取組みに係る情報を迅速かつ効果的に発信するとともに報道につなげるなど、年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下に特筆すべき実績が認められた。 ・「人間の安全保障」の理解を深め国際協力に対する関心を高めるべく、主に若年層をターゲットに発信を強化した。大学生向けにオンラインセミナーを実施するなど、参加者より、人間の安全保障に係る理解が深まるとともに、キャリア・生き方を考える契機となったとの声が多く寄せられた。 ・ウクライナ支援に関しL/A調印、緊急人道支援・保健医療分野協力ニーズ調査団のモルドバへの派遣、地雷除去支援、発電機供与を含む越冬支援等の機会を捉え、プレスリリース、空港やオンラインでの記者会見、外務省との合同記者勉強会等メディアへの積極的な情報発信を実施した。 ・トルコ南東部を震源とする地震に関し、国際緊急援助隊の結団式や解団式、帰国後の隊員へのインタビューなど、メディアへ積極的に取材案内や取材依頼への対応を行い、4,446 件の国内報道があった。 ・TICAD8における広報実績として、国内外のメディアに向けた情報発信を積極的に行い、前回を大幅に上回る機構

	の積算及び事業期間の設定をより適切なものにすることを含め、事業内容の質の向上及び事業の進捗管理方法の改善につなげることを重視する。 ウ　開発協力人材の育成 開発課題の多様化、複雑化に対応するため、中長期的な視点を持って開発協力人材の育成に取り組む。その際、若年層を中心とする人材の裾野拡大及び重要分野における人材養成を重視する。	業内容の質の向上及び事業の進捗管理方法の改善につなげることを重視する。特に、事後評価においては、外部専門家の評価を取り入れる等、客観性を担保するとともに、多様な主体との連携促進や専門的な分析を強化し、評価の質の向上に取り組む。加えて、機構の事業マネジメントに的確に対応する事業評価を新たに推進し、必要な評価制度の構築に取り組む。 ウ　開発協力人材の育成 開発課題の多様化、複雑化に対応する開発協力人材の	評価、モニタリング、事後評価、フィードバックを着実に実施する。評価結果はウェブサイトにて迅速かつ分かりやすく公開・発信するほか、事業評価から得た知見を対外発信する。 ・事業改善や効果向上のため、事業評価や総合的・横断的分析、評価手法改善の取組から得られる教訓・提言を次の事業の形成や実施時に活用することで、事業費・事業期間のより適切な設定を含む、事業内容の質の向上及び事業の進捗管理方法の改善を図る。 ・事業評価		○　若年層向け広報：「グローバルフェスタJAPAN」に出展した。2日間で、会場・オンラインで延べ2万人以上が参加・視聴した。主に若年層を対象に、人間の安全保障やSDGs、開発課題や機構の取組に関するトークショーや参加型イベントなどを実施し、対象層が分かりやすい形で理解の深化を図った。また、機構が実施した事業の成果やヒューマンストーリーを題材に、若年層が理解しやすい漫画（6テーマ、それぞれ和文・英文）を制作した。一部の巻は、国内・海外拠点や大学などを通して約2,500部を配布するとともに、機構のウェブサイトでも公開した。 ○　ウェブサイトリニューアルに向けた取組：機構公式ウェブサイトは、情報公開や告示・公告だけでなく、知見の共有をとおして組織の経験を社会へ還元するための重要な媒体であるため、閲覧者にとってより使いやすく魅力的なサイトとするため、10年ぶりの全面リニューアルを準備中である。2023年6月末の公開に向け、意匠デザインの刷新、サイト構成の見直し、多言語での展開、迅速性の向上などを実現するための作業を進めた。 **(2) 事業上の課題及び対応方針** 広報の対象となるターゲット層の理解や共感をより深めるために、それぞれの層の特性に応じて発信の内容や媒体、タイミングを不断に見直すとともに、新しい媒体や手法を取り入れていく必要がある。日本国民の幅広い層に対し、単に事業の内容や成果を示すだけでなく、日本国内への裨益・還元も含めた協力の意義について、引き続き写真や動画等も活用しつつ分かりやすい言葉で発信し、ODAに対する理解や共感を深化させる。加えて、海外メディアとの連携をさらに強化し、機構及び機構が実施する開発協力に対する国際社会の理解や信頼の向上を図る。 **No.9-2 事業評価** **(1) 業務実績** ◎　**衛星データを活用した評価【③】：**タイにおいて、都市高速鉄道（MRT）導入によるMRT沿線の経済開発の状況を、衛星データによる沿線周辺夜間光変化の比較や、Googleマップを活用した建築物の高さ変遷等の比較を用いることで、これまで収集が困難であった経済開発へのインパクトとして評価し、学会（アジア評価週間、日本開発学会）を通じて説明した。また、機構内外を対象として衛星データの利活用に係るセミナーを開催し、一層の促進を図った。 ◎　**新興国の評価能力向上支援【③④】：**機構が継続的に実施してきた事業評価の質の向上に係る取組が注目され、マレーシア及びサウジアラビアから依頼があり、機構における事業評価の在り方についての講義を実施。マレーシア外務省次官補から機構の評価制度等が高く評価されるとともに、継続的な協力に対する期待が寄せられた。また、韓国国際協力団（KOICA）と事業評価の在り方及び手法に関する情報・意見交換、今後の事業評価における機構・KOICA間の連携協議を実施した。 ○　開発途上国政府の事業評価能力の向上を図り、事業改善、効果向上に寄与すべく、課題別研修「質の高い事業評価のデザイン、実施及び制度構築のための能力強化」を実施した。	果向上に向けて、事業評価・テーマ別評価・教訓の導出を通じて評価の質向上を図りつつ、日本評価学会等各種学会、OECD-DAC等を通じた機構内外の最新の動向に対応して実施した評価の結果や導出された教訓を活用するほか、学会発表、事業年次報告書内容の改善、フィードバックセミナーの強化等の本年度の取組を踏まえ改善を検討した。 国際緊急援助に関しては、救助チームにおいては国際認証の受検準備を通じて体制強化を図り、過去最高の評価で再認定を受け、その能力を実証した。医療チームにおいて野外病院の運用を想定した訓練を3年ぶりに実施したほか、感染症チームにおいても、3年ぶりに導入研修を実施するなど、新型コロナウイルスの影響に鑑み近年実施できていなかった訓練・研修を実施することにより体制整備・強化に努めた。 知的基盤の強化に関しては、コロナ後に定着したリモート環境を有効活用したオンラインセミナーの開催や動画やSNS等の多様な媒体を通じた戦略的な発信を通じ、研究成果の国内外での認知度向上、援助潮流形成への貢献に努めた。また、研究成果は、リサーチ・ペーパー、ディスカッション・ペーパー、ポリシー・ノート、書籍・報告書、査読付学術ジャーナル等の多様な媒体で発刊するとともに、セミナー、学会、大学での講義等を通じて、多様な関係者に発信した。特に、フラッグシップ・レポート「今日の人間の安全保障」の内外関係者への積極的な発信を通じ、複合的リスクを抱える経済社	関連の報道件数を達成した。機構の開発協力の理念や付加価値、オーナーシップを尊重した長年の協力の特長などを報じるものが多くを占め、量・質ともに成果があった。 ・理事長の積極的なトップ広報を通じて複合的危機下の国際秩序において日本の果たすべき役割、ODAの意義や必要性を発信した。加えて、Financial Times によるTICAD 関連の特集において理事長の発言が複数回引用されるなど、グローバルメディアによる積極的な発信も実施した。 ２．事業評価 中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・タイにおいて、都市高速鉄道（MRT）導入によるMRT沿線の経済開発へのインパクトとして評価し、学会（アジア評価週間、日本開発学会）を通じて説明するなど、衛星データを活用した評価の一層の促進を図った。 ・新興国の評価能力向上支援として、マレーシア及びサウジアラビアから依頼があり、機構における事業評価の在り方についての講義を実施した。また、韓国国際協力団（KOICA）と事業評価の在り方及び手法に関する情報・意見交換など、機構・KOICA間の連携協議を実施した。 ３．開発協力人材の育成

	エ　研究 事業の質の向上と開発協力をめぐる国際潮流の形成に向けて６つの領域（政治、経済、人間開発、平和、地球環境、開発協力）に関する研究を実施し、その成果の積極的な発信を行う。 オ　緊急援助 国際緊急援助隊の対応能力強化を通じ、大規模災害発生時に迅速かつ適切な緊急援助実施を可能とする基盤を強化する。 カ　事業の戦略性強化や制	発掘・育成に貢献するため、若年層を中心とした人材の裾野拡大及び重要分野における人材養成に取り組む。その際、国際キャリア総合情報サイト「PARTNER」の利用者を拡大するとともに、キャリア関連情報の発信や提供を行うことで、開発協力人材のキャリア形成を促進する。加えて、インターンシップ等、若年層に対する実務機会の提供及び研修の実施を通じて能力強化・向上に取り組む。 エ　研究 事業の質の向上と開発協力をめ	の質の向上のため、大学等の外部有識者の助言を取り入れ、多様な主体と連携した評価の実施・分析を推進する。特に、2021年度から適用された新評価基準に基づき、「Leave no one behind（誰一人取り残さない）」や「Human well-Being（人々の幸福）」等の要素を適切に加味した外部事後評価レファレンスの改定を行う。 ・機構が2022年度より導入する新たな事業マネジメントに対応する事業評価の手法を検討・整理すべく、機構内関連部署と協働し、		○　協力金額2億円以上の事業207件の案件形成時の事前評価表の策定について事業部門への支援を実施。また、事前評価表作成に資するナレッジ教訓、指標レファレンスの策定、更新を実施した。 ○　事後評価の実施：協力金額10億円以上の全ての事業及び10億円未満であっても有効な教訓が得られる可能性の高い事業計67件の外部評価と、2億円以上10億円未満の事業64件の内部評価を実施。 ○　PDCAサイクルに沿って事前評価、モニタリング、事後評価を実施しており、得られた教訓等をセミナーを通じて機構全体にフィードバックした。2022年4月に公開した2021年度評価年報においては、これらの評価サイクルや教訓等を全体的に俯瞰・把握しやすくすることを目的として「at a Glance」のページを初めて設けた。 ○　「Leave No One Behind（誰一人取り残さない）」「Human Well-Being（人々の幸福）」、「紛争影響国・地域における事業評価」等について、学識経験者、民間団体、NGO、マスコミ、国際機関から構成される外部有識者委員会を通じて助言を得ることで多様な主体と連携しつつ、評価要素として加味すべく外部事後評価レファレンスの改訂、「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」の策定を通じ、事業評価の質の向上を図った。 ○　機構が2022年度から導入している新たな事業マネジメント（クラスター事業戦略）のうち「水道事業体」、「市場志向型農業振興アプローチ（SHEP）」、「母子保健」、「サヘル地域の平和と安定」を対象として進められているモデルの構築に合わせ、案件の形成、実施・モニタリング、評価等をクラスター単位で実施する「クラスター・マネジメント強化」の検討を実施した。機構内横断的かつ、外部事後評価有識者委員会の助言も得つつ、説明責任と事業の改善に資する検証を実施し、導入を推進した。 ○　事業評価の質の向上及び適正な予算執行管理の推進により事業費・事業期間の適切な設定を含む、技術協力の事業計画・進捗管理方法の改善を図った。 **（2）事業上の課題及び対応方針** SDGsへの認知度が高まる中で、機構の事業評価についてもSDGsへの貢献のため改訂されたDAC新評価基準に基づく検討を進め、その骨子となる「Leave No One Behind（誰一人取り残さない）」の視点を導入した。2022年度から当該基準に基づく事後評価結果の策定を進めており、2023年度以降は、本取組を更に推進するとともに、新旧評価基準での評価推移を継続的に検証する。 **No.9-3 開発協力人材の育成** 開発における協力ニーズが多様化する中、不足する開発協力人材の養成・確保は喫緊の課題である。2022年度は多様化するニーズに対応できる人材開拓を目指したキャリア情報提供に加え、異業種での経験が活かせる国際協力業界の懐の深さをアピールした人材の裾野拡大	会においてますます重要となる人間の安全保障の概念の周知、理解の深化に大きく貢献した。 （2-1）前年度評価時指摘事項２ 上記評価を踏まえ、引き続き事業の戦略性の向上及び制度の改善に尽力するとともに、新規事業アイデアや現地リソース活用等の事業、DX関係の取組については、それらが試行的な位置付けのものに留まらず、今後機構の本体事業において有効に活用され、具体的成果に結実するよう適切に検討を進めることを期待する。また、コロナ禍の機動的な支援等、適時・適切な協力を検討し実施していくことを期待する。 特に、2020年度に発生した無償資金協力の支払前資金の管理問題は、2021年度末で減少しているが、継続して適切な管理に努め、機構内の支払前資金の管理体制及び運用の強化に留意されたい。 また、各年度における目標値の設定について、有識者からの意見の通り、目標設定が恣意的でないこと（期間中に達成すべき成果（アウトカム）から目標値を設定すること）、特段の事情による目標値の設定・変更に係る十分な説明を付すこと、これら等に留意し、適切な定量及び定性的な評価を実施すること。 （2-2）対応 （新規事業アイデア） 新規事業アイデア募集・実施に関し、過去3回（2018～2020年度）の採択案件（25件）のうち約半数の案件（10件）（DXの推進に係る取組も含む）が、2022年度時点でイノベーシ	中期計画の取組を着実に実施した。 ４．研究 中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・日本経済新聞の「やさしい経済学」において「複合リスク下の途上国債務」をテーマに11回の連載を行い、途上国の債務問題を発信した。これを契機として、在米日系メディアに対する債務問題についてのブリーフ・意見交換や緒方研究所主催のセミナーを実施し、好評を得た。 ・マダガスカルにおける「みんなの学校プロジェクト」が、米国 RTI が行う国際調査研究において、低・中所得国における子どもの算数学習改善を図った代表的な優良６事例の一つとして選出されたほか、2022 年９月に Financial Times 誌にも取り上げられた。 ５．緊急援助 【指標 9-7】緊急援助の対応体制強化に係る取組の推進状況 中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・トルコ南東部を震源とする地震に対し、発災から約 12 時間後に国際緊急援助隊・救助チームの第一陣が出発など、過去に例がないスピードで派遣した。翌日に出発した第二陣も加えると救助チームは計74 名となる。また、救助チー

	度改善 我が国の持つ強みや機構が有する開発協力のリソースを蓄積・活用し、開発途上地域の経済社会の発展及び平和と安定に最大限貢献するとともに、JICA 国別分析ペーパーや JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）等を、方針策定や事業展開に適切に反映する。その際、民間も含めた様々な開発パートナーが有する経験、資金等を活用した連携と学び合うこと並びに機構が有	ぐる国際潮流の形成を通じて世界の平和と開発に貢献するため、6つの領域（政治、経済、人間開発、平和、地球環境、開発協力）に関する研究を実施し、研究成果の積極的な発信を行うことにより、JICA 緒方貞子平和開発研究所が内外の開発・国際協力研究の拠点となることを目指す。研究実施に当たっては、国際秩序の変化や日本の経験、各国の歴史・文化を踏まえ、普遍的価値の在り方を柔軟に追究し、その成果を発信する。加えて、情報社会への転換、気候変動等の	クラスター事業戦略の試行評価等を推進する。 ウ　開発協力人材の育成 ・開発課題の多様化、複雑化に対応する開発協力人材の発掘・育成に貢献するため、若年層を中心とした人材の裾野拡大及び重要分野における人材養成に取り組む。人材の裾野拡大については、特に若年層の PARTNER 登録・利用の促進、キャリア形成支援に係る情報発信の強化、研修コンテンツの提供、PARTNER の登録団体数の増加に取り組む。また、2023		とキャリア情報提供を行った。また、専門性を持つ人材の能力向上にも引き続き取り組んだ。 **(1) 業務実績** **① 多様化するニーズに対応する開発協力人材の開拓 を目指したキャリア情報提供** ○ キャリアフォーラムの実施 • 「withコロナ時代の多文化共生×国際協力キャリア」」（2回合わせて202人参加）：日本国内において高まっている外国人支援人材の育成ニーズに呼応して、国際協力の現場経験等を経て、農業分野と医療分野において多文化共生に貢献している講師2組にそのキャリアパスについてお話しいただき、多文化共生分野での国際協力の経験活用に関する知見の共有を実施した。参加者からは「地元でできる国際協力の形を模索していたので勉強になった」「外国人支援に関連する分野でのキャリア形成を考えていたので勉強になった」という声があった。 • 「国際協力におけるDXの取組と人材」（145人参加）：デジタル化への適応が各国の経済社会の発展に不可欠となっている昨今、開発途上国でのデジタル化推進のための人材及び産業の育成が国際協力においてもますます重要視されてきている中、デジタル業界における国際協力への関心喚起や人材確保のために開催。参加者からはデジタル分野で国際協力に携わる人に求められる資質や能力について学ぶことができたという声、デジタル技術を活用した事業の目的やビジョンに対して共感できる部分が多く良かった等の声があった。 • 「バックオフィススキルを活かして国際協力業界で活躍する！」（130人参加）：技術移転に必要な専門性がないと自己判断して国際協力業界へのキャリアを諦めている人材に対し、技術移転分野以外の専門性（事務、経理、企画、マーケティング、ファンドレイジング等）を活かして業界で活躍している方、国際協力業界に入ってから技術移転の専門性を構築している方の事例を紹介し、多様なバックグラウンドを持つ人材の参加促進を狙い開催した。 **② 裾野拡大のためのキャリア情報提供** ○ 各種JOBセミナーの実施： • 「スペイン語を活かして中南米で働く」（146人参加）：2021年度に実施したフランス語編に続き、以前から人材が不足していると言われているスペイン語人材をターゲットに、語学力を活かした国際協力キャリアの関心を高めるセミナーを実施。「登壇者が中南米で働くようになった経緯や携わった幅広い分野のプロジェクトを知れて興味がわいた」等の声があった。 • 大学生向けJICAキャリアイベント「実は、近い将来、『南国のビーチでまったり』が、夢になるかもしれません。」（51人参加）：株式会社マイナビと協力し、気候変動枠組条約（UNFCCC：United Nations Framework Convention on Climate Change）第27回締約国会議（COP27）開催のタイミングと合わせて大学1-2年生をターゲットに、その世代で認知度の高いSDGsのうち、特に関心の高い気候変動をテーマとして実施した。 • 「安全管理の仕事に挑戦してみませんか？～経験者が語る多様なキャリアパス～」（67人参加）：国際協力における安全管理について業務の実情や意義等を紹介し、異業種からの転進でも経験が活かせること、当該業種の経験を他業務にも活かせることを伝え、国際協力における安全管理というキャリアへの関心を高めた。	ョン推進のための予算からではなく、通常の事業予算を使って各部署の新機軸の事業として実施されている。具体的成果に結実した例として、カカオ産業の児童労働等の課題解決に向けた企業等との共創・協働の場を提供する「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」の設立のほか、日本国内の日系人集住都市に中南米から日系人を機構の研修員として受入れ、当該地域の多文化共生・地方創生に貢献する「日系社会研修（多文化共生推進／日系協力型）」（通称：日系サポーター）の制度化等が挙げられる。 （支払前資金） 外務省から交付を受け、先方政府に支払を行うまでの間の機構で管理している無償資金協力資金（支払前資金）について、2021年10月の財政制度等審議会において適切な管理を行うよう指摘を受けて以降、事業の進捗促進をはじめとした支払前資金の削減に資する取組を進め、支払前資金を2020年度末1,960億円から2021年度末1,783億円に削減した。2022年度末は2,181億円となったが、年度末に閣議決定され資金交付を受けたウクライナ「緊急復旧計画フェーズ２」530.72億円 を除けば1,650 億円となり、前年度より133億円削減した。 なお、ウクライナ「緊急復旧計画フェーズ２」の資金は、緊急的な支払実行を要したため、2022年度内に交付を受けたものであり、2023年5月に支出済み。 （目標設定） 指摘を踏まえ、目標値設定の考え方について、必要な箇所に説明を付すよう対応する。なお、年度ご	ムに続き、医療チームを、WHO が定める野外病院レベルの規模として派遣し、１次隊から３次隊まで延べ181名の医療関係者が現地にて約2,000 名を診療するなど、迅速かつ機動的に対応した。 ・モルドバにおいて緊急医療チーム調整所（EMTCC）のウクライナ避難民に対する効率的な運営に貢献し、モルドバ政府及びWHOから高く評価された ・国際緊急援助隊・救助チームは、国際捜索救助諮問グループにより「ヘビー級」として再認定を受けた。この認定により、高い能力を有するチームとして認められ、他の様々な救助チームよりも優先されることから、迅速な派遣、自己完結型の活動、高度で安全な救助、被災国政府との調整等が可能となる。 ・医療チームの WHO における議論等に参画し、日本がこれまで経験した知見・経験を基に技術標準やガイドラインの作成支援を行うなど、WHOからも高い評価を得られた。 ・アフガニスタン、フィリピン、トルコ・シリア地震被害や、パキスタン洪水被害に対する緊急援助として、迅速に物資供与を行った。加えて、キューバ、ベリーズのハリケーン、キリバス及びツバルの干害、チリの森林火災、バヌアツ、マラウイ、モザンビークのサイクロン被害等に対する緊急援助物資供与などを 19 件実施した。

	する様々な援助手法を柔軟に組み合わせた一体的な協力の実施を重視する。 キ　国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進 貧困撲滅と持続可能な開発という国際的合意の実現に向けて、国際的な開発協力の規範・潮流の形成に貢献するとともに、事業の戦略的推進における相乗効果を実現するため、国際機関や新興ドナーを含む他ドナー等との	今日的な課題や脅威にも留意する。また、機構の事業現場から得られる知見や我が国の開発経験を活用し、国内外の研究者等との連携を通じて、SDGs の戦略的推進や人間の安全保障の実現に資する知識の共創に取り組む。研究成果は、事業にフィードバックするとともに、国際社会における日本の知的プレゼンスを更に強化するため、多様で先進的な媒体を通じて内外の援助実務者、研究者や政策立案者等に広く発信する。また、機構内の研究人材育成にも取り組	年度稼働予定の次期PARTNERシステムの要件定義と開発を進める。加えて、国際協力に関心を有する学生（大学生・大学院生）及び社会人に対してインターンシップの機会を提供する。 ・重要分野における人材養成については、将来にわたり開発協力業務に従事する意志を有する個人に対し、開発ニーズが高い分野における機構事業の中核を担う高度専門人材の育成を行うことを目的に、海外の教育機関等における学位取得機会を提供する。また一定の専門性		○　訓練所キャリアガイダンス（4回150人参加）：国際協力を担う人材としてNGOや開発コンサルタント業界からも期待が高いJICA海外協力隊の訓練生に対し、将来的な国際協力業界でのキャリア形成に派遣前から関心を持ってもらうべく開催。訓練生からは国際協力の仕事の全体像を知ることができてよかった、個別相談に乗ってもらえてよかった等の声があった。 ○　機構有期職制人員に対するキャリアワークショップ（2回で累計82人参加）：機構において知識と業務経験を積み、契約満了後に国際協力業界での活躍が期待できる機構の有期職制人員に対し、国際協力業界で求められる資質を説明の上、各人のキャリアの棚卸し（現状把握）を行うとともに、国際協力業界において目指す姿に向けて今後身に付けるべき資質と能力を理解するワークショップを行った。 **③　国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」の充実と新規構築の準備** ○　現行「PARTNER」のコンテンツ充実を目的とし、キャリア図鑑（20本）、PARTNERコラム（21本）、ROOKIESコラム（11本）等コンテンツの定期的発信や、世界銀行、一般社団法人 海外コンサルタンツ協会（ECFA：Engineering and Consulting Firms Association）、開発ジャーナル社、関西NGO協議会等関係団体との協働によるセミナーなどを実施した。 ○　次期「PARTNER」の構築：国際協力キャリアを志向する人材及び団体情報の一元化を目指し、各登録者の志向に合わせたキャリア情報の発信を行う機能を持つ次期PARTNERの要件定義を完了した。2023年度に開発を開始予定。 **④　将来に向けた人材の養成・確保** ○　能力強化研修の実施：能力強化研修は、2022年度は新規2コースを含む計20コースを実施し、多様な分野の開発協力人材の養成に取り組んだ。特に、「栄養改善人材養成」、「学びの改善アプローチ」、「民間セクター開発」、「気候変動対策と開発」等、SDGsゴールに対応するコースを実施し、当該分野を担う開発協力人材の養成を行った。研修対象者は一定の専門性を有する開発協力人材を主とし、機構の事業に参画することを前提に、実践的な知識や技能の習得に重きを置いた研修内容とした。また、新型コロナウイルス感染症予防に留意しつつ、対面又はオンライン若しくは両者のハイブリッドで実施し、オンラインやハイブリッドでは遠隔地からも受講者を受け入れた。コースによっては、事前に与えられた各国の情報を基にプロジェクトを推進するうえでの対応や留意点を考えるためのインタビューを在外のプロジェクトに対して行い、紙面上の情報と併せて実際の実務者から話を聞くことでより実践的な考察を得るワークショップを行うなど工夫も行った。 ○　インターンシップ受入れ：将来の開発協力人材を養成するため、合計119名のインターンを機構本部及び国内拠点で受入れた。コロナ禍前は海外拠点での受け入れが過半であったが、新型コロナウイルス感染症が拡大して以来最高の受入れ人数を国内ポストのみで達成した。オンラインも活用し、地方からの参加も促進された。	との定量指標の目標値は、通期の目標水準に加え、開発途上国を含めた社会経済の変化やその予見、予定されている外交イベントや国際会議といった要素を勘案した上で設定している。定量指標によっては各年度の目標値が均等にならない場合もあるが、通期の目標水準自体は維持しており、有識者が懸念されるように恣意的に目標水準の引き下げを行っているものではない。 （3-1）前年度評価時指摘事項３ 上記評価を踏まえ、引き続き、主要国際会議への参加及び発信や、開発資金に関する議論への参画を通じた国際援助潮流の形成等に取り組むとともに、国際機関、他ドナーとの連携による開発効果の最大化に取り組むことを期待する。その際、日本政府による分担金・拠出金との相乗効果も念頭においたバイ・マルチ連携に向けた機構の継続的な協力を期待する。 （3-2）対応 引き続き世界銀行、ADB、IDB 等との協調融資に取り組みつつ、バイ・マルチ連携の更なる進展のため、日本政府における UNDP や ICRC との政策協議における議論を踏まえ、機構との連携可能性に関する協議を行った。 また、世界銀行グループとの長年の関係構築の成果として、ウクライナ対応において機構は同行との協調融資により迅速に緊急財政借款の L/A を調印し、貸付を実行した。さらに、世界銀行グループの国際金融公社（IFC）とは、2017 年に締結した MOC の協調投融資目標（5 年間	６．事業の戦略性強化や制度改善 【指標 9-8】JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）に基づく多様な開発パートナーとの連携状況 中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・JICAグローバル・アジェンダに基づく案件形成を促進した。在外公館の経済協力担当者及び機構海外拠点の事業担当者向けの会議を外務省と共催し、戦略的な案件形成を図った。 ・ウクライナ及び周辺国支援の迅速な実現として、分野横断的かつ迅速な案件形成を行い、切れ目のない支援の実施につなげた。また、有償資金協力を通じた世界銀行との協調融資により迅速な財政支援を実現、無償資金協力については一案件として過去最大規模（224.4 億円）の無償資金協力を形成するなど、日本政府と共に、G7 をはじめとする国際社会との連携強化に寄与した。 ・自然災害等の緊急事態に際しての中長期的な復旧・復興を視野に入れた迅速な支援に資する新たな制度として「災害対応技術協力」を導入し、第一号案件としてパキスタン洪水対策案件を開始した。本制度により、緊急的な支援要請に迅速に対応可能となった。 ・機構内で実施している新規事業アイデアに関し、「JICA-高専オープンイノベーション

	連携を推進する。その際、我が国が重視する考え方や開発協力の実践から得られた知見・リソースを有効に活用することを重視する。 ク　環境社会配慮 開発協力事業が環境や社会に与える負の影響を回避・最小化・軽減・緩和・代償するため、事業の各段階で適切な環境社会配慮を確保する取組を行う。また、開発協力事業の実施に当たり、国際人権規約を始めとする国際的に確立された	む。 オ　緊急援助 大規模災害等による被災者救済を迅速、効率的かつ効果的に実施するため、国際基準を踏まえた研修・訓練を行い、国際緊急援助隊の能力強化を行う。また、国際水準の資機材整備等による派遣体制強化に当たっては、航空機の小型化や新型コロナウイルスの感染拡大等により縮小した国際航空貨物輸送状況を踏まえて携行資機材の輸送を迅速かつ確実に行うために必要な管理・輸送体制の見直しを行うなど、迅速性	や実務経験を有する開発協力人材に対しては、機構事業への参画を前提とした実践的な知識や技能の習得に重きを置く能力強化研修を実施し、SDGsの達成やJICAグローバル・アジェンダの実現等に貢献できる即戦力人材の育成を行う。 エ　研究 ・「平和と開発のための実践的知識の共創」という機構緒方貞子平和開発研究所ビジョンのもと、事業の質の向上及び開発協力をめぐる国際潮流の形成に資する国際的な学術水準の研究を行い、積極的		**(2) 事業上の課題及び対応方針** 開発協力人材の不足という課題に対し、人材の裾野拡大とともに、人材が不足する分野での即戦力人材及び専門人材の養成が必要である。また、いずれも、機構の事業戦略と平仄を合わせた形で実施されていく必要がある。人材の裾野拡大については、特に国際協力のキャリア構築には時間がかかることから、若年層に将来のオプションの一つとして認識してもらうことが重要である。このため、若年層に対して国際協力キャリアの意識付けを実施するために大学とイベント等での連携を検討していく。また、「PARTNER」に関しては、従来の登録者に加え、機構の各種プログラムに応募した人材情報の一元化を行い、同情報を迅速に分析・活用し、各人材の志向に合った情報を適時に適切に提供し中長期的なキャリア形成を促進するための体制整備を行うため、次期システムの開発に着手する。人材が不足する分野等での人材の養成については、グローバル・アジェンダ等戦略に基づいて実施する機構の事業に携わる人材の戦略的な育成計画の策定を通し、既存の能力強化研修や開発協力人材育成事業、ジュニア専門員制度等を通じて機構事業の中核を担う専門人材を引き続き養成していく。 **No.9-4 研究** **(1) 業務実績** ◎ **人間の安全保障を広く発信【③】**：2021年度発刊したフラッグシップ・レポート「今日の人間の安全保障」創刊号を様々なイベントで紹介したほか、同レポート英文版の発刊等を通じ、人間の安全保障の概念・実践について国内外に広く周知した。また、機構緒方研究所内に開設した緒方貞子メモリアルギャラリーを通じて、プレスツアーや国内外の大学生及び教員に対する説明・体験プログラムを実施するなど、故緒方貞子氏の功績及び人間の安全保障についての取組を広く国内外、特に次世代に対して発信した。 ◎ **日本経済新聞に途上国の債務問題を発信【③】**：日本経済新聞の「やさしい経済学」において「複合リスク下の途上国債務」をテーマに11回の連載を行った。開発協力事業と学術研究の双方を行っている機構緒方研究所の独自の知見・考察をいかし、債務危機の発生要因や債務負担能力に関する学術研究の紹介、最近の債務の動向、中国による融資の諸課題、債務の透明性、重債務国への支援の在り方など幅広い論点を網羅し債務問題の重要性についてタイムリーな発信を行った。債務問題について包括的に知ることができたといった声もあったほか、これを契機として、在米日系メディアに対する債務問題についてのブリーフ・意見交換や緒方研究所主催のセミナーを実施し、好評を得た。 ◎ **インパクト評価に係る研究が外部機関により優良事例として選出【③④】**：マダガスカルにおける「みんなの学校プロジェクト」が、ゲイツ財団の資金面の支援を受けて米国Research Triangle Institute Internationalが行う国際調査研究において、低・中所得国における子どもの算数学習改善を図った代表的な優良6事例の一つとして選出されたほか、2022年9月にFinancial Times誌にも取り上げられた。同様に、エルサルバドルで機構が支援した教科書開発事業についても優良6事例の一つとして選出された。マダガスカル及びエルサルバドルにおいて、緒方研究所に所属する研究員が中心となって行ったインパクト評価により、子どもの学習成果への効果を厳密に測定し、得られたエビデンスをも	で15億ドル）を達成し、更に5年間で同規模の協調投融資を目標にMOCを更新した。加えて、UNDPとの連携を通じた人間の安全保障の理解促進、COP27での気候変動対策分野におけるJICAグローバル・アジェンダの紹介、第4回アジア・太平洋水サミットでの機構の協力方針及び実績に関する発信など、国際援助潮流の形成に貢献した。 （4-1）前年度評価時指摘事項4 上記評価を踏まえ、女性のエンパワメントとジェンダー平等推進に繋がる活動に一層注力するとともに、引き続き環境社会配慮ガイドラインを適切に運用しつつ改定に向け取り組むこと、不正腐敗防止に適切に取り組むことを期待する。 （4-2）対応 女性のエンパワメントとジェンダー平等推進に繋がる活動に関しては、1．No3.「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」に記載のとおり、開発途上国・地域において様々な支援を実施した。 2022年1月4日に12年ぶりに改正した「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」及び「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」の適切な運用に向け、機構内向けの執務参考資料及び環境社会配慮業務ポータルの整備等を行うとともに、助言委員会等を通じた個別事業の適切な環境社会配慮の確認に努めた。 不正腐敗防止については、不正腐敗情報相談窓口及び外部通報受付窓口等を通じて寄せられた情報に	チャレンジ」が、「第5回日本オープンイノベーション大賞」において、最優秀賞である内閣総理大臣賞を受賞した。 ・制度改善として、経済社会開発に取り組む現地スタートアップのためのファンドの組成を支援するための新制度「民間資金動員型無償」を導入した。 7．国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進 国際的な援助潮流の形成に参画するため、日本政府の考え方を踏まえて機構の取組や知見及び経験等を発信した。特に、複数の機会にわたってUNDPと連携し、新時代における人間の安全保障の重要性を発信したなど、国際的な議論に積極的に貢献するなど、年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・世界銀行グループとの年次協議を通じ、食料安全保障、気候変動・エネルギー移行、債務問題、トルコ・シリア震災等の喫緊の課題への対応や、2023年の主要な外交イベントに向けて両機関で一層緊密に連携していくことを確認し、世界銀行グループとの連携を拡大した。 8．環境社会配慮 【指標9-10】環境社会配慮ガイドラインの適切な運用状況 2022年1月4日に改正した環境社会配慮ガイドラインの円滑な運用に向けて、機構内での執務参

	人権基準を尊重する。その際、事業の主体となる開発途上地域の政府等の取組を支援しつつ、機構内外の関係者に対する研修等を通じて理解の向上を重視する。 ケ　不正腐敗防止 開発事業に対する信頼を確保し、事業が適切に実施されるために、不正腐敗防止の推進に能動的に取り組み、各種制度の改善や事案対応に取り組むとともに、不正行為等が認められた場合は厳正に	の確保とチーム対応能力の維持・向上を重視する。 カ　事業の戦略性強化や制度改善 開発協力の外交政策実現のためのツールとしての重要性が一層増していくことを踏まえ、戦略的な事業展開を行うために、JICA国別分析ペーパーやJICAグローバル・アジェンダ等の策定を通じて、地域・国・課題等に関する開発協力方針の策定・改訂に貢献する。また、これらを通じ、我が国の政策策定に向けた情報共有や意見交換、開発途上地域	に発信に取り組む。 ・具体的には、民主主義や法の支配等のいわゆる「普遍的価値」、FOIPをめぐる国際政治、新型コロナへの対応やUHC、気候変動対策、質の高いインフラ、多文化共生、平和の持続等の今日的な課題や脅威に関する研究を行う。また、日本の開発経験や開発協力の知見の活用や、開発政策や事業の効果検証といった観点をもって、SDGsの戦略的推進に資する研究を継続する。加えて、人間の安全保障の実現に資するため、研究の成果を「今		とに事業関係者が活用したことが評価された。 ○　研究成果を多様な手法で発信： • 「今日の人間の安全保障」創刊記念シンポジウム、ナレッジフォーラム（スティグリッツ教授登壇の特別編を含む）、書籍発刊セミナー、他機関（世界銀行、AUDA-NEPAD、国際大学等）との連携セミナー等のイベントを25件開催、参加者数は延べ約3,600人。このほかにも学会での企画セッションや他機関等との共催イベントを14件開催し、様々な発信に努めた。 • 書籍紹介やセミナー等の動画コンテンツを29件発信、視聴者数は延べ約12,400人。 • リサーチ・ペーパー3本、ディスカッション・ペーパー9本、査読付き学術ジャーナルへの論文投稿35本、書籍12冊報告書6冊、その他論文等22本（計87本）を発刊。プロジェクトヒストリーについては、スペイン語版の発刊、漫画化も実現。 • 新型コロナウイルスに係る研究の成果を学会等で発表したほか、国際シンポジウムにおいてウガンダのコロナ禍におけるコロナ対策とその経験について報告・議論した。 ○　中南米移住の研究の一環として「多文化理解講座-歴史から他者を理解する」という一般向けセミナーを移住資料館と共催で7回開催した。100-150名が参加。様々な日系人や日本への移住者を歴史的な視点で考察し、現在の課題を考えるという共通の視点で講座は運営されており、各講座で国籍とアイデンティティが必ずしも同一ではないこと、そうした移住者を含めた社会の多様性の在り方について考えさせられたという声が多数寄せられた。 **（2）事業上の課題及び対応方針** コロナ禍、ウクライナ情勢を踏まえた複合的危機下における今日的な課題や開発ニーズ等に柔軟かつタイムリーに対応するための取組が必要とされている。イノベーティブで分野横断的な視点とスピード感を持った新規研究の立ち上げ、効果的な事業実施や国際援助潮流の形成に寄与することが課題である。 動画を含めた多様な発信媒体の活用、国内外の研究者とのより一層の連携等を図ることで、研究成果のより効果的・積極的な発信に引き続き取り組む。 さらに、事業の戦略・方針策定への寄与、案件形成への貢献を念頭に、事業部門やJICA開発大学院連携との連携強化と、事業と研究の一体的実施を図りつつ、引き続き研究成果の事業へのフィードバックを促進する。 **No.9-5 緊急援助** **（1）業務実績** ◎　**トルコ南東部を震源とする地震に迅速かつ機動的に対応【①②③】**：2023年2月6日に発生したトルコ南東部を震源とする地震に対し、地震発生直後からチーム派遣を想定した情報収集と準備を開始し、発災から約12時間後に国際緊急援助隊・救助チームの第一陣が出発、発災から約41時間後に厳寒の現地で活動を開始するなど、過去に例がないスピードで派遣した。翌日に出発した第二陣も加えると救助チームは計74名となる。また、救助チームに続き、医療チームを、国際認証取得後初めてWHO EMT（Emergency Medical Team）Type2（WHOが定める野外病院レベルの規模）として派遣し、１次隊から3次隊	対し、適切に対応するとともに、関係者や職員に対し、不正腐敗防止に係る研修や啓発活動を実施した。	考資料や環境社会配慮ポータルの整備等を行うなど、中期計画の取組を着実に実施した。 ９．不正腐敗防止 中期計画の取組を着実に実施した。 （結論） 以上により、年度計画において予定されていた取組を着実に実施しているほか特筆すべき定性的な成果が多数見られること、それら成果には質的に顕著な成果が多く認められることから中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる一方で、定量指標８項目のうち、７項目は120%を超えているものの、残り１項目は 120%以上には至っておらず、目標設定の時点では困難度が「高」とされていなかったが、今次評価に当たり、ウクライナ危機等の状況を踏まえ、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、本項目について今回は困難度が高いものであったと認められるところ、評定を一段階引き上げて「S」評定とする。 具体的には、広報に関し、「人間の安全保障」の理解を深める取組として若年層をターゲットにした次世代への発信や、ウクライナ支援やトルコ南東部を震源とする地震などの迅速且つ積極的な情報発信、TICAD8 に関して質・量に充実した広報活動、理事長によるトップ広報など、効果的な広報活動の取組は評価できる。研究分野では、日本経済新聞「やさしい経済学」による発信に加え、マダガスカル「みんなの学校プロジェ

	対処する。その際、不正事案の未然防止、対応、改善、再発防止のための取組を重視する。	の政府や民間を含む様々な開発パートナーへの発信や学び合い等にも取り組む。さらに、機構が有する様々な援助手法を組み合わせ、SDGs への貢献を明確にする等の戦略的なアプローチを推進し、事業の予見性、インパクトの向上を図る。併せて、迅速性の向上等のニーズに対応して制度やその運用方法を改善する。 キ　国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進 国際的な開発協力の規範・潮流の形成に貢献するた	日の人間の安全保障」に取りまとめ、発信する。 ・研究成果は、事業にフィードバックするとともに、国際社会における日本の知的プレゼンスを更に強化するため、論文、書籍等に加え、オンラインセミナーや動画コンテンツ等の多様な媒体で発信する。特に、TICAD8 等の国際会議、学会、大学の講義等を通じて、内外の開発協力実務者、研究者や政策担当者等に広く、効果的に研究成果を共有する。また、研究に関する機構内の情報発信や事業部門と研		まで延べ181名の医療関係者が現地にて約2,000名を診療した。加えて、トルコにおける被災地の現場踏査とともに、トルコ政府の復旧・復興に向けた技術的な助言等を行う国際緊急援助隊・専門家チームの派遣に続き、早期の復興・復旧に向けたニーズ調査・提言を行うことを目的とした機構の専門家チームの派遣、トルコ・シリアに対し合わせて3度にわたる物資供与を実施した。 ◎　**ウクライナ避難民に対する効率的な医療に貢献【①③④】**：ロシアによるウクライナへの侵略直後からモルドバにおいて開始した「緊急人道支援・保健医療分野協力ニーズ調査」において、調査団の一員として国際緊急援助隊・医療チーム登録隊員を派遣し、現地で必要とされる機材や技術協力等のニーズを調査するとともに、医療情報の収集・分析により、緊急医療チーム調整所（EMTCC：Emergency Medical Team Coordination Cell）の効率的な運営にも貢献し、モルドバ政府及びWHOから高く評価された。モルドバには、紛争の発生直後から多くの国から医療チームが派遣されたものの、それらの医療チームが効率的に活動するためには、どこでどのような医療が必要になっているのかといった情報収集・整理・体制の構築が課題となっていたことから、機構が策定を主導し、WHOにより国際標準として承認されている「災害医療情報の標準化手法」（MDS：Minimum Data Set）が活用されている。 ◎　**救助チームが国際捜索救助諮問グループ（INSARAG：International Search and Rescue Advisory Group）により「ヘビー級」再認証【①②③④】**：国際緊急援助隊・救助チームは、INSARAGによる検定試験を受検し、「ヘビー級」として再認定を受けた。INSARAGの認証制度は、各国の国際捜索救助チームの能力を、高い順に「ヘビー級」「ミディアム級」「ライト級」に分類するものであり、外部評価による検定試験ではチームの能力が170以上のチェック項目で評価され、グリーン、イエロー、レッドの3段階評価のうち、一つでもレッド判定があると不合格となる。他方、「ヘビー級」の認定を受けると、高い能力を有するチームとして認められ、他の様々な救助チームよりも優先されることから、迅速な派遣、自己完結型の活動、高度で安全な救助、被災国政府との調整等が可能となる。今回の再認証に向け、外務省、警察庁、総務省消防庁、海上保安庁、機構に登録する医療従事者や構造評価専門家との協働により様々な訓練を実施した結果、過去最高の評価水準での再認定となり、INSARAGの外部評価員からはベストプラクティスと評された項目数も過去最多となった。 ◎　**医療チームのWHOにおける議論等への参画【②③④】**：WHO EMT グローバル会合に国際緊急援助隊・医療チーム関係者計7名が出席し、2030年に向けた国際緊急医療に係る方向性について議論をするとともに、日本の知見の共有を行った。また、WHO EMT事務局が設置するWorking Groupに参画し、日本がこれまで経験した知見・経験を基に技術標準やガイドラインの作成支援を行うとともに、国際訓練において国際緊急援助隊・医療チーム登録隊員が講師として参画し、WHOからも高い評価を得た。加えて、国際認証の再認証プロセスが未確定である中で、再認証プロセスを検討するWHOのWorking Groupのメンバーである機構の国際協力専門員が、WHOによる災害派遣中の評価視察で再認証の評価視察を代替することを提案し、トルコ派遣中に日本が世界で初めて再認証の評価視察を受け、再認証の制度設計の議論をリードした。また、2020年1月以来3年ぶ		クト」が国際調査研究に係る米国の外部機関より優良事例として選定された。緊急援助では、ウクライナ支援に加え、トルコ南東部を震源とする地震にて迅速かつ機動的に対応することで、現地政府や国際機関等から高い評価を受けるなど、外交上の大きな貢献であったと評価できる。新規事業アイデアによる内閣総理大臣賞受賞や新制度導入（災害対応技術協力・民間資金動員型無償）など、機構の自主的な取組による工夫も認められる。 これらの成果は、国民及び国際社会の理解を促進するとともに、多様な開発課題に対応し、事業効果の向上など、JICA 事業を下支えする実施基盤の強化が図られることで開発協力の効果発現に大きく貢献するものである。また、開発協力大綱に掲げる実施体制・基盤の強化に貢献を通じ、政府公約・政策実現に大きく貢献する等、所期の目標を大きく上回る顕著な成果が得られた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 上記評価を踏まえ、引き続き、戦略的な国内外への情報発信を通じて我が国の開発協力に対する国民及び国際社会の理解を促進するとともに、多様な開発課題に対応する開発協力人材の育成・確保、事業の効果向上に向けた事業評価や研究成果の事業への一層の活用促進等、事業実施基盤の強化が図られることを期待する。 特に、若年層などのターゲット層の理解や共感をより深めるために、それぞれの層の特性に応じて

		め、規範・潮流の形成に影響がある国際的な議論の枠組みや国際会議等において、我が国の考え方を踏まえ機構の知見・経験等を発信する。また、国際的な議論への効果的な共同発信や、事業の共同実施・補完等の戦略的な推進に向けて、本部レベルの協議等を通じ、国際機関・他ドナー等と連携を推進する。さらに、国際的な開発協力の枠組みのアウトリーチを推進するため、新興ドナーとの連携（三角協力を含む。）や経験共有を強化する。	究部門の連携を強化することを通じ、研究人材育成にも取り組む。 オ　緊急援助 ・国際緊急援助隊救助チームの能力を国内外に示すとともに、円滑な被災地支援を行うため、現在保有している国際認証の維持・更新が必要不可欠となっている。新型コロナウイルスの影響等で2022年度に延期された国際救助チーム再認証受検に向け、実践的な研修・訓練プログラムを策定・実施し、要員の能力維持・向上並びに実施体制の強化		りとなる展開訓練[23]を2022年11月に2日間にわたり実施した。国際基準に則した、20床の病棟、分娩・手術や各種治療等の機能を有する野外病院運用を想定し、夜間診療、野営、浄水システムや発電機による水・電気の自己完結的供給機能の実証を含めた実動訓練を実施した。 ◎　**物資供与を19件実施【②④】**：2022年6月に発生したアフガニスタン地震被害に対する緊急援助では、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）を窓口とし、発災から2週間以内に第一陣の物資配布を実施した。同支援に対しては、IFRCアフガニスタン代表より、日本の迅速な支援に対する深い感謝の意が示された。また、2022年8月に実施したパキスタン洪水被害に対する緊急援助では、国土の3分の1が水没したという甚大な被害に対して迅速に物資供与を行った。同支援に対しては、パキスタン政府より、日本の迅速な支援に対する深い感謝の意が示された。加えて、キューバ、ベリーズのハリケーン、チリの森林火災、バヌアツ、マラウイ、モザンビークのサイクロン被害等に対する緊急援助物資供与も実施した。なお、新型コロナにより世界の商用便運航が乱れ、国際緊急援助隊派遣に必要な輸送力の確保が喫緊の課題となっていた中、2022年1月にトンガで発生した火山噴火を機にオーストラリアや米国との連携が強化され、ツバル及びキリバスでの干ばつ被害に対する物資供与に際して、オーストラリアと連携した物資輸送を実施した。さらに、トルコ南東部で発生した地震に対しては、トルコ及びシリアに迅速に物資を供与し、トルコに対しては追加的な物資供与支援も実施した。 ○　今後の国際捜索救助分野における基準やルールを議論・決定するINSARAG の中心的Working GroupであるTraining Working Groupにおいて、機構の国際協力専門員が共同議長に任命された。2023年2月に、トルコへの救助チームの一員として派遣された際には、こうした実績が買われ、日本チーム（同専門員）が救出活動にあたったカフラマンマルシュ県にてSector Coordinatorとして、海外からの救助チームの活動を調整する任にあたり、現地政府やINSARAG関係者からも高い評価を得た。また、UNDAC（United Nations Disaster Assessment and Coordination） Advisory BoardのTORなどを検討する、Core Committee（TOR Revision Working Group）にアジア大洋州地域代表の一員として同専門員を派遣し、同専門員は共同議長として選出されている。INSARAG地域会合（韓国）などの場でUNDAC地域会合を国連人道問題調整事務所（OCHA：United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs）と共同で企画・運営するなど、積極的な関与を行った。 ○　国際緊急援助隊・感染症対策チームでは、 2019年6月以来3年ぶりとなる導入研修をオンライン形式で開催した。感染症対策チームの登録隊員数としては、日本政府が定める「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」の目標値（計200人）を上回る、計274名（2023年3月1日時点）を確保している。 **（2）事業上の課題及び対応方針** 懸案であった国際輸送については、トルコ地震ではこれまで協議を重ねた成果として、自		発信の内容や媒体、タイミングを不断に見直すとともに、新しい媒体や手法を取り入れるなど積極的かつ効果的な広報を期待する。加えて、海外メディアとの連携をさらに強化し、開発協力に対する国際社会の理解や信頼の向上を図ることを期待する。 加えて、開発協力人材の不足という課題に対し、若年層を含む人材の裾野拡大とともに、人材が不足する分野での即戦力人材及び専門人材の養成が必要である。また、知的基盤の強化に関しては、研究成果の事業へのフィードバックを更に推し進めるとともに、イノベーティブで分野横断的な視点とスピード感を持った新規研究の立ち上げを含め、緒方研究所の戦略的な活用を期待する。 緊急援助隊について、トルコ地震での教訓を踏まえるとともに、今後は医療チームタイプ2の派遣増が予想されるところ、物資供与の強化・拡充を含め、その体制強化に努めること。 ＜その他事項＞ 事業実施基盤の強化（９－６） 「2023 年度には政府による開発協力大綱の改定が予定されており、改定された大綱の下、機構の役割を適切かつ十分に果たせるよう、制度改善含めた必要な対応を進める」とある。既に公表された新たな開発協力大綱では、実施体制の中で、「外務省を始めとする政府が政策を示し、JICA 等実施期間はその政策に沿った案件を実施することで、政策と実施の一貫性

[23] 実際に被災地において野外病院を設立し、医療を実施することを想定した実働訓練。160名を超える医師、看護師、薬剤師などが、実際に被災地に持っていく資機材やテントを使用し、緊急手術や透析を含む模擬診療活動を集中的に行う訓練。

		ク　環境社会配慮 開発協力事業が環境や社会に与える負の影響を回避・最小化・軽減・緩和・代償するため、世界銀行等の他機関と連携を図りつつ、第三者の関与も得て、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき業務運営を行う。協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立された人権基準を尊重する。また、国内の機構内外関係者及び開発途上国実施機関職員等を対象とした研修・セミナー等を通じて、より多くの関係者	及び資機材の更新を含む救助チームの基盤強化を推進し、ヘビー級の再認証を受ける。 ・捜索・救助及び災害医療並びに感染症対策に関する国際連携枠組に参画し、日本の緊急援助の経験・知見を発信するとともに、効果的な協力体制確保のため、国内外の関係者とのネットワークを維持・強化する。具体的には、国際捜索救助諮問グループ（INSARAG: International Search and Rescue Advisory Group）の各会合及び演習の準備・実施を通じ、アジア		衛隊機により医療チームの主要資機材が活動地の至近空港まで輸送された。今後も今回の実績を踏まえて次回の輸送に向けた協議を行う。 救助チーム・医療チームともに現地に携行した資機材を次回派遣に向けて再整備・補充することが不可欠である。特に医療チームはタイプ2派遣として初めて携行した資機材が多く含まれ、入念な再整備を行う。 **No.9-6 事業の戦略性強化や制度改善** 事業の戦略性強化のために、国・地域の課題の中期的な協力の方向性を示すJICA国別分析ペーパー（JCAP：JICA Country Analysis Paper）を踏まえた事業展開を進めるとともに、JICAグローバル・アジェンダに基づく取組を進め、その進捗や課題を年次でモニタリングするサイクルを導入した。また、世界が直面する複合的危機に全組織を挙げて対応するとともに、「災害対応技術協力」「転換条項付き永久劣後融資」「民間資金動員型無償」等の新たな制度の検討・導入も積極的に図った。共創と革新のために新規事業を募集・実施する取組も、具体的な成果に繋がっている。 **（1）業務実績** ◎ **JICAグローバル・アジェンダに係る取組の進展【③】**：JICAグローバル・アジェンダに基づく案件形成を促進し、候補案件を事業計画作業用ペーパー（WP）に反映させた。加えて、JICAグローバル・アジェンダによる案件形成及び目標達成の状況について、年次でモニタリングを行い、必要に応じて戦略の軌道修正を行うサイクルを導入した。また、在外公館の経済協力担当者及び機構海外拠点の事業担当者向けの会議を外務省と共催し（2022年7月：全世界、2023年2月：アジア地域）、戦略的な案件形成やJICAグローバル・アジェンダの活用策についての理解を促進した。 各JICAグローバル・アジェンダにおける重点的な取組についてクラスター事業戦略を3件策定し、同戦略の一貫した開発シナリオに基づき、事業展開を開始した。また、外部パートナーとの協働による、開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム、JICAクリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI）国際セミナーの開催等、20分野のJICAグローバル・アジェンダにおいてプラットフォーム活動を推進している。 ◎ **組織的な対応によるウクライナ及び周辺国支援の迅速な実現【①③】**：技術協力・無償資金協力、フォローアップ協力、調査等各種スキームや補正予算を含めて総動員し、分野横断的かつ迅速な案件形成を行い、切れ目のない支援の実施につなげている。また、2022年3月11日に出されたG7共同声明に基づき、有償資金協力を通じた世界銀行との協調融資により迅速な財政支援を実現（2022年5月L/A調印、2022年6月追加L/A調印）、無償資金協力については一案件としては過去最大規模となる224.4億円の無償資金協力を形成するなど、日本政府と共に、G7をはじめとする国際社会との連携強化に寄与した。 ◎ **災害対応技術協力の新設【①③】**：自然災害や感染症の深刻度が増してきていることを背景に、開発協力大綱（2015年）で重点課題や実施上の原則として挙げている、自然災害等の緊急事態に際しての中長期的な復旧・復興を視野に入れた迅速な支援、外交政策上の観点及び開発協力の効果・効率性の向上のための迅速性の向上、に資する新たな制		を一層強化する。特に、在外公館とJICA現地事務所の連携を促進する。政府と実施機関の各々の能力・体制整備・制度改善に一層努める。」とある。今後、JICAと政府が、具体的にどのような形で連携を促進していくのか、その促進はこれまでとどのように異なるアプローチをとるのか、相互連携促進のための仕組を時間軸をもってしっかりとつくりこみ機能させることが求められる。 ・グローバルな政策決定と合意形成に影響力のある日本政府のイメージが浅薄である。各国の国際会議等に参加し、日本の考え方や機構の知見・経験を発信しているようだが、開発協力の規範・政策のアジェンダ形成にどのような、影響を与えているのか説明が必要。

		の環境社会配慮及びガイドラインに関する理解を促進する。透明性と説明責任を確保したプロセスにより改正したガイドラインの普及とその運用を行う。 ケ　不正腐敗防止 開発協力事業における不正腐敗防止を推進するため、不正行為等に対して法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとるとともに、不正腐敗防止関連の各種制度整備等及び関係者への不正腐敗防止に係る啓発に取り組む。	太平洋地域内の捜索救助能力の向上と協力体制の強化に貢献する。また、WHO緊急医療チーム（EMT: Emergency Medical Team、以下「EMT」という。）イニシアティブの作業部会等へ参画し、EMTという国際連携の枠組みの強化に貢献するとともに、医療チームのリソースの積極的な活用や技術協力プロジェクト等を通じて、アジア太平洋地域各国とのネットワークの強化と情報発信に取り組む。 ・医療チームは、WHO EMT Type2（野外病院レベル）基準を満たす		度として「災害対応技術協力」を導入し、第一号案件としてパキスタン洪水対策案件を開始した。本制度により、災害時等の組織対応能力向上に係る緊急的な支援要請に迅速に対応することが可能となった。 ◎ **新規事業アイデア発「JICA-高専オープンイノベーションチャレンジ」が「第5回日本オープンイノベーション大賞」で内閣総理大臣賞受賞【③④】**：機構内の公募により実施している「新規事業アイデア募集」に関し、第2回（2019年度）に採択されたアイデアを元に取り組んだ「JICA-高専オープンイノベーションチャレンジ」が、内閣府等が主催する「第5回日本オープンイノベーション大賞」において、最優秀賞にあたる内閣総理大臣賞を受賞した（2023年1月）。 「新規事業アイデア募集」では、SDGsの達成を見据え、時代とともに変化し続ける開発途上地域の多様な支援ニーズに適切に応えるために、既存の考え方にとらわれない事業アイデアの提案を機構内で募集・実施しており、機構のアクションである「共創」「革新」を目的とした事業アイデアの発掘と人材育成の場となっている。2022年度（第4回）は、31件の応募に対し9件が採択され、16件が奨励事業認定となった。 ○ 開発協力大綱の改定に向けて、機構理事長が「ODA大綱の改定に関する有識者懇談会」にオブザーバー参加し、実施機関としての意見を伝えるなどして貢献した。また、外務省が開催した大綱改定に関する意見交換会（計4回）には機構企画部・各国内拠点が実施協力を行った。 ○ 国・地域ごとの課題に基づき、中期的な協力の方向性を分析するJCAPについて、14か国を対象に改定。また、各国の協力プログラム及び事業計画を定める事業計画作業用ペーパー（WP）について、137か国を対象に策定・改定を行った。2022年度の改定により、JCAPは累計58か国・ 地域、WPは累計140か国に対して策定するに至った。外務省・機構間の事業展開検討フローに基づき、協力の方向性に係る定期的な協議を外務省と実施し、WP等の事業計画を各国や各地域の戦略的な事業展開に向けた議論・検討に活用した。 ○ 技術協力については、クラスター事業戦略単位の事業マネジメント、評価・モニタリングの手法について、従来の個々の案件単位で実施する場合の手法と比較検討を行った。 ○ 有償資金協力については、開発ニーズを踏まえ、自由で開かれたインド太平洋（FOIP：Free and Open Indo-Pacific ）/インフラシステム輸出戦略の政府方針に掲げられた施策の実現や複合危機対応に資する事業の形成・実施を戦略的に進め、補正予算を含め事業規模約1.9兆円となる案件を推進している。その他特筆すべき事項として、海外投融資において新手法「転換条項付き永久劣後融資」を導入し、第一号案件（パレスチナ銀行）を承諾した。 ○ 無償資金協力については、国・地域別及び課題別の方針・戦略等を踏まえた戦略的・計画的な案件形成を促進し、開発途上地域の開発ニーズのみならず、日本の政策的観点からの重要課題にも対応する事業実施を推進した。特に、中期的な案件形成においては、JICAグローバル・アジェンダを活用し、技術協力等他の機構スキームや外部機関との連		

			規模での派遣及び当該資格の再認証に備えて、各部門の運用の検討・検証とマニュアル整備、研修・訓練の実施、資機材の拡充等を行う。また、医療チームの体制・能力の強化を図り、最新の国際基準に沿った派遣準備体制を整備する。感染症対策チームは、ポストコロナにおける活動を見据えた体制整備を進めるとともに、日本政府が定める「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」の改定動向等を踏まえて、これらに整合したチームの体制整備		携を推進した。また、ウクライナ支援に向けて過去に類を見ない規模の補正予算を確保し、調査方法や手続きなどを工夫して迅速なデリバリーを目指して案件形成を進めている。また、制度改善として、経済社会開発に取り組む現地スタートアップのためのファンドの組成を支援するための新制度「民間資金動員型無償」を導入した。また、紛争や自然災害発生後の緊急支援に続く復旧支援等を念頭においた、案件形成の迅速化に向けた制度改善についても外務省と協議している。 ○ UNDP特別報告書「New Threats to Human Security in the Anthropocene」及び機構緒方貞子平和研究所のフラッグシップ・レポート「今日の人間の安全保障」（Human Security Today）発刊を踏まえ、①オンラインセミナーシリーズ「世界の脅威に立ち向かう、新時代の『人間の安全保障』」（2022年4月に2回連続開催、UNDPとの共催）、②UNDP・JICA特別フォーラム「人間の安全保障とアフリカの挑戦―TICAD8に向けて」（2022年7月、UNDPと共催）、③UNDP人間開発報告書室（Human Development Report Office）及び緒方研究所からの登壇者を招いた機構内勉強会（2022年7月）、④「今日の人間の安全保障」の英語版「Human Security Today」（創刊号）発刊を記念したセミナー「複合危機と人間の安全保障－JICA緒方研究所レポート『今日の人間の安全保障』からの示唆」を開催（2023年3月、UNDPとの共催）した。これらの事業における実践に関する意見交換を通じ、機構内外の関係者の理解を促進した。 ○ 書籍『SDGsで世界をつなぐーODAを活用したビジネス展開の可能性』出版記念セミナーを通じた発信：2021年度に出版した書籍『SDGsで世界をつなぐーODAを活用したビジネス展開の可能性』について、日刊建設工業新聞社、ECFA主催の出版記念セミナー（2022年5月、2022年6月の計2回）が開催され、機構副理事長が講演を行った。同セミナーを通じて、機構が開発途上地域で進める持続可能な社会を創出するための取組や「中小企業・SDGsビジネス支援事業」を活用して海外進出を成し遂げた企業の事例をはじめ、SDGs達成の推進に向けた国内外の連携・協働の強化につながる優良事例や各種取組から得られた教訓について、共有・発信を行った。 ○ ナレッジマネジメントネットワーク活動については、JICAグローバル・アジェンダに基づく取組との整理について検討した。 **（2）事業上の課題及び対応方針** 2023年度には政府による開発協力大綱の改定が予定されており、改定された大綱の下、機構の役割を適切かつ十分に果たせるよう、制度改善を含めた必要な対応を進める。 JICAグローバル・アジェンダに関しては、引き続き、年次モニタリングによる進捗管理とともに、クラスター事業戦略の実装に向けた事業マネジメントの改善や外部リソースとの連携を踏まえた効果的な事業の形成と実施を推進する。 **No.9-7 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進** 国際的な援助潮流の形成に参画するため、国際会議等に参加し、日本政府の考え方を踏まえて機構の取組や知見及び経験等を発信した。特に、複数の機会にわたってUNDPと連携し、新時代における人間の安全保障の重要性を発信したほか、G20バリ・サミットにおいて機構		

			に取り組む。 カ　事業の戦略性強化や制度改善 ・JICA国別分析ペーパーの策定又は改定対象国において、ポストコロナも見据えて国・地域の課題を把握・分析し、協力の方向性を取りまとめるとともに、外務省及び相手国関係機関との協議・調整を含め、各国の協力プログラム及び事業計画の策定やそれらの実施・モニタリングに活用する。 ・ PDCA サイクルの一層の推進を意識しつつ、開発課題や地域の課題の現状や解決策について検討		の経験を紹介しながら三角協力の重要性を発信する等、国際的な議論に積極的に貢献した。 **（1）業務実績** ◎ **人間の安全保障の発信【②③】：**UNDP特別報告書「New Threats to Human Security in the Anthropocene」及び機構緒方貞子平和研究所のフラッグシップ・レポート「今日の人間の安全保障」発刊を踏まえ、オンラインセミナーシリーズ「世界の脅威に立ち向かう、新時代の『人間の安全保障」」（2022年4月に2回）をUNDPと共催した。機構及びUNDPで特別フォーラム「人間の安全保障とアフリカの挑戦―TICAD8に向けて」を共催し、UNDP総裁、武見参議院議員、林外務大臣、機構理事長等が登壇した（2022年7月）。また、緒方研究所のフラッグシップ・レポート「今日の人間の安全保障」の英語版である 「Human Security Today」（創刊号）の発刊を記念したセミナー「複合危機と人間の安全保障－JICA緒方研究所レポート『今日の人間の安全保障』からの示唆」をUNDPと共催し、国連人間の安全保障ユニット長、UNDP 駐日代表、機構理事長等が登壇した（2023年3月）。 ◎ **世界銀行グループとの連携拡大【②】：**機構と世界銀行グループが2014年から毎年実施している年次協議（ディープ・ダイブ（Deep Dive〕）の第9回会合を開催し、機構理事長と世界銀行グループ総裁の面談を実施した（2023年2月）。民間セクターファイナンス、Human Capital（教育・保健等）、質の高いインフラ等で多数の連携の成果を確認し、食料安全保障、気候変動・エネルギー移行、債務問題、トルコ・シリア震災等の喫緊の課題への対応や、2023年の主要な外交イベント（G7広島サミット、SDGサミット、第2回グローバル難民フォーラム等）に向けて両機関で一層緊密に連携していくことを確認した。なお、年次協議等を通じて築いた世界銀行との密接な連携を活かし、ウクライナ危機への対応として、機構は600百万ドルの緊急財政借款を迅速に締結の上、貸付実行した。また、2022年9月には国際金融公社（International Finance Corporation：IFC）と、開発途上国の民間セクターに対して両機関で協調して投融資を促進するための協力覚書（MOC：Memorandum of Cooperation）を更新し、5年間で総額15億ドルの協調投融資を目標とした。 ◎ **G20バリ・サミット【④】：**インドネシア政府国家開発企画庁（BAPPENAS）及びイスラム開発銀行の共催サイドイベント「南南三角協力を通じた包摂的な開発の実現」に機構インドネシア事務所長がパネリストとして登壇した。各国機関とのネットワークなどがコロナ禍の下での迅速かつ広域的な支援に寄与したこと、ジャカルタ都市高速鉄道（MRT）によるホーチミンMRTへの研修が、ホーチミンMRT から高い評価を得たことなど南南三角協力の重要性を発信した。 ○　機構理事長が、IMF/世銀春季会合のサイドイベントで実施された閣僚級のHuman Capital Conclaveにおいて、複合的危機における機構の人的資本への貢献について発信した（2022年4月）。また、ダボス会議（2022年5月）や、OECDが主催したタイドウォーター会議（2022年6月）にも出席し、ロシアによるウクライナへの侵略や複合的危機により世界情勢が変化するなか、人道と開発、開発資金、気候変動、権威主義の台頭などに関する開発の在り方についての議論を重ねた。 ○　アフリカ域内のシンクタンクと連携し、アフリカの開発に関する発信を多数実施した。		

			し、事業の質と戦略性を強化する。事業形成や実施において「新時代の人間の安全保障」の効果的な反映を進めるべく、同理念の理解を促進し、更なる情報発信を進め、国際社会でより多くの賛同を得るための取組を継続実施する。 ・SDGs達成の推進に向けた国内外の連携・協働の強化につながる優良事例や各種取組から得られた教訓の収集及びそれらの機構内外での共有・発信に取り組む。 ・JICAグローバル・アジェンダに基づき、多様なアクタ		具体的には、アフリカ経済構造転換センター（African Center for Economic Transformation：ACET）とのオンラインセミナー「ポストコロナ時代のアフリカ：経済構造転換のための優先的政策課題の再設定」（2022年6月）、TICAD8のサイドイベントとして、同センター及びAUDA-NEPADとのオンラインセミナー「ポストコロナにおけるアフリカ経済の強靭化と構造転換のための新政策アジェンダ」（2022年8月）、UNDPとアフリカの研究ネットワークAfrobarometerとのオンラインセミナー「ポストコロナ時代のアフリカと人間の安全保障」を共催（2022年8月）した。 ○ 天皇・皇后両陛下、岸田総理、11 か国の首脳・大臣、オンライン視聴者含め約3,000名が参加した「第4回アジア・太平洋水サミット」のハイレベルステートメントセッションにおいて、機構理事長がSDGs達成のための気候変動や防災、上下水道、灌漑、統合水資源管理などの水に関わる諸課題の機構の取組方針をビデオメッセージで発信した。また、機構理事及び防災分野特別顧問が分科会等で水に関わる課題に対して議論を行った（2022年4月）。 ○ UNFCCC COP27では、ジャパン・パビリオン等での 機構主催分含む計 14 件のサイドイベントに機構職員や専門家、関連プロジェクトのカウンターパートが参加し、気候変動対策分野のJICAグローバル・アジェンダや機構の協力事例を紹介するとともに、国連機関、フランス開発庁（AFD：Agence Française de Développement）やエジプト政府等のパートナーとともに、長期戦略策定、気候資金、エネルギー、森林等の多分野にわたる気候変動対策の議論を行った（2022年11月）。 ○ OECD-DAC統計作業部会（Working Party on Development Finance Statistics：WP-STAT）に機構上級審議役が副議長として参加し、プライベートセクターツール（Private Sector Instruments：PSI）のODA計上方式の新設、気候変動対策に関する計上手法（リオマーカー）の見直し、エネルギー移行に対するODA計上の在り方、難民関連支援のODAの計上方法の変更等、各種交渉の調整に貢献した。 ○ 機構は債務支払猶予イニシアティブ（Debt Service Suspension Initiative：DSSI）に基づく債務支払猶予に全面的に協力し、対象円借款債権の債務支払猶予を行った。 ○ 上記に加え、UNDPとの定期協議（2023年1月）での人間の安全保障等多くのテーマでの意見交換、国連高等難民弁務官と機構理事長との面談での2023年12月予定の第2回グローバル難民フォーラムへ向けた更なる緊密な連携の合意（2022年11月）、駐日欧州連合特命全権大使と機構理事長との面談での連携強化についての意見交換（2022年11月）、駐日EU代表部が主催した「日EU連結性セミナー：政策から行動へ」での連結性インフラにおけるEUとの連携可能性についての機構関係部署との協議（2022年12月）、アメリカ合衆国国際開発庁（USAID：United States Agency for International Development）長官と機構理事長との面談での複合的危機下の緊急支援と中長期の開発支援のための日米連携に係る協議（2022年9月）等を行った。USAIDとは、グアテマラにおける連携を推進するためのMOCを締結した（2023年2月）。また、ウクライナ及び周辺国支援に関する連携に向け、世界銀行、IMF、UNDP、EU、米USAID等と定期的に情報交換を実施した。		

			ーと目的・目標を共有するプラットフォームの構築、インパクトの最大化に向けた取組を推進する。 ・技術協力については、JICAグローバル・アジェンダの下に設定されたクラスター事業戦略の実装に向けた事業マネジメント方法の策定や改善に取り組むとともに、資金協力や外部リソースとの連携を踏まえた効果的な事業の形成を推進する。 ・有償資金協力については、ポストコロナを見据えた開発ニーズに引き続き対応するとともに、「インフラシステム海外展開		○ 第三回開発銀行サミット（Finance in Commonサミット）：グリーンで質の高いインフラ投資について議論するハイレベルイベント（Building Green and Quality Infrastructure for Sustainable Impact）に機構上級審議役が登壇し、インフラ投資や民間資金の触媒・動員の在り方を発信した。また、機構はアジア開発銀行（ADB：Asian Development Bank）、アフリカ開発銀行（AfDB：African Development Bank）、韓国輸出入銀行、タイの周辺諸国経済開発協力機構（NEDA：Neighboring Countries Economic Development Cooperation Agency）と共催で、メコン地域における貿易・物流の連結性強化の取組を紹介するサイドイベント「Sustainable and Resilient Connectivity across Borders」を開催し、機構上級審議役が登壇した。 ○ 南南・三角協力関連国際会議を通じた新興ドナーとの連携推進：タイ・バンコクで開催された世界南南協力エキスポ2022に出席した。同イベント期間中に開催された第13回南南協力局長級フォーラムでは機構企画部長が開会挨拶をしたほか、同部国際援助協調企画室副室長が同フォーラム中のセッションのモデレーターを務め、アジア地域の三角協力をテーマとしたサイドイベントに登壇した。その他、学校給食と南南三角協力のイベントに機構専門員が登壇した。 ○ その他、NEDA第四回年次協議のほか、新興ドナーへの支援の一環として、マレーシア外務省向けの国別研修の実施やサウジアラビア開発基金（SFD）へ機構の援助手法や援助協調等について知見を共有した。また、カザフスタン国際開発庁（KazAID）とのMOCを締結し、援助機関としての組織体制強化を目的に同庁理事長及び職員を招へいして、外務省、財務省、経済産業省との意見交換や、機構における研修等の技術協力事業、国別・課題別アプローチ、援助協調、広報等についての講義を実施した。 **（2）事業上の課題及び対応方針** 2022年度はコロナ禍が落ち着き、対面による会議や協議が多数再開されるようになった。コロナ禍による社会経済への被害に加え、気候変動、債務問題、ロシアによるウクライナへの侵略に端を発するエネルギー・食料危機などの複合的リスクが顕在化する中、SDGsやパリ協定の目標を達成するには伝統的ドナー、新興ドナー、国際機関等とのこれまで以上の連携・共創が必要である。加えて、地球規模課題や債務問題などの課題へは、伝統的ドナー諸国のみでなく、新興途上国の知見やリソースも最大限に引き出しての協力が必要であり、南南三角協力への貢献や新興ドナーとのネットワーク構築が今後一層重要になる。機構全体で国際的なパートナーシップの促進を基幹業務の一つとしてより一層取り組み、連携を促進する。 OECD-DACにおいてはPSIのODA計上議論やリオマーカー見直しの議論が進展している。日本のODAが正当に評価され、また、増大・複雑化する地球規模課題への対応やSDGs達成のための民間資金の一層の効果的な動員や業務の柔軟性を維持するために交渉を進める必要がある。 **No.9-8 環境社会配慮**		

			戦略2025」等の政府方針に掲げられた施策を実施する。 ・無償資金協力については、国・地域別及び課題別の方針・戦略等を踏まえた戦略的・計画的な事業形成を促進し、開発途上地域の開発ニーズのみならず、日本の政策的観点からの重要課題にも対応する事業実施を推進する。特に、中期的な案件形成において、JICAグローバル・アジェンダを活用する。 ・ナレッジマネジメントについては、ナレッジマネジメントネットワーク（KMN: Knowledge		2022年度は、2022年1月4日に改正した環境社会配慮ガイドラインの円滑な運用に向けて、機構内での執務参考資料や環境社会配慮ポータルの整備等を行い、また、同ガイドラインの理解促進に向けて機構内外への研修・セミナー等を実施した。 **（1）業務実績** ○　カテゴリ分類結果に応じた審査・監理：相手国等に対し適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、機構が行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保するため、ガイドラインに則り、全291件に対し、環境社会面に与えると予想される影響の大きさ等に応じてカテゴリ分類（A：9件、B：51件、C：215件、FI：16件）を行い、案件検討から審査、実施の各段階で相手国等による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認を行った。 ○　環境社会配慮助言委員会：主にカテゴリA案件について、全体会合を12回、個別案件について助言を行うワーキンググループ会合を14回開催し、計13案件に対して環境社会配慮の支援・確認に関する助言を得た。いずれの助言も適切な環境社会配慮の実施等に反映されており、全ての会合議題の公開、全体会合の逐語議事録の機構ウェブサイト上での公表等、透明性の高い運営を継続した。 ○　事業実施段階での監理強化：定期的に海外拠点を通じて、相手国政府の環境社会配慮の実施状況を継続的に確認した。また、アフリカ諸国を対象とした案件監理調査を通じて、相手国の実施機関が行う実施段階での環境社会配慮状況を確認し、実施機関に対してモニタリング結果に基づく改善対応を求めるなどの環境社会配慮監理を強化した。 ○　研修機会の拡充　：機構内外の関係者計878人に対して環境社会配慮に関する説明・研修を行い、環境社会配慮に対する理解を促進した。内訳は以下のとおり。 ・　コアスキル研修等による機構内部向け説明：225人（2021年度499人） ・　課題別研修等による協力相手国実施機関等向け説明：72人（同143人） ・　コンサルタント向け研修：276人（同98人） ・　大学等教育機関向け研修：235人（同51人） ・　その他研修：70名（同220名） ○　環境社会配慮ガイドライン改正に伴う諸課題への対応：2022年1月の環境社会配慮ガイドライン改正を踏まえ、機構ウェブサイトにおける情報公開、機構内向けの環境社会配慮に係る執務参考資料や環境社会配慮ポータルの整備等を通じた業務効率化の取組を継続して行った。 **（2）事業上の課題及び対応方針** ガイドラインの運用やニーズに応じて、マニュアルや執務参考資料等を作成・改訂しつつ、環境社会配慮及びガイドラインに関する理解促進に向けた機構内外の関係者への説明・研修及びそれらのための資料の充実に今後とも取り組む必要がある。引き続き、ガイドラインを適切に運用し、環境社会配慮助言委員会の関与も得て、環境社会配慮面の審査とモニタリング結果の確認を確実に行う必要がある。 ガイドラインの不断の運用改善のため、世界銀行等の国際金融機関による環境社会配		

			Management Network、以下「KMN」という。）活動による機構内のナレッジの蓄積・共有・発信を推進するとともに、職員の専門性育成の推進を図る。また、KMN 活動での他ドナー・国際機関・外部有識者等と関係者とのナレッジの共創を促進し、相互学習を推進する。 キ　国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進 ・国際的な援助潮流の形成に参画・貢献するため、国際会議等に積極的に参加し、日本の知見及び		慮ポリシーの運用状況、環境社会配慮に関する各種課題及び対応状況に関する情報を収集する。 **No.9-9 不正腐敗防止** **（1）業務実績** ○　不正腐敗情報相談窓口や外部通報受付窓口等を通じて不正腐敗に関する情報を受け付け、弁護士等外部有識者の参加を得て、適切に調査・対応を実施した。 ○　中小企業海外展開支援事業の業務委託契約受注者が業務遂行上不正行為を行った事実が確認されたため、事案の内容等を踏まえて措置規程に基づき契約競争参加等に関する資格停止措置を行った。 ○　研修、専門家派遣、技術協力プロジェクトを活用して相手国のガバナンス強化を支援した。例えば、課題別研修「汚職対策（刑事司法）」やタイ、マレーシアへの専門家派遣等を通じて、刑事司法関係者による汚職対策や競争法の実効的な執行を支援した。 ○　在外赴任前研修で不正腐敗防止に係る研修を計12回実施し、機構職員の不正腐敗リスクに係る意識及び取組を強化した。また、イラク事務所やペルー事務所においても、当該国の政府関係機関職員等を対象に、不正腐敗防止や汚職対策に係るセミナーを実施した。 **（2）事業上の課題及び対応方針** 今後とも、不正腐敗の防止に向け不断に取り組んでいく。		

			経験等を発信する。特に、人間の安全保障、SDGs 達成のための取組、TICAD8等の主要国際会議における議論に貢献する。 ・G20・パリクラブで合意した「債務支払い猶予イニシアティブ（DSSI）」及び共通枠組み（Common Framework）に適切に対応する。 ・重要課題（新型コロナウイルス対策、気候変動対策、人間の安全保障、Human Capital、UHC、質の高いインフラ投資、FOIP等）に係る事業での協力等の戦略的実施や理念の普及を促進するため、国				

			際機関及び他ドナー等との本部レベルでの協議等を推進する。 ・国際的な開発協力の枠組をより包括的なものとするため、新興ドナーとの協議や連携を進めるとともに、新しいパートナーを含めた枠組・規範作りを議論する各種機会に積極的に参加・貢献する。また、南南協力及び三角協力に係る国際的な議論に参画し、機構の経験、教訓及び知見の共有を推進する。 ク　環境社会配慮 ・開発協力事業が環境や社会に与える負の影響を回避・				

			最小化・軽減・緩和・代償するため、環境社会配慮ガイドラインを適切に運用し、環境社会配慮助言委員会の関与も得て、環境社会配慮面の審査とモニタリング結果の確認を確実に行う。環境社会配慮ガイドラインの一層の運用改善のため、世界銀行の環境社会ポリシーの運用状況、環境社会配慮に関する各種課題及び他機関の対応状況に関する情報を収集する。また、開発協力事業の実施に当たり、国際人権規約を始めとする国際的に確立された人権基準を尊重する。				

			・改正ガイドラインの普及とその適切な運用のため、マニュアルや参考資料等を作成する。環境社会配慮及び改正ガイドラインに関する理解促進に向けた機構内外の関係者への説明・研修及びそれらのための資料の充実に取り組む。 ケ　不正腐敗防止 ・不正腐敗情報相談窓口の適切な運用等を通じて、不正行為に関する情報を収集し、得られた情報に対して適切に調査・対応する。不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。また、不正腐敗防				

			止に係る、関係者や職員向け研修や啓発活動を実施する。				

４．その他参考情報
特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
No.10	組織体制・基盤の強化、DX の推進を通じた業務改善・効率化		
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】DX の推進及び業務改善を含めた組織体制の強化は、「業務・組織全般の見直し」でも一部言及があり、今期の取組における重点事項の一つとして整理されているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 5 年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

２．主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値（目標値）	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
【指標 10-1】IT リテラシー向上研修・セミナー等の実施	60 回	12 回	17 回	回	回	回	回	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
4.（1）組織体制・基盤の強化、DX の推進を通じた業務改善・効率化 多様化、複雑化、広範化する開発課題に戦略的に対応するため、本部、国内拠点、海外拠点のそれぞれにおいて、各部門の役割と責任範囲を明確化し、より柔軟かつ機動的な	3.（1）組織体制・基盤の強化、DX の推進を通じた業務改善・効率化 多様化、複雑化、広範化する開発課題に柔軟かつ機動的に対応し、付加価値の高い業務を遂行するため、外部の知見を積極的に活用して、組織及び事務の効率化・合理化、本部・国内拠点・海外拠点における	（1）組織体制・基盤の強化、DX の推進を通じた業務改善・効率化・戦略的に事業を運営する基盤を強化するため、組織体制の見直しを引き続き行うとともに、運営の状況をレビューする。 ・各部門の役割及び責任範囲を明確化するため、規程類を継続的に見直す。 ・DX推進の	＜主な定量的指標＞ （定量的指標及び実績は 1.①参照） ＜その他の指標＞ 1.①に掲げたもののほか、特になし ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞ **No.10-1組織体制・基盤の強化** **（1）業務実績** **①組織体制の強化** ○ ウクライナ及び周辺国の支援を迅速かつ円滑に進めるため、機構の理事長を本部長とする「ウクライナ及び周辺国支援に係る対策本部」を設置し、方針策定及び連絡調整等を行った。また、ウクライナ危機に係る業務を集中的に担い、業務の効率化及び効果的な実施を実現するため、中東・欧州部の部内室としてウクライナ支援室を設置した。 ○ 機構の最大の強みの一つである海外拠点の組織体制及びナショナルスタッフ（NS）の人的資源をさらに強化するため、海外拠点強化・NS能力強化タスクフォースを設置した。 ○ 事業・組織両面におけるサステナビリティ推進のために必要な事項を審議するため、理事長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置した。また、それに先立ち、サステナビリティ方針、推進体制の検討及び同推進体制の立ち上げ準備等のため、サステナビリティ推進タスクフォースを設置した。 ○ 調達業務改革の一層の促進等のため、調達推進担当特命審議役を設置の上、同審議役を室長とする調達推進室を設置した。 ○ 上記に加え、以下の組織体制の見直しを行い、事業運営基盤を強化するとともに、内部規程等を改正し、各部署の役割及び責任範囲の明確化に取り組んだ。 • 本部：インフラ技術業務部の所掌事務の変更、国内事業部研修管理課及び同部研修経理課の所掌事務の変更 • 国内拠点：横浜センター研修業務課及び市民参加協力課の所掌事務の変更、関西センター業務第一課及び業務第二課の廃止と当該2課に代わる研修業務課及び開発大学院連携課の設置 • 海外拠点：赤道ギニア及びサントメ・プリンシペを兼轄する事務所をカメルーン事務所からアンゴラ事務所に変更	＜評定と根拠＞ 評定：A 根拠：評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下 4. 業務実績のとおり、質的な成果、成果の最大化に向けた取組において、目標水準を上回ると判断されることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。 ＜課題と対応＞ （1）前年度評価時指摘事項 新たに整備された体制・基盤が実際に効果的・効率的なものとなるよう、運用の維持・改善に取り組むことを期待する。特に、DX推進・ICT基盤の強化に関して実効的な運用・体制が取られるよう、また、業務のリモート化に伴う情報セキュリティ上のリスクの増大にも十分留意すること。 （2）対応	評定 A ＜評定に至った理由＞ （定量的実績） 【指標 10-1】IT リテラシー向上研修・セミナー等の実施について達成度が目標値の 120%以上となっており、着実に目標を達成している。 （定性的実績） 年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・機構の強みの一つである海外拠点の組織体制及びナショナルスタッフ（NS）の人的資源をさらに強化するため、海外拠点強化・NS能力強化タスクフォースを設置した。 ・事業・組織両面におけるサステナビリティ推進のため、理事長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置した。また、それに先立ち、サステナビリティ方針、推進体制の検討及び同推進体制の立ち上げ準備等のため、サステナビリティ推進タスクフォースを設置した。

	意思決定を行うための実施体制の構築・運営に取り組む。 また、組織内のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、主要業務の業務改善を継続的に行い、効率的な事業運営に取り組む。その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針（令和3年12月24日デジタル大臣決定）」に準拠しつつ、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 加えて、技術協力プロジェクトも含めた業務	役割・責任範囲の明確化と経営資源の最適配分に取り組む。また、主要業務の業務プロセスの見直しを図りながら、DXを推進する。特に、業務・手続きの見直しやデジタル化を通じて、事業の迅速化・効率化を推進する。その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針（令和3年12月24日デジタル大臣決定）」に準拠しつつ、情報システムの適切な整備及び管理を行う。また、DXの推進に必要な情報システム基盤の強化、役職員等のITリテラシーの向上を図	ため、次期情報システム基盤の要件定義作業を進めるとともに、機構内システムの横断的管理強化のためプロジェクト・マネジメント・オフィス（PMO）を本格稼働させる。 ・業務・手続きのデジタル化を通じた事業の迅速化・効率化を推進するため、クラウド化を通じて導入したツールやRPA（Robotic Process Automation: PC上のソフトウェア型ロボットを利用した定型業務の自動化）の利用促進を図る。また、役職員等のITリテラシー向上のため組織内研修		**②国内拠点の利用・活用状況** 2022年度は、2020年度・2021年度と同様に新型コロナの影響により、各拠点でのセミナー・イベント等の開催、外部からの来場者受入れが制限の影響を受けたが、コロナ禍においても地域住民とのつながりを引き続き維持しており、徐々に施設を活用したイベントを開催した。国内拠点を活用した主な取組は以下のとおり。 ○ 北海道センター（帯広）を活用し、国際交流イベント「世界のともだち」、「国際協力フェスタ」を開催した。途上国の料理や、ものづくりワークショップ、民芸品の販売、JICA海外協力隊経験者や開発途上国からの研修員によるトークイベント等により、周辺地域の国際理解を促進した。新型コロナウイルスの影響により入場管理を実施したものの、800人以上が来場した。 ○ JICA海外協力隊経験者が、「JICA海外協力隊」「国際協力」「開発」などをテーマにして、世界各国での活動内容や帰国後の活動を紹介するイベントを、関西センター及びJICA地球ひろばを活用して開催した。企業など23団体がブース出展し、413名が参加した。 ○ 中部センターを活用し、教員への情報提供、先進的な取組に係るアイデアの共有、担当者間の関係構築を目的とした「海外にルーツを持つ児童・生徒の教育を考えるフォーラム2022」を実施した。参加者は178名であり、機構に関係が深い衆議院議員もオンラインにて参加した。 ○ 筑波センターにおいて、つくば市と連携した科学技術週間イベントを2件、「ちびっ子博士2022」としてコメ、スイカ、SDGsを子どもたちが学ぶイベントを3件開催するなど、コロナ禍で停止していた対面型イベントを2年ぶりに再開し、多くの市民が参加した。研修員と市民の交流が新聞、TV、ラジオで報道された。 ○ 中国センターを活用し、「中国地方協力隊フェスティバル2022」を開催した。5つの体験談メインステージ、12の団体ブース、派遣中隊員の写真展などを開催し、300名が来場した。 ○ 横浜センターに併設している海外移住資料館の開館20周年にあたり、展示手法の改善と展示内容の充実化を目的とし、2022年4月にリニューアルオープンした。リニューアルオープンに当たり、各種教育ツールの拡充や教育プログラムの改善を行ったほか、沖縄返還50周年に合わせて沖縄移民に関する企画展示（“雄飛ふたたび”）を開催した。 ○ 沖縄センターにて、「世界のウチナーンチュ大会・おきなわ国際協力・交流フェスティバル」を開催した。全国でも有数の移民送出県である沖縄県は、県の貴重な人的財産である世界各地の県系人との、ウチナー（県系人）ネットワークを拡大・発展させ、次世代に継承していくことを目的に5年に1度、世界のウチナーンチュ大会を実施している。3年ぶりに来場者を迎えて実施した本イベントには1,488名が来場し、大会に関連したメディア取材・報道も多く、計34件の報道がなされた。 **（2）事業上の課題及び対応方針** 外部環境の変化に対応するため、国内外の拠点及び各部署の役割を明確にするなど、組織体制の改善に機動的に取り組む。 また、新型コロナウイルスの影響により、対面のイベントや研修員の来日などが制限されてきたが、今後は新型コロナウイルスの流行以前の状況に戻すべく、更なる施設の利活用を	組織体制に関しては、2021年度に設置したDX推進を統括する最高デジタル責任者及びプロジェクトチームの下で、機構の事業及び業務におけるDXの推進を進めた。 情報システム関連では、PMOの具体的な活動として、IT化やシステム開発に係る各部署からの相談対応、進捗に応じたコンサルテーション、システム開発関連文書の標準化・周知、システム開発における知見・教訓の集約・共有、プロジェクト情報管理システムによるシステムの進捗把握等を行い、運用の維持・改善に取り組んだ。また、デジタル庁の「独立行政法人における情報システムの棚卸調査」依頼への対応を通じ、従来の情報システム台帳の情報に加え、機構内の各情報システムをより詳細に把握した。また、2024年度以降に更改予定の次期情報システム基盤・ネットワークの要件定義において、ゼロトラスト・セキュリティの考えに基づくセキュリティ対策を検討し、情報漏洩、不正アクセスやサイバー攻撃等への対策強化を進めた。 加えて、本部部署・拠点（海外拠点及び国内拠点）にて実施したリスクの自己点検から、コロナ禍の態勢下におけるリスク認識が高まっているリスク項目及び傾向を洗い出し、機構全体が抱えるリスクの分析を行った。同分析結果を踏まえ、情報セキュリティ関連リスクの傾向に即した「情報セキュリティ・個人情報保護研修」や標的型攻撃メール訓練を実施し、職員の情報セキュリティ意識の向上及び啓発に取り組んだ。	・2021年度に設置したDX推進を統括する最高デジタル責任者及びプロジェクトチームの下で、機構の事業及び業務における DX の推進を進めた。 （結論） 以上により、定量指標が120%を超える結果を得たこと、年度計画において予定されていた取組を着実に実施しているほか、所期の目標を上回る成果が多数見られることから、「A」評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 外部環境の変化に柔軟に対応するため、組織体制の改善に機動的に取り組むことを期待する。また、業務・手続きのデジタル化を通じた事業の迅速化・効率化を更に推進することとともに、組織内研修や活用事例の共有等を行い、クラウド化を通じて導入したツールの更なる活用に継続して取り組むことを期待する。 ＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等） ・組織体制・基盤の強化（１０－１） 国内拠点の利用・活用状況 コロナ禍においても日本国内で、地域住民とのつながりを維持すべく、各種地域交流イベント（国際交流、海外協力隊経験者活動紹介、教員への情報提供、先進的な取組に係るアイデアの共有、科学技術関連等）を開催したことを評価したい。一方で、新しい開発協力大綱の「社会的基盤（情報公開、海外広報及び開発教育）」の中で「開発協力の実施には、国民の理解と支持が不可欠である。JICAの国内拠点も活用し、地

	全般について、開発効果を確保しつつ、ポストコロナ下での業務実施体制の確保及び業務の効率化を図る観点から、従来の対面前提の業務を中心に、デジタル技術の活用を積極的に検討し、導入を進める。 国内拠点については、地域における開発協力の結節点として、施設の利用促進を図る。	る。 加えて、技術協力プロジェクトも含めた業務全般について、開発効果を確保しつつ、ポストコロナ下での業務実施体制の確保及び業務の効率化を図る観点から、従来の対面前提の業務を中心に、デジタル技術の活用を積極的に検討し、導入を進める。 国内拠点については、地域における開発協力の結節点として、施設の利用促進を図る。	等の施策を実施する。 ・国内拠点を地域における開発協力の結節点として活用して多様な担い手との連携を強化するとともに、施設の利用促進を図る。		促進していく。 **No.10-2 DXの推進を通じた業務改善・効率化** **（1）業務実績** ○ 2021年度に設置したデジタル・トランスフォーメーション（DX：Digital Transformation）推進を統括する最高デジタル責任者及びプロジェクトチームの下で、機構の事業及び業務におけるDXの推進を進めた。 ○ 2024年度以降に更改予定の次期情報システム基盤・ネットワークの要件定義作業を完了した。 ○ 次期共通サーバ基盤及び共通データベースの更改準備を進め、クラウド環境への移行を含む各基幹システムのリソース・機能の共通化方針及びスケジュール案を策定した。 ○ 海外拠点において、コロナ禍での在宅勤務環境整備のため、執務用パソコンの持ち出し設定を完了した。また、海外拠点のメイン通信回線（専用線）は安全管理上の理由等で残さざるを得ない拠点（14拠点）を除き廃止し、現地契約回線の導入を進めた。 ○ 有償資金協力業務に係るシステム整備として、有償資金協力システム環境の更改、借款業務に係るLIBOR（London Interbank Offered Rate）公表停止対応（うち円LIBOR分は対応終了）や外貨建て借款対応を進めた。また海外投融資（融資）システムについては2022年4月に開発基本契約を締結し、開発プロジェクトを開始した。 ○ 公用スマートフォン（2022年6月）及び新標準PCの導入（2022年7月）により、執務環境を向上させた。同時に、ソフトウェアをMicrosoft365に更新し、クラウドサービスを中心とした新機能（MS翻訳、Dictation機能、同時通訳等）をリリース、業務での活用を推進した。 ○ クラウド化を通じて導入したツールやRPA（Robotic Process Automation: PC上のソフトウェア型ロボットを利用した定型業務の自動化）を活用し、定型業務の自動化や、データの可視化・分析等を推進した。Power BIを活用し、予算執行管理、無償資金協力、有償資金協力等でダッシュボードを導入した。 ○ 2022年4月、機構内システムの横断的管理強化のために設置したポートフォリオ・マネジメント・オフィス（PMO： Portfolio Magagement Office）[24]を本格稼働させた。（PMOは、他の独立行政法人に先駆けて、2021年10月、情報システム部に設置済。） ○ 2022年5月に「IT戦略（2022～2026年度）」を策定し、情報システム整備・管理の基本方針や重点施策に基づき、PMOによる情報システム統制を開始した。 ○ PMOの具体的な活動として、IT化やシステム開発に係る各部署からの相談対応、進捗に応じたコンサルテーション、システム開発関連文書の標準化・周知、システム開発における知見・教訓の集約・共有、PMIS（プロジェクト情報管理システム：Project Management Information System）によるシステムの進捗把握等に取り組んだ。 ○ 役職員等のITリテラシー向上のため、システムやツールの操作方法等実務的な内容を中心に、組織内研修を17回開催した。データサイエンス人材育成プログラムを開始し、公募により職員の自主学習機会を提供した。デジタル関連資格取得支援を拡大し、全職員を対象に「ITパスポート」受験補助制度を制定した。 ○ DXの推進を目的に、2022年8月、日本マイクロソフト株式会社と包括連携協定を締結し		方自治体は JICA 海外協力隊関係者等とも協力しつつ、開発協力の意義と成果、国際社会からの評価等について、分かりやすく丁寧に国民に説明する。」とある。この点も踏まえた、今後の JICA の国内拠点の利用・活用についても、今年度以降、具体的な取組について説明していかれるといいと思う。

[24] 2022年度計画ではプロジェクト・マネジメント・オフィスという名称を用いているが、ポートフォリオ・マネジメント・オフィスという名称とした。

					た。連携協定に基づく取組の一つとして、既存業務の自動化、見える化に関するPoC（Proof of Concept：概念実証）を実施し、事業ニーズや業務課題に対するデジタル技術の活用促進や、職員等のデジタルスキル・リテラシー向上に取り組んだ。 ○　ユーザビリティの高いIT・デジタル環境を実現するための取組として、2023年1月にシステム開発・デジタル化に係る職員向け総合相談窓口として「IT 総合サポートデス ク」を、また2023年2月にはDX 推進に係る職員意見の積極的な取り込みのため「DX アイディアボックス」を設置した。 **（2）事業上の課題及び対応方針** 情報共有基盤についてはクラウド化を了したが、業務システムのクラウド化は一部のみ終えている 状況であり、今後、各システムの特性を考慮しつつ更なるクラウド化を進める。また、業務・手続きのデジタル化を通じた事業の迅速化・効率化を更に推進するため、組織内研修や活用事例の共有等を行い、クラウド化を通じて導入したツールの更なる活用やRPAの利用促進に継続して取り組む。		

４．その他参考情報
特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
No.11	業務運営の効率化、適正化		
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和５年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（目標値）	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
【指標 11-1】一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の効率化	1.4%以上	1.4%	1.4%	%	%	%	%	
【指標 11-2】有識者による外部審査を行った対象契約件数	350 件	70 件	70 件	件	件	件	件	
【指標 11-3】契約監視委員会で審議する案件数	150 件	30 件	48 件	件	件	件	件	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
4.（2）業務運営の効率化、適正化 ア　経費 中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度1.4%以上の効率化を達成する。この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付	3.（2）業務運営の効率化、適正化 ア　経費 中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度1.4%以上の効率化を達成する。この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付	（2）業務運営の効率化、適正化 ア　経費 ・中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度1.4%以上の効率化を達成する。 ・この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年1.4%以上の効率化経費に加えるとともに、事業実施に当たり間接的	＜主な定量的指標＞ （定量的指標及び実績は上記２．参照） ＜その他の指標＞ 上記２．に掲げたもののほか、特になし ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞ **No.11-1 経費** 調達・契約方法の変更による効率化等により、運営費交付金を充当する物件費の前年度比率1.4%の効率化を達成した。 **No.11-2 人件費** **(1) 業務実績** 人員配置に関し、デジタル・トランスフォーメーション（DX：Digital Transformation）、アフガニスタン・ウクライナ対応、外国人材受入支援、民間連携といった重点分野への取組促進のために柔軟かつ機動的に配置を行ったほか、人数が増加傾向にあるシニア層の活躍促進施策として配置の幅を拡充するとともに、シニア向け組織内公募を大幅に拡充した。給与水準の適正化と総人件費管理について、人事院勧告を参考にしつつ国家公務員との比較において妥当な給与水準を維持するとともに、人件費予算増も踏まえた採用・配置を行い人件費予算の範囲内で適切に執行した。 ○　人事制度の見直し（人員配置、処遇等） • DX、アフガニスタン・ウクライナ対応、外国人材受入支援、民間連携といった重点分野への取組促進のための柔軟な人的資源配分を行った。また、公募ポストを拡充し、人的資源配分の最適化を達成するべく制度検討・運用準備を行った。 • シニア層の活躍に向けた人事施策として、培った業務経験の活用促進のため、海外拠点を含め配置の幅を拡充するとともに、シニ	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：評価指標の目標水準を着実に達成したことに加え、年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。 ＜課題と対応＞ （1）前年度評価時指摘事項 引き続き調達制度の更なる改善等を進めることを期待する。 （2）対応 調達推進室を設置し、調達・派遣業務部と調達推進室の協働で、外部委託調査を活用しつつ、また、DX 推進により事業ニーズに応じた制度改革、合理化/迅速化を推進した。	評定　B ＜評定に至った理由＞ （定量的実績） 【指標 11-1】一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の効率化（毎事業年度 1.4%以上）、【指標 11-2】有識者による外部審査を行った対象契約件数については目標値を達成。【指標 11-3】契約監視委員会で審議する案件数については達成度が目標値の 120%以上となっており、着実に目標を達成している。 （定性的実績） 経費、人件費、保有資産、調達などについて、年度計画の取組を着実に実施した。 （結論） 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

	金を充当して行う事業についても、翌年度から年1.4%以上の効率化経費に加えるとともに、事業実施に当たり間接的に発生する経費については、毎年度の増減要因を分析し、必要な効率化を図るなど、適切に管理する。 イ　人件費 各種の国際社会の開発目標の達成に貢献し、政府や社会から期待される役割を果たすために、必要に応じて人員配置を見直す。また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。	金を充当して行う事業についても翌年度から年1.4%以上の効率化経費に加えるとともに、事業実施に当たり間接的に発生する経費については、毎年度の増減要因を分析し必要な効率化を図るなど、適切に管理する。 イ　人件費 各種の国際社会の開発目標の達成に貢献し、政府や社会から期待される役割を果たすために、必要に応じて人員配置を見直す。また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。	に発生する経費については、増減要因を分析し、必要な効率化を図るなど、適切に管理する。 イ　人件費 ・各種の国際社会の開発目標の達成に貢献し、政府や社会から期待される役割を果たすために、必要に応じて人員配置を見直す。また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。加えて、機構を取り巻く環境変化等を勘案し、適正な人員計画や人件費構造の在り方等についても、必要な検討を進める。 ウ　保有資産 ・保有資産の内容を見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。また、詳細な保有資産情報の公表を引き続き行		ア層向けの組織内公募を2020年度2件から2021年度24件まで大幅に拡充した。 ○　給与水準の適性化と総人件費管理 • 2022年度の人事院勧告を参考にしつつ国家公務員に準じて初任給及び若年層を中心とした基本給の引き上げを実施、賞与月数の年間0.10か月増を実施するとともに、役職定年制度、職務限定制度、勤務地限定制度を継続して適用した。なお、2021年度の賞与月数引き下げに相当する額については、政府方針に基づき2022年度6月期賞与から減額することで調整を行った。国家公務員との比較において妥当な給与水準を維持し、給与水準及びその合理性・妥当性について機構ウェブサイトで公表した。 • 気候変動対策への対応力強化や海外投融資事業の更なる事業規模拡大で当局に認められた13人分の人件費予算増も踏まえた採用や人員配置等を行い、人件費予算の範囲内で適切に執行した。 **(2) 事業上の課題及び対応方針** 経営課題への即応性のある人的資源の配置という課題に対し、職員個々人の能力開発と成果への強いコミットを引き出すための人事制度（組織内公募の拡大）を運用開始した。 **No.11-3 保有資産** ○　決算公告にて毎年資産情報の公開を行っている。 ○　2020年度に策定し、2021年度に改訂した中期整備計画に基づき、施設整備工事を実施した。今後の施設の在り方について議論を継続するとともに、更なる検討を進めるための追加情報を収集した。 **No.11-4 調達** コロナ禍を新常態と捉えた調達・派遣業務を着実に遂行するとともに、特に、ロシアによる侵略を受けているウクライナへの支援において調達業務を迅速、機動的かつ適切に推進した。2021年度後半から開始した調達・派遣改革に関しては、調達推進室を設置するとともに、外部委託調査を活用し、事業ニーズに応じた制度の創出による開発インパクトの最大化、及び調達・派遣事務の合理化/迅速化による価値創造時間の創出を目的とした調達・派遣制度の抜本的合理化を推進した。 また、部内業務のDX推進により電子入札、契約の電子化、精算手続きの電子化・合理化を検討、推進した。 **(1) 調達・派遣改革の推進**		＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 公共調達の原則を確保しつつ、柔軟性、機動性をより強化した調達・派遣業務が制度、運用面で求められており、調達・派遣業務の更なる合理化、簡素化、迅速化の推進を期待する。今後も円滑な執行が確保されるよう対応を徹底されたい。 ＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等） ・新開発協力大綱の中でもJICA含めた開発協力に関わる人員体制を引き続き強化することが述べられている。機構職員の「妥当な給与水準」については、「人事院勧告を参考にしつつ国家公務員に準ずる」とある点は重々承知している。しかしながら、果たしてこの延長線上で、今後とも専門性をもったJICAの国際人材の育成促進と内外での活躍が担保されるのか、正直不安なしとしない。政府の新たな骨太の方針「新しい資本主義の加速に向けて」の中でも、デフレ下でコストと認識されてきた賃金を未来への投資として再認識し、構造的な賃上げによる「成長と分配の好循環」をつくりだしていくとの基本方針も打ち出されている。JICAのグローバルなベンチマーク先の関連指標も参考にしながら、真に「妥当な賃金水準」はいかにあるべきかについての一層の議論を深められてはどうかと思う。

	その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。加えて、機構を取り巻く環境変化等を勘案し、適正な人員計画や人件費構造の在り方等についても、必要な検討を進める。 ウ　保有資産 機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。その上で、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保	その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。加えて、機構を取り巻く環境変化等を勘案し、適正な人員計画や人件費構造の在り方等についても、必要な検討を進める。 ウ　保有資産 機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。その上で、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保	う。 エ　調達 ・DX促進のため、調達・派遣業務手続の抜本的簡素化及び合理化のための制度改革や事務処理の自動化等を実施する。 ・契約監視委員会を通じて外部有識者の意見を積極的に取り入れ、質の高い調達を可能とする調達制度の改善（競争性の向上、新規参入の拡大等）を実施する。 ・国内外拠点の調達支援体制を一層強化し、遠隔研修や直接支援等の継続的な実施及び現地職員の調達事務能力の向上に取り組む。 ・機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、契約監視委員会による点検を踏まえ、競争性のない随意契約の適正な運用に取り組む。 ・外部審査制度の活用やセミナー開催等を通じ、適切な契約管理、透明性の向上、不正事案防止やその他関連リスク回避への取組を行		○　調達・派遣業務の抜本的合理化・効率化のための推進体制として、調達推進室を設置し、同室及び調達・派遣業務部が協働して開発インパクト向上のための業務の質の向上に資する以下の施策を導入した。 ①契約の迅速化：コンサルタント等契約、民間連携事業、草の根技術協力事業業務委託契約における調達期間短縮、機材のスタンドバイ調達 ②事業部門のニーズに即応するための制度改正等：国際機関との契約マニュアル作成、企画調査員の個別公募制度の復活 ③契約事務の効率化：企画競争への上限額導入（質の高い提案の促進と契約事務の簡素化）、コンサルタント等を活用する国内契約と海外契約の運用一本化、ランプサム案件の拡大による精算簡素化、文書の電子化による業務の効率化 ④時代の状況を踏まえた制度改正：生活保障金の廃止。この過程では外部委託調査を活用し、調達業務、及び専門家等の派遣業務について、細かく複雑である現行制度、運用を抜本的に合理化する制度改革、業務改善の施策と定量的な効果測定方法を検討 ○　DX促進の観点で、イントラマニュアルの見直し、オンラインマニュアルの整備、チャットボットを導入した。電子入札システム運用拡大（機材調達、コンサルタント等契約で価格競争含む選定方式の案件、及び一般契約のほぼすべての案件を対象）を実施、電子契約をコンサルタント等契約、民間連携事業、草の根協力事業の業務委託契約、一般契約等に試行導入、精算事務のオンライン化を行った。この過程では、一般社団法人海外コンサルタンツ協会（ECFA：Engineering and Consulting Firms Association）との合同タスクフォースを継続し、制度改革、業務改善を進めた。また、Robotic Process Automation（RPA）の活用により事務合理化を促進した。 ○　民間連携事業業務委託契約の抜本的改善を行った。民間連携事業業務委託契約については、民間企業のビジネス化への支援強化及び契約事務負担軽減を目的として、コンサルタント等契約により、コンサルタントが複数民間企業を包括的に支援するとともに契約手続きを担う契約制度を試行導入した（一部の民間連携事業契約を除く）。 **（2）ウクライナ復興支援案件への対応** ○　2022年2月に勃発したロシアによるウクライナ侵略以降、現地及び周辺国での緊急ニーズに応えるべく、緊急性を理由とした見積合わせ等による調達を20件（コンサルタント等契約6件、一般契約2件、機材調達・輸送業務12件）実施。ウクライナ避難民への支援のために、越冬支援対策としての発電機の供与・輸送、地雷探知機及びクレーン付きトラックの供与・輸送、緊急の情報収集・		

	有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。 エ 調達 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定・公表し、これに基づく取組を確実に実施する。また、外部有識者からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、内部規程等に基づき競争性のない随意契約を締結する場合は、その適正な実施を徹底する。加えて、仕様書の質の向上や技術協力プロジェクトに係	有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。 エ 調達 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。また、外部有識者からなる契約監視委員会や外部審査による点検を踏まえつつ、透明性の向上に加え、内部規程等に基づき競争性のない随意契約を締結する場合は、事業の目的に応じた適切な実施を行う。加えて、国内及び	う。 ・仕様書の質の向上や技術協力プロジェクトに係るコンサルタント等契約へのQCBS（Quality and Cost Based Selection：技術（質）と価格による選定）の適用により、質の高い提案を適切な価格で調達するための制度の導入を進める。		確認調査の契約やモルドバ向け医療機器供与などに取り組んだ。 ○ ウクライナへの機材輸送のため、輸送スタンドバイ契約を数社と締結。輸送業者選定期間の最短化を図った。 **（3）調達等合理化計画に基づく取組の実施状況** ○ 機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、契約監視委員会による点検を踏まえ、競争性のない随意契約の適正な運用に取り組んだ。契約監視委員会においては、競争性のない随意契約の審議を行い、適切に運用されていることが確認された。 ○ 契約監視委員会において、契約実績や調達制度の改善の取組を報告し、競争性の向上や新規参入の拡大等に対して適切に取り組んでいることが確認された。 ○ コンサルタント等契約に関し、外部有識者が公示予定の企画競争説明書について審査及び機構の選定委員が評価した内容について審査を行う「選定過程審査」、事後に企画競争説明書記載や機構の選定委員の評価結果やコメント等について審査する「選定後審査」の二種類の審査を行い、外部有識者の視点を受けて業務の改善に取り組んだ。2022年度は、外部審査委員との意見交換会（2回）を開催し、上述の個別案件の審査も踏まえた、制度や運用の改善に関する助言を得た。 ○ 技術協力プロジェクトに係るコンサルタント契約へのQCBSの試行導入を開始した。 ○ 一者応札・応募の削減に向けた取組としては、コンサルタント等契約の企画競争説明書及び入札説明書のウェブ掲載、プレ公示段階での質問回答を継続した。契約監視委員会では、2回連続で一者応札・応募となった契約の点検を行った。 **（4）適正な調達を継続的に行うための実施基盤の確保** ○ 海外拠点向けに、全拠点向けセミナー（4回）、地域別セミナー（6回）、オンライン個別支援（13か国）、出張支援（16か国）を実施した。また、国内拠点向けに、国内拠点向けセミナー（3回）、調達業務個別支援（4拠点）を実施し、国内外拠点の調達体制の強化を推進した。 ○ 調達・派遣業務に係るセミナーを機構外向けに33回、機構内向けに123回、延べ5,400人余りに対して実施した。 ○ 不正事案に対する取組として、第三者抽出検査を5か国対象に計画した（2023年度実施予定）。経費実地検査を4件対象に実施した。 **（5）事業上の課題及び対応方針** 2019年度末からの新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により		

	るコンサルタント等契約への QCBS（Quality and Cost Based Selection：技術（質）と価格による選定）の適用により質の高い提案を適切な価格で調達するための制度の導入を進め、引き続き調達の合理化及び改善に努める。	在外拠点への支援やセミナーによる能力強化や DX 促進を行うとともに、仕様書の質の向上や技術協力プロジェクトに係るコンサルタント等契約への QCBS（Quality and Cost Based Selection：技術（質）と価格による選定）の適用により質の高い提案を適切な価格で調達するための制度の導入を進めることで、新規参入の拡大や競争性の向上、調達の合理化及び改善を目指す。			事業の実施に制約を受けたが、2022年度は専門家や調査団派遣の再開が軌道に乗り、当該局面で適切かつ柔軟な方法論を駆使した調達業務により、コロナ禍を新常態と捉えての事業推進に貢献した。また、ウクライナへの支援において調達業務を機動的かつ適切に推進した。 公共調達の原則を確保しつつ、柔軟性、機動性をより強化した調達・派遣業務が制度、運用面で求められることから、調達・派遣業務の更なる合理化、簡素化、迅速化の推進が必要となる。2023 年度は、引き続きの制度改革と運用改善を進め、その試行と本格導入を行う。		

４．その他参考情報
特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
No.12	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和５年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

２．主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値（目標値）	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
５．財務内容の改善に関する事項 運営費交付金を充当して行う業務については、「４．業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、	**４．財務内容の改善に関する事項** 運営費交付金を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。毎年の運営費交付金額の算定については、各	3. 財務内容の改善に関する事項 ・運営費交付金を充当して行う業務について、以下6.に示す予算、収支計画及び資金計画に基づき、事業の質の確保に留意して適正な予算執行を行う。 ・機構全体の予算執行管理の着実な実施のため、報告・統制及び制度を含めたガバナンスの強化を継続する。また、月次の予算執行状況報告や年2回の予算モニタリングの機会だけでなく、各部署で個別事業の予算執行状況を確認し予算執行管理を徹底する。	なし	＜主要な業務実績＞ **(1) 運営費交付金を充当して行う業務に関する予算執行管理の状況** ○ 「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の最終報告書（2018 年12月）の提言を踏まえて、2019年度までに導入した予算執行管理や報告・統制及び制度を含めたカバナンス強化策に基づき、2022 年度及び後年度の予算執行の見通しの常時把握、分析、調整に関する取組を継続した。また、デジタル・トランスフォーメーション（DX：Digital Transformation）の推進に向けた取組として、各事業部門の予算執行状況を分かりやすく表示できる各種ツールを導入し、予算執行管理の即応性を一層向上させた。 ○ 予算執行管理に関する案件担当者や予算管理担当者等の実務者向け研修、階層別研修、初級者研修、海外拠点への赴任前研修等の実施や英文動画の配信等を通じて、予算執行管理に係る職員の能力向上に取り組んだ。 ○ 事業の質の確保に留意しつつ、年度計画予算の範囲内で適正な予算執行管理を推進した。 ○ 外的要因等により前中期目標期間中に実施完了に至らなかった事業については、事象の起きた案件に紐づけて必要な財源を確保し、複数年度予算管理を踏まえた適切な予算配分により対応した。 ○ 2022年度予算の未使用額のうち、外的要因により支出年度を2023年度に後ろ倒しせざるを得ないものについては、必要な財源を確保し、2023年度に繰越して執行予定。 ○ 2022年度末時点の運営費交付金債務残高は、636.6億円となっており、その内訳は以下のとおりである。 ➢ 運営交付金の残　529.0億円 ➢ 前渡金　107.3億円 ➢ 前払費用、長期前払費用等 0.3億円 （注）いずれも暫定値。四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：年度計画に対して質的な成果や成果の最大化に向けた取組で所定の成果を上げていることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を達成していると認められる。 ＜課題と対応＞ （1）前年度評価時指摘事項 2017年度に発生した予算執行管理問題を過去のものとせず、改めて深刻な問題として十分に受け止めた上で、引き続き予算執行に関する不断の見直し・改善に取り組むことを期待する。また、新型コロナによる運営費交付金の執行管理への影響に鑑み、改めて機構内の予算執行管理体制及び運用の強化に留意されたい。 （2）対応 2017 年度の予算執行問題を受け、2018 年度に実施した「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の提言も踏まえ、引き続き予算の事前統制メカニ	評定　B ＜評定に至った理由＞ （定量的実績） 設定なし （定性的実績） 年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の実績が認められた。 ・「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の最終報告書を踏まえて、2022 年度及び後年度の予算執行の見通しの常時把握、分析、調整に関する取組を継続した。 ・また、DXの推進に向けた取組として、各種ツールを導入し、予算執行管理の即応性を一層向上させた。 ・国際協力機構債券の発行について、2022年度は計800億円の国内財投機関債（ソーシャルボンド）及び5月に9億米ドルの政府保証外債を発行し、国内外の民間資金を動員した。 加えて、国内発行体として初めて「ピースビルディングボンド」を発行し、国内外でのメディア等で

	適正な予算執行管理を行う。毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析した上で、運営費交付金債務残高を適切な水準とすべく、厳格に行うものとする。また、引き続き自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。	年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析した上で、運営費交付金債務残高を適切な水準とすべく、厳格に行うものとする。また、引き続き自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。	・事業担当者や予算管理担当者等の実務者向け研修や階層別研修等の継続実施を通じて、職員の予算執行管理能力の向上を図る。 ・外的要因等により前中期目標期間中に実施完了に至らなかった事業については、前中期目標期間からの繰越予算も活用して必要な予算を確保し、事業実施に努める。 ・前年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析し、2022年度予算を適切に執行管理するとともに、外的要因により支出年度が2023年度に遅れざるを得ない事業を早期に把握し、その事由や金額規模の検証も踏まえて適切な予算配分を行う。 ・自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。		○ 2022年度末時点の運営費交付金債務の未収益化の発生理由は、相手国側機関の事由や新型コロナウイルス感染症の影響等により、事業の遅延が生じたため。 **(2) 自己収入の確保に向けた取組と管理・運用の状況** ○ 自己収入のうち消費税の還付等を除く事業収入は5.3億円（2022年度計画額2.9億円）となった。計画額からの主な増要因は物品売却収入等の雑収入の増による。 ○ 民間資金の動員促進：寄附金収入は1.2 億円（2022年度計画額1.4億円）となった。一般寄附金事業として「世界の人びとのためのJICA基金」では個人や企業からの寄附を受け入れている。これらの寄附金を活用し、「世界の人びとのためのJICA基金活用事業」として開発途上国・地域の人びとの貧困削減や生活改善・向上に貢献するNGO等の活動を通じた支援を行う事業（2022年度新規案件10件採択）を実施した。また、特定寄附金事業として「ラオスにおけるニコン・JICA 奨学金制度」、「ベトナム日越大学山本奨学金・研究奨励金制度」及び「ブラジル・フジタ・ニノミヤチェアへの長岡文庫設置プロジェクト」等を継続した。 **（3）その他財務内容の改善や開発資金の動員等に資する取組** ①国際協力機構債券の発行を通じた開発資金の動員 ○ 国際協力機構債券の発行（全体）：国際協力機構債券の発行は日本政府のSDGs 実施指針改定版（2019年12月決定）において、SDGs達成に向けた民間資金動員の施策に位置付けられている。2022年度は、7月、9月、12月、2月、3月に計800億円の国内財投機関債（ソーシャルボンド）及び5月に9億米ドルの政府保証外債を発行し、国内外の民間資金を動員した。 ・ ピースビルディングボンドの発行：国内発行体として初めて、平和構築に向けた事業に調達資金を充当する「ピースビルディングボンド」を発行。テーマ性に共感する幅広い投資家からの注目・需要を集め、国内外でのメディア等でも掲載。 ・ 機構債への投資表明の着実な増加：機関投資家が社会貢献性に着目し、国際協力機構債券への投資を行った旨を対外的に公表（投資表明）した件数は顕著に増加。2022年度は新たに36件の投資表明を獲得し、累計件数は313件に達した。 ・ 機構債に関して、厳しい発行環境の中でもソーシャルボンドを計800億円発行するとともに政府保証外債は過去最高の9億ドルを発行し、国内外の民間資金を開発途上地域支援に動員した。このうち、50億円はリテール債で発行し、機構の取組に共感する個人投資家からの資金動員も実現した。また、政府保証外債で調達した資金は、実際の出融資まで効率的に運用を行った。 ②受託事業を通じた開発資金の動員 ○ 受託事業については、継続中の既存案件（中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI：Central Africa Forest Initiative）基金との受託契約（約400万ドル）に	ズムを担保・改善した。また、各年度の支出予算計画を踏まえ、事業の質確保に留意しつつ、適正な予算執行管理を推進する。新型コロナに伴う運営費交付金の執行管理への影響に対しては、外的要因によりやむを得ず支出年度が後ろ倒しとなった予算を、事象の起きた案件に紐づけて、前中期目標期間からの繰越予算も活用して、複数年度予算管理を踏まえて適切に執行している。	も掲載された。 ・受託事業について、継続中の既存案件として、（コンゴ民主共和国の森林モニタリングシステム事業、チリにおける日本企業（三井物産）が有するCSR基金を活用したSATREPS）事業及びトヨタ・デ・アンゴラ社との受託契約による「自動車整備人材育成プロジェクト」を実施した。また、機構にとって初の緑の気候基金（GCF）からの受託事業となる、東ティモールの事業を開始した。 （結論） 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 2017 年度に発生した予算執行管理問題を過去のものとせず、改めて深刻な問題として十分に受け止めた上で、引き続き予算執行に関する不断の見直し・改善に取り組むことを期待する。特に、ポストコロナにおける運営費交付金の執行管理が難易度を重要であり、改めて機構内の予算執行管理体制及び運用の強化に留意されたい。 また、債券発行や自己収入の確保については、引き続き積極的な取組を期待する。 ＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等） ・業務に関する予算執行管理においては、２０２２年度は急激な為替変動（円安局面）、金利高、物価上昇等が常態化する中、難易度の高い機構の運営を強いられたものと考える。本項目の自己評定は B としているが、behind the scenes でかなりの工

					よるコンゴ民主共和国「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト」、日本企業（三井物産）が有するCSR基金を活用した地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）事業「チリにおける持続可能な沿岸漁業及び養殖の確立に資する赤潮早期予測システムの構築と運用」及びトヨタ・デ・アンゴラ社との受託契約による「自動車整備人材育成プロジェクト」）を実施した。また、機構にとって初の緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）からの受託事業となる、東ティモール「重点流域における森林減少抑制及び気候変動強靭化のためのランドスケープ管理能力向上(GCF)」の事業を開始した。 【参考情報】「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメント強化について」（平成30年3月30日付、総管査第10号）に基づく「目的積立金等の状況」について （単位：百万円、％） <table><tr><th></th><th>令和4年度末（初年度）</th><th>令和5年度末</th><th>令和6年度末</th></tr><tr><td>前期中期目標期間繰越積立金</td><td>16,387</td><td></td><td></td></tr><tr><td>目的積立金</td><td>－</td><td></td><td></td></tr><tr><td>積立金</td><td>－</td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち経営努力認定相当額</td><td>－</td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他の積立金等</td><td>0</td><td></td><td></td></tr><tr><td>運営費交付金債務</td><td>63,662</td><td></td><td></td></tr><tr><td>当期の運営費交付金交付額(a)</td><td>171,335</td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち年度末残高（b）</td><td>54,083</td><td></td><td></td></tr><tr><td>当期運営費交付金残存率（b÷a）</td><td>31.6</td><td></td><td></td></tr></table>		夫を積み上げられていたのではないか。このような工夫は、他独法の参考にもなり、best practiceの共有化のためにも明記いただくのが良いと考える。 また、新しい開発協力大綱の実施原則の中で「当該国の債務の持続可能性に十分配慮し、これを強化すべく、開発協力を行う」とある。債務状況が悪化していたり、債務危機に陥っている国々に対して、他国とは異なる日本独自・機構独自の債務の持続可能性を考慮した具体的事例についても、今後は評価の指標になり得るのではないか。

４．その他参考情報
特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
No.13	安全対策・工事安全に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】安全管理は国際協力事業を推進するために必須であり、安全の確保は事業を安定的に実施するための大前提となるため。 【困難度：高】いつどこで不測の事態が起きるか分からず、目標の達成が機構による努力のみでは管理できないため、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和５年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（目標値）	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
【指標 13-1】国際協力事業関係者の安全対策研修の受講者数	1.6 万人	3,200 人	3,609 人					
【指標 13-2】工事安全に係る調査・セミナー等の実施件数	560 件	112 件	170 回					

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
６．安全対策・工事安全に関する事項 国際協力事業関係者の安全を確保するため、平成 28 年 8 月 30 日に発表された国際協力事業安全対策会議の最終報告を踏まえ、着実かつ迅	**5. 安全対策・工事安全に関する事項** 国際協力事業関係者の安全を確保するため、平成 28 年 8 月 30 日に発表された、国際協力事業安全対策会議の最終報告を踏まえ、着実かつ迅速な安全対策を実施する。具体的には、脅威の未然の回避、ハード・ソフト	4. 安全対策・工事安全に関する事項 ・国際協力事業関係者の安全を確保するため、平成28年8月30日に発表された国際協力事業安全対策会議の最終報告を踏まえ、着実かつ迅速な安全対策を実施する。 ・具体的には、脅威の未然の回避、ハード・ソフト両面の防護能力の強化、危機発生時の迅速かつ適切な対応に取り組む。特	＜主な定量的指標＞ （定量的指標及び実績は上記２．参照） ＜その他の指標＞ 上記２．に掲げたもののほか、特になし ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞ **No.13-1 安全対策** **(1) 業務実績** **① 脅威情報の収集・分析・発信態勢の強化、情報共有の徹底** ○ 機構関係者の126か国への渡航再開の実現：新型コロナウイルスへの対応方針を国ごとまとめ、事業関係者の再渡航を126か国（総計）で実現させた（2022年度は新たに5か国）。 ○ 安全確認調査及び安全巡回指導調査については2022 年度実績は22か国となった。 ○ 治安情勢の悪化が顕著である状況下、犯罪事案の増加・凶悪化の傾向を考慮した安全対策に取り組んだ。具体的には、総合的な情報収集・分析に基づく安全対策の適時適切な見直しと運用、オンラインによるセミナー、一般犯罪・テロ等に対する注意喚起、機構内外への安全対策研修、24時間待機体制の維持・強化等を実施した。 ○ 2022年度の主な取組としては、コンサルタント・大学等の事業関係者向け健康管理・安全対策セミナー2回（調達・派遣業務部等との共催）、犯罪事案が増加傾向にあったサブサハラ・アフリカ地域向けに事務所向け講習会2回及びJICA海外協力隊員向け安全セミナー2回、全世界横断的な注意喚起9回等を実施した。	＜評定と根拠＞ 評定：A 根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、困難度が高いと設定されている中、以下 4．業務実績のとおり、質的な成果、成果の最大化に向けた取組において、目標水準を上回ると判断されることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。 ＜課題と対応＞ （1）前年度評価時指摘事項 上記評価を踏まえ、引き続き世界における新型コロナの状況を注視しつつ、関係者の安全を第一に、派遣・避難等のオペレーションを迅速・確実に	評定 A ＜評定に至った理由＞ （定量的実績） 【指標 13-1】国際協力事業関係者の安全対策研修の受講者数については達成度が目標値の 100%以上、【指標 13-2】工事安全に係る調査・セミナー等の実施件数については目標値の 120%以上となっており、着実に目標を達成している。 （定性的実績） １．安全対策 年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の実績が認められた。 ・新型コロナウイルスへの対応方針を国ごとにまとめ、事業関係者の再渡航を126か国（総計）で実現さ

	速な安全対策を講じるとともに、安全を巡る関係者の危機意識が低下することのないよう、適切なリスク認識と安全対策への意識向上に取り組む。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響を注視し、引き続き必要な安全対策を講じる。 施設建設等の工事については、事故・災害の防止・低減に向け、適切な安全対策を講じる。	両面の防護能力の強化、危機発生時の迅速かつ適切な対応（新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響に対する安全対策を含む。）に取り組む。また、実技を含めた安全対策研修の実施を通じ関係者の意識向上に取り組む。 また、工事安全に係る調査、セミナーを実施し、施設建設等の工事における事故・災害の防止・低減に向けた取組を推進するとともに、適切な安全対策を講じる。	に、安全を巡る関係者の危機意識が低下することのないよう、研修の改善・実施や教材の開発・普及等を通じ、安全管理の意識向上を図る。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を踏まえ、感染予防・感染拡大防止に向けた取組を継続するとともに、同感染症の流行による犯罪の増加・凶悪化の傾向を考慮した安全対策に取り組む。 ・工事安全対策に関する指針文書の適切な運用と見直し、現場での安全対策の支援を通じ、施設建設等事業の工事安全対策に取り組む。特に、事故の件数の多い国や事業規模の大きい国での安全対策を重点的に実施する。		○　新しい「安全対策宣言」（理事長名）を策定し、機構内外に発信した（2022年10月6日付）。宣言は簡明で力強く関係者に伝わりやすいものとすべく、「人命最優先」、「最適の安全対策」、「当事者意識」の3本柱を定めた。 ○　海外拠点にて緊急連絡網訓練を定期的に実施した。また、事業継続計画（BCP）に基づき、緊急事態における業務内容及び実施体制について確認作業を実施した。 ○　2022年3月にリリースした「JICA海外安全対策ハンドブック」の電子ブック版の利用を機構内外において積極的に推奨し、延べ9,755回ダウンロードされた。一度ダウンロードすればオフラインでもスマートフォン等からの閲覧が可能となり、汎用性が高くなり、安全管理意識をより身近に感じることが可能となった。 **②　新型コロナウイルス感染症に関連する事務の合理化による事業推進** ○　海外の新型コロナウイルスの感染状況の変化を踏まえ、同ウイルス感染拡大状況を理由とした第三国への一般渡航制限の原則撤廃（2022年12月）、短期渡航者の承認手続きの合理化（コロナ理由の承認手続きの廃止）等、事務合理化に努め、事業推進につなげた。 **③　海外拠点等での防護措置の強化** ○　海外拠点等での防護措置強化の一環として11か国21件に「安全対策ガイダンス」を適用した。また、新型コロナの世界的な流行の長期化による一般犯罪の増加・凶悪化の傾向を踏まえ、「犯罪事案プロファイル」等を通じた注意喚起を継続的に行った。 ○　海外で活動する事業関係者向けに、全ての海外拠点で安全対策連絡協議会を実施し、コロナ禍で の治安上の安全対策強化（一時帰国中の留守宅警備強化等）について注意喚起を行った（合計30か国、956人）。 **④　機構内の安全管理人材の育成・強化の取組** ○　SRM（Security Risk Management）研修の運営を国連高等難民弁務官事務所（UNHCR：United Nations High Commissioner for Refugees）から受託している安全対策コンサルタントと個別に契約し、機構独自のSRM研修を実施し、国際機関と同水準の安全対策に係る知見の強化を図った。 **⑤　危機発生時の対応及び対応能力の強化** ○　海外拠点では、有事の発生を想定し、緊急連絡網訓練を定期的に実施した（31か国で実施、延べ45回、2,228人）。 **(2) 事業上の課題及び対応方針** 治安情勢の悪化、一般犯罪の凶悪化の傾向が全世界的に顕著に見られたことから、注意喚起、情報提供、研修等の適時適切な安全対策を継続していく。	実施されたい。また、感染症流行下においても、犯罪やテロといった通常の安全管理上のリスクは引き続き存在しているところ、感染症対策と併せて必要な対応が取られるよう改めて留意されたい。 （2）対応 新型コロナの流行下における一般犯罪の増加及び凶悪化傾向や物価高騰などに起因する治安情勢悪化が顕著に見られたことを踏まえ、犯罪の増加・凶悪化の傾向を考慮した安全対策に取り組んだ。また、海外の感染状況の変化を踏まえ、第三国への一般渡航に関する制限の原則撤廃や短期渡航者の主管部長承認を廃止するなど、新型コロナウイルスを理由とした承認手続きの廃止を行い、段階的な緩和を実施した。	せた（2022年度は新たに5か国）。 ・海外拠点等での防護措置強化の一環として11か国21件に「安全対策ガイダンス」を適用した。また、新型コロナの世界的な流行の長期化による一般犯罪の増加・凶悪化の傾向を踏まえ、「犯罪事案プロファイル」等を通じた注意喚起を継続的に行った。海外で活動する事業関係者向けに、全ての海外拠点で安全対策連絡協議会を実施し、コロナ禍での治安上の安全対策強化について注意喚起を行った（合計30か国、956人）。 ２．工事安全 年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の実績が認められた。 ・「施設建設等を伴うODA事業の工事安全方針」「JICA 安全標準仕様書」について、セミナー開催等を通じ機構内外に周知した。工事安全重点国に新たに指定したフィリピンにアドバイザーを配置予定のほか、コロナ禍で不在だったミャンマー、セネガル、ケニアにアドバイザーを再配置した。 ・コロナ禍の厳しい行動制限を順守した上で実施状況調査、現場パトロールを推進した。資金協力事業のコンサルタント、コントラクターを対象とした ODA 工事安全セミナーを開催し、工事事故に対する情報共有・注意喚起と事故予防の徹底を申入れ、関係者との意見交換を実施した（200 名以上が参加）。 （結論） 以上により、年度計画において予定されていた取組を着実に実施しているほか、特筆すべき定性的な成果

					No.13-2 工事安全 **（1）業務実績** 「施設建設等を伴うODA事業の工事安全方針」「JICA安全標準仕様書」について、セミナー開催等を通じ機構内外に周知した。事業規模の推移等を踏まえ、工事安全重点国に新たに指定したフィリピンに工事安全アドバイザーを新規に配置する予定であるほか、コロナ禍で不在だったミャンマー、セネガル、ケニアに工事安全アドバイザーを再配置した。コロナ禍の厳しい行動制限を順守した上で実施状況調査、 現場パトロールを推進した。資金協力事業のコンサルタント、コントラクターを対象としたODA工事安全セミナーを開催し、工事事故事例を共有するとともに、工事事故に対する注意喚起と事故予防の徹底を申入れ、関係者との意見交換を実施した（200名以上が参加）。 **①　指針文書の適切な運用** ○　「施設建設等を伴うODA事業の工事安全方針」を適切に運用・周知した。具体的には相手国政府及び事業関係者等に対して、研修・セミナー等の機会を通じた周知を行い、関係者の知見と意識の向上を図った。 ○　円借款事業の工事契約に適用できる包括的な労働安全衛生仕様書（JICA Standard Safety Specification：JSSS）の内容について、円滑な導入を図るために機構内外へ周知した。 **②　施工現場の安全対策の強化** ○　事故の件数の多い国や事業規模の大きい国での安全対策 2022 年度第 15 回「施設建設等事業の安全対策委員会」において、工事安全アドバイザーを既に配置しているインドネシア、バングラデシュ、インドに加え、工事安全重点国に新たに指定したフィリピンに工事安全アドバイザーを採用したほか、3 名をミャンマー、セネガル、ケニアに再配置した。 大型インフラ事業を多数実施中のインドにおいて、資金協力事業の現地コントラクターが主要幹部を一堂に集めた工事安全大会を開催し、機構インド事務所が安全施工の知見、ノウハウを共有することで、安全管理意識の向上に努めた。 ○　事故の防止に向けた取組 ア.在外事務所による安全対策強化キャンペーンとして現場パトロール（工事の安全対策状況の確認）を38件実施した。同キャンペーンに当たっては、現場視察における着目点等について「現場の見方」の講義をオンライン会議で行うなど、海外拠点に対して本部による支援を提供した。 イ.海外拠点、企画調査員（資金協力）及び本部専門員による安全セミナーを58件実施した。 ウ.日常的に、工事事故発生の都度、事故の分析と結果の工事関係者へのフィードバックを行い、同種の事故の防止に向けた注意喚起・事故予防に努めた。 エ.資金協力事業のコンサルタント、コントラクターを対象としたODA工事安全セミナーを開催した。200名以上が参加し、工事事故事例を共有するととも		が多数見られること、それら成果を目標において困難度「高」とされた項目において達成していることから、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 「国際協力事業安全対策会議最終報告」に基づく各種強化策の着実な実施を評価する一方で、バングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件及び同最終報告から 5 年が経過したことを踏まえ、関係者の安全対策に係る意識が希薄化することのないよう、改めて各種対策や関係者の意識向上に留意されたい。 また、全世界的に顕著に治安情勢の悪化が見られることから、注意喚起、情報提供、研修等の適時適切な安全対策を継続していくことを期待する。 ＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等） ・コロナ禍で各国が多様な水際対策をとり、ウクライナ侵攻、自然災害等が重なる中、事故の未然防止に向けた安全への取組を高く評価し、A評定に違和感はない。一方で、安全対策は、機構による努力のみでは管理不能とも整理されており、今後は、内外の機関、民間と、安全に関しての具体的な連携についても明示されれば、S 評定に値すると考える。 ・民間のグローバルな事業展開に際しては、現地での安全確保は大前提であり、自分の行動をコントロールすることである程度防げる範囲を超えたところの機構の現地現物での頑張りの「視える化」をやってい

					に、工事事故に対する注意喚起と事故予防の徹底を申し入れ、関係者との意見交換を実施した。 オ.無償資金協力における「施工会社（店社）による海外建設現場安全パトロール」の実施を制度化し、実施要領を制定した。 カ.無償資金協力案件のProject Management Report（PMR）における報告事項に、度数率（労働災害の発生頻度）、強度率（労働災害の重さの程度）、公衆災害件数を追加し、2023年3月末時点で取りまとめ5月に最終化予定。 ○　建設工事の安全対策・事故防止を主管する省庁等に対する協力（技術協力及び研修等）：技術協力プロジェクトを通じた相手国政府の安全対策や事故防止を促進する取組として、モンゴル「建設分野における労働安全管理能力強化プロジェクト」において、建設分野の労働安全管理能力を強化し、建設分野の労働安全環境の改善を図る体制を整備した（2022年7月終了）。 **③　戦略的な取組及び成果** ○　労働安全衛生法制が十分に整備されていない開発途上国/地域において、工事の労働安全衛生に関する一定の基準を満たすべく、2020年に完成した「JICA安全標準仕様書（JSSS）」について、円借款事業への適用を進めている。相手国政府、実施機関、コントラクターなど関係者へのJSSSの理解を深め、安全施工を推進するため、視聴覚教材（英語、インドネシア語、ヒンディー語、ベンガル語）を作成・外部公開した。 **（2）事業上の課題及び対応方針** 工事安全の追求に当たっては、専門的な知識と経験を持つ企画調査員（資金協力）による現場の踏査や事業関係者との対話を中心とした「実施状況調査」の実施と、同調査結果に基づく改善に向けた助言が有用である。2022 年度は、工事安全重点国を中心に、サイト内及び周辺地域のコロナウイルス感染拡大状況を考慮しつつ、本格的な活動を再開し、コロナ前の水準まで実施件数を回復させた。		ただきたいと思う。

４．その他参考情報

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
No.14	内部統制		
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和５年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（目標値）	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
【指標 14-1】内部統制モニタリング実施回数	10 回	2 回	2 回	回	回	回	回	
【指標 14-2】リスク管理に係る委員会の開催回数	30 回	6 回	8 回	回	回	回	回	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
7.(1) 内部統制を機能させるための態勢を強化し、規程を着実に運用するとともに、有償資金協力の業務運営を含む機構の業務運営上のリスクの識別、分析及び対応、内部・外部通	6.(1) 内部統制を機能させるための態勢を強化し、規程を着実に運用する。 機構の業務運営上のリスクに適切に対応するためのリスクの識別、分析、評価を行い、当該リスクへの適切な対応を行う。また、有償資金協力の適正な業務運営を確保するた	5. (1)内部統制 ア　内部統制の整備及び運用 ・業務方法書等に基づき、機構の内部統制を機能させるために必要な規程等を整備するとともに、引き続き研修等の実施を通じて、内部統制に係る職員の更なる意識向上を図る。 ・機構の内部統制が着実に実施されるよう、定期的に内部統制の実施状況をモニタリングし、結果を役員に	＜主な定量的指標＞ （定量的指標及び実績は上記２．参照） ＜その他の指標＞ 上記２．に掲げたもののほか、特になし ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞ **No.14-1 内部統制の整備及び運用** **(1) 業務実績** ○ 有償資金協力勘定統合的リスク管理規程の改正、サイバーセキュリティ対策に関する規程の改正等を行い、機構の内部統制の推進に関連する各種規程等の整備を進めた。 ○ 事業継続管理規程に基づき、対策本部訓練、緊急事態時優先業務の実施訓練、市ヶ谷ビル・国内拠点の災害対応態勢に係る点検を実施した。訓練結果を踏まえ、全部門共通及び各部門のBCPマニュアル等を見直すことで、実効性の向上に努めるとともに、機構内で対策の好事例や今後の課題等を共有し、機構内の緊急対応能力強化を図った。 ○ 機構内で勤務する全職員等向けに内部統制をテーマとしたオンライン研修を実施した。また、内部統制を構成する個々の事項（情報セキュリティ・個人情報保護、障害者差別解消推進等）に係る研修の実施や組織内ポータルの整備及び周知を行い、組織内への浸透を図った。内部統制の重要事項（第4期中期目標期間及び2021年度業務実績評価、第5期中期目標・中期計画、年度計画、調達関連の各種制度等）については、セミナー・説明会を実施し、組織内の理解促進を図った。 ○ 機構の第5期中期計画及び2022年度計画に基づき、業務実績等評価を実施し	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：評価指標の目標水準を着実に達成したことに加え、年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。 ＜課題と対応＞ （1）前年度評価時指摘事項 2017年度に発生した予算執行管理問題を過去のものとせず、引き続き機構内のリスク管理強化に取り組まれたい。また、業務におけるICT活用の進展を踏まえ、改めて機構内での情報リスク管理体制の強化や個々人のリテラシー向上に留意されたい。加えて、引き続き会計検査指摘事項への対応については適切に取り組まれたい。	評定　B ＜評定に至った理由＞ （定量的実績） 【指標 14-1】内部統制モニタリング実施回数は達成度が目標値の 100%以上、【指標 14-2】リスク管理に係る委員会の開催回数は目標値の 120%以上となっており、着実に目標を達成している。 内部統制の整備及び運用、組織運営に関係するリスクの評価と対応、内部監査の実施、機構内及び外部からの情報伝達体制の確保など、年度計画の取組を着実に実施した。 （結論）

報への対応等、内部統制を確実に実施し、その強化を図る。 情報セキュリティに関しては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和3年7月改定）」等を踏まえ、情報セキュリティ管理規程等の改定を行い、情報セキュリティ対策推進計画を策定・実施し、組織的対応能力の強化に取り組む。PDCAサイクルに基づき情報セキュリティ対策推進計画を毎年度レビューして	めに、有償資金協力勘定に関わる様々なリスクの識別、測定、モニタリングを通じた管理を行う。 違法行為等の早期発見及び是正、JICAの業務運営の公正性の確保のため、内部通報及び外部通報制度を適切に運用する。 また、業務の適正性を確保するため、内部監査に関する国際的指針に則して内部監査を実施するとともに、監査結果のフォローアップを着実に実施する。 情報セキュリティに関しては、情報システム委員会・情報セキュリティ委員会等の枠組みを活用し、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基	報告するとともに、機構内で周知徹底を図る。 ・業務の有効性及び効率性を向上させるため、機構の中期計画及び年度計画に基づく業務実績等評価を行う。 イ　組織運営に関係するリスクの評価と対応 ・機構の業務運営上のリスクに適切に対応するためのリスクの識別、分析、評価を行い、リスク管理委員会等の場での報告及び審議を通じ、当該リスクへの適切な対応を行う。 ・有償資金協力業務の適正な業務運営を確保するために、有償資金協力勘定に関わる様々なリスクの識別・測定・モニタリングを通じた管理を行う。 ウ　内部監査の実施 ・内部監査に関する国際的指針に則して内部監査を実施するとともに、監査結果のフォローアップを着実に		た。また、本部部署・拠点（国内拠点・海外拠点）を対象とするセミナー開催を通じ、2021年度業務実績に係る主務大臣による評価結果及び指摘事項等を機構内に広く共有し、同指摘事項を踏まえた適切かつ確実な対応の促進を図った。 **(2) 事業上の課題及び対応方針** 機構の内部統制を継続的に機能させるべく、引き続き、必要に応じて関連規程の見直しを行うとともに、組織内の意識向上を図るため、内部統制に関連する各種セミナー・研修の実施に継続的に取り組む。 **No.14-2 組織運営に関係するリスクの評価と対応** **(1) 業務実績** ○ 機構内の全部署・拠点（国内拠点・海外拠点）において、自部署の業務に関わるリスクを特定し、業務への影響を評価するとともに、当該評価の結果に応じてリスク低減に向けた適切な対策を検討した（リスクの自己点検）。 ○ 総務省が示す内部統制の方針を踏まえ、リスクの自己点検のプロセスの有効性を一層高めるために各種改善（組織にとって重要なリスクの洗い出し及び検討、課長主導による全員参加の議論の導入等）を行った。 ○ リスク管理委員会において、自己点検結果を報告し、リスク評価及び対応策等を確認した。また、内部統制上の重要事項を取りまとめ、理事会において報告を行った。 ○ 有償資金協力勘定リスク委員会等にて、定期リスク管理報告（ポートフォリオ管理に関する定期リスク管理報告を半期ごとに実施）及び有償資金協力勘定の資産・負債管理（将来の収支分析や収支改善策に係る議論を半期ごとに実施）の議論を実施の上、金利リスク及び為替リスクのヘッジ方針を策定した。また、国際的な金融環境や政治・経済状況の変化等が有償資金協力勘定のリスク管理に及ぼす影響を分析し、有償資金協力勘定リスク管理委員会にて報告を行った。 **(2) 事業上の課題及び対応方針** コンプライアンス違反や事故を未然に防ぐため、リスク事案に対するマニュアル類の点検、定期的な注意喚起、各種セミナー・研修を引き続き継続して実施する。 **No.14-3 内部監査の実施** **(1) 業務実績** ○ 2022年度内部監査基本計画に基づき、内部監査に関する国際的指針に則して、定例監査及び特定テーマ監査をリモートやハイブリッドによる手法を取り入れつつ以下のとおり実施するとともに、監査結果に基づく改善実施状況等のフォローアップを実施した。 • 定例監査：有償資金協力勘定信用リスク監査、情報システム・情報セキュリティ監査、個人情報管理監査、法人文書管理監査、国内拠点監査及び海外拠	(2) 対応 リスクの自己点検のプロセスを改善し、組織にとって重要なリスクが、2021年度以前よりも適切に洗い出されるようになった。この結果を踏まえて、組織にとって重要なリスクへの対応を検討することにより、リスク管理強化を図った。 また、情報セキュリティに関しては、本部部署・拠点（海外拠点及び国内拠点）にて実施したリスクの自己点検から、コロナ禍において高まっているリスク項目及び傾向を洗い出し、機構全体が抱えるリスクの分析を行った。同分析結果等を踏まえ、情報セキュリティ関連リスクの傾向に即した「情報セキュリティ・個人情報保護研修」や標的型攻撃メール訓練を実施し、役職員の情報セキュリティ意識の向上及び啓発に取り組んだ。 加えて、2024年度以降に更改予定の次期情報システム基盤・ネットワークの要件定義において、ゼロトラスト・セキュリティの考えに基づくセキュリティ対策を検討し、情報漏洩、不正アクセスやサイバー攻撃等への対策強化を進めた。 なお、会計検査院による2020年度決算検査報告においては機構に関係する指摘はなかったが、今後、会計検査で指摘された事項については適切に対応していく。	定量指標を達成し、年度計画において予定されていた取組を着実に実施していることから、年度計画における所期の目標の達成が得られていると認め、「B」評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 2017年度に発生した予算執行管理問題を過去のものとせず、引き続き機構内のリスク管理強化に取り組まれたい。情報セキュリティ対策強化の必要性や、サイバー攻撃への対処を踏まえ、次期情報システム基盤の強化を含め、情報セキュリティに係る技術的対策の充実を図ることを期待する。 ＜その他事項＞　（有識者からの意見聴取等） ・相談ルート（外部通報・内部通報）に関して、海外拠点含めた機構職員による活用の現状の概要について、より一層風とおしの良い組織を目指すために、言及していくことを検討されてはどうだろうか。 ・通報者が信頼し、安心して意見を言えるスピーク・アップ制度の構築、周知徹底と活用促進は内部統制の最後の砦として重要であると理解する。内部通報制度の運用状況、運用実績が低い場合（ゼロ件で良かったということにはならない）の対応、相談内容そのものへの対応含めて、簡潔で分かりやすいメッシュを設定し、「業務実績等報告書」の中でシェアいただくことを検討されてみてはどうかと思う。

	情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、組織内のデジタルトランスフォーメーション（DX）推進を実現するためクラウドサービス等も含めた情報セキュリティ対策の拡充を図る。	準群」等を踏まえて情報セキュリティ管理規程等の改定を行うとともに、情報セキュリティ対策推進計画を策定・実施し、情報セキュリティに係る組織的対応能力の強化に取り組む。PDCAサイクルに基づき情報セキュリティ対策推進計画を毎年度レビューして情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、組織内のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進を実現するためクラウドサービス等も含めた情報セキュリティ対策の拡充を図る。	実施する。 エ　機構内及び外部からの情報伝達体制の確保 ・内部及び外部通報制度を適切に運用し、通報に対して迅速・適切に対処する。 オ　情報セキュリティへの対応 ・情報セキュリティに関しては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和3年度版）を踏まえて改正した情報セキュリティ管理規程等に基づき、情報セキュリティ対策推進計画を見直すとともに、情報セキュリティに係る組織的対応能力の強化に取り組む。組織内のDXを推進するため、次期情報システム基盤・ネットワークの要件定義作業においてサイバー攻撃等の情報セキュリティリスクに対する技術的対策の充実について検討を進める。		点監査（インドネシア事務所、タイ事務所、ベトナム事務所、パキスタン事務所、ケニア事務所）を実施した。 • 特定テーマ監査：市場リスク管理（有償資金協力勘定）、国内拠点事業推進態勢をテーマとした監査を実施した。 **（2）事業上の課題及び対応方針** 組織内外の事業環境の変化によるリスクを踏まえて監査を実施する。 **No.14-4 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保** **（1）業務実績** ○　外部通報：外部通報窓口及び不正情報に係る相談窓口を通じた通報について、公益通報者保護法の趣旨に基づき通報者の保護を図りつつ、関係規程に基づき通報内容に応じて適切に対処した。 ○　内部通報：内部通報受付管理者を置き、内部通報専用メールアドレス、専用ポスト、郵送等を通じて内部通報を受け付ける制度を設けている。内部通報の制度案内（日本語及び英語）を備え、機構内ポータルサイトへの掲載、機構内の研修や赴任前研修、各種配布物への掲載、機構の契約先への配布等を通じて、機構関係者及び機構の契約先に内部通報制度を周知した。また、通報があった場合には、公益通報者保護法の趣旨に基づき通報者の保護を図りつつ、関係規程に基づき通報内容に応じて適切に対処した。 ○　性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント（SEAH）に関する取組の強化：SEAHについて、機構の事業を実施する中で被害を受けた者又は被害を見聞きした者が、情報を機構に伝達する窓口を運用するとともに、得られた情報に基づき、適切に対応した。主として機構との法人契約受注者等を対象とした団体の会合において、ハラスメントの撲滅について発表を行い、SEAH防止への協力を呼び掛けるなどして、上記の窓口の周知に努めた。 **（2）事業上の課題及び対応方針** 引き続き、違法行為等の早期発見及び是正、機構の業務運営の公正性の確保のため内部通報及び外部通報制度の適切な運用を図り、通報に対して迅速・適切に対処する。 **No.14-5 情報セキュリティへの対応** **（1）業務実績** ○　本部部署・拠点（海外拠点及び国内拠点）で実施したリスクの自己点検から、コロナ禍において高まっているリスク項目及び傾向を洗い出し、機構全体が抱えるリスクの分析を行った。 ○　上記分析結果を踏まえ、情報セキュリティ関連リスクの傾向に即した「情報セキュリティ・個人情報保護研修」や標的型攻撃メール訓練を実施し、コロナ禍における執務環境の変化等を踏まえた事故の防止に向けて、職員の情報セキュリティ意識の向上及び啓発に取り組んだ。 ○　2024年度以降に更改予定の次期情報システム基盤・ネットワークの要件定義		

					において、ゼロトラスト・セキュリティの考えに基づくセキュリティ対策を検討し、情報漏洩、不正アクセスやサイバー攻撃等への対策強化を進めた。 ○　「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の令和3年度版定着に向けた執務参考資料の作成を実施した。 ○　外部委託における情報セキュリティ対策が政府統一基準に準拠して行われるよう、関連する契約書に付加する特約条項を策定した。 ○　EU「一般データ保護規則」（GDPR）に基づき、EU域内拠点と本部を含む域外拠点の間でのデータ移転に必要となる標準契約条項（SCC）について、2021年に欧州委員会が決定した新たなSCC雛形に合わせ更新した。 **（2）事業上の課題及び対応方針** ウィズコロナ、ポストコロナでの執務環境における情報セキュリティ対策強化の必要性や、サイバー攻撃による被害発生リスクの高まりを踏まえ、次期情報システム基盤やネットワークの設計・構築を通じ、情報セキュリティに係る技術的対策の充実を図る。		

４．その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
No.15	組織力強化に向けた人事		
当該項目の重要度、困難度	【困難度：高】法人の部長相当職及び課長相当職については、各役職に占める女性の割合を令和 7 年度末までに 18%とする成果目標を掲げている。JICA の目標値は 27%と同計画の目標値と比して 1.5 倍であり、第 4 期よりさらに差を大きく設定していることから、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 5 年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

２．主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値（目標値）	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
【指標 15-1】女性管理職比率 *	27%（2026 年度末）	-	-	-	-	-	-	

*本指標は年度ごとの目標値の設定及びそれに基づく評価は行わず、第 5 期中期目標期間全体を通した目標値の達成状況を測ることとしている。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
7.（2）組織力強化に向けた人事 機構で働く一人ひとりが開発協力のプロフェッショナルとして、各々の能力を最大限に発揮することで組織目標を達成するため、全体最適を目指した適材適所な人事	12.（2）組織力強化に向けた人事 機構で働く一人ひとりが開発協力のプロフェッショナルとして潜在的な力を主体的かつ最大限に発揮し、生産性向上等を通じて業務の質の向上を図るための人事施策を推進する。具体的には、全体最適を目指した適材適所な人事配置、女性職員がより一	11.（2）組織力強化に向けた人事 ・機構で働く一人ひとりが各々の能力を最大限に発揮することで組織目標を達成するため、全体最適を目指した適材適所な人事を行う。また、女性職員がより一層指導的な役割を担い活躍できる環境の整備を含めた各種の人事施策を実施する。さらに、業務内容の高度化・多様化に対応する力を高めるべく、人材確保に取り組むとともに、職員が自身の関	＜主な定量的指標＞ （定量的指標及び実績は 1.①参照） ＜その他の指標＞ 1.①に掲げたもののほか、特になし ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞ **(1)　業務実績** ◎　**女性職員の活躍促進【①③】** • 女性管理職割合の目標達成：2020 年度末時点 20.5%に続き、2021 年度末時点で 22.2%、2022 年度末時点で 23.2%を達成した。 • 育児介護セミナーやワークライフバランスメンターとの座談会などを実施。また、ファミリーデー（職場訪問）を実施促進しながら、職場環境の向上に取り組んだ。 ◎　**職員の自律的な能力開発・キャリア開発【②③】** • 社内研修コンテンツのオンデマンド化・英語化を推進し、職員がいつでも学べる環境を整備中。相互の学び合いの文化醸成のため、業務にとって有益な知識・スキルを有している職員が個人の発意で行う研修を導入した。 • 若手・中堅職員の能力開発の機会の提供のため、博士号・修士号の取得を目的とした国内・海外研修を継続した（2022 年度は 15 人派遣）。ナレッジマネジメントの推進のため、修士課程修了者による報告会開催、出向経験者による経験共有セミナーを開催した（計 17 回）。 • 職員の主体的なキャリア開発を支援すべく、社内公募ポストを拡充した（2022 年度は 50 件以上を実施）。また、所属部署	＜評定と根拠＞ 評定：A 根拠：困難度が高いと設定されている中、以下 4. 業務実績のとおり、年度計画に対して質的な成果や成果の最大化に向けた取組で所定の成果を上げていることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。 ＜課題と対応＞ （1）前年度評価時指摘事項 上記評価を踏まえ、職員の働きがいについて引き続き高い水準を保つため、働き方改革や職員のキャリア形成支援を更に推進することを期待する。 また、第5次男女共同参画基本計画においては、独立行政法人、特殊法人及び認可法人における役職員の各役職段階に占める女性の割合について、令和 7（2025）年度末までに、部長相当職及び課長相当職を18%、役員	評定　A ＜評定に至った理由＞ （定量的実績） 【指標 15-1】女性管理職比率（27%（2026 年度末時点））。年度毎の目標値の設定及びそれに基づく評価は行わず、第 5 期中期目標期間全体を通した目標値の達成状況を測ることとしている。 （定性的実績） 年度計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。 ・女性管理職割合の目標達成として、2020 年度末時点 20.5%に続き、2021 年度末時点で 22.2%、2022 年度末時点で 23.2%を達成し、女性職員の活躍を促進した。 ・職員の自律的な能力開発・キャリア開発として、社内研修コンテンツのオンデマンド化・英語化や、相互の学び合いの文化醸成の取組を推進した。若手・中堅職員の能力開発の機会の提供のため、博士号・修士号の取得を目的とした

	を行う。また、女性職員がより一層指導的な役割を担い活躍できる環境の整備を含めた各種の人事施策を実施する。更に、業務内容の高度化・多様化に対応する力を高めるべく、人材確保に取り組むとともに、職員が自身の関心・適性に応じて自律的に能力強化を行える環境を整備し、キャリア開発の機会を拡大する。	層指導的な役割を担い活躍できる環境の整備や、現地職員・有期雇用職制・高年齢者も含めた多様な人材の活用に引き続き取り組むとともに、外部人材との協働促進、健康管理の強化、新たな働き方の促進・定着支援、コミュニケーションの活性化や人材育成の強化等に向けた制度設計と運用の徹底、執務環境の整備等を行う。 また、業務内容の高度化・多様化に対応するために、他機関への出向や社内公募等による自律的なキャリア開発機会の拡大や、研修体系の整備・拡充による能力強化機会の拡大を通じ、職員の専門性の強化及び中核的人材の育成	心・適性に応じて自律的に能力強化を行える環境を整備し、キャリア開発の機会を拡大する。 ・特に、人事制度の見直しの中で新たに設定する人材像及びそれに基づく評価制度について、着実な運用を行い定着を図るほか、自律的なキャリア開発のための公募ポスト拡充に取り組む。また、有期雇用職制について、優秀な人材の確保、早期戦力化、適切な雇用・労務管理の徹底に取り組むほか、コロナ禍の経験を踏まえ、職員等の自律的な健康管理能力向上のための支援にも取り組む。		以外の業務に従事できる機会の拡充に努め、機構内インターン制度を継続して実施した（2022 年度は 14 件 22 人実施）。 • 職員のキャリア形成と他機関等との連携促進のため、国際機関、省庁、大学、自治体等への職員派遣を継続した。その中で、地方創生や日本国内での SDGs 推進に資する日本民間公益活動連携機構への出向や、課題専門性強化のための大学への新規出向等、経営課題に即した出向ポストを開拓した。 • 職員提案型の実務経験型専門研修を新規で 2 件実施し、国際機関や海外・国内の民間企業等外部組織での研鑽機会を提供した。 ◎ **組織の働きがい強化【③】** • 上記のような取組の結果、機構が毎年実施している職員等意識定点調査における機構が働きがいのある組織かを問う設問において、評価点 5 点中 3.96 となった。2021 年度（3.88）から向上しており、ベンチマーク（3.10）との比較においても高い数値を維持した。 ○ 適材適所な人員配置 • 人事部から全部門に対するヒアリングを実施し、各部門のニーズと実態を把握した。また、例年全職員が人事部に対し、人事異動等に関する意向調書を提出しており、かかる情報を踏まえ、全体最適を目指した人員配置を検討した。 ○ 有期雇用職制の制度整備 • 有期雇用者の就業規則と給与関連規程の改正を実施し、労務管理事務及び給与・社会保険事務の効率化と事務リスクの低減を図った。また、左記に合わせ、有期雇用者の募集選考業務を人事部へ集約し、社内の事務負担軽減と効率化を図った。 • 新規入構者の早期定着・戦力化支援のオンボーディング支援を強化している。具体的には、入構前学習コンテンツの提供、入構時オリエンテーションの拡充、有期職制向けメンター制度の試行等を実施した。 • 優秀な人材確保のための採用を強化した結果、新卒・社採・内部登用により 3 年連続（2020～2022 年度）で 100 名超の採用を実現した。 ○ ワークライフバランス及び職員等の健康管理 • 在宅勤務制度の試行的運用、組織内の意見交換を踏まえて、在宅勤務制度を見直し、関連通知を改正した。 • 長時間時間外労働者・休日労働者について、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等に則り、過重労働による健康障害防止を	を20％とする成果目標を掲げているところ、また機構の第5期中期目標では2026年度末までに27％とする目標を掲げており、これらを踏まえ更なる取組を期待する。 （2）対応 上記4.（1）業務実績に記載のとおり、様々な施策を実施した結果、職員等意識定点調査において、機構が働きがいのある組織かどうかを問う設問に対する回答で高い数値を得られた。 また、女性管理職比率は 2022 年度末で 23.2％となり、中期目標における定量指標の目標値の達成に向け進捗している。特に、役員の女性比率は 30.8%となり、役員のみに絞ると中期目標の目標値を達成済み。	国内・海外研修を継続した（2022 年度は 15 人派遣）。職員の主体的なキャリア開発のため、社内公募ポストを拡充し（2022 年度は 50 件以上を実施）、加えて、所属部署以外の業務に従事できる機会の拡充に努めた（2022 年度は 14 件 22 人実施）。職員提案型の実務経験型専門研修を新規で 2 件実施し、国際機関や海外・国内の民間企業等外部組織での研鑽機会を提供したなど、職員の自律的な能力開発・キャリア開発を推進した。 ・機構が毎年実施している職員等意識定点調査における機構が働きがいのある組織かを問う設問において、評価点 5 点中 3.96 となった。2021 年度（3.88）から向上しており、ベンチマーク（3.10）との比較においても高い数値を維持し、組織の働きがい強化に努めた。 （結論） 以上により、年度計画において予定されていた取組を着実に実施しているほか特筆すべき定性的な成果が多数見られること、それら成果を目標において困難度「高」とされた項目において達成していることから、中期目標における所期の目標を上回る成果が見込まれていると認め、「A」評価とする。 具体的には、政府が進める女性管理職割合の目標達成に向け、昨年度を上回る成果を達成し、女性職員の活躍を促進した。職員の自律的なキャリア開発として職員提案型の実務経験型専門研修の実施など具体的な取組を推進した。また、職員の主体的なキャリア開発に向けた取組を展開するとともに、国際機関や地方自治体を含め、多層的な人事交流を行った。 ＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等） ・女性職員の活躍推進、職員の自律的な能力開発・キャリア開発、エンゲージメント・サーベイ（3.1 のベンチマーク数値に比し、前年度 3.88 から 3.96 とした）の結果からも、組織力強化に向けた打ち手をひとつひとつ打たれているものと了解した。 一方、NS（National Staff）に関しては、組織

		を行う。			目的として、人事部健康管理室から本人に連絡し、必要に応じて産業医による面談を行っている。これに加え、長時間の残業が発生している職員等の上司宛てに、人事部から直接就業環境の改善を求めるほか、役員・部門長にリストを共有し、長時間労働削減に向けた部門内の意見交換を促進した。 • **就業規則を改正し、パワーハラスメントや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントに関する規定を見直した。加えて、各種社内研修でハラスメント防止に関する講義を継続しているほか、部門ごとへのハラスメント防止セミナーを実施した。**引き続き男性の育児参画を積極的に推奨し、男性の育児休業取得者数は、2010 年度以降累計 82 名となった。 **(2) 事業上の課題及び対応方針** 高度化・複雑化する諸課題に適切に対応するために、人材の確保・育成・能力開発と、主体的なキャリア開発につながる施策を継続実施するとともに、職員を含む国際協力人材の能力強化・確保の施策を引き続き実施する。併せて、ワークライフバランス向上やハラスメント撲滅等の観点から、職場環境の維持・向上に引き続き取り組む。		体制・基盤強化のところで、NS 能力強化タスクフォース設置とある。NS 人材のさらなる育成・登用・retain、活躍の場をいかにもうけていくのか、機構職員 1,955 人との一体感ある共創をいかに実現させていくのか、この点の記述は組織力強化に向けては今後ますます必要になってくるのではないだろうか。 ・女性職員の活躍促進は、ここ数年、目標を上回り、大きな成果をあげており、評価できる。さらに目標を高くし、「女性職員の活動促進」という項目自体がなくなるような取り組みを期待したい。また同時に女性職員のメンタルヘルス、健康課題へのケア、サポートも、不十分な点があれば、一層強化すべきである。 ・全体に言えることだが、組織は人である。コロンボプランに参加して 70 年あまり、変化する国際協力のあり方に合わせた、総合的な JICA の組織力強化、その基となる人材の育成にもっと力を入れるべきではないか。 ・今、日本の国際協力の求められているのは、NGO も含めて、必要とされる、世界に通じる「専門力」の強化である。JICA 職員が管理業務に時間とエネルギーを割かれ、本来必要とする、専門力を身に着けられるキャリア形成になっていない。JICA だけで人材を完結する必用はないが、日本全体として「専門力」を担保できる状態が重要であり、その中心に JICA 内部でも「専門人材」の育成と共に、日本の「専門力」をマネージできる人材が重要である。

４．その他参考情報
特になし。

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
No.16	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和５年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

２．主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値（目標値）	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
なし	8. 一般勘定 630 億円、有償資金協力勘定2,900億円 理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受入等が 3 か月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、国際協力機構債券発行時のつなぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。	7. 短期借入金の限度額 一般勘定630億円、有償資金協力勘定4,700億円 【理由】 一般勘定については、国からの運営費交付金の受入等が 3 か月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、国際協力機構債券発行時のつなぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。	-	＜主要な業務実績＞ • 一般勘定については、短期借入金の実績はない。 • 有償資金協力勘定については、2022年度内は限度額の範囲内において短期資金のギャップに対応するため2022年4月に596億円、8月に643億円、10月に926億円、12月に2.32億ドル（321億円相当）の借入を行い、いずれも年度内に返済した。	-	評定	-
						-	

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報
特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
No.17	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和５年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

２．主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （目標値）	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
なし	9. 該当なし。	該当なし	-	-	-	評定	-
						-	

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報
特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
No.18	前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和５年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

２．主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値（目標値）	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
なし	10.	該当なし	－	－	－	評定	－
						－	

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報
特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
No.19	剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）		
当該項目の重要度、困難度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和５年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（目標値）	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	なし	11.	年度計画 10. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。） 剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の削減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。	－	＜主要な業務実績＞ 「独立行政法人通則法」第44条第3項により中期計画で定める使途に充てることができる剰余金（目的積立金）はない。	－	評定	－
							－	

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報
特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
No.20	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和５年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （目標値）	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	なし	12.(1)	年度計画 11.(1) 施設及び設備に関する計画 横浜センターでの大規模改修工事のほか複数の国内拠点において整備工事を実施する。また、国内の施設整備実施体制を強化するため、施設整備関連の調達・契約制度の改善、施設整備情報基盤の整備、実施体制等の見直しを実施する。	－	＜主要な業務実績＞ 国内施設の老朽化対策として、JICA市ヶ谷ビル及び東京センターの外壁・屋上等改修工事、北海道センター（帯広）及び中部センターの外壁・屋上等改修工事に係る設計業務を施設整備費補助金により実施した。 また、国内施設整備実施体制を強化するため、設計・監理業務用の総合評価落札方式の導入等、調達・契約制度の整備を実施したほか、横浜センター及び沖縄センターの施設整備業務の一部を本部に移管し、実施体制の強化を進めた。	－	評定	－
							－	

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報
特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
No.21	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項 （機構法第 31 条第 1 項及び法附則第 4 条第 1 項）		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 5 年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

２．主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （目標値）	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
なし	12.（3）	年度計画 11.（3）積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「機構法」という。）第 31 条第 1 項及び附則第 4 条第 1 項） 前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第44条の整理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約及び前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる（有償資金協力業務を除く）。前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。	－	＜主要な業務実績＞ ・ 第 4 期中期目標期間の最終事業年度の積立金（847 億円）のうち656億円について、前中期目標期間繰越積立金として、やむを得ない事由により第4期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源に充当することが2022年6月に主務大臣に承認された。2022年度は2021年度予算で契約した業務の経過勘定等の損益影響額や2022年度支出分等に492.2億円を充当し、前中期目標期間繰越積立金の残高は163.9億円となった。なお、第4期の前中期目標期間繰越積立金の残高（190.9億円）は同年7月に国庫納付を完了した。 ・ 第4 期中期目標期間中に回収した債権又は資金（2.5億円）は、全額を2022年7月に国庫納付した。	－	評定　－ －

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報
特になし。